

令和7年度第2回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会 次第

令和7年11月6日（木）
午後2時～午後4時
世田谷イーグレットホール集会室

1 開会

2 諮問

「(仮称)第三次男女共同参画プラン」の策定にあたっての考え方について

3 議事

【協議事項】

- (1) 「(仮称)第三次男女共同参画プラン」の検討について・・・資料1-1 資料1-2 資料1-3
- (2) ジェンダー統計の取得・活用に向けた検討について・・・・・・・・・・・・・・・・資料2
- (3) 令和8年度「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」及び「ヒアリング調査」の実施について（予定）・・・・・・・・・・・・・・・・資料3-1 資料3-2 資料3-3

【報告事項】

「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」の集計結果（速報値）について・・・資料4

【情報提供】

- (1) パートナーシップ宣誓10周年記念事業について・・・・・・・・・・・・・・・・資料5
- (2) 生理用品の区施設への設置について・・・・・・・・・・・・・・・・資料6
- (3) 世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画令和6年度取組み状況報告書・・・資料7
- (4) 世田谷区第二次多文化共生プラン令和6年度取組み状況報告書・・・・・・・・資料8
- (5) 犯罪被害者支援にかかる中学生向けパンフレット
- (6) パートナーシップ宣誓10周年パンフレット「宣誓で紡ぐ幸せのカタチ」
- (7) 性的マイノリティ理解促進パンフレット「性の多様性 HANDBOOK」

4 その他

5 閉会

◆今後の予定

- 第4回男女共同参画推進部会・・・・・・・・・・・・・・・・令和8年1月下旬～2月上旬頃
- 第3回男女共同参画・多文化共生推進審議会・・・・・・・・令和8年2月中旬頃

【事務局】

世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画課

「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」の策定について

1 主旨

区は、平成29年3月に平成29年度から令和8年度までの10年間の計画期間とした「世田谷区第二次男女共同参画プラン」を策定した。その後、社会情勢等の変化を踏まえ見直しを行った「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画(計画期間:令和4年度～令和8年度)」に基づき、施策の推進に取り組んでいる。

令和8年度に現行プランが期間満了を迎えるにあたり、この10年間の社会情勢の推移について十分な分析を通じて、社会的課題やニーズを的確に捉え、令和9年度からの新たな計画「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」(以下、「新プラン」という。)を策定する。

2 新プランの位置づけ

- ・男女共同参画社会基本法第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」という。)第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に定める「市町村推進計画」
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援法)第8条第3項に規定する「市町村推進計画」

3 新プランの方向性について

- (1)次期世田谷区基本構想が概ね20年で更新されることや次期基本計画、実施計画が令和14年度から開始となることを踏まえ、これと整合を図ることから、新プランの計画期間は令和9年度から令和13年度の5年間とする。
- (2)「世田谷区第二次男女共同参画プラン」策定以降の10年間の法律、計画や方針などの制定・改正、男女共同参画に関する考え方の遷移を踏まえた、新たな体系や施策を検討する。
- (3)国の「第5次男女共同参画基本計画」(令和3年度～令和7年度末)、「第6次男女共同参画基本計画(策定に向け検討中)」(令和8年度～)、都の「東京都男女平等参画推進総合計画(令和4年度～令和8年度)」と区の関連計画との整合を図る。
- (4)区が令和6年度に実施した「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」、今年度実施する「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」や「職員の男女共同参画に関する意識調査」等の調査結果を基礎資料とし、検討していく。
- (5)客観的な根拠に基づくジェンダー平等推進施策の立案に向け、各様式等における性別欄の取り扱いについて検討を行い、ジェンダー統計の取得・活用に関する方向性を示す。

4 検討体制

(1)世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会

①「新プラン策定にあたっての考え方」について、区長から審議会へ諮問し、審議会から考え方の答申を受ける。

②審議会での審議内容に向けては、男女共同参画推進部会において具体的な検討を行う。

(2)庁内の検討体制

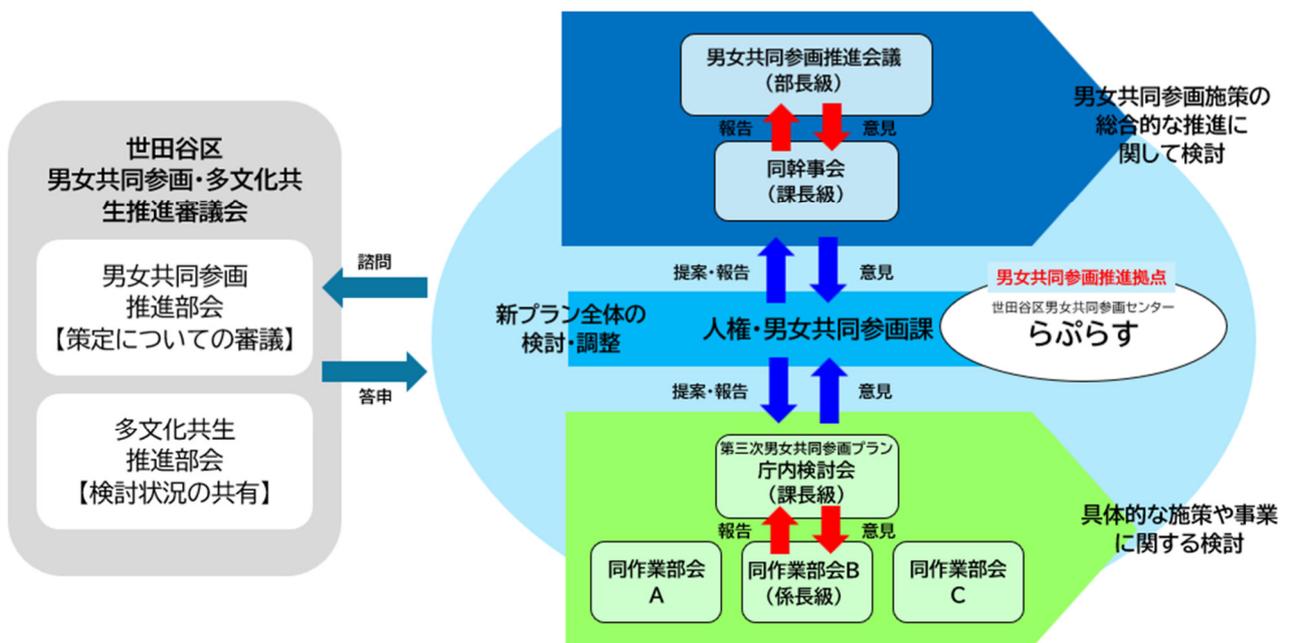
①世田谷区男女共同参画推進会議(部長級)

②世田谷区男女共同参画推進会議幹事会(課長級)

③庁内検討会(施策関係課長級)

④作業部会(施策関係課係長級)

【参考:プラン検討体制】



5 策定スケジュール(予定)

- | | | |
|------|--------|---|
| 令和7年 | 8月 | 区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査 |
| | 11月 | 男女共同参画・多文化共生推進審議会への諮問(「計画策定にあたっての考え方」について) |
| 令和8年 | 4月 | 区民生活常任委員会報告(計画骨子) |
| | 9月 | 区民生活常任委員会報告(計画素案) |
| | 9月~10月 | 計画案に関するパブリックコメントの実施(シンポジウム実施予定) |
| | 11月 | 男女共同参画・多文化共生推進審議会からの答申(「計画策定にあたっての考え方」について) |
| | 2月 | 区民生活常任委員会報告(計画案) |
| 令和9年 | 3月 | 「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」策定 |

参考 令和7年度第1回作業部会グループ

A 家事、育児、介護等に関する支援関連

「基本目標Ⅰ男女共同参画の総合的推進による自分らしい生き方の実現」の「3家事、育児、介護等のケアをともに支えるための支援」に関連し、主に子育てや育児に関連するサービスや介護サービス等の事業の位置付けについて検討する。

B 地域活動等への社会参画

「基本目標Ⅰ男女共同参画の総合的推進による自分らしい生き方の実現」の「2性別にとらわれないライフデザインの実現に向けた普及・啓発」、「推進体制」の「方策3推進体制の整備・強化」に関連し、主に社会参加を促していく事業について、検討していく。

C DVや性犯罪被害の防止及び被害者支援・困難を抱える女性への支援関連

「基本目標Ⅱ尊厳が守られ安全・安心な生活を送るための支援と体制の構築」に関して全般的に検討していく。庁内連携を円滑に図るための体制も視野に入れ、位置付ける事業を検討していく。

D 多様な主体への働きかけ

基本目標Ⅰ～Ⅲのオールジャンルで、事業のアウトプット先の主体ごとにチームを分けている。

(a) 子ども・若者関連

基本目標Ⅰ～Ⅲを達成するための子ども、若者、保護者に対する周知・啓発や直接的な支援について検討する。

(b) 区職員・事業者関連

基本目標Ⅰ～Ⅲを達成するための区職員や民間事業者に対する周知・啓発、直接的な支援について検討する。

E ジェンダー主流化を推進するためのジェンダー統計の活用関連

今回新たに位置付ける、庁内におけるジェンダー平等に向けたジェンダー活用について、活用方法や活用して得られた結果の分析などについて、庁内でどのような体制で進めていくかなどについて検討していく。

F 多様な視点を取り入れた災害対策

災害対策分野に女性や性的マイノリティの方の視点を取り込んでいくため、計画のあり方や事業について検討していく。

「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」体系案

資料1-2

第2次男女共同参画プラン後期計画

基本目標	課題・施策
基本目標Ⅰ あらゆる分野における 女性活躍	1 固定的な性別役割分担意識の解消 ①情報提供・啓発活動の充実 ②男女共同参画に関する男性の理解の促進 ③教育分野における啓発 ④家庭や地域における男女平等教育・学習の充実 ⑤職場における男女平等意識の向上 ⑥意識調査による実態の把握と啓発
	2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進 ①事業者に向けた女性の活躍推進のための意識啓発 ②審議会等の女性登用率の向上 ③事業者への支援
	3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援 ①女性の就労・再就職支援 ②女性のキャリア形成、キャリア教育の推進 ③女性が少ない分野への女性の参画支援 ④非正規雇用の女性等への支援
基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの 着実な推進	4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 ①ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及 ②事業者への働きかけと支援 ③多様な働き方の支援 ④男女の育児・介護休業の取得促進 ⑤「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」等による実態の把握と啓発
	5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実 ①保育等の拡充 ②育児に関するサービスの充実 ③子育て世代への支援 ④地域・地区での子育て支援 ⑤介護者への支援 ⑥男性の家事・育児・介護等への参画支援
	6 防災・地域活動等への参画促進 ①防災・災害復興の分野への女性の参画促進 ②地域活動への参画支援 ③地域活動における女性リーダーの育成支援 ④男性の地域活動への参画支援 ⑤高齢者の社会参画の促進

(仮称)第3次男女共同参画プラン(修正案2)※第3回部会後修正

基本目標	課題・施策
基本目標Ⅰ 男女共同参画の 総合的な推進	推進の方向性 ジェンダー平等の推進 ジェンダー統計を収集・活用するとともに、あらゆる分野において ジェンダーの視点(男性、女性、性的マイノリティなど)を取り入れ、施策を展開していく = 世田谷版ジェンダー主流化
	1 男女共同参画の意識醸成 1- 固定的な性別役割分担意識の解消 ①情報提供・啓発活動の充実 ②男女共同参画に関する男性の理解の促進 ③教育分野における啓発 ④家庭や地域における男女平等教育・学習の充実 ⑤職場における男女平等意識の向上 ⑥意識調査による実態の把握と啓発(新方策1へ内包) 【新規】若い世代向けの広報・啓発
	2 性別にとらわれないライフデザインの実現に向けた普及・啓発 4- ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 【内包】防災・地域活動等への参加促進 ①ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及 ②事業者への働きかけと支援(新課題3へ) ③多様な働き方の支援 ④男女の育児・介護休業の取得促進(新課題3へ) ⑤「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」等による実態の把握と啓発(新課題3へ) 【内包】地域活動への参画支援 【内包】高齢者の社会参画の促進 【新規】教育分野における啓発 【新規】キャリア教育との連携・ロールモデルの提示 【新規】若い世代向けの広報・啓発
	3 家事、育児、介護等のケアをともに支えるための支援 5- 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実 ①保育等の拡充 ②育児に関するサービスの充実 ③子育て世代への支援 ④地域・地区での子育て支援 ⑤介護者への支援 ⑥男性の家事・育児・介護等への参画支援 【新課題2から移動】事業者への働きかけと支援 【新課題2から移動】男女の育児・介護休業の取得促進
	4 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進 2- 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進 【内包】防災・地域活動等への参加促進 ①事業者に向けた女性の活躍推進のための意識啓発 ②審議会等の女性登用率の向上 ③事業者への支援 【新規】デジタル分野における女性活躍に向けた支援 【新規】女性リーダー・ロールモデルの育成 【内包】地域防災計画検討過程への女性の参画 【内包】地域活動における女性リーダーの育成支援
	5 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援 3- 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援 ①女性の就労・再就職支援 ②女性のキャリア形成、キャリア教育の推進 ③女性が少ない分野への女性の参画支援 ④非正規雇用の女性等への支援 【新課題4から移動】デジタル分野における女性のキャリア支援
6 男女共同参画センター「らぶらす」の機能の充実 方策1- 男女共同参画センター「らぶらす」の機能の充実 ①地域と共に男女共同参画を推進するための仕組みの強化と体制の充実 ②区民・団体・地域の支援者が主体となった多様な交流の場・機会の充実 ③地域との連携・利用促進のための情報発信の強化 ④講座・研修、情報収集・提供、相談機能の横断的展開	

(仮称)第3次男女共同参画プラン(修正案4)

基本目標	課題・施策
基本目標Ⅰ 男女共同参画の総合的 推進による自分らしい 生き方の実現 に向けた推進	推進の方向性 ジェンダー平等の推進 ジェンダー統計を収集・活用するとともに、あらゆる分野において ジェンダーの視点(男性、女性、性的マイノリティなど)を取り入れ、施策を展開していく = 世田谷版ジェンダー主流化
	1 男女共同参画の意識醸成 ワーク・ライフ・バランスに関する周知・啓発も含める ①男女共同参画に関する周知・啓発【区民】 ②若年層への広報・啓発【子ども/若者/保護者/教職員】 ③事業者への広報・啓発【事業者】
	2 性別にとらわれないライフデザイン実現の推進 ①家事、育児、介護等のケアをともに支えるための支援【区民】 ②多様な働き方の支援【区民】 ③地域活動への促進【区民】 ④若年層へのキャリア教育とロールモデルの提示【子ども/若者/保護者/職員】 ⑤事業者への働きかけと支援【事業者】
	3 家事、育児、介護等のケアをともに支えるための支援 ①保育等の拡充【区民】 ②育児に関するサービスの充実【区民】 ③子育て世代への支援【区民】 ④地域・地区での子育て支援【区民】 ⑤介護者への支援【区民】 ⑥事業者への働きかけと支援【事業者】
	3 女性の活躍推進と就労に向けた支援 ①地域や防災分野における女性の参画【区民】 ②女性の就労支援【区民】 ③事業者の取組みへの支援【事業者】
基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの 着実な推進	5 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援 ①女性のキャリア形成・就労【区民】 ②デジタル分野における女性のキャリア支援【区民】
	4 男女共同参画センター「らぶらす」の機能の充実 ①地域と共に男女共同参画を推進するための仕組みの強化と体制の充実 ②区民・団体・地域の支援者が主体となった多様な交流の場・機会の充実 ③地域との連携・利用促進のための情報発信の強化 ④講座・研修、情報収集・提供、相談機能の横断的展開

様々な主体への
意識啓発

個人の選択を
尊重するための支援

女性のリーダー・ロールモ
デルの育成を含める

2へ統合

ジェンダーギャップ
の解消

3へ統合

ワーク・ライフ・バ
ランスに関する周知・
啓発も含める

基本目標Ⅰ
男女共同参画の総合的
推進による自分らしい
生き方の実現
に向けた推進

男性に特化した項目
を検討中

ジェンダーギャップ
の解消

第2次男女共同参画プラン後期計画

基本目標	課題・施策
基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない社会の構築	7 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援の充実 ①暴力の未然防止と早期発見 ②相談体制の充実 ③被害者の安全確保と体制整備 ④被害者支援の充実 ⑤被害者の中長期的支援(生活再建の支援) ⑥被害者の子どもへの支援 ⑦支援体制の充実と関係機関との連携強化 ⑧高齢者、障害者、外国人の被害者への支援 ⑨男性、性的マイノリティの被害者への支援 ⑩DV被害者支援と児童虐待防止の連携強化
	8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実 ①性犯罪・性暴力被害者への区の支援 ②国や東京都の施策との連携
	9 暴力を容認しない意識づくり ①人権尊重と暴力防止の意識づくり ②学校における人権教育の推進 ③性暴力・ストーカー行為等暴力防止の意識づくり ④職場等におけるハラスメントの防止

(仮称)第3次男女共同参画プラン(修正案)※第2回部会反映

基本目標	課題・施策
基本目標Ⅱ 尊厳が守られ 安全・安心な生活を送るための支援と体制の構築	7 暴力やハラスメント防止の啓発 9 暴力を容認しない意識づくり ①人権尊重と暴力防止の意識づくり ②学校における人権教育の推進 ③性暴力・ストーカー行為等暴力防止の意識づくり ④職場等におけるハラスメントの防止 【新規】若年層のメディア・リテラシー向上のための啓発
	8 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援の充実 7 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援の充実 ①暴力の未然防止と早期発見 ②相談体制の充実 ③被害者の安全確保と体制整備 ④被害者支援の充実 ⑤被害者の中長期的支援(生活再建の支援) ⑥被害者の子どもへの支援 ⑦支援体制の充実と関係機関との連携強化 ⑧高齢者、障害者、外国人の被害者への支援 ⑨男性、性的マイノリティの被害者への支援 ⑩DV被害者支援と児童虐待防止の連携強化
	9 困難な問題を抱える女性への安全確保と自立に向けた支援 ①女性相談 ②女性相談支援員の処遇改善 ③民間連携 ④国や東京都の施策との連携
	10 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実 8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実 ①性犯罪・性暴力被害者への区の支援 ②国や東京都の施策との連携
	11 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり ①ひとり親家庭への相談・情報提供の充実 ②ひとり親家庭の親への就労支援 ③ひとり親家庭への生活支援 ④ひとり親家庭の子どもへの支援
	11 多様な性や性差・年代によることからの理解促進 12 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援 【新課題12から移動】区民や事業者の性的マイノリティへの理解の促進 【新課題12から移動】区職員・教育分野等における理解促進 【移動】年代に応じた性教育の普及
10 性差に応じたことと身体への健康支援支援 ①疾病予防、健康づくりの推進 ②こころの健康対策 ③親子の健康支援 ④年代に応じた性教育の普及	
基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築	11 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり ①ひとり親家庭への相談・情報提供の充実 ②ひとり親家庭の親への就労支援 ③ひとり親家庭への生活支援 ④ひとり親家庭の子どもへの支援
	12 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援 ①就労・災害時における性的マイノリティへの支援 ②区民や事業者の性的マイノリティへの理解の促進 ③同性パートナーシップに関する取組み ④性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備 ⑤区職員・教育分野等における理解促進 ⑥多様な形の家族の支援 【新規】あらゆる分野における配慮の取組みの推進
	11 多様な性や性差・年代によることからの理解促進 12 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援 【新課題12から移動】区民や事業者の性的マイノリティへの理解の促進 【新課題12から移動】区職員・教育分野等における理解促進 【移動】年代に応じた性教育の普及

(仮称)第3次男女共同参画プラン(修正案4)

基本目標	課題・施策
基本目標Ⅱ あらゆる人の 人権や尊厳が 守られる 支援の実施	5 暴力やハラスメント防止の啓発 ① 人権尊重と暴力防止の意識づくり【区民】 ② 若年層への広報・啓発【子ども/若者/職員】 ③ 若年層へのメディア・リテラシー向上のための啓発【子ども/若者/保護者/職員】 ④ 職場等におけるハラスメントの防止【事業者】
	6 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援の充実 ① 相談体制の充実【区民】 ② 被害者の安全確保と体制整備【区民】 ③ 被害者支援の充実【区民】 ④ 被害者の中長期的支援(生活再建の支援)【区民】 ⑤ 被害者の子どもへの支援【区民】 ⑥ 支援体制の充実と関係機関との連携強化【区民】 ⑦ 多様な被害者への支援 ⑧ DV被害者支援と児童虐待防止の連携強化【区民】
	7 困難な問題を抱える女性への安全確保と自立に向けた支援 <新規> ① 女性相談【区民】 ② 女性相談支援員の処遇改善【区民】 ③ 民間連携【区民】 ④ 国や東京都の施策との連携【区民】
	8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実 ① 性犯罪・性暴力被害者への区の支援【区民】 ② 国や東京都の施策との連携【区民】

基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築	10 性差に応じたことと身体への健康支援支援 ①疾病予防、健康づくりの推進 ②こころの健康対策 ③親子の健康支援 ④年代に応じた性教育の普及
	11 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり ①ひとり親家庭への相談・情報提供の充実 ②ひとり親家庭の親への就労支援 ③ひとり親家庭への生活支援 ④ひとり親家庭の子どもへの支援
	12 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援 ①就労・災害時における性的マイノリティへの支援 ②区民や事業者の性的マイノリティへの理解の促進 ③同性パートナーシップに関する取組み ④性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備 ⑤区職員・教育分野等における理解促進 ⑥多様な形の家族の支援

基本目標Ⅲ お互いの多様性や 違いを理解し、 尊重し合える 社会の構築	11 多様な性や性差・年代によることからの理解促進 12 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援 【新課題12から移動】区民や事業者の性的マイノリティへの理解の促進 【新課題12から移動】区職員・教育分野等における理解促進 【移動】年代に応じた性教育の普及
	10 性差に応じたことと身体への健康支援支援 ①疾病予防、健康づくりの推進 ②こころの健康対策 ③親子の健康支援 ④年代に応じた性教育の普及(新課題11へ)
	12 性的マイノリティへの支援の充実 12 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援 ①就労・災害時における性的マイノリティへの支援 ②区民や事業者の性的マイノリティへの理解の促進(新課題11へ移動) ③同性パートナーシップに関する取組み ④性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備 ⑤区職員・教育分野等における理解促進(新課題11へ) ⑥多様な形の家族の支援 【新規】あらゆる分野における配慮の取組みの推進

基本目標Ⅲ お互いの多様性や 違いを理解し、 尊重し合える 社会の構築	9 多様な性や性差・年代によることからの理解促進 ① 多様な性に対する理解促進【区民/事業者】 ② 多様な性に対する若年層への周知・啓発【子ども/若者/保護者/職員】 ③ 年代に応じた性教育の普及【子ども/若者/保護者/職員】
	10 性差に応じたことと身体への健康支援支援 調整中 項目を復活
	11 性的マイノリティへの支援の充実 ① 就労・災害時における性的マイノリティへの支援【区民】 ② パートナーシップ・ファミリーシップに関する取組み【区民】 ③ 性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備【区民】 あらゆる分野における配慮の取組みの推進は「世田谷版ジェンダー主流化」に含める

推進体制	方策1 男女共同参画センター「らぶらす」の機能の充実 ①地域と共に男女共同参画を推進するための仕組みの強化と体制の充実 ②区民・団体・地域の支援者が主体となった多様な交流の場・機会の充実 ③地域との連携・利用促進のための情報発信の強化 ④講座・研修、情報収集・提供、相談機能の横断的展開
	方策2 区職員の男女共同参画推進 ①区職員・教職員の男女平等意識の向上 ②庁内の管理監督的立場への女性の登用 ③区職員の仕事と生活の両立支援
	方策3 推進体制の整備・強化 ①「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づく推進体制の整備 ②国や都、他自治体との連携強化 ③男女共同参画に関わる市民活動団体の育成 ④市民活動団体との連携・協働の推進

推進体制	方策1 庁内におけるジェンダー平等 方策1 庁内におけるジェンダー主流化 ①あらゆる分野におけるジェンダー主流化 ②ジェンダー統計を活用した政策立案
	方策2 区職員の男女共同参画推進 ①区職員・教職員の男女平等意識の向上 ②庁内の管理監督的立場への女性の登用 ③区職員の仕事と生活の両立支援
	方策3 推進体制の整備・強化 ①「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づく推進体制の整備 ②国や都、他自治体との連携強化 ③男女共同参画に関わる市民活動団体の育成 ④市民活動団体との連携・協働の推進

推進体制	方策1 ジェンダー平等推進のための整備・強化 <新規> ① あらゆる分野におけるジェンダー主流化 ② EBPMIに基づくジェンダー統計の活用と政策立案 ③ 庁内推進体制の強化 ④ 審議会等の女性登用率の向上 基本目標Ⅰから移動
	方策2 区職員の男女共同参画推進 ① 区職員・教職員の男女平等意識の向上 ② 庁内の管理監督的立場への女性の登用 ③ 区職員の仕事と生活の両立支援 ④ 区職員の暴力・ハラスメントの防止 ⑤ 区職員の多様な性に対する理解促進とあらゆる分野での取組みの推進
	方策3 様々な視点や連携による施策の充実 ① 「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」におけるフォローアップ ② 国、都や他自治体との連携強化 ③ 男女共同参画に関わる市民活動団体との連携・協力

体系に関するこれまでの部会の意見 (第1・2・3回男女共同参画推進部会でのご意見)

性的マイノリティに対する理解促進に関すること

- ▼「性的マイノリティに対する理解促進」が「多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築」という力強いポジティブな言葉がなくなったことや事業配分も相まって、重要な施策として見えなくなっている。
- ▼「性差に応じたところとからだの理解」と組み合わせ、何か一つ軸を立てるのはどうか。
- ▼基本目標Ⅰの課題の枠組みに「あらゆる分野における性の多様性の包摂」と位置付けるのはどうか。防災や様々な分野においてLGBTQの理解が必要なため、全体に関わるように位置付けるとともに、性的マイノリティが全てに関わるということが明示されていく必要がある。
- ▼庁内連携が難しく、どのような体制で推進していくのか、今後議論していきたい。
- ▼実践と意識啓発に分けるのであれば、「性的マイノリティに対する理解促進」も実践と意識啓発に分けるべき。

性差に応じたところと身体健康支援に関すること

- ▼「性差に応じたところとからだの理解」を基本目標Ⅱに持っていくのはどうか。ただし、この場合、基本目標Ⅱの言い回しは検討する必要がある。
- ▼女性への健康支援として、避妊だけでなく、生理や生理用品、薬などについて、学べて、語り合う場がない。
- ▼男性、女性、セクシュアルマイノリティのニーズに応じた視点を持ち、支援や情報提供などの施策が必要ではないか。

健康支援全般に関すること

- ▼人生100年時代を迎える中、生涯を通じた健康づくりや健康支援などの視点は重要となる。
- ▼更年期障害は、あらゆる性別における健康課題である。
- ▼身体的な差だけでなく、仕事上どのような環境にいるかによっても差が生じるかもしれない。

ケア労働に関すること

- ▼自分自身の力だけでは生活ができない/困難である人に対する義務という点で、個人の仕事と生活の調和を表す「ワーク・ライフ・バランス」とは、別の視点で考える必要がある。
- ▼育児も、介護も、自分の関わる家族だけではなく、地域で周囲の人がちょっと手を貸すような優しさや価値観が醸成されるといい。
- ▼ケア労働は女性が担うのではなく、社会全体、あらゆる人がケアの義務を負うという考え方の転換が必要である。

ライフデザインに関すること

- ▼「誰もが尊厳を持って生きることができるようなライフデザインの多様性」をキーワードに、ライフデザインという観点から施策を整理することで、自分の人生を思い描きやすくなったり、施策が一元的に分かるようになったりする。
- ▼ライフデザインについてのリテラシーや教育が必要ではないか。
- ▼若者の生涯設計に関する教育が必要ではないか。
- ▼自分たちが使えるお金だけではなく時間や無形の資産など、100年ライフにおいては、そのような多様なリソースを活用して自分たちがどう健康的にウェルビーイング高く暮らしていくかということが大事。しかし、自分が持っているリソースをどううまく回していけるのかという知識がないように感じる。経済面だけではなく、ライフデザインの考え方が重要ではないか。

安全・安心な社会の構築に関すること

▼基本目標Ⅱに困難女性が入ることによって、男性の生きづらさが含まれないように見えてしまう。

若年層のメディア・リテラシーに関すること

▼若年層のメディア・リテラシー向上のための啓発については、若者を含め大人たちもどのように巻き込まれていくかという現状を十分に知らないため、そこに向けた施策を展開していくことが分かるような表現にした方がよい。

女性の防災分野への参画促進に関すること

▼「参画促進」といった場合に、被災した現場でどのように対応するかという視点なのか、そこに至るまでの行政側の決定過程に関わる話なのか、もう少し分かるようにした方がよい。

男性の施策に関すること

- ▼男性が直面する課題として、「ミドルエイジクライシス」がある。新たな価値観の構築が必要である。
- ▼仕事の役割を果たすことから先の人生について、どのように生きていくのかという提案のようなものができるとよい。
- ▼男性の支援的な施策も体系の中に位置付けた方がよい。

男女共同参画の推進に関すること

- ▼ジェンダーに関する課題をイノベティブやクリエイティブに解決できるものとして考えていけるのではないか。ポジティブなパワーにあふれた政策、推進体制、対話の場が生まれ、より身近になっていく。
- ▼ジェンダーに関する課題を考えていくことが、自分たちの事業やサービスを良くしていくために有益であると知ってもらおう(経済・商工分野とも連携)。
- ▼学校教育の場、社会教育の場でジェンダーに関する課題に取り組むメリットを考えていくような講座があってもいいかもしれない。
- ▼男女共同参画の将来を担う若者の育成が必要。
- ▼男女共同参画は、人権・男女共同参画課だけでやっていくものではなく、全庁で取り組んでいくものだが、今後、具体的にどのように取組みが浸透していくのかが分からない。評価の方法を丁寧に検討していくべき。

プラン全体に関すること

- ▼「暴力やハラスメントのない社会の構築」とか「多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築」といったポジティブなメッセージを込めた力強い言葉がなくなった。
- ▼男性、性的マイノリティ、外国人、障害がある方など、多様な方々の言葉が見えるようにしていったほうが良いのではないか。
- ▼理想から施策を考えていくのもいいのではないか。

その他施策に関すること

- ▼専業主婦や家事手伝いで埋もれてしまっている女性のひきこもり支援も必要。
- ▼ひとり親と健康支援の位置付けを体系から外すことについて、重要性が下がっているということではなく、整理の違いであるということが分かるようにした方がよい。

令和7年11月6日
人権・男女共同参画課

ジェンダー統計の取得・活用に向けた検討について

1 主旨

客観的な根拠に基づくジェンダー平等推進施策の立案に向け、各様式等における性別欄の取り扱い、及びジェンダー統計の取得・活用について検討を行うにあたり、庁内の各種統計に関する現状把握のため調査を実施したので、調査結果及び今後の方向性について報告する。

2 背景・経緯

区民に記載・提出を求める各種書類の「性別欄」については、全国的な動向も踏まえ、多様な性へ配慮するため、平成15年度より全庁的に「性別欄」の削除などの見直しを行ってきた。一方で、「性別欄」を削除したことにより、性別に着目した基礎資料が不足し、客観的な根拠に基づく現状把握が困難なため、EBPMの観点から施策を展開するうえでの課題となっている。

こうした状況を受け、国においても専門の検討会を設置し、ジェンダー統計の観点に基づく、性別欄の考え方について検討を進めているが、区においても統一した性別欄のあり方について検討を行う。

(参考) 国の動向

【第5次男女共同参画基本計画 (R2~R5)】

- ・男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計(ジェンダー統計)の充実の観点から、各種統計の整備状況を調査し公表する。
- ・ジェンダー統計における多様な性への配慮について、現状を把握し、課題を検討する。
- ・業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるように努める

【ジェンダー統計の観点からの性別欄検討ワーキング・グループ (R4.9)】

- ・基本的な考え方のポイントとして、我が国の男女間格差が依然として大きい現状を踏まえれば、その解消に向けて、EBPMを実施する観点からも、男女別のデータを確実に取得することが重要。したがって、性別欄の有無に関する拙速な対応は慎むべきと考える。
- ・性別情報を取得する際には、性別欄が存在することでハラスメントや差別に通じる困難に直面する人たちの存在を理解し、配慮することも必要。

3 庁内調査概要

(1) 調査対象

世田谷区統計データ、各所管で実施する「調査・研究」のうち、当課より指定する人の動態に関する統計情報、調査研究等(計170)

(2) 調査結果概要

別紙「調査結果概要」のとおり

4 検討内容について

(1) 現状、性別情報を収集していない統計等に関して、合理的根拠に基づく性差に着目した施策立案の観点による、性別情報取得と活用の必要性に関する働きかけについて

(2) 各種書類における性別欄の選択肢案について

- ① 1男 2女 3その他の性自認
- ② 1男 2女 31、2にあてはまらない性自認
- ③ 1男 2女 3回答しない・回答したくない
- ④ 1男 2女 31、2にあてはまらない性自認 4回答しない・回答したくない
- ⑤ 自由記述 ()

※ほかの選択肢案：「その他」「無回答」「分からない」等

5 今後のスケジュール

令和7年11月 第2回男女共同参画・多文化共生推進審議会にて報告・検討

令和8年 1月 第4回男女共同参画推進部会にて検討

2月 第3回男女共同参画・多文化共生推進審議会にて方向性の報告

3月 庁内へ方向性の周知

ジェンダー統計取得・活用に向けた庁内調査結果概要

別紙

①性別情報収集の有無 ※調査対象となる統計等：計170

有
69 (40.6%)



②男女以外の選択肢の有無

有※⑦	無
29 (42.0%)	40 (58.0%)



③今後の性別情報の「公表」の可否

可	不可
53 (84.1%)	10 (15.9%)



④性別情報の「公表」が「不可」の理由

- ・公表できる状態に集計していない 7 (70.0%)
- ・統計の性質上、公表が適切でない 3 (30.0%)

無
101 (59.4%)



⑤性別情報を収集しない理由

業務上必要ない	多様性への配慮	その他
88 (87.1%)	6 (5.9%)	7 (6.9%)



⑥今後の性別情報「収集」の可否

可	不可
22 (21.8%)	79 (78.2%)



⑦今後の性別情報の「収集」が「不可」の理由

- ・元データに記載がない 26 (32.9%)
- ・業務上必要ない 21 (26.6%)
- ・書類に性別欄を設けていない 18 (22.8%)
- ・集計することが困難 6 (7.6%)
- ・男女に区分けできる調査ではない 3 (3.8%)
- ・今後同様の調査の予定がない 3 (3.8%)
- ・不安や不信感につながるため 2 (2.5%)

※ ⑧男女以外の選択肢の内容（選択肢の重複も含む）

- ・「その他」 27 (75.4%)
- ・「答えたくない、答えない、無回答」 7 (19.4%)
- ・「分からない」 2 (5.6%)
- ・自由記述式 1 (2.7%)

令和 7 年 1 1 月 6 日
文化・国際課

令和 8 年度 「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」及び
「ヒアリング調査」の実施について（予定）

1 主 旨

区内の在住外国人人口は令和 7 年 1 0 月 1 日現在で約 1 5 0 か国 2 万 9 千人以上となり、新型コロナウイルスの収束後は一貫して増加し続けている。今後、新たな「育成就労制度」の開始に伴う外国人材の受入拡大の動きを踏まえると、更なる在住外国人人口の増加が見込まれる。

区では、「全ての人々が、国籍、民族等の異なる人々の互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていく」多文化共生社会の構築に向け、平成 3 1 年 3 月に「世田谷区多文化共生プラン」、令和 6 年 3 月に「世田谷区第二次多文化共生プラン」を策定した。本プランは、令和 9 年度末を持って終了することから、令和 1 0 年度より開始する次期プランの改定にあたっては、区内在住の外国人の標準的な生活状況ならびに、区に対しての満足度及びニーズを事前に把握する必要がある。

については、プラン改定に向けての基礎資料とするため、令和 8 年度に在住外国人を対象とした「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」を実施する。

2 「意識・実態調査」の概要（予定）

調査地域	総合支所管内を単位として 5 地域（世田谷・北沢・玉川・砧・烏山）に分類
調査対象	令和 8 年 4 月 1 日現在、世田谷区内に在住する 1 5 歳以上の外国籍区民
標本数	2, 0 0 0 人
標本抽出方法	層化二段無作為抽出法（抽出フレーム：住民記録台帳マスター）
調査方法	郵送配布・郵送回収もしくは Web 回答
調査期間	令和 8 年 6 月 2 日（火）～6 月 3 0 日（火）（予定）
調査項目	【資料 3-2】調査項目一覧（案）のとおり
集計方法	単純集計及びクロス集計
対応言語	やさしい日本語（ルビ付き）のほか、英語、中国語（簡体及び繁体）、韓国語に翻訳を行う。調査対象者 1 人に対し、やさしい日本語版調査票と外国語版調査票（国籍別に、中国は中国語（簡体）、台湾は中国語（繁体）、韓国又は朝鮮は韓国語、その他の国籍者には英語）を 1 部ずつ送付する。 また、 <u>調査票表紙の二次元コードから、ベトナム語、フィリピン（タガログ）語、ネパール語、フランス語、インドネシア語の Web 回答フォームにアクセス</u> できるようにする。

3 「ヒアリング調査」の概要（予定）

調査対象	令和8年4月1日現在、世田谷区内に在住する15歳以上の外国籍区民 （「特定技能制度における地域の共生施策に関する連携」における協力機 関に所属する在住外国人含む）
標本数	30人程度
標本抽出方法	「実態調査」調査票送付時に、「ヒアリング調査参加希望票」を同封。参 加を希望する方のみ、調査票と併せて「ヒアリング調査参加希望票」を返 送してもらう。なお、希望者多数の場合は、国籍や在留資格等を考慮して 抽出する。
調査方法	対面での個別インタビュー（1人あたり20分程度）。インタビュアーは 区職員が担い、参加者の話せる言語に応じて通訳者を手配する。
調査期間	令和8年8月（予定）
会場	区内公共施設（予定）
調査項目	（参加者の「実態調査」の回答から、特に聞いてみたい項目を中心に質 問する） ① ことばについて ② 日常生活について ③ 行政サービスについて ④ せたがや国際交流センターについて ⑤ 交流活動について ⑥ その他

4 スケジュール（予定）

令和7年10月23日 令和7年度第2回多文化共生推進部会（調査項目案の提示）

令和8年

- 1月 下旬 令和7年度第3回多文化共生推進部会（調査票案（修正版）の提示）
- 3月 中旬 調査票確定
- 4月 月上旬～ 下旬 住民基本台帳より対象者2,000名を無作為抽出
- 6月 2日～30日 調査期間
- 7月 月上旬
～8月上旬 集計・結果速報（受託業者）
- 8月 ヒアリング調査
- 8月 月上旬
～11月上旬 分析・報告書作成（受託業者）

令和8年度「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」質問項目一覧(案)

調査対象: 令和8年4月1日現在、区内在住15歳以上の外国籍区民

標本数: 2,000名

標本抽出方法: 住民基本台帳から無作為抽出

翻訳対応: やさしい日本語版調査票(ルビ付)と外国語版調査票(中国は中国語(簡体)、台湾は中国語(繁体)、韓国又は朝鮮は韓国語、その他の国籍者には英語)を1部ずつ送付。
Web回答の対応言語は英語、中国語(簡体・繁体)、韓国語、ベトナム語、フィリピン(タガログ)語、ネパール語、フランス語、インドネシア語を予定。

設問番号	設問	回答
項目1 あなた(回答者)について		
F1	あなたの性別(性自認)はどれですか(1つに○)。	修正 1. 男性 2. 女性 3. その他
F2	あなたの年齢はどれですか(1つに○)。	修正 1. 15~19歳 2. 20~29歳 3. 30~39歳 4. 40~49歳 5. 50~59歳 6. 60~69歳 7. 70~79歳 8. 80歳以上
F3	あなたの国籍・地域はどれですか。	修正 1. 中国 2. 韓国 3. アメリカ 4. ベトナム 5. 台湾 6. フィリピン 7. イギリス 8. ネパール 9. フランス 10. インドネシア 11. その他
F4	あなたの職業は次のどれですか。なお、2つ以上あてはまる場合は、主な職業を選んでください(1つに○)。	経年 1. 自営業者・経営者 2. 会社など役員 3. 正社員 4. 契約社員・派遣社員など(働く期間が決まっている人) 5. パート・アルバイト 6. 専業主婦・主夫 7. 学生 8. 無職 9. その他
F5	あなたの日本での在留資格はどれですか(1つに○)。	修正 1. 永住者 2. 技術・人文知識・国際業務 3. 留学 4. 家族滞在 5. 日本人の配偶者等 6. 特別永住者 7. 特定活動 8. 特定技能 9. 高度専門職 10. 定住者 11. その他
F6	あなたは日本にどのくらいの期間住んでいますか。来日(転入・転出)を繰り返している場合は、日本に住んでいる期間の合計をお答えください(1つに○)。	経年 1. 1年未満 2. 1年以上~3年未満 3. 3年以上~5年未満 4. 5年以上~10年未満 5. 10年以上~20年未満 6. 20年以上 7. 生まれたときからずっと 8. その他
F7	あなたは世田谷区にどのくらいの期間住んでいますか。来日(転入・転出)を繰り返している場合は、世田谷区に住んでいる期間の合計をお答えください(1つに○)。	経年 1. 1年未満 2. 1年以上~3年未満 3. 3年以上~5年未満 4. 5年以上~10年未満 5. 10年以上~20年未満 6. 20年以上 7. 生まれたときからずっと 8. その他
F8	あなたは現在だれと一緒に住んでいますか(あてはまるもの全てに○)。	経年 1. 配偶者・パートナー 2. 子ども(小学生未満) 3. 子ども(小学生以上高校生未満) 4. 子ども(高校生以上) 5. 兄弟姉妹 6. 自分または配偶者・パートナーの親 7. 親戚 8. 日本人の友人・知人 9. 外国人の友人・知人 10. その他 11. いない
項目2 ことばについて		
問1	日本語以外のことばのうち、不自由なく使えることばは何ですか(あてはまるもの全てに○)。	修正 1. 英語 2. 中国語 3. 韓国語 4. ベトナム語 5. フィリピン語 6. ネパール語 7. フランス語 8. インドネシア語 9. その他
問2	あなたはどれくらい日本語ができますか(それぞれ1つに○)。 <話すこと><聞くこと><読むこと><書くこと>	経年 1. できる(日本人と同じくらい) 2. だいたいできる(日常生活で使えるくらい) 3. あまりできない(かんたんなものはわかる) 4. ほとんどできない(かんたんなものもわからない)
問3	あなたは以下の方法や場所で、日本語を勉強していますか(主なもの1つに○)。	修正 1. 日本語学校で勉強している 2. せたがや国際交流センターの日本語教室で勉強している 3. ボランティアによる日本語教室で勉強している 4. テレビ・ラジオ・インターネット・本など独学で勉強している 5. 高校や大学・専門学校で勉強している 6. 家族や友人・知人に教えてもらっている 7. 特に勉強をしていない
問3で「1」「2」「3」「4」「5」「6」(日本語を勉強している)とお答えの方に(A)		
(A)	あなたが日本語を勉強している目的は何ですか(あてはまるもの全てに○)。	経年 1. 仕事のため 2. 日常生活(仕事以外のため) 3. 日本語能力を証明する資格を取るため 4. 日本の文化が好き 5. 日本人と交流したい 6. 家族や友人にすすめられた 7. 日本語教室などに通って友人を作りたい 8. その他()
問3で「1」「2」「3」(日本語学校もしくは日本語教室で勉強している)とお答えの方に(B)		
(B)	あなたは、日本語教室や日本語学校をどのような方法で探しましたか。(あてはまるもの全てに○)。	経年 1. インターネット 2. SNS 3. 家族・親族 4. 日本人の友人・知人 5. 外国人の友人・知人 6. 行政機関(窓口、広報紙) 7. 学校・職場 8. 外国人向けのボランティア組織 9. その他()
問3で「7」(特に勉強をしていない)とお答えの方に(C)(D)		
(C)	今後、日本語を勉強したいですか。	経年 1. したい 2. したくない
(D)	日本語の勉強をしていないのはなぜですか(主なもの3つ以内○)。	経年 1. 教室や講座にかかる費用が高い 2. 近くで受けられる教室や講座がない 3. 勉強する時間がない 4. 勉強できる場所を知らない 5. 勉強する必要がない 6. その他()
問4	あなたは、どのような日本語教室であれば参加してみたいと思いますか(あてはまるもの全てに○)。	経年 1. 夜間に利用できる 2. 土曜・日曜に利用できる 3. 子どもを預けるサービスがある 4. オンラインで利用できる 5. 自分の家や職場に近い 6. 仕事に役立つ 7. 初心者向け 8. 中級・上級者向け 9. 少人数・個別指導を行っている 10. 日本の文化を学べる 11. 生活に関する相談ができたり支援が受けられる 12. その他()
項目3 日常生活について		
問5	あなたにとって世田谷区は住みやすいところですか(あてはまるもの1つに○)。	経年 1. 住みやすい 2. やや住みやすい 3. どちらでもない 4. やや住みにくい 5. 住みにくい
問6	あなたは、今後も世田谷区に住み続けたいですか(あてはまるもの1つに○)。	新規 1. 住みたい 2. どちらかというに住みたい 3. どちらでもない 4. どちらかというに住みたくない 5. 住みたくない
問7	日常生活で困っていることはありますか(主なもの3つ以内○)。	修正 1. ことばが通じない 2. 日本人との交流が少ない 3. こみ出しのルールがわからない 4. ものの値段が高い 5. 食事が合わない 6. 趣味や遊びを楽しむ時間や場所がない 7. 文化・生活習慣が違う 8. 生活するうえで必要な情報が得られない 9. 困ったときに相談できる人がいない 10. 住む家が見つからない 11. 仕事が見つからない 12. 病院の医療サービスに関する問題(例えば) 13. 宗教に関する問題(例えば) 14. 住んでいる地域の住民との関係(例えば) 15. その他() 16. 特にない

問8	あなたは住むところを探すときに困ったことはありますか(主なもの3つ以内に○)。	経年	1.外国人であることを理由に住むことを断られた 2.保証人が見つからなかった 3.相談できる窓口がなかった 4.電気・ガス・水道などの手続きがわからなかった 5.その他() 6.特にない
問9	あなたは病院を利用する際に困ったことはありますか(主なもの3つ以内に○)。	経年	1.外国人であることを理由に診察を断られた 2.どこの病院に行けばいいのかわからなかった 3.診察時間など、病院の仕組みがわからなかった 4.ことばが通じず医者や看護師などとコミュニケーションがとれなかった 5.病院で出される薬の使い方がわからなかった 6.診断結果や治療方法がわからなかった 7.その他() 8.特にない
問10	あなたは出産や子育てで困ったことはありますか(主なもの3つ以内に○)。	経年	1.母子健康手帳の内容がわからなかった 2.通院・入院中にことばが通じなかった 3.相談できる人がいなかった 4.受けられるサービスの情報(予防接種や健診など)がわからなかった 5.これまで出産や子育てをしたことがない 6.その他() 7.特にない
問11	あなたが保育園、幼稚園、小学校、中学校に子どもを通わせる(通わせた)うえで、困ったことはありますか(主なもの3つ以内に○)。	経年	1.子どもを保育園や幼稚園に通わせたいが入れなかった 2.保育園であすかってもらえる時間が短かった 3.入園、入学のための手続きの情報が得られなかった 4.ことばが通じず保育士や先生などとコミュニケーションがとれなかった 5.学校などからの、お知らせや手紙の内容がわからなかった 6.ルールや行事、授業の内容などがわからなかった 7.子どもが外国人であることを理由に仲間外れにされた 8.文化の違いや宗教などの理由で給食が食べられなかった 9.これまで子どもを保育園、幼稚園、小学校、中学校に通わせたことがない 10.その他() 11.特にない
問12	あなたが働くうえで困ったことはありますか(主なもの3つ以内に○)。	修正	1.外国人であることを理由に働くことを断られた 2.仕事を探す方法がわからなかった 3.募集や採用が少なかった 4.正社員など、安定した立場で働けなかった 5.日本人と比べ、給料や働く時間に差があった 6.働く時間が長い 7.社会保険・労働保険に加入できなかった 8.ことばが通じず職場でコミュニケーションがとれなかった 9.外国人であることを理由に仲間外れにされた 10.ルールや制度などがわからなかった 11.相談できる人がいなかった 12.働いたことがない 13.その他() 14.特にない
問13	あなたは、困っていることを誰・どこに相談しますか(主なもの3つ以内に○)。	経年	1.家族、親戚 2.日本人の友人、知人 3.外国人の友人、知人 4.近所の人 5.行政機関(世田谷区役所 など) 6.学校、職場 7.外国人向けのボランティア組織 8.その他() 9.相談相手はいない
問14	あなたは日常生活で日本人住民との付き合いがありますか(あてはまるもの全てに○)。	経年	1.一緒に働いている 2.学校で一緒に勉強している 3.友人として付き合いがある 4.自分または親戚が、日本人と結婚して日本に住んでいる 5.国際交流のグループと一緒に活動している 6.その他、地域のグループなどで一緒に活動している 7.日本人とあいさつ程度の付き合いはある 8.その他() 9.日本人の知り合いはいないし、付き合いもない
問15	あなたは普段の生活の中で、「外国人住民」であることを理由に日本人から偏見や差別を感じたことはありますか(1つに○)。	経年	1.よくある 2.ときどきある 3.ほとんどない 4.まったくない 5.わからない
問15で「1」「2」(偏見や差別を感じたことがある)とお答えの方に(A)			
(A)	どのようなときに、偏見や差別を感じましたか(主なもの3つ以内に○)。	経年	1.行政機関(世田谷区役所など)での手続きのとき 2.日本人の友人、知人と付き合いのとき 3.近所の人と付き合いのとき 4.住居を探すとき 5.自分や家族が結婚するとき 6.社会保障制度(保険・年金など)を受けるとき 7.電車やバスに乗っているとき 8.出産・育児のとき 9.学校教育を受けるとき 10.仕事を探したり、働いているとき 11.レストランなどお店へ入店したり、サービスの提供を求めるとき 12.まちを歩いているとき 13.その他()
問16	世田谷区では、多様な文化を理解し合える交流イベントなどを開催し、区民一人ひとりが互いの文化について理解を深め、偏見や差別を解消することで、多文化共生社会の実現を目指しています。あなたは、区内において外国人住民に対する偏見や差別が減っていると思いますか。(1つに○)。	経年	1.そう思う 2.どちらかといえばそう思う 3.どちらかといえばそう思わない 4.そう思わない 5.わからない
問17	あなたは、昨今の外国人等に関するメディアの発信などについて、どのように感じていますか。	新規	1.問題があると思う 2.問題があると思わない 3.どちらとも言えない 4.関心がない・わからない
問18	あなたは次の事柄(a～j)についての情報を、これまでどのように入手してきましたか。それぞれについて、1～12のうちあてはまる番号(主なもの3つ以内に○)をつけてください。 a)住宅 b)買い物 c)趣味・遊び d)仕事 e)保健・医療 f)日本での生活習慣 g)災害・防災情報 h)コミュニティ・グループの紹介 i)地域でのイベントやおまつり j)行政サービス・手続き	修正	1.テレビ・ラジオ 2.新聞、雑誌 3.インターネット 4.SNS・アプリケーション 5.家族、親戚 6.日本人の友人、知人 7.外国人の友人、知人 8.行政機関(窓口、広報紙) 9.学校、職場 10.外国人向けのボランティア組織 11.入手方法がわからず困っている 12.その他()
問18で「4」(SNS・アプリケーション)とお答えの方に(A)			
(A)	あなたが普段利用しているSNSやアプリケーションは次のどれですか(あてはまるもの全てに○)。	修正	1.Facebook 2.X(旧Twitter) 3.LINE 4.Instagram 5.WeChat 6.Kakao Talk 7.Youtube 8.その他()
問19	行政からほしい情報はどのようなものですか(主なもの3つ以内に○、具体的な内容を記載)。	経年	1.住宅 2.買い物 3.趣味・遊び 4.仕事 5.保健・医療 6.日本での生活習慣 7.災害・防災情報 8.コミュニティ・グループの紹介 9.地域でのイベントやおまつり 10.行政サービス・手続き 11.その他() 12.特にない
問20	行政からの情報を、どのような方法で発信してほしいですか。(主なもの3つ以内に○)。	経年	1.ホームページ 2.Facebook 3.X(旧Twitter) 4.その他のSNS 5.メールマガジン 6.チラシ・ポスター 7.区のおしらせ せたがや(広報紙) 8.その他()
問21	あなたは地震などの災害が発生したときに自分が避難できる場所を知っていますか(1つに○)。	経年	1.知っている 2.知らない 3.聞いたことがあるが場所は知らない
問22	あなたは地震などの災害に備えてどのような対策をとっていますか(主なもの3つ以内に○)。	経年	1.家族との連絡方法を決めている 2.食べるもの、飲み物などを準備している 3.消火器や水バケツなどを準備している 4.避難するときに必要なもの(懐中電灯、薬など)を準備している 5.家具などを固定して倒れないようにしている 6.防災訓練に参加している 7.その他() 8.特にない
問23	あなたは地震などの災害に備えて世田谷区にどのような対策を望みますか(主なもの3つ以内に○)。	経年	1.避難場所を多言語で案内する 2.多言語による防災パンフレットを配る 3.外国人区民を支援する災害ボランティアを育てる 4.日本人と一緒に外国人も参加できる防災訓練を行う 5.地域内の外国人・日本人が連絡・協力しあえる体制づくりを進める 6.SNSやインターネットを通じた情報発信を行う 7.災害が起こったときに多言語による放送や誘導を行う 8.災害が起こったときに多言語で対応できる相談窓口をつくる 9.その他() 10.特にない
問24	世田谷区では、外国人住民が安心して地域で生活するために、教育、住宅、就労など、生活全般にわたっての支援を行っています。あなたは外国人住民に対する生活支援が充実していると思いますか(1つに○)。	経年	1.そう思う 2.どちらかといえばそう思う 3.どちらかといえばそう思わない 4.そう思わない 5.わからない
項目4 行政サービスについて			
問25	あなたが世田谷区役所を利用したとき、困ったことはありましたか(主なもの3つ以内に○)。	経年	1.どの窓口を利用していいかわからなかった 2.書類や区役所内の案内が日本語のため、内容がわからなかった 3.ことばが通じなかった 4.手続きがわからなかった 5.職員の対応が不親切だった 6.その他() 7.特にない

問26	あなたが世田谷区に期待する取組みは何ですか(あてはまるもの全てに○)。	経年	1. 対応言語を増やすなど外国人が相談できる窓口を充実させる 2. 生活情報や行政情報の多言語化をすすめる 3. 「やさしい日本語」での表記を増やす 4. 生活情報や行政情報の発信方法(SNS・インターネットなど)を充実させる 5. 外国語の案内表示を充実させる 6. 防災に関する情報提供を充実させる 7. 外国人の子育てや子どもの教育を支援する 8. 外国人と日本人が交流する機会を増やす 9. 日本語学習を支援する 10. 外国人の就労を支援する 11. 様々な国・地域の文化を学ぶイベントを充実させる 12. 日本文化を学ぶイベントを充実させる 13. 外国人区民が活躍する機会(ボランティア、地域活動など)を充実させる 14. 性的マイノリティが暮らしやすいまちづくりを進める 15. その他() 16. 特になし
問27	あなたは世田谷区が行っている以下の出版物や取組みを知っていますか。また、利用したことがありますか。a)～i)までの出版物や取組みについて、1～3のうちあてはまる番号を1つ選んで○をつけてください(それぞれ1つに○)。 <出版物> a)外国語版生活便利帳「Life in Setagaya」 b)資源とごみの出し方・分け方 c)災害時区民行動マニュアル(マップ版) <取組み> d)日常生活や行政に関することを相談できる外国人相談窓口 e)世田谷区ホームページの外国人向けページ f)外国人向けの日本語教室 g)タブレット端末を活用した通訳サービス h)帰国・外国人児童・生徒のために教育や相談指導を行う教育相談室 i)世田谷区パートナーシップの宣誓(同性パートナーシップ宣誓)	修正	1. 知っている・利用したことがある 2. 知っているが利用したことはない 3. 知らない
問28	あなたはどのような外国人相談窓口であれば、利用したいと思いますか(主なものを3つ以内に○)。	経年	1. 多言語に対応している 2. 相談できる内容が充実している 3. 利用しやすい場所にある 4. 休日や祝日に利用できる 5. 窓口が長い時間開いている 6. メールやSNSで相談できる 7. その他()
問29	区では、多文化共生に関する支援や情報発信の拠点として、令和2年にせたがや国際交流センター(クロッシングせたがや)を開設しました。せたがや国際交流センター(クロッシングせたがや)では、外国にルーツのある人や、地域で活動している団体、国際交流や多文化共生に興味のある人に向け、暮らしに役立つ情報提供、生活における困りごとの相談窓口の案内や地域活動団体の紹介を行っています。あなたは、せたがや国際交流センター(クロッシングせたがや)を知っていますか。	新規	1. 利用したことがある 2. 知っているが利用したことはない 3. 知らなかったが利用してみたい 4. 知らない
問29で「2」(知っているが利用したことはない)とお答えの方に(A)			
(A)	せたがや国際交流センター(クロッシングせたがや)を利用したことがない理由は何ですか。	新規	1. 関心がない 2. 時間がない 3. インターネットで必要な情報はとれる 4. 行きにくい場所にある 5. その他()
問30	あなたは、せたがや国際交流センター(クロッシングせたがや)にどのような取組みを進めてほしいですか。または、どのような取組みがあればせたがや国際交流センター(クロッシングせたがや)を利用してみたいですか(あてはまるものすべてに○)。	新規	1. 日本人区民との交流イベント 2. 外国人区民との交流イベント 3. 区内まち歩きツアー 4. 多文化理解への取組み 5. 困りごとの相談 6. 子ども向け企画(絵本の読み聞かせなど) 7. その他()
問31	法律、税金、年金・保険、医療、教育、住まいや契約のトラブルなど、専門的なことについて相談できる場(通訳付き)があった場合、どのような内容について相談したいと思いますか(あてはまるものすべてに○)。	修正	1. 年金や社会保険に関すること 2. お金に関すること 3. 医療に関すること 4. 子育てや教育に関すること 5. 住まいに関すること 6. 契約に関すること 7. 仕事に関すること 8. 在留資格に関すること 9. 結婚・離婚に関すること 10. 家庭の問題に関すること 11. DVに関すること 12. その他()
項目5 交流活動について			
問32	あなたは次のような交流や活動a)～e)をしたことがありますか。1か2のどちらかを選んで○をつけてください。また、今後、次のような交流や活動をしていきたいと思いませんか。3～7のうち、あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。 a)地域のおまつり・イベント b)防災訓練 c)防犯活動 d)趣味サークル・スポーツ活動 e)ボランティア活動	修正	1. したことがある 2. したことがない 3. 積極的にしたい 4. 機会があればしたい 5. どちらでもない 6. あまりしたいと思わない 7. 絶対したくない
(A)	その他、している(してみたい)交流や活動があれば以下に書いてください。 <している交流や活動> <してみたい交流や活動>	経年	
問32で「e)ボランティア活動」について「3」「4」「5」(「したい」もしくは「どちらでもない」)とお答えの方に(A)			
(A)	どのようなボランティア活動に参加してみたいですか。	新規	1. イベントでの通訳 2. 専門家相談(弁護士・税理士・行政書士・社会保険労務士)での通訳 3. 母語や日本語を教える活動 4. 学校の授業への協力、保護者面談等での通訳 5. 在住外国人への生活支援 6. 外国人のためのお知らせや資料等の翻訳 7. その他()
問33	あなた(あなたの世帯)は自治会・町会に入っていますか(1つに○)。	経年	1. 入っている 2. 入っていない 3. 自治会・町会を知らない 4. 入りたいが入り方が分からない 5. その他()
問34	あなたは仕事や学校以外で何らかの団体(自治会・町会を除く、コミュニティやグループなど)に入っていますか(主なものを3つ以内に○)。	経年	1. 日本人との交流団体 2. 同国人団体 3. 宗教団体 4. スポーツ団体 5. ボランティア団体 6. 娯楽・趣味の団体 7. 特に団体に参加していない 8. その他()
問34「7(特に団体に参加していない)」以外をお答えの方に(A)			
(A)	あなたが参加しているコミュニティやグループについて教えてください。 <コミュニティ・グループの名前> <活動内容>	経年	
問35	地域での活動を行うとき、どのようなサポートが必要だと思いますか(主なものを3つ以内に○)。	経年	1. 地域活動の情報を提供してほしい 2. 多言語で資料をつくってほしい 3. 通訳がほしい 4. 積極的に声をかけてほしい 5. 文化や生活習慣の違いをわかってほしい 6. その他() 7. 特にサポートの希望はない
項目6 その他			
問36	世田谷区をもっと住みやすいまちにするために、世田谷区に取り組んでほしいこと・やってもらいたいことなどを自由に書いてください。	経年	

「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」設問比較

令和8年度(案)				令和4年度			
設問番号	設問	回答		設問番号	設問	回答	
項目1	あなた(回答者)について			項目1	あなた(回答者)について		
F1	あなたの性別(性自認)はどれですか(1つに○)。	修正	1.男性 2.女性 3.その他	F1	あなたの性別はどれですか(1つに○)。	修正	1.男 2.女 3.その他 4.答えたくない
F2	あなたの年齢はどれですか(1つに○)。	修正	1.15～19歳 2.20～29歳 3.30～39歳 4.40～49歳 5.50～59歳 6.60～69歳 7.70～79歳 8.80歳以上	F2	あなたの年齢はどれですか(1つに○)。	修正	1.18～19歳 2.20～29歳 3.30～39歳 4.40～49歳 5.50～59歳 6.60～69歳 7.70～79歳 8.80歳以上
F3	あなたの国籍・地域はどれですか。	修正	1.中国 2.韓国 3.アメリカ 4.ベトナム 5.台湾 6.フィリピン 7.イギリス 8.ネパール 9.フランス 10.インドネシア 11.その他	F3	あなたの国籍・地域はどれですか。	修正	1.中国 2.韓国 3.朝鮮 4.米国 5.台湾 6.フィリピン 7.英国 8.ベトナム 9.フランス 10.ネパール 11.インド 12.その他
F4	あなたの職業は次のどれですか。なお、2つ以上あてはまる場合は、主な職業を選んでください(1つに○)。	経年	1.自営業者・経営者 2.会社など役員 3.正社員 4.契約社員・派遣社員など(働く期間が決まっている人) 5.パート・アルバイト 6.専業主婦・主夫 7.学生 8.無職 9.その他	F4	あなたの職業は次のどれですか。なお、2つ以上あてはまる場合は、主な職業を選んでください(1つに○)。	経年	1.自営業者・経営者 2.会社など役員 3.正社員 4.契約社員・派遣社員など(働く期間が決まっている人) 5.パート・アルバイト 6.専業主婦・主夫 7.学生 8.無職 9.その他
F5	あなたの日本での在留資格はどれですか(1つに○)。	修正	1.永住者 2.技術・人文知識・国際業務 3.留学 4.家族滞在 5.日本人の配偶者等 6.特別永住者 7.特定活動 8.特定技能 9.高度専門職 10.定住者 11.その他	F5	あなたの日本での在留資格はどれですか(1つに○)。	修正	1.定住者 2.日本人の配偶者等 3.永住者 4.永住者の配偶者等 5.特別永住者 6.技術・人文知識・国際業務 7.留学 8.家族滞在 9.特定活動 10.技能 11.特定技能 12.技能実習 13.その他
F6	あなたは日本にどのくらいの期間住んでいますか。来日(転入・転出)を繰り返している場合は、日本に住んでいる期間の合計をお答えください(1つに○)。	経年	1.1年未満 2.1年以上～3年未満 3.3年以上～5年未満 4.5年以上～10年未満 5.10年以上～20年未満 6.20年以上 7.生まれたときからずっと 8.その他	F6	あなたは日本にどのくらいの期間住んでいますか。来日(転入・転出)を繰り返している場合は、日本に住んでいる期間の合計をお答えください(1つに○)。	経年	1.1年未満 2.1年以上～3年未満 3.3年以上～5年未満 4.5年以上～10年未満 5.10年以上～20年未満 6.20年以上 7.生まれたときからずっと 8.その他
F7	あなたは世田谷区にどのくらいの期間住んでいますか。来日(転入・転出)を繰り返している場合は、世田谷区に住んでいる期間の合計をお答えください(1つに○)。	経年	1.1年未満 2.1年以上～3年未満 3.3年以上～5年未満 4.5年以上～10年未満 5.10年以上～20年未満 6.20年以上 7.生まれたときからずっと 8.その他	F7	あなたは世田谷区にどのくらいの期間住んでいますか。来日(転入・転出)を繰り返している場合は、世田谷区に住んでいる期間の合計をお答えください(1つに○)。	経年	1.1年未満 2.1年以上～3年未満 3.3年以上～5年未満 4.5年以上～10年未満 5.10年以上～20年未満 6.20年以上 7.生まれたときからずっと 8.その他
F8	あなたは現在だれと一緒に住んでいますか(あてはまるもの全てに○)。	経年	1.配偶者・パートナー 2.子ども(小学生未満) 3.子ども(小学生以上高校生未満) 4.子ども(高校生以上) 5.兄弟姉妹 6.自分または配偶者・パートナーの親 7.親戚 8.日本人の友人・知人 9.外国人の友人・知人 10.その他 11.いない	F8	あなたは現在だれと一緒に住んでいますか(あてはまるもの全てに○)。	経年	1.配偶者・パートナー 2.子ども(小学生未満) 3.子ども(小学生以上高校生未満) 4.子ども(高校生以上) 5.兄弟姉妹 6.自分または配偶者・パートナーの親 7.親戚 8.日本人の友人・知人 9.外国人の友人・知人 10.その他 11.いない
項目2	ことばについて			項目2	ことばについて		
問1	日本語以外のことばのうち、不自由なく使えることばは何ですか(あてはまるもの全てに○)。	修正	1.英語 2.中国語 3.韓国語 4.ベトナム語 5.フィリピン語 6.ネパール語 7.フランス語 8.インドネシア語 9.その他	問1	日本語以外のことばのうち、不自由なく使えることばは何ですか(あてはまるもの全てに○)。	修正	1.英語 2.中国語 3.韓国・朝鮮語 4.フランス語 5.スペイン語 6.ドイツ語 7.ベトナム語 8.フィリピン語 9.その他
問2	あなたはどれくらい日本語ができますか(それぞれ1つに○)。 <話すこと> <聞くこと> <読むこと> <書くこと>	経年	1.できる(日本人と同じくらい) 2.だいたいできる(日常生活で使えるくらい) 3.あまりできない(かんたんなものはわかる) 4.ほとんどできない(かんたんなものもわからない)	問2	あなたはどれくらい日本語ができますか(それぞれ1つに○)。 <話すこと> <聞くこと> <読むこと> <書くこと>	経年	1.できる(日本人と同じくらい) 2.だいたいできる(日常生活で使えるくらい) 3.あまりできない(かんたんなものはわかる) 4.ほとんどできない(かんたんなものもわからない)
問3	あなたは以下の方法や場所で、日本語を勉強していますか(主なもの1つに○)。	修正	1.日本語学校で勉強している 2.せたがや国際交流センターの日本語教室で勉強している 3.ボランティアによる日本語教室で勉強している 4.テレビ・ラジオ・インターネット・本など独学で勉強している 5.高校や大学・専門学校で勉強している 6.家族や友人・知人に教えてもらっている 7.特に勉強をしていない	問3	あなたは以下の方法や場所で、日本語を勉強していますか(主なもの1つに○)。	修正	1.日本語学校で勉強している 2.世田谷区主催の日本語教室で勉強している 3.ボランティアによる日本語教室で勉強している 4.テレビ・ラジオ・インターネット・本など独学で勉強している 5.高校や大学・専門学校で勉強している 6.家族や友人・知人に教えてもらっている 7.特に勉強をしていない
問3で「1」「2」「3」「4」「5」「6」(日本語を勉強している)とお答えの方に(A)				問3で「1」「2」「3」「4」「5」「6」(日本語を勉強している)とお答えの方に(A)			
(A)	あなたが日本語を勉強している目的は何ですか(あてはまるもの全てに○)。	経年	1.仕事のため 2.日常生活(仕事以外のため) 3.日本語能力を証明する資格を取るため 4.日本の文化が好き 5.日本人と交流したい 6.家族や友人にすすめられた 7.日本語教室などに通って友人を作りたい 8.その他	(A)	あなたが日本語を勉強している目的は何ですか(あてはまるもの全てに○)。	経年	1.仕事のため 2.日常生活(仕事以外のため) 3.日本語能力を証明する資格を取るため 4.日本の文化が好き 5.日本人と交流したい 6.家族や友人にすすめられた 7.日本語教室などに通って友人を作りたい 8.その他
問3で「1」「2」「3」(日本語学校もしくは日本語教室で勉強している)とお答えの方に(B)				問3で「1」「2」「3」(日本語学校もしくは日本語教室で勉強している)とお答えの方に(B)			
(B)	あなたは、日本語教室や日本語学校をどのような方法で探しましたか。(あてはまるもの全てに○)。	経年	1.インターネット 2.SNS 3.家族・親族 4.日本人の友人・知人 5.外国人の友人・知人 6.行政機関(窓口、広報紙) 7.学校・職場 8.外国人向けのボランティア組織 9.その他	(B)	あなたは、日本語教室や日本語学校をどのような方法で探しましたか。(あてはまるもの全てに○)。	経年	1.インターネット 2.SNS 3.家族・親族 4.日本人の友人・知人 5.外国人の友人・知人 6.行政機関(窓口、広報紙) 7.学校・職場 8.外国人向けのボランティア組織 9.その他
問3で「7」(特に勉強をしていない)とお答えの方に(C)(D)				問3で「7」(特に勉強をしていない)とお答えの方に(C)(D)			
(C)	今後、日本語を勉強したいですか。	経年	1.したい 2.したくない	(C)	今後、日本語を勉強したいですか。	経年	1.したい 2.したくない
(D)	日本語の勉強をしていないのはなぜですか(主なもの3つ以内に○)。	経年	1.教室や講座にかかる費用が高い 2.近くで受けられる教室や講座がない 3.勉強する時間がない 4.勉強できる場所を知らない 5.勉強する必要がない 6.その他	(D)	日本語の勉強をしていないのはなぜですか(主なもの3つ以内に○)。	経年	1.教室や講座にかかる費用が高い 2.近くで受けられる教室や講座がない 3.勉強する時間がない 4.勉強できる場所を知らない 5.勉強する必要がない 6.その他
問4	あなたは、どのような日本語教室であれば参加してみたいと思いますか(あてはまるもの全てに○)。	経年	1.夜間に利用できる 2.土曜・日曜に利用できる 3.子どもを預けるサービスがある 4.オンラインで利用できる 5.自分の家や職場に近い 6.仕事に役立つ 7.初心者向け 8.中級・上級者向け 9.少人数・個別指導を行っている 10.日本の文化を学べる 11.生活に関する相談ができたり支援が受けられる 12.その他	問4	あなたは、どのような日本語教室であれば参加してみたいと思いますか(あてはまるもの全てに○)。	経年	1.夜間に利用できる 2.土曜・日曜に利用できる 3.子どもを預けるサービスがある 4.オンラインで利用できる 5.自分の家や職場に近い 6.仕事に役立つ 7.初心者向け 8.中級・上級者向け 9.少人数・個別指導を行っている 10.日本の文化を学べる 11.生活に関する相談ができたり支援が受けられる 12.その他

項目3 日常生活について			項目3 日常生活について				
問5	あなたにとって世田谷区は住みやすいところですか(あてはまるもの1つに○)。	経年	1. 住みやすい 2. やや住みやすい 3. どちらでもない 4. やや住みにくい 5. 住みにくい	問5	あなたにとって世田谷区は住みやすいところですか(あてはまるもの1つに○)。	経年	1. 住みやすい 2. やや住みやすい 3. どちらでもない 4. やや住みにくい 5. 住みにくい
問6	あなたは、今後も世田谷区に住み続けたいですか(あてはまるもの1つに○)。	新規	1. 住みたい 2. どちらかという住みたい 3. どちらでもない 4. どちらかという住みたくない 5. 住みたくない				
問7	日常生活で困っていることはありますか(主なもの3つ以内に○)。	修正	1. ことばが通じない 2. 日本人との交流が少ない 3. ごみ出しのルールがわからない 4. ものの値段が高い 5. 食事が合わない 6. 趣味や遊びを楽しむ時間や場所がない 7. 文化・生活習慣が違う 8. 生活するうえで必要な情報が得られない 9. 困ったときに相談できる人がいない 10. 住む家が見つからない 11. 仕事が見つからない 12. 病院の医療サービスに関する問題(例えば) 13. 宗教に関する問題(例えば) 14. 住んでいる地域の住民との関係(例えば) 15. その他() 16. 特いない	問6	日常生活で困っていることはありますか(主なもの3つ以内に○)。	修正	1. ことばが通じない 2. 日本人との交流が少ない 3. ものの値段が高い 4. 食事が合わない 5. 趣味や遊びを楽しむ時間や場所がない 6. 文化・生活習慣が違う 7. 生活するうえで必要な情報が得られない 8. 困ったときに相談できる人がいない 9. 住む家が見つからない 10. 仕事が見つからない 11. 病院の医療サービスに関する問題(例えば) 12. 宗教に関する問題(例えば) 13. 住んでいる地域の住民との関係(例えば) 14. その他 15. 特いない
問8	あなたは住むところを探すときに困ったことはありますか(主なもの3つ以内に○)。	経年	1. 外国人であることを理由に住むことを断られた 2. 保証人が見つからなかった 3. 相談できる窓口がなかった 4. 電気・ガス・水道などの手続きがわからなかった 5. その他 6. 特いない	問7	あなたは住むところを探すときに困ったことはありますか(主なもの3つ以内に○)。	経年	1. 外国人であることを理由に住むことを断られた 2. 保証人が見つからなかった 3. 相談できる窓口がなかった 4. 電気・ガス・水道などの手続きがわからなかった 5. その他 6. 特いない
問9	あなたは病院を利用する際に困ったことはありますか(主なもの3つ以内に○)。	経年	1. 外国人であることを理由に診察を断られた 2. どの病院に行けばいいのかわからなかった 3. 診察時間など、病院の仕組みがわからなかった 4. ことばが通じず医者や看護師などとコミュニケーションがとれなかった 5. 病院で出される薬の使い方がわからなかった 6. 診断結果や治療方法がわからなかった 7. その他 8. 特いない	問8	あなたは病院を利用する際に困ったことはありますか(主なもの3つ以内に○)。	経年	1. 外国人であることを理由に診察を断られた 2. どの病院に行けばいいのかわからなかった 3. 診察時間など、病院の仕組みがわからなかった 4. ことばが通じず医者や看護師などとコミュニケーションがとれなかった 5. 病院で出される薬の使い方がわからなかった 6. 診断結果や治療方法がわからなかった 7. その他 8. 特いない
問10	あなたは出産や子育てで困ったことはありますか(主なもの3つ以内に○)。	経年	1. 母子健康手帳の内容がわからなかった 2. 通院・入院中にことばが通じなかった 3. 相談できる人がいなかった 4. 受けられるサービスの情報(予防接種や健診など)がわからなかった 5. これまで出産や子育てをしたことがない 6. その他 7. 特いない	問9	あなたは出産や子育てで困ったことはありますか(主なもの3つ以内に○)。	経年	1. 母子健康手帳の内容がわからなかった 2. 通院・入院中にことばが通じなかった 3. 相談できる人がいなかった 4. 受けられるサービスの情報(予防接種や健診など)がわからなかった 5. これまで出産や子育てをしたことがない 6. その他 7. 特いない
問11	あなたが保育園、幼稚園、小学校、中学校に子どもを通わせる(通わせた)うえで、困ったことはありますか(主なもの3つ以内に○)。	経年	1. 子どもを保育園や幼稚園に通わせたいが入れなかった 2. 保育園であずかってもらえる時間が短かった 3. 入園、入学のための手続きの情報が得られなかった 4. ことばが通じず保育士や先生などとコミュニケーションがとれなかった 5. 学校などからの、お知らせや手紙の内容がわからなかった 6. ルールや行事、授業の内容などがわからなかった 7. 子どもが外国人であることを理由に仲間外れにされた 8. 文化の違いや宗教などの理由で給食が食べられなかった 9. これまで子どもを保育園、幼稚園、小学校、中学校に通わせたことがない 10. その他 11. 特いない	問10	あなたが保育園、幼稚園、小学校、中学校に子どもを通わせる(通わせた)うえで、困ったことはありますか(主なもの3つ以内に○)。	経年	1. 子どもを保育園や幼稚園に通わせたいが入れなかった 2. 保育園であずかってもらえる時間が短かった 3. 入園、入学のための手続きの情報が得られなかった 4. ことばが通じず保育士や先生などとコミュニケーションがとれなかった 5. 学校などからの、お知らせや手紙の内容がわからなかった 6. ルールや行事、授業の内容などがわからなかった 7. 子どもが外国人であることを理由に仲間外れにされた 8. 文化の違いや宗教などの理由で給食が食べられなかった 9. これまで子どもを保育園、幼稚園、小学校、中学校に通わせたことがない 10. その他 11. 特いない
問12	あなたが働くうえで困ったことはありますか(主なもの3つ以内に○)。	修正	1. 外国人であることを理由に働くことを断られた 2. 仕事を探す方法がわからなかった 3. 募集や採用が少なかった 4. 正社員など、安定した立場で働けなかった 5. 日本人と比べ、給料や働く時間に差があった 6. 働く時間が長い 7. 社会保険・労働保険に加入できなかった 8. ことばが通じず職場でコミュニケーションがとれなかった 9. 外国人であることを理由に仲間外れにされた 10. ルールや制度などがわからなかった 11. 相談できる人がいなかった 12. 働いたことがない 13. その他() 14. 特いない	問11	あなたが働くうえで困ったことはありますか(主なもの3つ以内に○)。	修正	1. 外国人であることを理由に働くことを断られた 2. 仕事を探す方法がわからなかった 3. 募集や採用が少なかった 4. 正社員など、安定した立場で働けなかった 5. 日本人と比べ、給料や働く時間に差があった 6. 働く時間が長い 7. 社会保険・労働保険に加入できなかった 8. ことばが通じず職場でコミュニケーションがとれなかった 9. ルールや制度などがわからなかった 10. 相談できる人がいなかった 11. 働いたことがない 12. その他 13. 特いない
				問12	新型コロナウイルスの影響により困っていることはありますか(あてはまるもの全てに○)。	削除	1. 感染が心配で学校や職場、病院などに行けない 2. ワクチンについて 3. 収入が減った 4. 失業や休業 5. 相談できる場所がわからない 6. 外国人に対する偏見や差別 7. 自分の国に帰れない 8. 必要な情報が手に入らない 9. 在留資格に関すること 10. その他
問13	あなたは、困っていることを誰・どこに相談しますか(主なもの3つ以内に○)。	経年	1. 家族、親戚 2. 日本人の友人、知人 3. 外国人の友人、知人 4. 近所の人 5. 行政機関(世田谷区役所 など) 6. 学校、職場 7. 外国人向けのボランティア組織 8. その他 9. 相談相手はいない	問13	あなたは、困っていることを誰・どこに相談しますか(主なもの3つ以内に○)。	経年	1. 家族、親戚 2. 日本人の友人、知人 3. 外国人の友人、知人 4. 近所の人 5. 行政機関(世田谷区役所 など) 6. 学校、職場 7. 外国人向けのボランティア組織 8. その他 9. 相談相手はいない

問14	あなたは日常生活で日本人住民との付き合いがありますか(あてはまるもの全てに○)。	経年	1.一緒に働いている 2.学校で一緒に勉強している 3.友人として付き合いしている 4.自分または親戚が、日本人と結婚して日本に住んでいる 5.国際交流のグループと一緒に活動している 6.その他、地域のグループなどで一緒に活動している 7.日本人とあいさつ程度の付き合いはある 8.その他 9.日本人の知り合いはいないし、付き合いもない	問14	あなたは日常生活で日本人住民との付き合いがありますか(あてはまるもの全てに○)。	経年	1.一緒に働いている 2.学校で一緒に勉強している 3.友人として付き合いしている 4.自分または親戚が、日本人と結婚して日本に住んでいる 5.国際交流のグループと一緒に活動している 6.その他、地域のグループなどで一緒に活動している 7.日本人とあいさつ程度の付き合いはある 8.その他 9.日本人の知り合いはいないし、付き合いもない
問15	あなたは普段の生活の中で、「外国人住民」であることを理由に日本人から偏見や差別を感じたことはありますか(1つに○)。	経年	1.よくある 2.ときどきある 3.ほとんどない 4.まったくない 5.わからない	問15	あなたは普段の生活の中で、「外国人住民」であることを理由に日本人から偏見や差別を感じたことはありますか(1つに○)。	経年	1.よくある 2.ときどきある 3.ほとんどない 4.まったくない 5.わからない
問15で「1」「2」(偏見や差別を感じたことがある)とお答えの方に(A)				問15で「1」「2」「3」(偏見や差別を感じたことがある、 またはほとんどない)とお答えの方に(A)			
(A)	どのようなときに、偏見や差別を感じましたか(主なもの3つ以内に○)。	経年	1.行政機関(世田谷区役所など)での手続きのとき 2.日本人の友人、知人と付き合いのとき 3.近所の人と付き合いのとき 4.住居を探すとき 5.自分や家族が結婚するとき 6.社会保障制度(保険・年金など)を受けるとき 7.電車やバスに乗っているとき 8.出産・育児のとき 9.学校教育を受けるとき 10.仕事を探したり、働いているとき 11.レストランなどお店へ入店したり、サービスの提供を求めるとき 12.まちを歩いているとき 13.その他	(A)	どのようなときに、偏見や差別を感じましたか(主なもの3つ以内に○)。	経年	1.行政機関(世田谷区役所など)での手続きのとき 2.日本人の友人、知人と付き合いのとき 3.近所の人と付き合いのとき 4.住居を探すとき 5.自分や家族が結婚するとき 6.社会保障制度(保険・年金など)を受けるとき 7.電車やバスに乗っているとき 8.出産・育児のとき 9.学校教育を受けるとき 10.仕事を探したり、働いているとき 11.レストランなどお店へ入店したり、サービスの提供を求めるとき 12.まちを歩いているとき 13.その他
問16	世田谷区では、多様な文化を理解し合える交流イベントなどを開催し、区民一人ひとりが互いの文化について理解を深め、偏見や差別を解消することで、多文化共生社会の実現を目指しています。あなたは、区内において外国人住民に対する偏見や差別が減っていると思いますか。(1つに○)。	設問箇所変更	1.そう思う 2.どちらかといえばそう思う 3.どちらかといえばそう思わない 4.そう思わない 5.わからない				
問17	あなたは、昨今の外国人等に関するメディアの発信などについて、どのように感じていますか。	新規	1.問題があると思う 2.問題があると思わない 3.どちらとも言えない 4.関心がない・わからない				
問18	あなたは次の事柄a)～j)についての情報を、これまでどのように入手してきましたか。それぞれについて、1～12のうちあてはまる番号(主なもの3つ以内)に○をつけてください。 a)住宅 b)買い物 c)趣味・遊び d)仕事 e)保健・医療 f)日本での生活習慣 g)災害・防災情報 h)コミュニティ・グループの紹介 i)地域でのイベントやおまつり j)行政サービス・手続き	修正	1.テレビ・ラジオ 2.新聞、雑誌 3.インターネット 4.SNS・アプリケーション 5.家族、親戚 6.日本人の友人、知人 7.外国人の友人、知人 8.行政機関(窓口、広報紙) 9.学校、職場 10.外国人向けのボランティア組織 11.入手方法がわからず困っている 12.その他	問16	あなたは次の事柄a)～j)についての情報を、これまでどのように入手してきましたか。それぞれについて、1～12のうちあてはまる番号(主なもの3つ以内)に○をつけてください。 a)住宅 b)買い物 c)趣味・遊び d)仕事 e)保健・医療 f)日本での生活習慣 g)災害・防災情報 h)コミュニティ・グループの紹介 i)地域でのイベントやおまつり j)行政サービス・手続き	修正	1.テレビ・ラジオ 2.新聞、雑誌 3.インターネット 4.SNS 5.家族、親戚 6.日本人の友人、知人 7.外国人の友人、知人 8.行政機関(窓口、広報紙) 9.学校、職場 10.外国人向けのボランティア組織 11.入手方法がわからず困っている 12.その他
問18で「4」(SNS・アプリケーション)とお答えの方に(A)				問16で「4」(SNS)とお答えの方に(A)			
(A)	あなたが普段利用しているSNSやアプリケーションは次のどれですか(あてはまるもの全てに○)。	修正	1. Facebook 2. X(旧Twitter) 3. LINE 4. Instagram 5. WeChat 6. Kakao Talk 7. Youtube 8. その他	(A)	あなたが普段利用しているSNSは次のどれですか(あてはまるもの全てに○)。	修正	1. Facebook 2. X(旧Twitter) 3. LINE 4. Instagram 5. WeChat 6. Kakao Talk 7. Youtube 8. その他
問19	行政からほしい情報はどのようなものですか(主なもの3つ以内に○、具体的な内容を記載)。	経年	1.住宅 2.買い物 3.趣味・遊び 4.仕事 5.保健・医療 6.日本での生活習慣 7.災害・防災情報 8.コミュニティ・グループの紹介 9.地域でのイベントやおまつり 10.行政サービス・手続き 11.その他 12.特になし	問17	行政からほしい情報はどのようなものですか(主なもの3つ以内に○、具体的な内容を記載)。	経年	1.住宅 2.買い物 3.趣味・遊び 4.仕事 5.保健・医療 6.日本での生活習慣 7.災害・防災情報 8.コミュニティ・グループの紹介 9.地域でのイベントやおまつり 10.行政サービス・手続き 11.その他 12.特になし
問20	行政からの情報を、どのような方法で発信してほしいですか。(主なもの3つ以内に○)。	経年	1.ホームページ 2. Facebook 3. X(旧Twitter) 4. その他のSNS 5. メールマガジン 6. チラシ・ポスター 7. 区のおしらせ せたがや(広報紙) 8. その他	問18	行政からの情報を、どのような方法で発信してほしいですか。(主なもの3つ以内に○)。	経年	1.ホームページ 2. Facebook 3. X(旧Twitter) 4. その他のSNS 5. メールマガジン 6. チラシ・ポスター 7. 区のおしらせ せたがや(広報紙) 8. その他
問21	あなたは地震などの災害が発生したときに自分が避難できる場所を知っていますか(1つに○)。	経年	1.知っている 2.知らない 3.聞いたことがあるが場所は知らない	問19	あなたは地震などの災害が発生したときに自分が避難できる場所を知っていますか(1つに○)。	経年	1.知っている 2.知らない 3.聞いたことがあるが場所は知らない
問22	あなたは地震などの災害に備えてどのような対策をとっていますか(主なもの3つ以内に○)。	経年	1.家族との連絡方法を決めている 2.食べるもの、飲み物などを準備している 3.消火器や水バケツなどを準備している 4.避難するときに必要なもの(懐中電灯、薬など)を準備している 5.家具などを固定して倒れないようにしている 6.防災訓練に参加している 7.その他 8.特になし	問20	あなたは地震などの災害に備えてどのような対策をとっていますか(主なもの3つ以内に○)。	経年	1.家族との連絡方法を決めている 2.食べるもの、飲み物などを準備している 3.消火器や水バケツなどを準備している 4.避難するときに必要なもの(懐中電灯、薬など)を準備している 5.家具などを固定して倒れないようにしている 6.防災訓練に参加している 7.その他 8.特になし
問23	あなたは地震などの災害に備えて世田谷区にどのような対策を望みますか(主なもの3つ以内に○)。	経年	1.避難場所を多言語で案内する 2.多言語による防災パンフレットを配る 3.外国人区民を支援する災害ボランティアを育てる 4.日本人と一緒に外国人も参加できる防災訓練を行う 5.地域内の外国人・日本人が連絡・協力しあえる体制づくりを進める 6.SNSやインターネットを通じた情報発信を行う 7.災害が起こったときに多言語による放送や誘導を行う 8.災害が起こったときに多言語で対応できる相談窓口をつくる 9.その他 10.特になし	問21	あなたは地震などの災害に備えて世田谷区にどのような対策を望みますか(主なもの3つ以内に○)。	経年	1.避難場所を多言語で案内する 2.多言語による防災パンフレットを配る 3.外国人区民を支援する災害ボランティアを育てる 4.日本人と一緒に外国人も参加できる防災訓練を行う 5.地域内の外国人・日本人が連絡・協力しあえる体制づくりを進める 6.SNSやインターネットを通じた情報発信を行う 7.災害が起こったときに多言語による放送や誘導を行う 8.災害が起こったときに多言語で対応できる相談窓口をつくる 9.その他 10.特になし
問24	世田谷区では、外国人住民が安心して地域で生活するために、教育、住宅、就労など、生活全般にわたっての支援を行っています。あなたは外国人住民に対する生活支援が充実していると思いますか(1つに○)。	経年	1.そう思う 2.どちらかといえばそう思う 3.どちらかといえばそう思わない 4.そう思わない 5.わからない	問22	世田谷区では、外国人住民が安心して地域で生活するために、教育、住宅、就労など、生活全般にわたっての支援を行っています。あなたは外国人住民に対する生活支援が充実していると思いますか(1つに○)。	経年	1.そう思う 2.どちらかといえばそう思う 3.どちらかといえばそう思わない 4.そう思わない 5.わからない
				問23	世田谷区では、多様な文化を理解し合える交流イベントなどを開催し、区民一人ひとりが互いの文化について理解を深め、偏見や差別を解消することで、多文化共生社会の実現を目指しています。あなたは、区内において外国人住民に対する偏見や差別が減っていると思いますか。(1つに○)。	設問箇所変更	1.そう思う 2.どちらかといえばそう思う 3.どちらかといえばそう思わない 4.そう思わない 5.わからない

項目4 行政サービスについて			項目4 行政サービスについて				
問25	あなたが世田谷区役所を利用したとき、困ったことはありませんか(主なもの3つ以内に○)。	経年	1. どの窓口を利用していかわからなかった 2. 書類や区役所内の案内が日本語のため、内容がわからなかった 3. ことばが通じなかった 4. 手続きがわからなかった 5. 職員への対応が不親切だった 6. その他 7. 特になし	問24	あなたが世田谷区役所を利用したとき、困ったことはありませんか(主なもの3つ以内に○)。	経年	1. どの窓口を利用していかわからなかった 2. 書類や区役所内の案内が日本語のため、内容がわからなかった 3. ことばが通じなかった 4. 手続きがわからなかった 5. 職員への対応が不親切だった 6. その他 7. 特になし
問26	あなたが世田谷区に期待する取組みは何ですか(あてはまるもの全てに○)。	経年	1. 対応言語を増やすなど外国人が相談できる窓口を充実させる 2. 生活情報や行政情報の多言語化をすすめる 3. 「やさしい日本語(にほんご)」(普通の日本語よりもわかりやすく表現した日本語。例: 記入する→書くでの表記を増やす) 4. 生活情報や行政情報の発信方法(SNS・インターネットなど)を充実させる 5. 外国語の案内表示を充実させる 6. 防災に関する情報提供を充実させる 7. 外国人の子育てや子どもの教育を支援する 8. 外国人と日本人が交流する機会を増やす 9. 日本語学習を支援する 10. 外国人の就労を支援する 11. 様々な国・地域の文化を学ぶイベントを充実させる 12. 日本文化を学ぶイベントを充実させる 13. 外国人区民が活躍する機会(ボランティア、地域活動など)を充実させる 14. 性的マイノリティが暮らしやすいまちづくりを進める 15. その他 16. 特になし	問25	あなたが世田谷区に期待する取組みは何ですか(あてはまるもの全てに○)。	経年	1. 対応言語を増やすなど外国人が相談できる窓口を充実させる 2. 生活情報や行政情報の多言語化をすすめる 3. 「やさしい日本語(にほんご)」(普通の日本語よりもわかりやすく表現した日本語。例: 記入する→書くでの表記を増やす) 4. 生活情報や行政情報の発信方法(SNS・インターネットなど)を充実させる 5. 外国語の案内表示を充実させる 6. 防災に関する情報提供を充実させる 7. 外国人の子育てや子どもの教育を支援する 8. 外国人と日本人が交流する機会を増やす 9. 日本語学習を支援する 10. 外国人の就労を支援する 11. 様々な国・地域の文化を学ぶイベントを充実させる 12. 日本文化を学ぶイベントを充実させる 13. 外国人区民が活躍する機会(ボランティア、地域活動など)を充実させる 14. 性的マイノリティが暮らしやすいまちづくりを進める 15. その他 16. 特になし
問27	あなたは世田谷区が行っている以下の出版物や取組みを知っていますか。また、利用したことがありますか。a)～i)までの出版物や取組みについて、1～3のうちあてはまる番号を1つ選んで○をつけてください(それぞれ1つに○)。 <出版物> a)外国語版生活便利帳「Life in Setagaya」 b)資源とごみの出し方・分け方 c)災害時区民行動マニュアル(マップ版) <取組み> d)日常生活や行政に関する内容を相談できる外国人相談窓口 e)世田谷区ホームページの外国人向けページ f)外国人向けの日本語教室 g)タブレット端末を活用した通訳サービス h)帰国・外国人児童・生徒のために教育や相談指導を行う教育相談室 i)世田谷区パートナーシップの宣誓(同性パートナーシップ宣誓)	修正	1. 知っている・利用したことがある 2. 知っているが利用したことはない 3. 知らない	問26	あなたは世田谷区が行っている以下の出版物や取組みを知っていますか。また、利用したことがありますか。a)～i)までの出版物や取組みについて、1～3のうちあてはまる番号を1つ選んで○をつけてください(それぞれ1つに○)。 <出版物> a)外国語版生活便利帳「Life in Setagaya」 b)資源とごみの出し方・分け方 c)災害時区民行動マニュアル(マップ版) <取組み> d)日常生活や行政に関する内容を相談できる外国人相談窓口 e)世田谷区ホームページの外国人向けページ f)外国人向けの日本語教室 g)帰国・外国人児童・生徒のために教育や相談指導を行う教育相談室 h)せたがや国際交流センター(クロッシングせたがや) i)世田谷区パートナーシップの宣誓(同性パートナーシップ宣誓)	修正	1. 知っている・利用したことがある 2. 知っているが利用したことはない 3. 知らない
問28	あなたはどのような外国人相談窓口であれば、利用したいと思いますか(主なもの3つ以内に○)。	経年	1. 多言語に対応している 2. 相談できる内容が充実している 3. 利用しやすい場所にある 4. 休日や祝日に利用できる 5. 窓口がいている時間が長い 6. メールやSNSで相談できる 7. その他	問27	あなたはどのような外国人相談窓口であれば、利用したいと思いますか(主なもの3つ以内に○)。	経年	1. 多言語に対応している 2. 相談できる内容が充実している 3. 利用しやすい場所にある 4. 休日や祝日に利用できる 5. 窓口がいている時間が長い 6. メールやSNSで相談できる 7. その他
問29	区では、多文化共生に関する支援や情報発信の拠点として、令和2年にせたがや国際交流センター(クロッシングせたがや)を開設しました。せたがや国際交流センター(クロッシングせたがや)では、外国にルーツのある人や、地域で活動している団体、国際交流や多文化共生に興味のある人に向け、暮らしに役立つ情報提供、生活における困りごとの相談窓口の案内や地域活動団体の紹介を行っています。あなたは、せたがや国際交流センター(クロッシングせたがや)を知っていますか。	新規	1. 利用したことがある 2. 知っているが利用したことはない 3. 知らなかったが利用してみたい 4. 知らない				
問29で「2」とお答えの方に(A)							
(A)	せたがや国際交流センター(クロッシングせたがや)を利用したことがない理由は何ですか。	新規	1. 関心がない 2. 時間がない 3. インターネットで必要な情報はとれる 4. 行きにくい場所にある 5. その他				
問30	あなたは、せたがや国際交流センター(クロッシングせたがや)にどのような取組みを進めてほしいですか。または、どのような取組みがあればクロッシングせたがやを利用してみたいですか(あてはまるものすべてに○)。	新規	1. 日本人区民との交流イベント 2. 外国人区民との交流イベント 3. 区内まち歩きツアー 4. 多文化理解への取組み 5. 困りごとの相談 6. 子ども向け企画(絵本の読み聞かせなど) 7. その他				
問31	法律、税金、年金・保険、医療、教育、住まいや契約のトラブルなど、専門的なことについて相談できる場(通訳付き)があった場合、どのような内容について相談したいと思いますか(あてはまるものすべてに○)。	修正	1. 年金や社会保険に関すること 2. お金に関すること 3. 医療に関すること 4. 子育てや教育に関すること 5. 住まいに関すること 6. 契約に関すること 7. 仕事に関すること 8. 在留資格に関すること 9. 結婚・離婚に関すること 10. 家庭の問題に関すること 11. DVIに関すること 12. その他	問28	法律、年金・保険、医療、教育、住まいや契約のトラブルなど、専門的なことについて相談できる場(通訳付き)があった場合、どのような内容について相談したいと思いますか(あてはまるものすべてに○)。	修正	1. 年金や社会保険に関すること 2. 医療に関すること 3. 子育てや教育に関すること 4. 住まいに関すること 5. 契約に関すること 6. 災害や防災に関すること 7. 仕事に関すること 8. 在留資格に関すること 9. 結婚・離婚に関すること 10. 家庭の問題に関すること 11. DVIに関すること 12. その他
項目5 交流活動について			項目5 交流活動について				
問32	あなたは次のような交流や活動a)～h)をしたことがありますか。1か2のどちらかを選んで○をつけてください。また、今後、次のような交流や活動をしていきたいと思いませんか。3～7のうち、あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。 a)地域のおまつりイベント b)防災訓練 c)防犯活動 d)趣味サークル・スポーツ活動 e)ボランティア活動	修正	1. したことがある 2. したことがない 3. 積極的にしたい 4. 機会があればしたい 5. どちらでもない 6. あまりしたいと思わない 7. 絶対したくない	問29	あなたは次のような交流や活動a)～h)をしたことがありますか。1か2のどちらかを選んで○をつけてください。また、今後、次のような交流や活動をしていきたいと思いませんか。3～7のうち、あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。 a)母語や日本語を教える活動 b)学校の授業への協力 c)防災訓練 d)防犯活動 e)地域のイベント f)文化交流 g)スポーツ交流 h)外国人支援活動	修正	1. したことがある 2. したことがない 3. 積極的にしたい 4. 機会があればしたい 5. どちらでもない 6. あまりしたいと思わない 7. 絶対したくない

(A)	その他、している(してみたい)交流や活動があれば以下に書いてください。 <している交流や活動> <してみたい交流や活動>	経年		(A)	その他、している(してみたい)交流や活動があれば以下に書いてください。 <している交流や活動> <してみたい交流や活動>	経年	
問32で「e)ボランティア活動」について「3」「4」「5」「(したい)もしくは「どちらでもない)」とお答えの方に(A)							
(A)	どのようなボランティア活動に参加してみたいですか。	新規	1. イベントでの通訳 2. 専門家相談(弁護士・税理士・行政書士・社会保険労務士)での通訳 3. 母語や日本語を教える活動 4. 学校の授業への協力、保護者面談等での通訳 5. 在住外国人への生活支援 6. 外国人のためのお知らせや資料等の翻訳 7. その他				
問33	あなた(あなたの世帯)は自治会・町会に入っていますか(1つに○)。	経年	1. 入っている 2. 入っていない 3. 自治会・町会を知らない 4. 入りたいが入り方が分からない 5. その他	問30	あなた(あなたの世帯)は自治会・町会に入っていますか(1つに○)。	経年	1. 入っている 2. 入っていない 3. 自治会・町会を知らない 4. 入りたいが入り方が分からない 5. その他
問34	あなたは仕事や学校以外で何らかの団体(自治会・町会を除く、コミュニティやグループなど)に入っていますか(主なもの3つ以内に○)。	経年	1. 日本人との交流団体 2. 同国人団体 3. 宗教団体 4. スポーツ団体 5. ボランティア団体 6. 娯楽・趣味の団体 7. 特に団体に参加していない 8. その他	問31	あなたは仕事や学校以外で何らかの団体(自治会・町会を除く、コミュニティやグループなど)に入っていますか(主なもの3つ以内に○)。	経年	1. 日本人との交流団体 2. 同国人団体 3. 宗教団体 4. スポーツ団体 5. ボランティア団体 6. 娯楽・趣味の団体 7. 特に団体に参加していない 8. その他
問34「7(特に団体に参加していない)」以外をお答えの方に(A)				問31「7(特に団体に参加していない)」以外をお答えの方に(A)			
(A)	あなたが参加しているコミュニティやグループについて教えてください。 <コミュニティ・グループの名前> <活動内容>	経年		(A)	あなたが参加しているコミュニティやグループについて教えてください。 <コミュニティ・グループの名前> <活動内容>	経年	
問35	地域での活動を行うとき、どのようなサポートが必要だと思いますか(主なもの3つ以内に○)。	経年	1. 地域活動の情報を提供してほしい 2. 多言語で資料をつくってほしい 3. 通訳がほしい 4. 積極的に声をかけてほしい 5. 文化や生活習慣の違いをわかってほしい 6. その他 7. 特にサポートの希望はない	問32	地域での活動を行うとき、どのようなサポートが必要だと思いますか(主なもの3つ以内に○)。	経年	1. 地域活動の情報を提供してほしい 2. 多言語で資料をつくってほしい 3. 通訳がほしい 4. 積極的に声をかけてほしい 5. 文化や生活習慣の違いをわかってほしい 6. その他 7. 特にサポートの希望はない
項目6	その他			項目6	その他		
問36	世田谷区をもっと住みやすいまちにするために、世田谷区に取り組んでほしいこと・やってもらいたいことなどを自由に書いてください。	経年		問33	世田谷区をもっと住みやすいまちにするために、世田谷区に取り組んでほしいこと・やってもらいたいことなどを自由に書いてください。	経年	

区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査
報告書【速報版】

令和7年10月

世田谷区

目次

第1章 調査の概要	1
1. 調査の目的	1
2. 調査の内容	1
3. 調査の設計	1
4. 回収結果	2
5. 報告書を見る際の注意事項.....	2
第2章 調査の結果	4~

第1章 調査の概要

1. 調査の目的

一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思にもとづき、個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、区内企業における男女共同参画の状況を把握すると共に、今後の施策や新たな計画策定の基礎資料とすることを目的とする。

2. 調査の内容

- I 基本属性
- II 女性の雇用管理状況等
- III 育児・介護休業制度
- IV 働きながら育児や介護を行う従業員に対する両立支援
- V ワーク・ライフ・バランスについて
- VI 職場のハラスメントについて
- VII 多様性の尊重について
- VIII 行政への要望・自由意見など

※詳細は p4～参照。

3. 調査の設計

調査地域：世田谷区全域

調査対象：従業員 20 人以上の区内企業・事業所

標本数：調査対象数 2,662 事業所

抽出方法：総務省統計局「事業所母集団データベース」より、従業員 20 人以上の区内企業・事業所を抽出

調査方法：郵送調査（郵送送付、郵送・Web フォームで回収）
（督促礼状（郵送）1 回送付）

調査期間：令和 7 年 8 月 25 日（月）～9 月 12 日（金）

調査機構：株式会社都市環境計画研究所

4. 回収結果

抽出数 (a)	返戻数 (b)	調査対象数 (c=a-b)	有効回答数 (d)	有効回収数 (d/c)
2,628	188	2,440	466 件 (郵送：180 件、ウェブ：266 件)	19.1%

5. 報告書を見る際の注意事項

- ・回答は、百分率 (%) の計算をしている。小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、単独回答 (1 つだけ選ぶ問) においても、四捨五入の関係で、% を足し合わせても 100% にならない場合がある。
- ・複数回答 (2 つ以上選んでよい問) においては、% の合計が 100% を超える場合がある。
- ・本文、表は、表示の都合上、調査票の選択肢等の文言を一部簡略化している場合がある。

【調査項目】

SA: 単数回答 MA: 複数回答 FA: 自由記述

大項目	問番号	回答種類	設問
I 基本属性	—	FA	事業所名／所在地／電話／所属と氏名／業種／事業所の常用労働者数／企業全体の常用労働者／事業所の性格／労働組合の有無
II 女性の雇用管理状況等	問 1	FA	事業所の常用労働者の平均年齢と平均勤続年数
	問 2	FA	係長相当職以上の管理職及び女性管理職の人数
	付問 2-1	FA	女性管理職が少ない理由
	問 3	SA	ポジティブ・アクションの認知度
	問 4	SA	女性活躍推進法
	問 5	SA	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定状況
	付問 5-1	MA	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定状況の効果
	問 6	SA	認定制度の認知・取得状況
	問 7	SA	女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異を公表しているか
問 8	FA	生理休暇の取得率	
問 9	FA	「女性特有の健康課題に配慮した取り組み」の具体的な内容	
III 育児・介護休業制度	問 10	SA	育児休業を取得することができる期間
	問 11	FA	出産した従業員の人数、育児休業を開始した人数
	付問 11-1	SA	育児休業取得者への対応
	問 12	SA	介護休業を取得することができる最長期間
	付問 12-1	SA	介護休業を取得した従業員の人数
	付問 12-2	MA	取得者の属性について
	問 13	SA	育児・介護休業取得者に対する取組みの実施状況
IV 働きながら育児や介護を行う従業員に対する両立支援	問 14	SA	看護休暇制度について
	問 15	SA	働きながら育児を行う従業員に対する制度について
	付問 15-1	FA	制度の対象者及び利用者の人数
	問 16	SA	介護を行っている従業員に対する制度について
	付問 16-1	FA	制度の対象者及び利用者の人数
	問 17	SA	制度の状況について
	付問 17-1	SA	昨年度の利用実績について
	問 18	SA	育児や介護を行っている従業員が働きやすい環境づくりの実施状況
	付問 18-1	FA	働きながら育児・介護を行う従業員に対して、法定以外で特徴ある取組みの具体的な内容
	問 19	SA	育児や介護を行っている従業員に対する両立支援制度について今後の考え
問 20	SA	両立支援制度を設ける上で一番重要なこと	
問 21	MA	従業員が働きながら育児や介護を行うのに重要と考えるもの	
V ワーク・ライフ・バランスについて	問 22	SA	ワーク・ライフ・バランスの取組みの現状及び今後の必要性
	問 23	MA	ワーク・ライフ・バランスを充実させていくために重要度が高いと考えるもの
	問 24	SA	子育て中の女性を正社員として採用することについて
	付問 24-1	MA	採用が難しい理由
VI 職場のハラスメントについて	問 25	SA	パワーハラスメント防止対策が事業主に義務付けられたことを知っているか
	問 26	SA	何らかのハラスメントが問題になったことがあるか
	付問 26-1	MA	問題となったハラスメント
	問 27	MA	ハラスメントが起きたときに対応が困難と感じることは何か
	問 28	SA	ハラスメントを防止するためにどのような取組みを行っているか
VII 多様性の尊重について	問 29	SA	「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を知っているか
	問 30	SA	「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」の取組みを知っているか
	問 31	SA	職場において性的マイノリティへの配慮としてどのような取組みをしているか
VIII 行政への要望・自由意見など	問 32	MA	ワーク・ライフ・バランス、女性の活躍推進、ポジティブ・アクション等、企業における男女共同参画を推進する取組みに関して、行政に望むことは何か
	問 33	FA	企業における男女共同参画や女性の活躍に対する取組み、働き方改革等に関して、日頃感じていることや世田谷区に対する要望など

第2章 調査の結果

I 事業所の概要

(1) 事業所の性格

	件	構成比 (%)
全体	446	101
単独事務所	141	31.6
本社・本店	121	27.1
支社・営業所等	172	38.6
無回答	12	2.7

(2) 労働組合の有無

	件	構成比 (%)
全体	446	101
労働組合有	122	27.4
労働組合無	320	71.7
無回答	4	0.9

(3) 常用労働者数

①常用労働者数（従業員規模）（全体） (上段：人、下段：%)

合計	1～9人	10～19人	20～29人	30～49人
446	15	54	105	131
	3.4	12.1	23.5	29.4
	50～99人	100～299人	300人以上	無回答
	76	41	21	3
	17.0	9.2	4.7	0.7

②常用労働者数と一般労働者、パートタイマー等（非正社員）比率

(上段：人、下段：%)

	常用労働者数	一般労働者	パートタイマー等
全体	36,647	24,677	11,970
	100.0	67.3	32.7
女性	19,500	12,609	6,891
	53.2	51.1	57.6
男性	17,147	12,068	5,079
	46.8	48.9	42.4

③常用労働者数全体に占める非正社員比率

(上段：人、下段：%)

	全体	0～20%	20～40%未満	40～60%未満	60%以上	無回答
全体の非正社員比率	446	161	86	68	128	3
	100.0	36.1	19.3	15.2	28.7	0.7
女性の非正社員比率	446	143	87	65	148	3
	100.1	32.1	19.5	14.6	33.2	0.7
男性の非正社員比率	446	224	66	52	101	3
	100.0	50.2	14.8	11.7	22.6	0.7

④常用労働者に占める女性比率

	件	構成比 (%)
全体	466	100.0
0～ 20%未満	143	32.1
20～ 40%未満	87	19.5
40～ 60%未満	65	14.6
60%以上	148	33.2
無回答	3	0.7

(4) 業種

	件	構成比 (%)
建設業	43	9.6
製造業	5	1.1
情報通信業	10	2.2
運輸業、郵便業	14	3.1
卸売業、小売業	65	14.6
金融業、保険業	13	2.9
不動産業、物品賃 貸業	4	0.9
学術研究、専門・技 術サービス業	5	1.1
宿泊業、飲食サー ビス業	18	4.0
生活関連サービ ス業、娯楽業	15	3.4
教育、学習支援業	40	9.0
医療、福祉	132	29.6
サービス業（他に分 類されないもの）	40	9.0
その他	17	3.8
無回答	25	5.6
合計	446	100.0

II 女性の雇用管理状況等

問1 貴事業所の常用労働者の平均年齢と平均勤続年数をご記入ください。なお、小数点第2位以下は四捨五入してください。

■平均年齢

	女性	男性
今回調査	43.0歳	44.1歳
令和2年度	42.1歳	43.6歳
平成27年度	40.1歳	40.9歳

■平均勤続年数

	女性	男性
今回調査	8.8年	11.1年
令和2年度	8.4年	10.7年
平成27年度	8.1年	9.9年

問2 貴事業所では、係長相当職以上の管理職及び女性管理職は何人いますか。(FA)

(上段：人、下段：%)

合計	女性管理職を有する事業所	役員	部長相当職	課長相当職	係長相当職	女性管理職なし	無回答
446	315 70.6	127 28.5	111 24.9	174 39.0	151 33.9	107 24.0	24 5.4

付問2-1 課長級以上の女性管理職が少ない(1割未満)の事業所のみお答えください。女性管理職が少ないのはなぜだと思いますか。(FA)

(上段：人、下段：%)

合計	女性管理職が少ない(1割未満)の事業所のみお答えください	必要な経験、判	必要な経験、判	必要な経験、判	必要な経験、判	必要な経験、判	必要な経験、判	必要な経験、判	必要な経験、判	無回答
34	9 26.5	7 20.6	7 20.6	4 11.8	1 2.9	0 0.0	16 47.1	1 2.9	7 20.6	

問3 ポジティブ・アクションの意味について、今までの程度認識していましたか。(SA)

(上段：人、下段：%)

合計	内容を知らない	内容をある程度知っている	内容をよく知っている	知らない	無回答
446	33 7.4	162 36.3	137 30.7	110 24.7	4 0.9

問4 「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定・届け出等の義務について、ご存じでしたか。(SA)

(上段：人、下段：%)

合計	知っていた	知らなかった	無回答
446	195 43.7	246 55.2	5 1.1

問5 貴事業所では、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定していますか。(SA)

(上段：人、下段：%)

合計	策定している	あ策定を検討中で	未定である	な策定する予定は	無回答
446	118 26.5	48 10.8	201 45.1	72 16.1	7 1.6

付問5-1 問5で、「1. 策定している」と回答した事業所のみお答えください。貴事業所では、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定してから、どのような効果がありましたか。(MA)

(上段：人、下段：%)

合計	た働女性意欲が向上し	た見等男なる性が存在となし	なら取の引評判が顧客	な用優つで秀たきなる人材を採	業績が向上した	れ組た織が活性化さ
118	16 13.6	14 11.9	1 0.8	7 5.9	0 0.0	22 18.6
	が争生つ力産た強性化向上つや競	続従率業員が向上就業た繼	合女性が増え理職の割	そ	果特はに目か立つたた効	無回答
	3 2.5	6 5.1	25 21.2	7 5.9	59 50.0	6 5.1

問6 次の認定制度の認知・取得状況について、あてはまる番号それぞれに1つ○をつけてください。(SA)

【認知状況】

①えるぼし認定 (上段：人、下段：%)

合計	知っている	いある程度知って	くる聞知らない内容はよあ	知らない	無回答
446	105 23.5	46 10.3	97 21.7	178 39.9	20 4.5

②子育てサポート企業(くるみん)認定 (上段：人、下段：%)

合計	知っている	いある程度知って	くる聞知らない内容はよあ	知らない	無回答
446	139 31.2	61 13.7	98 22.0	128 28.7	20 4.5

③ユースエール認定 (上段：人、下段：%)

合計	知っている	いある程度知って	くる聞知らない内容はよあ	知らない	無回答
446	47 10.5	46 10.3	78 17.5	252 56.5	23 5.2

【取得状況】

①えるぼし認定 (上段：人、下段：%)

合計	取得済	検討中	未取得	無回答
446	32 7.2	45 10.1	330 74.0	39 8.7

②子育てサポート企業(くるみん)認定 (上段：人、下段：%)

合計	取得済	検討中	未取得	無回答
446	25 5.6	52 11.7	331 74.2	38 8.5

③コースエール認定

(上段：人、下段：%)

合計	取得済	検討中	未取得	無回答
446	2 0.4	32 7.2	369 82.7	43 9.6

問7 女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異を公表していますか。(SA)

(上段：人、下段：%)

合計	公表している	公表していない	公表を検討中	無回答
446	85 19.1	325 72.9	18 4.0	18 4.0

問8 就業規則に「生理休暇」がある場合、生理休暇の取得率について、記載してください。(FA)

集計中

問9 生理休暇以外に「女性特有の健康課題に配慮した取り組み」をしている場合、具体的に内容を記載してください。(FA)

集計中

Ⅲ 育児・介護休業制度

問10 貴事業所では子が何歳になるまで育児休業を取得することができますか。(SA)

(上段：人、下段：%)

合計	1歳未満	1歳	1歳6か月未満	1歳6か月以上	2歳未満	2歳以上	無条件に2歳	無回答		
446	24 5.4	44 9.9	71 15.9	17 3.8	138 30.9	27 6.1	44 9.9	28 6.3	41 9.2	12 2.7

問11 貴事業所では、令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に、出産した従業員（男性の場合は配偶者が出産した者）は何人いましたか。また、そのうち令和7年7月1日までに育児休業を開始した人数（育児休業開始予定の申し出をしている者も含む）をご記入ください。(FA)

	女性（人）	男性（人）
出産数（男性は配偶者が出産）	275	221
うち育児休業を開始	258	120
うち係長相当職以上	16	29

付問11-1 問11で、②、③に1人以上の記入をされた事業所のみお答えください。育児休業取得者がいた場合、その者の業務に関して、貴事業所ではどのように対応しましたか。（取得者によって対応が異なる場合は、一番多い対応方法を選択してください。）(SA)

合計	雇新用した正社員を	雇代用した社員を	ルバ遣イ労働者と、ア	派遣労働者をや、ア	を業部異動させ、他の	事業所からは、他の	事部門か、内、他の	で部対し、他の社員	を代行のわ、の	を代行のわ、の	そ	無回答
160	22 13.8	42 26.3	19 11.9	66 41.3	4 2.5	7 4.4						

問12 貴事業所では、最長でどのくらいの期間（分割して介護休業を取得できる場合は、合計の期間）、介護休業を取得することができますか。（SA）

合計	規定あり	3 1 日 未 満	日 3 未 1 満 日 以 上 9 3	9 3 日	か 9 月 3 未 満 を 越 え 6
446	363 81.4	24 5.4	17 3.8	215 48.2	28 6.3
	未 6 満 か 月 以 上 1 年	1 年	間 1 年 を 超 える 期	規 定 な し	無 回 答
	16 3.6	41 9.2	22 4.9	72 16.1	11 2.5

付問12-1 問12で、「規定なし」以外を回答された事業所のみお答えください。貴事業所では、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、介護休業を取得した従業員はいますか。（SA）

合計	いる	いない	無回答
363	32 8.8	279 76.9	52 14.3

付問12-2 付問12-1で、「1.いる」と回答された事業所のみお答えください。以下の性別・年代別属性のうち、取得者の属性の番号について、すべて選択してください。（MA）

合計		2 0 歳 代 以 下	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳 代	6 0 歳 代 以 上	無 回 答
32	女性	1 3.1	6 18.8	4 12.5	13 40.6	4 12.5	5 15.6
32	男性	1 3.1	5 15.6	5 15.6	13 40.6	5 15.6	5 15.6

問13 育児・介護休業取得者に対して、復職に際し、次の取組みを行っていますか。(SA)

【育児休業】

①相談・面接

合計	実施している	実施していない	が実施していない	無回答
446	316 70.9	75 16.8	37 8.3	18 4.0

②教育・訓練

合計	実施している	実施していない	が実施していない	無回答
446	115 25.8	225 50.4	77 17.3	29 6.5

③その他

合計	実施している	実施していない	が実施していない	無回答
446	33 7.4	267 59.9	67 15.0	79 17.7

【介護休業】

①相談・面接

合計	実施している	実施していない	が実施していない	無回答
446	246 55.2	114 25.6	58 13.0	28 6.3

②教育・訓練

合計	実施している	実施していない	が実施していない	無回答
446	89 20.0	243 54.5	79 17.7	35 7.8

③その他

合計	実施している	実施していない	が実施していない	無回答
446	24 5.4	277 62.1	63 14.1	82 18.4

問14 就業規則等で子どもが病気・けがをしたときに休める看護休暇制度がありますか。(SA)

①就業規則等での既定の有無

合計	規定有り	規定なし	無回答
446	345 77.4	95 21.3	6 1.3

②対象者

合計	正社員のみ	非正社員も含む	無回答
446	123 27.6	230 51.6	93 20.9

③給与の支給の有無

合計	有給	無給	無回答
446	136 30.5	219 49.1	91 20.4

④利用実績
(女性)

合計	利用あり	利用なし	無回答
446	123 27.6	229 51.3	94 21.1



合計	1日未満	1 ～ 2日	3 ～ 4日	5日以上	無回答
123	2 1.6	30 24.4	32 26.0	46 37.4	13 10.6

(男性)

合計	利用あり	利用なし	無回答
446	63 14.1	280 62.8	103 23.1



合計	1日未満	1 ～ 2日	3 ～ 4日	5日以上	無回答
63	4 6.3	19 30.2	15 23.8	18 28.6	7 11.1

IV 働きながら育児や介護を行う従業員に対する両立支援

問15 働きながら育児を行う従業員に対し、下記の制度はありますか。それぞれの項目について該当する番号を1つ選択してください。(SA)

①短時間勤務制度

合計	制度あり	1歳未満	1〜3歳未満	3歳〜小学校就学前	小学校入学以降	年齢制限はない	制度なし	制度ではないが検討中	無回答
446	282 63.2	10 2.2	91 20.4	83 18.6	98 22.0	54 12.1	61 13.7	33 7.4	16 3.6

②フレックスタイム制度

合計	制度あり	1歳未満	1〜3歳未満	3歳〜小学校就学前	小学校入学以降	年齢制限はない	制度なし	制度ではないが検討中	無回答
446	34 7.6	3 0.7	10 2.2	9 2.0	12 2.7	56 12.6	299 67.0	37 8.3	20 4.5

③テレワーク

合計	制度あり	1歳未満	1〜3歳未満	3歳〜小学校就学前	小学校入学以降	年齢制限はない	制度なし	制度ではないが検討中	無回答
446	21 4.7	0 0.0	4 0.9	7 1.6	10 2.2	76 17.0	293 65.7	35 7.8	21 4.7

④始業・終業時刻の繰上げ繰下げ

合計	制度あり	1歳未満	1〜3歳未満	3歳〜小学校就学前	小学校入学以降	年齢制限はない	制度なし	制度ではないが検討中	無回答
446	133 29.8	7 1.6	32 7.2	50 11.2	44 9.9	88 19.7	155 34.8	46 10.3	24 5.4

⑤半日や時間単位の有給休暇

合計	制度あり	1歳未満	1〜3歳未満	3歳〜小学校就学前	小学校入学以降	年齢制限はない	制度なし	制度ではないが検討中	無回答
446	59 13.2	8 1.8	5 1.1	14 3.1	32 7.2	229 51.3	101 22.6	31 7.0	26 5.8

⑥所定外労働の免除

合計	制度あり	1歳未満	1〜3歳未満	学3歳前〜小学校就	小学校入学以降	年齢制限はないの子の	制度なし	制度なし	討制度中ではないが検	無回答
446	68 15.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	68 15.2	43 9.6	146 32.7	37 8.3	152 34.1	

⑦再雇用制度（育児・介護で退職）した人を正社員等で優先的に雇用する制度等

合計	制度あり	1歳未満	1〜3歳未満	学3歳前〜小学校就	小学校入学以降	年齢制限はないの子の	制度なし	制度なし	討制度中ではないが検	無回答
446	18 4.0	3 0.7	3 0.7	6 1.3	6 1.3	60 13.5	279 62.6	68 15.2	21 4.7	

⑧事業所内託児施設

合計	制度あり	1歳未満	1〜3歳未満	学3歳前〜小学校就	小学校入学以降	年齢制限はないの子の	制度なし	制度なし	討制度中ではないが検	無回答
446	15 3.4	1 0.2	4 0.9	7 1.6	3 0.7	0 0.0	391 87.7	23 5.2	17 3.8	

⑨育児に要する経費の援助措置

合計	制度あり	1歳未満	1〜3歳未満	学3歳前〜小学校就	小学校入学以降	年齢制限はないの子の	制度なし	制度なし	討制度中ではないが検	無回答
446	24 5.4	2 0.4	3 0.7	8 1.8	11 2.5	18 4.0	357 80.0	28 6.3	19 4.3	

⑩配偶者同行休業制度

合計	制度あり	1歳未満	1〜3歳未満	学3歳前〜小学校就	小学校入学以降	年齢制限はないの子の	制度なし	制度なし	討制度中ではないが検	無回答
446	20 4.5	7 1.6	7 1.6	5 1.1	1 0.2	9 2.0	363 81.4	33 7.4	21 4.7	

付問15-1 問15で、太枠内（制度あり）に記入された事業所のみお答えください。制度があるご回答の項目について、貴事業所の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の対象者及び利用者は何人いましたか。（FA）

	性別	対象者	利用者
①短時間勤務制度	女性	486	333
	男性	590	23
②フレックスタイム制度	女性	149	149
	男性	266	262
③テレワーク	女性	225	182
	男性	282	187
④始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ	女性	340	181
	男性	336	78
⑤半日や時間単位の有給休暇	女性	1270	1052
	男性	1184	737
⑥所定外労働の免除	女性	289	93
	男性	380	4
⑦再雇用制度（育児・介護で退職した人を正社員等で優先的に雇用する制度等）	女性	1	0
	男性	0	0
⑧事業所内託児施設	女性	73	9
	男性	203	9
⑨育児に要する経費の援助措置	女性	84	71
	男性	100	82
⑩配偶者同行休業制度	女性	13	1
	男性	1	2

問16 介護を行っている従業員に対し、下記の制度はありますか。それぞれの項目について該当する番号を1つ選択してください。（SA）

①短時間勤務制度

合計	制度あり	3ヶ月未満	3ヶ月	満3ヶ月超1年未	1年以上	制度なし	討制度ではないが検	無回答
446	259 58.1	19 4.3	27 6.1	21 4.7	192 43.0	125 28.0	41 9.2	21 4.7

②フレックスタイム制度

合計	制度あり	3ヶ月未満	3ヶ月	満3ヶ月超1年未	1年以上	制度なし	討制度ではないが検	無回答
446	54 12.1	5 1.1	4 0.9	3 0.7	42 9.4	324 72.6	45 10.1	23 5.2

③テレワーク

合計	制度あり	3ヶ月未満	3ヶ月	満3ヶ月超1年未	1年以上	制度なし	討制度ではないが検	無回答
446	55 12.3	2 0.4	2 0.4	3 0.7	48 10.8	331 74.2	36 8.1	24 5.4

④始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ

合計	制度あり	3ヶ月未満	3ヶ月	満3ヶ月超1年未満	1年以上	制度なし	討制度はないが検中である	無回答
446	136 30.5	12 2.7	7 1.6	13 2.9	104 23.3	233 52.2	53 11.9	24 5.4

⑤半日や時間単位の有給休暇

合計	制度あり	3ヶ月未満	3ヶ月	満3ヶ月超1年未満	1年以上	制度なし	討制度はないが検中である	無回答
446	202 45.3	18 4.0	7 1.6	13 2.9	164 36.8	168 37.7	46 10.3	30 6.7

⑥再雇用制度

合計	制度あり	3ヶ月未満	3ヶ月	満3ヶ月超1年未満	1年以上	制度なし	討制度はないが検中である	無回答
446	55 12.3	4 0.9	3 0.7	3 0.7	45 10.1	309 69.3	54 12.1	28 6.3

⑦介護に要する経費の援助措置

合計	制度あり	3ヶ月未満	3ヶ月	満3ヶ月超1年未満	1年以上	制度なし	討制度はないが検中である	無回答
446	15 3.4	3 0.7	0 0.0	1 0.2	11 2.5	371 83.2	34 7.6	26 5.8

付問16-1 問16で、太枠内（制度あり）に記入された事業所のみお答えください。制度があるご回答の項目について、貴事業所の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の対象者及び利用者は何人いましたか。（FA）

	性別	対象者	利用者
①短時間勤務制度	女性	613	34
	男性	1531	6
②フレックスタイム制度	女性	92	75
	男性	72	45
③テレワーク	女性	141	111
	男性	97	62
④始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ	女性	136	74
	男性	106	38
⑤半日や時間単位の有給休暇	女性	802	409
	男性	1491	270
⑥再雇用制度（育児・介護で退職した人を正社員等で優先的に雇用する制度等）	女性	0	0
	男性	3	0
⑦介護に要する経費の援助措置	女性	11	1
	男性	17	1

問17 貴事業所では、下記の制度はありますか。（SA）

①配偶者出産支援休暇

合計	制度あり	制度なし	討 中 度 で は あ る い が 検	無 回 答
446	166 37.2	219 49.1	47 10.5	14 3.1

②就業形態の移行

合計	制度あり	制度なし	討 中 度 で は あ る い が 検	無 回 答
446	179 40.1	197 44.2	56 12.6	14 3.1

③勤務地限定・選択制度

合計	制度あり	制度なし	討 中 度 で は あ る い が 検	無 回 答
446	82 18.4	309 69.3	37 8.3	18 4.0

④その他

合計	制度あり	制度なし	制度中ではないが検討	無回答
446	3 0.7	329 73.8	8 1.8	106 23.8

付問17-1 問17で、太枠内（制度あり）に記入された事業所のみお答えください。制度がある項目について、貴事業所の昨年度の利用実績をお聞きます。該当する項目について、それぞれ男女別にあてはまる番号に○をつけてください。（SA）

	性別	利用者が多い	利用者が少ない	実績なし	無回答
①配偶者出産支援休暇	女性	11	8	177	66
	男性	48	29	122	63
②就業形態の移行	女性	19	63	129	51
	男性	8	31	160	63
③勤務地限定・選択制度	女性	15	20	127	100
	男性	6	17	135	104
④その他	女性	1	4	118	139
	男性	1	3	120	138

問18 貴事業所では、育児や介護を行っている従業員が働きやすい環境づくりをしていますか。（SA）

①両立支援への積極的な取組みを経営や人事の方針とする

合計	実施している	実施していない	が実施検討中ではない	無回答
446	218 48.9	127 28.5	90 20.2	11 2.5

②管理者への研修の実施

合計	実施している	実施していない	が実施検討中ではない	無回答
446	119 26.7	207 46.4	107 24.0	13 2.9

③相談窓口の設置

合計	実施している	実施していない	が実施検討中ではない	無回答
446	251 56.3	119 26.7	65 14.6	11 2.5

④両立支援についての労使の話し合い

合計	実施している	実施していない	が実施中ではない	無回答
446	144 32.3	201 45.1	90 20.2	11 2.5

⑤プロジェクトチームの設置や職業家庭両立支援者の選任

合計	実施している	実施していない	が実施中ではない	無回答
446	29 6.5	330 74.0	75 16.8	12 2.7

⑥社内報、社内メール等で両立支援制度の情報提供

合計	実施している	実施していない	が実施中ではない	無回答
446	142 31.8	211 47.3	82 18.4	11 2.5

⑦その他

合計	実施している	実施していない	が実施中ではない	無回答
446	5 1.1	308 69.1	16 3.6	117 26.2

付問18-1 また、貴事業所において、働きながら育児・介護を行う従業員に対して、法定以外で特徴ある取組みをしている場合、具体的に内容を記載してください。(FA)

集計中

問19 貴事業所では、育児や介護を行っている従業員に対する両立支援制度について、今後どのようにお考えですか。(SA)

合計	充両 実立 を支 図援 る制 度の	者既 の存 増制 加度 をの 図利 る用	増充 加実 をと 図利 る用 者の	い現 状の まま でよ	体見 的直 なし がた ある 問題 点(一 具で	無 回 答
446	136 30.5	69 15.5	73 16.4	150 33.6	7 1.6	11 2.5

問20 貴事業所において、今までにあげた両立支援制度を設ける上で、一番重要なことはどのようなことだと思いますか。(SA)

合計	識法育 な児 ど・ 法介 律護 の休 知業	識企 業 ト ツ プ の 意	者人 の事 意・ 識労 務 担 当	用両 者立 の支 存援 在制 度利	企 業 の 経 営 状 況	行 政 の 経 費 補 助	そ の 他	無 回 答
446	134 30.0	81 18.2	34 7.6	50 11.2	56 12.6	49 11.0	20 4.5	22 4.9

問21 従業員が、働きながら育児や介護を行うには、何が重要とお考えですか。該当するものを3つまで 選び、番号に○をつけてください。(MA)

合計	実法律 の内容 の充	制職 度場 のの 充両 実立 支援	減り職 の場 の業 務一 量人 の当 削た	理る休 解上業 浸司取 透、得 同に 僚対 のす	個 人 の 努 力	用両 者立 の支 増援 加制 度利
446	91 20.4	174 39.0	156 35.0	204 45.7	14 3.1	63 14.1
	革や家 家族 族の のサ 意ポ 識ト 改ト	のの保 充サ育 実ポ園 ト等、 ト社 制会	行職 政の の経 費 補 助	そ の 他	無 回 答	
	69 15.5	149 33.4	153 34.3	15 3.4	12 2.7	

V ワーク・ライフ・バランスについて

問22 貴事業所のワーク・ライフ・バランスへの取組みについて、どのように認識していますか。(SA)

【現状】

合計	既に十分に取組んでいる	取組んでいる	現状のまま	全く取組んでいない	無回答
446	89 20.0	177 39.7	140 31.4	36 8.1	4 0.9

【今後の必要性】

合計	積極的に取組むべき	ある程度取組むべき	現状のまま	無回答
446	161 36.1	173 38.8	108 24.2	4 0.9

問23 貴事業所で、ワーク・ライフ・バランスを充実させていくため、重要度が高いと考えるもの、現在行っているもの、さらに、今後新たに実施したいと考えているものを選んでください。(MA)

【重要度が高いと考えるもの】

合計	週間のフレックスタイム制などの導入	管理職への徹底	人事労務担当者の徹底	満足度の調査の実施	長時間労働の削減	男性の育児参加	従業員に対する意識改革	無回答
446	62 13.9	186 41.7	69 15.5	78 17.5	247 55.4	38 8.5	137 30.7	
	意識改革のツブ	両立支援の話し合い	両立支援の話し合い	社内相談窓口	計画的な年次取得	ノー残業デー		
	66 14.8	27 6.1	55 12.3	32 7.2	130 29.1	30 6.7	23 5.2	

【現在行っているもの】

合計	周知のため ・P R ・既存 ・制度 ・支 ・援 ・の ・ど	パンフレット ・支 ・援 ・の ・ど	管理職への ・周知 ・の ・徹 ・底	人事労務 ・担 ・当	定期的な ・調 ・査 ・の ・業 ・実 ・員	長時間 ・の ・労 ・働 ・の ・し ・削 ・や	男性の ・育 ・児 ・参 ・加	対象者の ・間 ・に ・の ・従 ・業 ・者 ・の ・制
446	69 15.5	153 34.3	161 36.1	92 20.6	213 47.8	110 24.7	46 10.3	
	意 識 改 革 の ツ プ の	い の 両 立 支 の 援 の 話 の し た 合 め	合 の 両 立 支 間 援 の 話 の し た 合 め	の 社 設 内 置 の 相 談 窓 口	得 計 の 画 的 進 な 年 休 取	設 ノ 定 残 業 デ ー の	無 回 答	
	79 17.7	64 14.3	63 14.1	158 35.4	249 55.8	88 19.7	34 7.6	

【今後新たに実施したいと考えているもの】

合計	周知のため ・P R ・既存 ・制度 ・支 ・援 ・の ・ど	パンフレット ・支 ・援 ・の ・ど	管理職への ・周知 ・の ・徹 ・底	人事労務 ・担 ・当	定期的な ・調 ・査 ・の ・業 ・実 ・員	長時間 ・の ・労 ・働 ・の ・し ・削 ・や	男性の ・育 ・児 ・参 ・加	対象者の ・間 ・に ・の ・従 ・業 ・者 ・の ・制
446	86 19.3	81 18.2	50 11.2	90 20.2	90 20.2	52 11.7	110 24.7	
	意 識 改 革 の ツ プ の	い の 両 立 支 の 援 の 話 の し た 合 め	合 の 両 立 支 間 援 の 話 の し た 合 め	の 社 設 内 置 の 相 談 窓 口	得 計 の 画 的 進 な 年 休 取	設 ノ 定 残 業 デ ー の	無 回 答	
	41 9.2	40 9.0	73 16.4	58 13.0	67 15.0	71 15.9	63 14.1	

問24 「子育て中の女性」(※)を正社員として採用することについて、どのように思いますか。(※は小学生までの子どもがいる女性) (SA)

合計	採 用 し て 積 極 的 に	あ ら う な 採 用	し な い 採 用 の 難	な ど い ち ら も い え	無 回 答
446	35 7.8	303 67.9	25 5.6	70 15.7	13 2.9

付問24-1 問24で、「3.「子育て中」の女性の採用は難しい」と回答された事業所のみお答えください。採用が難しい理由は何ですか。

(MA)

合計	長 続 き し な い	るを 頼業 みや づ休 ら日 く出 な勤	困突 る然 るど まの れこ ると とで	不係 安・場 協の 調人 性間 へ関 の	識技 の能 不・ 足経 験 や 知	がを な採 い育 用 し 中 たの こ女 と性	そ の 他	無 回 答
25	4 16.0	6 24.0	17 68.0	6 24.0	0 0.0	5 20.0	4 16.0	0 0.0

※限定設問かつ複数回答のため合計は100%にならない。

VI 職場のハラスメントについて

問25 労働施策総合推進法の改正により、令和2年6月1日から職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主に義務付けられたことをご存じですか。(SA)

合計	知法 つ律 ても いる 内容 も	らる聞 ないが いた 内容 はが 知あ	知 ら ない	無 回 答
446	328 73.5	97 21.7	16 3.6	5 1.1

問26 貴事業所ではセクシュアルハラスメント・パワーハラスメント等の何らかのハラスメントが問題になったことがありますか。(平成28年4月1日以降) (SA)

合計	と問 が題 にあ るな った こ	とと問 しは題 てな はい があ る実 態こ	もと問 ないも い実 態に とな った こ	無 回 答
446	110 24.7	69 15.5	263 59.0	4 0.9

付問26-1 問26で、「1」または「2」と回答された事業所のみお答えください。何らかのハラスメントがあったとお答えの場合、問題となったハラスメントは何ですか。(MA)

合計	ラセ スク メシ ンユ トアル ハ	ンパ トワ ーハ ラ ス メ	トIメ認 ハに ラトよ ス(るハ メSハ ンOラ ンGス	スマ メタ ンニ テイ ハラ	スパ メタ ンニ テイ ハラ	ラカ スス メタ ンマ トハ	トケ アハ ラ ス メ ン	そ の 他	無 回 答
179	59 33.0	147 82.1	0 0.0	7 3.9	0 0.0	34 19.0	1 0.6	2 1.1	2 1.1

問27 ハラスメントが起きたときに対処が困難と感じることは何ですか。(MA)

合計	い事実確認が難しい	保護が難しい	トラブルの引き	がすめる線に引き	どこまで該当	が難しい	に理を解さる者	に被害者が加害者	からの留意点等	相談を受けざる	取()に()し	確認()し	被害者への対応	きい場合の対応	的メーのジが精神
446	226 50.7	170 38.1	315 70.6	148 33.2	38 8.5	110 24.7	130 29.1								
	難を加害者への対応が分	い合手が顧客の対応が難しい	が相分談か後の対応	がにし日常業務が忙	る等相談窓の整備	そ の 他	無 回 答								
	155 34.8	71 15.9	26 5.8	42 9.4	9 2.0	11 2.5	14 3.1								

問28 貴事業所では、ハラスメントを防止するために、どのような取組みを行っていますか。(SA)

①就業規則等にハラスメント禁止を明記

合計	実施している	実施していない	が実施検討中ではない	無回答
446	346 77.6	46 10.3	40 9.0	14 3.1

②ポスター、リーフレット、手引き等防止のための啓発資料を配布または掲示

合計	実施している	実施していない	が実施検討中ではない	無回答
446	224 50.2	148 33.2	61 13.7	13 2.9

③ハラスメントに関する研修・講習等の実施

合計	実施している	実施していない	が実施検討中ではない	無回答
446	266 59.6	98 22.0	67 15.0	15 3.4

④事業所内外に相談窓口・担当者、苦情処理機関等を設置

合計	実施している	実施していない	が実施していない	無回答
446	320 71.7	77 17.3	39 8.7	10 2.2

⑤実態把握のためのアンケートや調査を実施

合計	実施している	実施していない	が実施していない	無回答
446	154 34.5	206 46.2	72 16.1	14 3.1

⑥経営層への意識啓発・理解促進

合計	実施している	実施していない	が実施していない	無回答
446	253 56.7	118 26.5	57 12.8	18 4.0

⑦管理職等への意識啓発・理解促進

合計	実施している	実施していない	が実施していない	無回答
446	289 64.8	85 19.1	58 13.0	14 3.1

⑧法律に基づく制度の整備や、制度を利用しやすい職場風土の醸成

合計	実施している	実施していない	が実施していない	無回答
446	212 47.5	107 24.0	108 24.2	19 4.3

⑨その他

合計	実施している	実施していない	が実施していない	無回答
446	19 4.3	284 63.7	13 2.9	130 29.1

VII 多様性の尊重について

問29 「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」をご存じですか。(SA)

合計	る内条 容例 もも 知大 つま てか いな	らる聞 ながい ない、 たこ 内容 はが 知あ	知 ら な い	無 回 答
446	92 20.6	172 38.6	174 39.0	8 1.8

問30 世田谷区では、平成27年度から、同性パートナーの方の気持ちを受け止める取組みとして「パートナーシップの宣誓」を行っています。また、令和4年度には対象者等を拡大し「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓」へと制度を改めています。この取組みをご存じですか。(SA)

合計	る内条 容を 知っ てい	容と名 はが前 知あは らる聞 ない、 たこ	知 ら な い	無 回 答
446	74 16.6	179 40.1	185 41.5	8 1.8

問31 職場において、性的マイノリティへの配慮としてどのような取組みをしていますか。(SA)

①性的指向・性自認に関して相談できる相談窓口の設置

合計	実 施 し て い る	実 施 し て い な い	が実 検施 討し 中 でい あな い	無 回 答
446	65 14.6	319 71.5	51 11.4	11 2.5

②性的マイノリティへ配慮した誰でも利用できるトイレや更衣室等の整備

合計	実 施 し て い る	実 施 し て い な い	が実 検施 討し 中 でい あな い	無 回 答
446	86 19.3	311 69.7	39 8.7	10 2.2

③性自認に応じたトイレの利用を認める

合計	実施している	実施していない	が実施していない	無回答
446	57 12.8	327 73.3	48 10.8	14 3.1

④慶弔休暇や介護休暇等の同性パートナーへの適用

合計	実施している	実施していない	が実施していない	無回答
446	36 8.1	346 77.6	52 11.7	12 2.7

⑤結婚祝金や家族手当等の同性パートナーへの適用

合計	実施している	実施していない	が実施していない	無回答
446	31 7.0	350 78.5	52 11.7	13 2.9

⑥性自認に基づく通称名の使用

合計	実施している	実施していない	が実施していない	無回答
446	43 9.6	328 73.5	57 12.8	18 4.0

⑦性別に応じた制服や服装規定などの廃止

合計	実施している	実施していない	が実施していない	無回答
446	103 23.1	282 63.2	46 10.3	15 3.4

⑧従業員の理解促進のための講習会や研修の実施

合計	実施している	実施していない	が実施していない	無回答
446	56 12.6	313 70.2	65 14.6	12 2.7

⑨事業所の規定や採用情報等で「性自認や性的指向で差別をしない」等の文言を明記

合計	実施している	実施していない	が実施していない	無回答
446	53 11.9	308 69.1	71 15.9	14 3.1

⑩性的マイノリティの採用、評価に対する公正さの徹底

合計	実施している	実施していない	が実施していない	無回答
446	87 19.5	270 60.5	74 16.6	15 3.4

⑪性自認に配慮した健康診断の実施

合計	実施している	実施していない	が実施していない	無回答
446	30 6.7	331 74.2	69 15.5	16 3.6

⑫社内書類等の性別記載への配慮

合計	実施している	実施していない	が実施していない	無回答
446	49 11.0	308 69.1	75 16.8	14 3.1

⑬その他

合計	実施している	実施していない	が実施していない	無回答
446	6 1.3	302 67.7	11 2.5	127 28.5

VIII 行政への要望・自由意見など

問32 ワーク・ライフ・バランス、女性の活躍推進、ポジティブ・アクション等、企業における男女共同参画を推進する取組みに関して、行政に望むことは何ですか。(MA)

合計	報法提改 供正な どの情	会セ のミ 開ナ 催ー、 講習	例他 の社 の提 供取 組み 事	表 優 彰 て れ 、 いた 公 なる 表 成果 業 を の 上	相 談、 助 言
446	204 45.7	131 29.4	138 30.9	36 8.1	99 22.2
	ア 遣ド バイ ザ ーの	の助 支成 給金 や 補助 金	拡保 充育 ・サ ー多 様化 の	そ の 他	無 回 答
	47 10.5	204 45.7	129 28.9	10 2.2	35 7.8

世田谷区パートナーシップ宣誓10周年記念事業について

1 実施目的

令和7年11月がパートナーシップ宣誓10周年の節目となるため、現行の「世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓」について広く周知するとともに、性的マイノリティの方々の理解促進を図る。

2 実施内容

(1) TokyoPride出店【6月7日・8日実施】

- ・招き猫型の6色のメッセージカードを作成し、メッセージを書いてもらった。
- ※招き猫型ステッカーは他のリレーイベントでも配布し、最終的にセクシュアル・マイノリティフォーラムで掲示する。
- ・らぶらす及びらぶらすを通じて駒澤大学松信ゼミと連携して実施。



(2) せたがやにじいろひろば特別企画【7月26日実施】(らぶらす事業)

- ・「暮らし」をテーマに、区のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓にも触れながら、性的マイノリティ当事者やA l l yとともにグループディスカッションを行った。



(3) 区役所でのPR【9月～10月実施】

- ・区役所内の約180箇所の窓口へレインボーフラッグ、パートナーシップ宣誓10周年PRポスターを掲示した。



(4) 北沢タウンホールでのパネル展示【10月9日～23日】

- ・北沢タウンホール1階エントランスにて、パネル展示を行った。パネルは、パートナーシップ宣誓10周年記念リーフレットの内容を一部抜粋し、宣誓者へのインタビューや導入当時から現在までのパートナーシップ宣誓のあゆみなどについて展示した。



(5) 中央図書館でのパネル展示【10月23日～11月27日】

- ・北沢タウンホールと同様に展示を行っている。



(6) セクマイフォーラム拡大版開催【10月19日実施】(らぶらす事業)

- ・ロバートキャンベル氏を講師に招き、区のパートナーシップ宣誓の歩みや今後の展望について、区長とパネルディスカッションを行った。
- ・これまでに収集した招き猫型の6色のメッセージカードの展示を行った。



(7) 10周年記念動画の作成【10月公開】

- ・3組の宣誓者に世田谷区の印象や宣誓をしてみたの感想などインタビューし、記念動画を作成しました。
- ・記念動画は、10月19日のセクシュアル・マイノリティフォーラムにて上映するとともに、区公式YouTubeにて公開中。



本編
(7分)



ショート
(30秒)



(8) 10周年記念パンフレットの発行【10月発行】

- ・パートナーシップ宣誓10周年記念パンフレット「宣誓で紡ぐ幸せのカタチ」を作成した。
- ・パンフレットは、10月19日のセクシュアル・マイノリティフォーラムやパネル展示にて配布するとともに、区役所の各窓口や区内のイベントにて配布予定。



(9) 性的マイノリティ理解促進パンフレットの発行【10月発行】

- ・性的マイノリティの方々に関する基礎知識をまとめた「性の多様性 HANDBOOK」を作成した。
- ・パンフレットは、10月19日のセクシュアル・マイノリティフォーラムやパネル展示にて配布するとともに、区役所の各窓口や区内のイベントにて配布予定。



3 今後の予定

- 12月10日 自治体職員向けシンポジウムへ区長登壇、職員参加 (NPO 法人 ReBit 主催)
- 11月下旬～ 男女共同参画センターらぷらすでのパネル展示

令和7年9月1日
生活文化政策部
人権・男女共同参画課

生理用品の区施設への設置について

1 実施目的

「生理」は、個人差があるものの、多くの女性にとって日常生活に影響を及ぼす健康課題の一つである。また、「生理」に関する困難や不便は、女性全体に関わる課題であるにも関わらず、そのことを考慮されず、これまで個人の問題として扱われてきた。多くの女性は、「生理」により出血や生理痛などの身体的不調だけでなく、月経前症候群(PMS)や生理期間中の不快感などの精神的な負担も生じ、これらを繰り返しながら生活している。加えて、生理用品や鎮痛剤等の購入による経済的負担なども伴い、女性であるが故に様々な負担を強いられていると言っても過言ではない。

また、経済的理由や突発的な事象の発生により、生理用品を手に入れない状況は、尊厳ある社会生活や健康、学びや就労などの社会参加を送る上で、その妨げにもなりかねない。

こうした課題は、社会の中で見過ごされてきたジェンダーギャップの一例であり、女性個人の問題から社会全体の課題として発想を転換していく必要がある。

区は、これらを踏まえ、「生理」によるジェンダーギャップを少しでも解消し、生理に対する無理解や偏見を無くすとともに、共に支えあう社会の実現のため、生理用品を区施設に設置する。

また、生理用品とともに女性相談窓口を案内するカードを設置し、相談につながりやすい環境も整備していく。

2 実施内容

(1)実施施設

200箇所程度を想定(既に独自で実施している施設も含む)

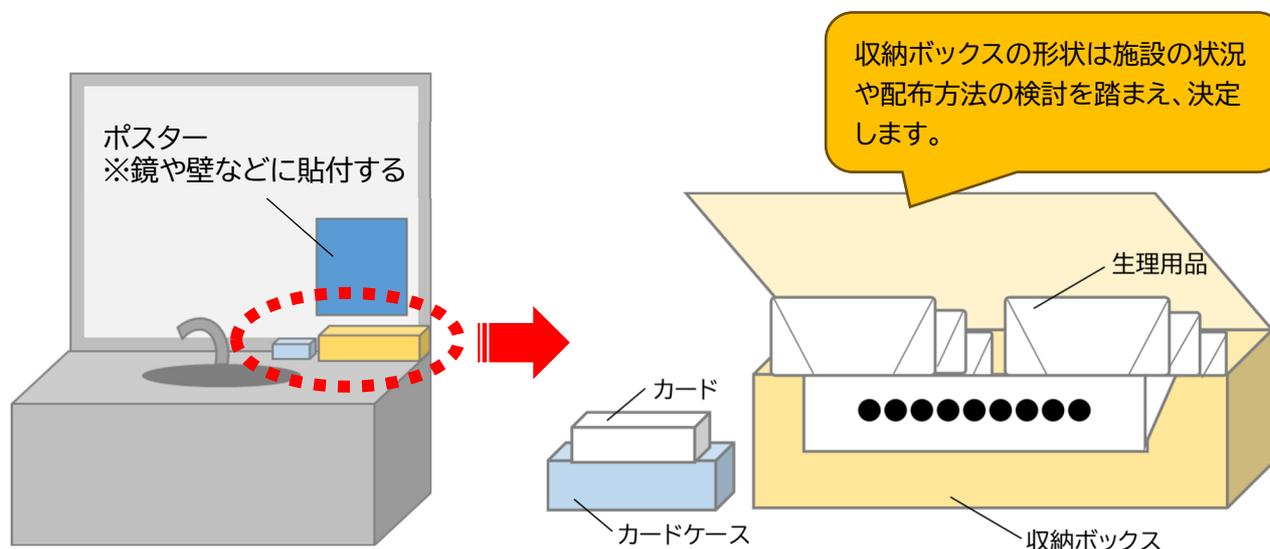
※今後、調整予定

(2)設置案

生理用品をボックス(かごのようなもの)に収納し、洗面台等へ設置する。

併せて、「世田谷区女性相談窓口」カード及びカードケースを設置するとともに、洗面所付近に生理用品配布に関するポスターを掲示する。

ただし、施設の実情を踏まえ、設置場所や配布方法は柔軟に対応する。



3 生理用品の確保

(1)防災備蓄物品の入れ替え品がある年度

防災備蓄物品として保管されていた生理用品を活用する。

(2)防災備蓄物品の入れ替え品がない年度

各施設所管課にて予算要求し、各施設にて購入する。

4 想定経費

(1)初期費用(令和7年度購入、令和8年度実施分)

約900,000円

(収納ボックス、カード印刷、ポスター印刷、セット作業・搬送委託)

※生理用品は防災備蓄物品を活用するため、費用は生じない見込み。

(2)継続費用(令和9年度以降実施分)

①防災備蓄物品の入れ替えがある年度

約60,000円

(カード追加印刷、ポスター追加印刷)

②防災備蓄物品の入れ替えがない年度

約4,600,000円

(生理用品、カード追加印刷、ポスター追加印刷)

5 今後のスケジュール(調整中)

令和7年 9月～ 所管課調整

他自治体調査(必要数量算出)

10月 所管課調査(トイレ設置箇所数、施設状況確認)

12月 生理用品、配布用物品等数量確定

令和8年 1月 配布用物品等発注

3月 生理用品、配布用物品等搬送

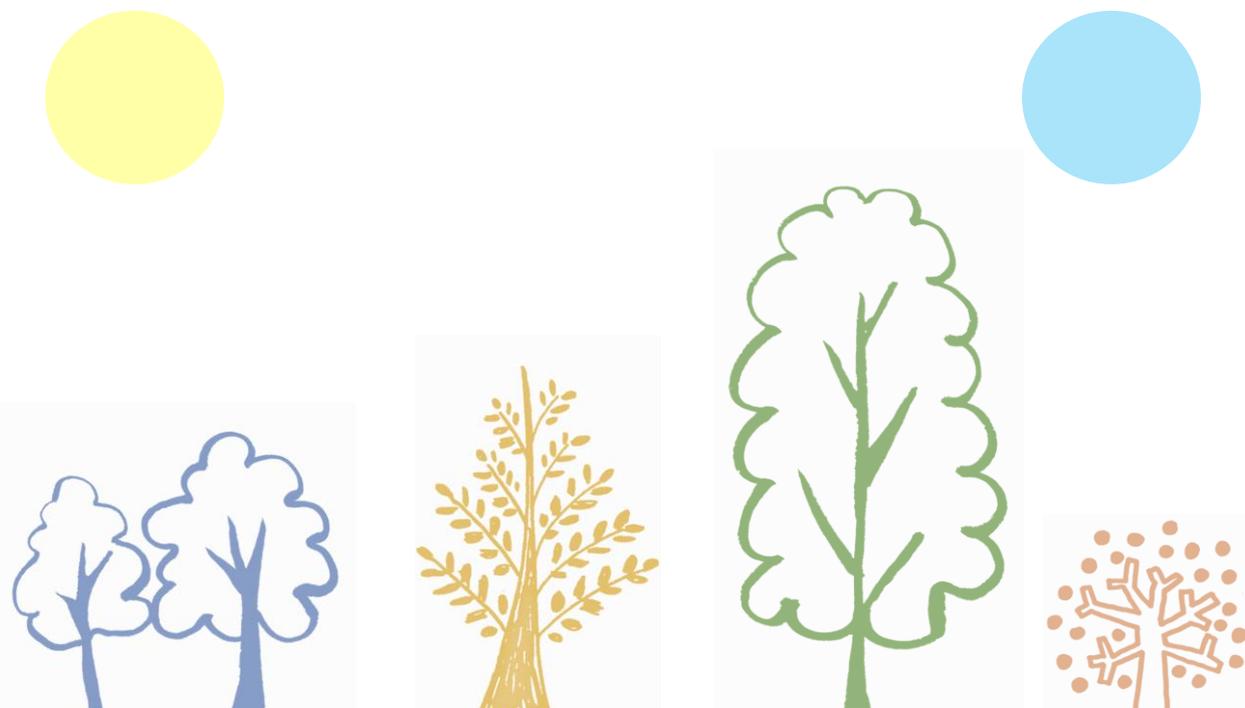
区のおしらせ、区HP掲載、各種広報媒体で周知

4月 生理用品設置開始

6 その他

生理用品の区施設への設置については、現在検討中の「(仮称)世田谷区第三次男女共同参画プラン」(令和9年4月～)に施策として位置付けていく。

令和6年度
世田谷区第二次男女共同参画プラン
後期計画 取組み状況報告書



令和7年8月
世田谷区

目次

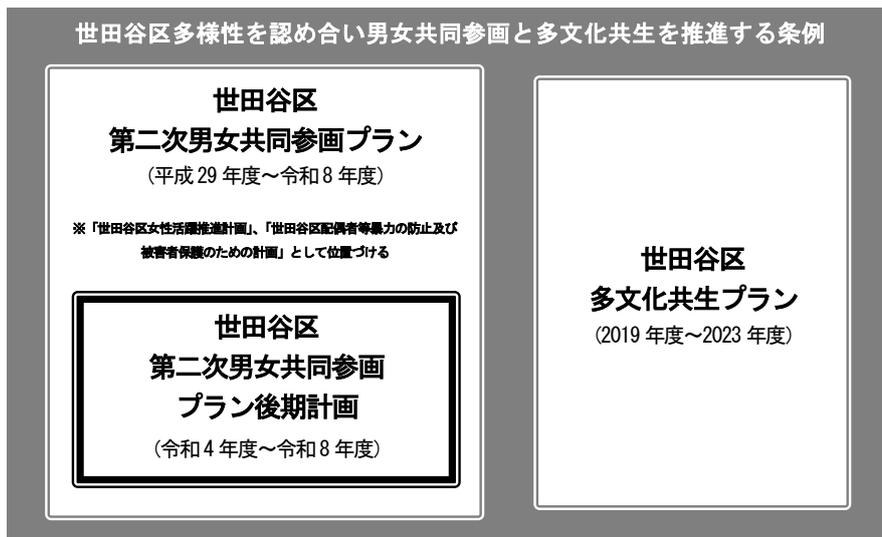
本書について	1
計画の体系	3
基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進	5
基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進	7
基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない社会の構築	10
基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築	13
推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策	16
男女共同参画・多文化共生推進審議会 男女共同参画部会からの意見	18

本書について

「世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画」

この計画は、男女共同参画社会の実現をめざすために、区の基本的考え方と課題達成のための施策を明らかにするものであり、平成 29 年 3 月に策定した、「世田谷区第二次男女共同参画プラン」（平成 29 年度～令和 8 年度）を調整する計画です。

また、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」（以下、「条例」という）第 9 条に基づく、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画にあたります。



プランの体系

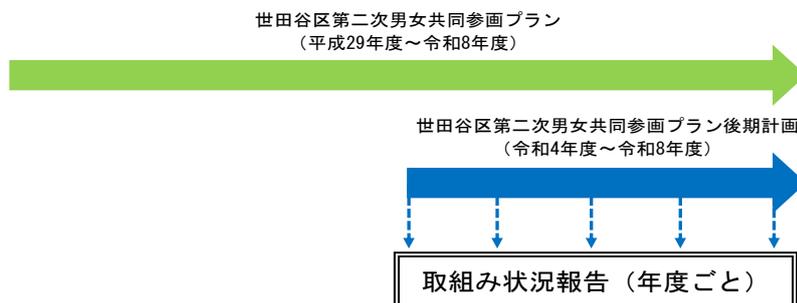
プランでは、「一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思にもとづき、個性と能力を十分発揮できる、男女共同参画社会の実現」という基本理念のもとに、4 つの基本目標を掲げています。また、その実現のための方策を「推進体制」として位置づけています。

また、基本目標ごとに 3 つの課題を挙げ、それぞれの課題への具体的な施策と、施策に沿った事業展開をまとめています。

詳細は「計画の体系」(p. 3～4) をご覧ください。

プランの進行管理と取組み状況報告について

区は施策を総合的かつ計画的に進めるため、条例第 9 条第 3 項に基づき、プランの進行管理を行います。また、プランの取組み状況を「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」に報告し、意見を聴取した上で、「取組み状況報告書」としてまとめ、公表します。



本書の見かた

本書では、基本目標の数値目標や課題について、令和6年度の取組み内容と評価を掲載しています。
なお、各事業の詳細な取組み状況は、別冊にまとめています。

【数値目標】

プランにおいて設定した数値目標です。

このうち「直近の実績」欄では、可能な限り、直近の実績数値を反映しています。

また、参考数値として、国の調査・報告から関連する数値を引用しています。

【数値目標に対する評価と課題】

数値目標の直近の実績数値について、評価と今後の課題を掲載しています。

【基本目標における課題と令和6年度の実施内容】

基本目標ごとに挙げられている課題について、令和6年度に実施した取組み内容を掲載しています。

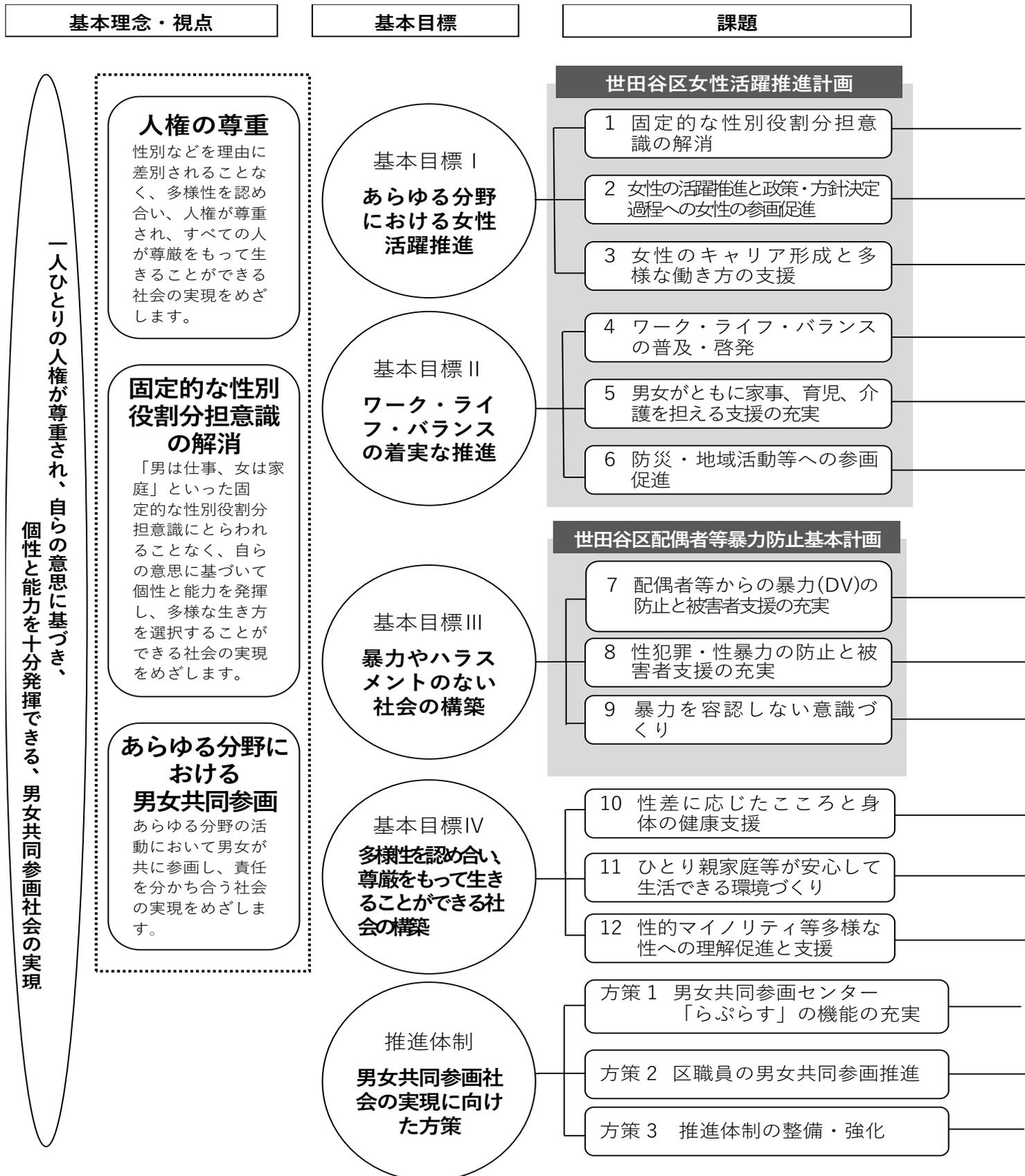
【実施内容の評価と今後の取組み】

令和6年度に実施した取組み内容について、評価と今後の取組みを掲載しています。

【参考：令和5年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

「令和5年度世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書」について、附属機関である男女共同参画・多文化共生推進審議会の男女共同参画推進部会からいただいた意見

計画の体系



施策

①情報提供・啓発活動の充実 ②男女共同参画に関する男性の理解の促進 ③教育分野における啓発
④家庭や地域における男女平等教育・学習の充実 ⑤職場における男女平等意識の向上
⑥意識調査による実態の把握と啓発

①事業者に向けた女性の活躍推進のための意識啓発 ②審議会等の女性登用率の向上
③事業者への支援

①女性の就労・再就職支援 ②女性のキャリア形成、キャリア教育の推進
③女性が少ない分野への女性の参画支援 ④非正規雇用の女性等への支援

①ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及 ②事業者への働きかけと支援
③多様な働き方の支援 ④男女の育児・介護休業の取得促進
⑤「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」等による実態の把握と啓発

①保育等の拡充 ②育児に関するサービスの充実 ③子育て世代への支援
④地域・地区での子育て支援 ⑤介護者への支援 ⑥男性の家事・育児・介護等への参画支援

①防災・災害復興の分野への女性の参画促進 ②地域活動への参画支援 ③地域活動における女性リーダーの育成支援
④男性の地域活動への参画支援 ⑤高齢者の社会参画の促進

①暴力の未然防止と早期発見 ②相談体制の充実 ③被害者の安全確保と体制整備 ④被害者支援の充実 ⑤被害者の中長期的支援（生活再建の支援）
⑥被害者の子どもへの支援 ⑦支援体制の充実と関係機関との連携強化 ⑧高齢者、障害者、外国人の被害者への支援 ⑨男性、性的マイノリティの被害者への支援 ⑩DV被害者支援と児童虐待防止の連携強化

①性犯罪・性暴力被害者への区の支援 ②国や東京都の施策との連携

①人権尊重と暴力防止の意識づくり ②学校における人権教育の推進 ③性暴力・ストーカー行為等暴力防止の意識づくり ④職場等におけるハラスメントの防止

①疾病予防、健康づくりの推進 ②こころの健康対策 ③親子の健康支援
④年代に応じた性教育の普及

①ひとり親家庭への相談・情報提供の充実 ②ひとり親家庭の親への就労支援
③ひとり親家庭への生活支援 ④ひとり親家庭の子どもへの支援

①就労・災害時等における性的マイノリティへの支援 ②区民や事業者の性的マイノリティへの理解の促進 ③同性パートナーシップに関する取組み ④性的マイノリティの相談体制・居場所づくりの整備
⑤区職員・教育分野等における理解促進 ⑥多様な形の家族の支援

①地域と共に男女共同参画を推進するための仕組みの強化と体制の充実 ②区民・団体・地域の支援者が主体となった多様な交流の場・機会の充実 ③地域との連携・利用促進のための情報発信の強化
④講座・研修、情報収集・提供、相談機能の横断的展開

①区職員・教職員の男女平等意識の向上 ②庁内の管理監督的立場への女性の登用
③区職員の仕事と生活の両立支援

①「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づく推進体制の整備
②国や都、他自治体との連携強化 ③男女共同参画に関わる市民活動団体の育成 ④市民活動団体との連携・協働の推進

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進

「男女共同参画社会基本法」では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成すること」を目標としています。

また、「世田谷区基本計画」で掲げる「多様性の尊重」とは、一人ひとりが自分らしく生き、すべての人が尊重される社会の実現に向け、多様性を認め合うとともに、人権課題への理解を深め、あらゆる人権侵害の根絶に向けた取り組みです。

このような社会の実現のために、男女共同参画の視点から、すべての女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野で活躍し、個性と能力を十分に発揮することができる環境づくりを進めます。

後期計画では、新たに、コロナ禍等で困難を抱えていることが明らかになった非正規雇用の女性や若年女性に対する支援にも取り組みます。

【数値目標】

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
1	区の審議会等の女性の占める割合	平成28年度 30.9%	令和6年度 4月1日現在 34.5%	令和7年度 4月1日現在 35.5%	40%以上
2	庁内の管理・監督的立場の女性の占める割合 ※部長・課長級及び係長級 (管理職：部長・課長級のみ)	平成28年度 34.2%	令和6年度 4月1日現在 38.9% (管理職:21.9%)	令和7年度 4月1日現在 39.5% (管理職:25.0%)	40%以上 (管理職:33%) ※令和11年度まで
3	固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合	平成26年度 73.3%	令和5年度 85.4%	令和6年度 87.0%	85%

出典 No.1 プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

No.2 プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

No.3 プラン策定時、直近の実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)
前回の実績：区民意識調査(毎年実施)

【副次的な目標数値】

出典 前回と直近の実績：厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」に掲載されている区内事業所の件数

No.	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
A	女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定・公表している区内事業所数	—	令和6年度 7月10日現在 105件	令和7年度 7月20日現在 123件	150件

(参考数値)

No.1 関連

- 国の審議会等委員に占める女性の割合 42.0% (令和6年9月1日現在) *1
- 東京都の審議会等委員総数に占める女性比率 47.2% (令和6年4月1日現在) *2
- 東京都の市区町村の審議会等の女性比率(該当市区町村数) 下表参照 (令和6年4月1日現在) *2

20%未満	20%以上 25%未満	25%以上 30%未満	30%以上 35%未満	35%以上 40%未満	40%以上 45%未満	45%以上 50%未満	50%以上 55%未満	公表なし・ データなし
7	6	19	21	6	1	1	0	1

No.2 関連

- 国の地方機関課長・本省課長補佐相当職の女性の割合 15.7% (令和6年7月現在) *3
- 東京都の課長相当職以上の女性比率 15.8% (令和6年4月1日現在) *2
- 世田谷区の管理職(部長級及び課長級)の女性比率 21.9% (令和6年4月1日現在)
- 東京都の市区町村の課長相当職以上の女性比率(該当市区町村数) (令和6年4月1日現在) *2

0%	5%未満 (除く0%)	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上 25%未満	25%以上 30%未満	30%以上
6	0	9	14	16	12	4	1

*1 内閣府男女共同参画局「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」(令和6年9月)

*2 内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和6年度)」

*3 内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」(令和7年1月)

【数値目標に対する評価と課題】

1 区の審議会等の女性割合は、プラン策定時比 4.6ポイント上昇、前年度比では1.0ポイント上昇した。

⇒令和 8 年度目標をプラン策定時 35%から後期計画において 40%へと引き上げた。プラン策定時の目標は達成したが、新たに掲げた 40%を達成するには相当数の女性委員の登用が必要となるため、庁内各課の理解を求めながら取り組む必要がある。女性委員が 0 人の審議会等は令和 7 年度 3 件あり、令和 6 年度 4 件から 1 件減少した。

2 庁内の管理・監督的立場の女性の占める割合は、プラン策定時比5.3ポイント、前年度比 0.6ポイント上昇した。

⇒令和 7 年 4 月に、特定事業主行動計画の改定を行い、計画目標として世田谷区役所における管理・監督的立場の女性職員の割合を 40%以上とする現在の目標値に加え、管理職に占める女性職員の割合を 30%以上から 33%に引き上げた。区職員全体における女性の割合は 52.7%占めていることから、女性の管理監督職育成に向けて今後も取り組みを進める必要がある。

3 固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合は、プラン策定時比13.7ポイント、前年度比 1.6 ポイント上昇した。

⇒区民の意識は着実に向上しており、令和 5 年度調査において目標値は達成したが、今後も、学校、家庭、職場などあらゆる分野において男女共同参画を推進する事業を展開していく必要がある。

A 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定・公表している区内事業所数は、前回調査比15件上昇した。

⇒計画を策定した事業者の約 6 割は、女性活躍推進に効果があったとの調査結果もあることから、区内事業者に対し計画策定の働きかけを積極的にしていく必要がある。

【基本目標における課題と令和 6 年度の主な実施内容】

課題 1 固定的な性別役割分担意識の解消（事業 No. 3, 5）

男女共同参画センターらぶらす（以下、「らぶらす」という）による総合的な展開

中学・高校生や教職員向けの学校出前講座を通じて教育分野での啓発を図った。また、情報誌「らぶらす」等の刊行物における普及啓発をはじめ、らぶらすで実施する情報提供、講座、相談などの様々な事業において、男性の視点を取り入れ実施するなど、固定的な性別役割分担意識解消の内容を盛り込んだ。

課題 2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進（事業 No. 18）

先進事業者表彰を通じての普及啓発

仕事と家庭生活との両立支援や女性の活躍推進などに積極的に取り組む事業者を表彰する「男女共同参画先進事業者表彰」を実施し、2 事業者を表彰した。表彰事業者の好事例を掲載したパンフレットを作成し、広く公共施設等に配布・配架した。受賞事業者からは、表彰を通じて会社の評判の向上や会社 PR につながったとの声をいただいた。パンフレット配布を通じ区内事業者の女性活躍推進に向けた環境整備の啓発を図った。

課題 3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援（事業 No. 24, 25, 28, 30, 31）

ライフステージに応じた女性の就労支援等の実施

らぶらすが実施するライフステージ等に応じた女性の就労支援について 50 代以降の女性、子育てを機に離職した女性を対象とした講座を実施し、女性の就労支援に寄与した。連続講座として実施することで、受講の効果を高めることができ、講座終了後には個別相談を実施することで、講座と相談を連携させ、参加者の継続的な支援をおこなった。

【実施内容の評価と今後の取組み】

- ・「固定的な性別役割分担意識」の解消に向け、継続的な周知・啓発が必要となる。幼少期からジェンダーバイアスに囚われない視点を身に付けることが重要で、教育分野とも連携しながら、らぶらすの学校出前講座等を活用し、働きかけていく。
- ・先進事業者表彰では、2 事業者を先進事業者として表彰し、受賞事業所からも会社 PR に繋がった等高評価をいただき、また好事例として受賞事業者のパンフレットを広く周知することで区内事業者に啓発を行うことがで

きた。引き続き、らぷらすの講座等でも当課で作成したパンフレットなどを活用し、区内事業者に働きかけを行っていく。

- ・就職やキャリアチェンジにかかる情報が得られるよう女性の就労支援リーフレット（Find Your Reiwa Model）について、引き続き、掲載情報やビジュアルを随時見直し、有効性の高いリーフレットに更新していく。また、引き続き、（公財）世田谷区産業振興公社と連携し、支援の充実を図る。

【参考：令和5年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・【数値目標3 固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合】

目標を達成しているが、ここにとどまることなく施策を推進していくことが重要である。

- ・【課題1 固定的な性別役割分担意識の解消】

固定的な性別役割分担意識を解消するためには、令和5年度に実施したような学校出前講座を通じた幼少期からの啓発も重要である一方で、事業者に対しても、女性の活躍推進のための意識啓発や女性管理職の育成に向けた取組み事例の共有を出前講座により実施するなど、男女共同参画や女性のキャリア形成について、組織として考える契機となるような働きかけをより積極的に行うことが重要と考える。

- ・【課題3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援】

就労支援だけでなく、100年ライフにおけるキャリア開発支援について、地域ぐるみで積極的に取り組んでいく必要があるのではないか。特にミドルシニア世代については、より多様なニーズが存在している。世田谷区では、R60-SETAGAYA-など、ミドルシニアに特化した事業も行われている。区内事業者と連携しながら、新しいキャリアを地域で育めるような土壌づくりも併せて実施することが望ましい。

（令和6年6月25日 男女共同参画推進部会）

基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

少子高齢社会の進展や共働き世帯の増加などにより、家庭生活において男女がともに育児や介護などを担うことが求められています。

また、家庭生活の充実とともに社会貢献としての地域活動への参画などへの関心も高まっています。このような社会情勢の変化を踏まえ、長時間勤務や転勤が当然とされている労働慣行を見直すことで、男女がともに家庭や地域に参画できる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」がとれた社会をめざします。

後期計画では、新たに、テレワーク等多様な働き方の支援や、法改正で義務化された職場におけるハラスメントの防止の強化にも取り組みます。

【数値目標】

No.	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
4	区内事業所における ポジティブ・アクションの 認知度	平成27年度 45.3%	—	令和2年度 40.7%	80%
5	仕事と家庭生活をともに 優先している人の割合	平成26年度 24.1%	令和5年度 27.3%	令和6年度 23.8%	35%
6	町会・自治会長における 女性の割合	平成28年度 8.6%	令和6年度 4月1日現在 19.2% (副会長含む:30.8%)	令和7年度 4月1日現在 17.2% (副会長含む:29.8%)	20%

出典 No.4 プラン策定時と直近の実績：区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年に1度実施)

No.5 プラン策定時と直近の実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

前回の実績：区民意識調査(毎年実施)

No.6 プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

【副次的な数値目標】

No.	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
B	両親学級・ふれパパママ講座 における男性の参加人数・ 参加率*1	平成28年度 平日796人 (26.3%) 休日1,470人 (49.8%)	令和5年度 平日393人 (47.9%) 休日1,340人 (49.0%)	令和6年度 平日389人 (47.9%) 休日1,430人 (48.5%)	平日1,070人 (45.0%) 休日2,000人 (50.0%)
C	ワーク・ライフ・バランスに 「既に十分に組み込んでいる」 と考えている事業所の 割合	平成27年度 6.6%	—	令和2年度 14.8%	20.0%

出典 B プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

C プラン策定時と直近の実績：区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年に1度実施)

*1 令和5年度より「両親学級」と「ふれパパママ講座」の名称を統一して「両親学級」として実施。

(参考数値)

No.6 関連

- 全国の自治会長の女性比率 7.3% (令和6年7月1日現在) *1
- 東京都の自治会長の女性比率 14.0% (令和6年7月1日現在) *1
- 東京都の特別区・市町村の自治会長の女性比率(該当区市町村数) (令和6年4月1日現在) *2

	0%	5%未満 (除く0%)	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上	公表なし・ データなし
特別区	0	2	7	9	4	0	1
市町村	7	1	3	4	6	8	10
合計	7	3	10	13	10	8	11

*1 内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和6年度)」

*2 内閣府男女共同参画局「市区町村女性参画状況見える化マップ」(令和6年度)

【数値目標に対する評価と課題】

4 ポジティブ・アクションの認知度は、プラン策定時比 4.6 ポイント低下した。

⇒「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定義務の対象が、令和 4 年 4 月 1 日に拡大したことも踏まえ、事業者への情報提供や支援を継続する。また、今年度実施する「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」(5 年に 1 度)の結果も踏まえ、区内事業所が女性の積極的な登用を進めるにあたっての環境整備をいっそう進めていく。

5 『仕事』と『家庭生活』をともに優先している」と回答した区民の割合は、プラン策定時比では 0.3 ポイント、前回調査比 3.5 ポイント低下した。

⇒数値の低下は見られるが、「仕事を優先している」割合は年々低下している一方、「地域・個人生活」や、複数項目を重複して選択する回答の増など、価値観が多様化する傾向も見られる。今後も引き続き、男女共同参画センターらぶらすの事業やイベント等での啓発を通じ、周知・啓発を図っていく。

6 町会・自治会長における女性の割合は、プラン策定時比 8.6 ポイント上昇、前年度比 2.0 ポイント低下した。

⇒地域における女性リーダーの役割はまちづくりや防災の観点からも強く求められている。今後も地域における女性リーダーの参画・育成に努めていく。

B 両親学級・ぶれパママ講座における男性の参加人数は、平日は前年度並みであったが、休日は増加しており、合計数として増加した。平日の男性参加率は、前年度に引き続き令和 8 年度目標を達成した。

⇒男性の参加率は、数値目標を達成したものの、少子化の影響等により、参加者数はプラン策定時の実績を下回っている。今後も受講しやすい環境づくりとして、オンラインによる実施を継続していく。

C ワーク・ライフ・バランスに「既に十分に取り組んでいる」と考えている事業所の割合は、プラン策定時比 8.2 ポイント上昇した。

⇒ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいるという事業所の割合は増加しており、ワーク・ライフ・バランスに関する意識の高まりがうかがえる。今後は、男女共同参画センターらぶらすが実施する出前講座を事業所向けに実施し、さらなる理解促進を図る。

【基本目標における課題と令和 6 年度の主な実施内容】

課題 4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 (事業 No. 42, 43, 44, 47)

イベントにおける呼び掛け、ワーク・ライフ・バランスの視点を取り入れたイベントの周知

らぶらすでは、区内イベントに出展し、アンケートの実施やパネル展示、ノベルティの配布により、ワーク・ライフ・バランスについて考える働きかけを行った。また、新たにワーク・ライフ・バランスの視点を取り入れた各所管課のイベントを集約し、ホームページで周知を行った。

課題 5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実 (事業 No. 49, 94, 95, 96, 97, 98)

多様な保育の充実による両立支援や父親・男性向け講座等の実施

理由を問わず就学前の子どもを預けることができるほっとステイ事業、延長保育や休日保育等の多様な保育の充実など、きめ細かな子ども関連施策や保健医療福祉サービスの充実が図られ、これらの取組みが両立支援に寄与している。また、男性も参加できる両親学級、父子で参加できる料理講座や介護者向けの家族会等を充実させることにより、性別に関わらず家事・育児、介護等に参加できる環境整備を進めた。

課題 6 防災・地域活動等への参画促進 (事業 No. 99, 100, 101, 113, 104)

防災・災害分野の計画等における男女共同参画の視点

らぶらすの講座において、女性の視点で考える防災講座「在宅避難に必要な最低限の備え」を実施した。本講座では、男女共同参画の視点も踏まえ、自助の視点から在宅避難について講座を行うことで、疑問や不安を減らし、ジェンダーに根差した防災意識を高めることができた。

【実施内容の評価と今後の取組み】

- ・ 広く区民が参加するイベント等への出展では、多くの来場者が PR コーナーに立ち寄りパネルや配布物を見入るといった状況が見られた。引き続き、様々な機会を捉えワーク・ライフ・バランスの真の意義や自ら希望する生活の実現に関する啓発を行う。

- ・事業者向けの取組みとして、らぷらすの出前講座も含め、中小事業所が抱える課題やニーズを捉えながら、事業所における男女共同参画の推進や多様性の理解の必要性を促すとともに、環境整備に向けた支援事業や制度の情報提供や周知・啓発を図る。
- ・らぷらすが実施する区民企画協働事業における提案には、地域団体より、すべての人が性別にかかわらず自分らしく生き生きと暮らすことができる社会の実現に向けて、多種多様な事業企画案が提案されており、男女がともに家事、育児、介護を前向きに取り組めるような企画が数多く提案されている。また、令和6年度の男性を対象とした「男性の生きづらさ講座」への参加者数の増加も踏まえ、今後、更なる充実を図る。
- ・防災・災害分野においては、らぷらすとせたがや女性防災コーディネーターとの連携による防災研修の実施等により、男女共同参画の視点の一層の地域展開を図る。

【参考：令和5年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

・【数値目標4 区内事業所におけるポジティブ・アクションの認知度】

「ポジティブ・アクションの認知度」が向上しない理由の精査が重要である。区内企業に関連する項目であるため、区内企業・実態調査の結果にとらわれるだけでなく、必要な分析・ヒアリングを実施するべき。

・【数値目標6 町会・自治会長における女性の割合】

町会・自治会長の数値は女性の割合が上がっているが、これは継続して取組みを進めるべき。特に女性の防災士の取得についても取組みを促進してほしい。

・【副次的な数値目標B 両親学級・ぷれパパママ講座における男性の参加人数・参加率】

両親学級の参加人数について、令和5年度は合計1,733名であり、プラン策定時の実績である2,266名と比べて533名減少している。オンラインによる実施で受講しやすい環境となっている一方で受講者が減少している原因について調査し、対応策を講じることが望まれる。

・【課題4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発】【課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実】

多様性の時代に、すべての人が性別にかかわらず自分らしく生き生きと暮らし、働ける社会とするためには、多種多様なロールモデルに出会うことが必要である。既存の支援や啓発の仕組みだと、会社員は会社員、女性は女性というように、同じライフステージ、似たような境遇の人からロールモデルを見出さざるを得ないことが多い。男性のロールモデルが女性であってもいいし、年下のロールモデルがいてもいい。複数のロールモデルから様々な学びを得ることも必要だろう。人口が多く、多様な人が暮らす世田谷のよさをいかし、もっと自由な発想で既存の枠を超え、自分らしく生き生きと人生を歩んでいる人たちが互いのロールモデルになれるような取り組みを増やしていくべきだ。

・【課題6 防災・地域活動等への参画促進】

防災の視点において、女性側の意見が十分に反映されていないことが社会的な問題として浮き彫りになっているが、実態としては、防災会議の出席者の半数以上が男性であった。少なくとも半数以上の女性委員の登用を目指し、積極的に登用機会を増やす努力をすべきである。同時に、女性が扱いやすい消防器具の設置など物理的な配慮や工夫も進めていくべきである。また、性的マイノリティの視点も包摂した災害対策を進める必要がある。

・【後期計画で新たに取り組むテレワーク等多様な働き方の支援について】

コロナ以降、在宅勤務やテレワークが広がり、家庭と仕事の両立がしやすくなった一方、狭い住宅環境の中で、夫婦そろって在宅勤務をすることが難しいといった声や、在宅勤務をする夫に配慮して、乳幼児期の子どもとともに日中家から出ないといけないといった声も聞く。ワークとライフが重なる部分が増えた結果、すみ分けが難しくなっている要素もある。地域の中にシェアのワークスペースを増やしていくことも、ワーク・ライフ・バランスの推進に必要な支援ではないか。らぷらすの情報・交流コーナーではオンラインミーティングができることを知り、とても助かった。既存の施設の中でできることを増やしていき、地域の事業者や店舗と協力をして環境を整備していくことが必要である。

(令和6年6月25日 男女共同参画推進部会)

基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない社会の構築

日本国憲法においては個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、「DV防止法」では、「配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」として「人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である」とうたっています。

しかしながら、配偶者等からの暴力、ストーカー行為をはじめ、女性への人権侵害は今なお深刻な社会問題であり、男女平等の実現の妨げとなっています。

後期計画では、DVの防止や被害者支援について、関係機関や民間団体との連携・協働による支援を充実させ、また新たに、国の性犯罪・性暴力対策の強化の方針に沿った性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実にも取り組むことで、あらゆる暴力の根絶をめざします。

【数値目標】

No.	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
7	DV防止法の認知度 (「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)	平成26年度 34.3%	令和4年度 29.5%	令和6年度 42.4%	60%
8	「DVが、100%加害者に 責任があり、許せないもの である」と考える人の割合	平成26年度 51.0%	令和4年度 67.9%	令和6年度 65.5%	80%
9	デートDV防止の 出前講座実施校数	平成27年度 中学校：6校 高等学校：4校	令和5年度 中学校：4校 高等学校：2校	令和6年度 中学校：0校 高等学校：0校	中学校：10校 高等学校：10校

出典 No.7 プラン策定時と直近の実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

前回の実績：区民意識調査(毎年実施)

No.8 プラン策定時と直近の実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

前回の実績：区民意識調査(毎年実施)

No.9 プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

【副次的な数値目標】

No.	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
D	区職員へのDV防止研修の 実施回数・参加人数	平成28年度 実施回数：1回 参加人数：51人	令和5年度 実施回数：1回 参加人数：51人	令和6年度 実施回数：1回 参加人数：29人	実施回数：2回 参加人数：80人
E	パワーハラスメント防止 対策義務化の認知度	—	—	令和2年度 57.9%	90.0%

出典 D プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

E 区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年に1度実施)

(参考数値)

No.7 関連

●内閣府調査におけるDV防止法の認知度 21.3%

※「男女間における暴力に関する調査」で「法律があることも、その内容も知っている」と回答した人の割合
内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」(令和6年3月)(3年に1度実施)

【数値目標に対する評価と課題】

7 DV防止法の認知度(「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)は、プラン策定時比 8.1 ポイント、令和 4 年度比 12.9 ポイント上昇した。

⇒認知度は向上しているものの、目標数値には達していないため、「女性に対する暴力をなくす運動」等の啓発期間を通じて周知・啓発を行っていく。

8 「DVが 100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合は、プラン策定時比 14.5 ポイント上昇し、令和 4 年度比 2.4 ポイント低下した。

⇒暴力は理由のいかんに拠らず許されるものではないことを継続して発信していく必要がある。

9 デートDV防止をテーマとした出前講座は、令和5年度が全体で6校だったのに対し、令和6年度は0校と低下した。

⇒令和 6 年度は中学校 3 校からの依頼があり実施したが、いずれも性の多様性や性的マイノリティ理解に関する出前講座の依頼が多く、0 校となってしまった。今後はデートDV防止をテーマとした講座の実施について、周知を強化していく。

D DV防止研修の参加者数は、令和5年度が51名だったのに対し、令和6年度は29名となった。

⇒令和 5 年度は 51 名だったことから、同規模の職員に受講してもらうことが望ましい。今年度も社会情勢に合わせたテーマを設定し、職員の知識や理解を深めていく。

E パワーハラスメント防止対策義務化の認知度は、直近調査時点(令和2年度)において57.9%となっている。

⇒令和 5 年度に厚生労働省が実施した「職場のハラスメントに関する実態調査」では、勤務先等でパワハラやセクハラを受けた経験は令和 2 年度の同調査と比較し減少したが、その後の労働者の行動として、「何もしなかった」の割合は依然として高い。また、勤務先の対応としても「特に何もしなかった」の割合が最も高くなっている。区においても今年度実施する「区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査」(5 年に 1 度)の結果を踏まえ、より一層、事業者へ周知・啓発を強化するとともに、会社内被害に遭った従業員が相談できる相談先の周知を行っていく。

【基本目標における課題と令和 6 年度の主な実施内容】

課題 7 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援の充実 (事業 No. 126, 130, 132, 137, 138)

DV被害者等からの相談及び相談窓口の周知

各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課で受けた「女性相談」は令和 5 年度に 1,281 件だったのに対し、1,425 件と増加傾向にある。また、1つの事案が複雑化していることも多く、関係機関との連絡調整件数等も増加している。潜在的な相談ニーズもあると考えられるため、引き続き、11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」及び「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を通じ、相談窓口を庁内外に周知することで、相談につながりやすくする。

課題 8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実 (事業 No. 160, 161)

犯罪被害者等相談窓口における支援

「世田谷区犯罪被害者等支援条例」の策定とともに、性犯罪被害を受けた方への支援について検討を行った。

課題 9 暴力を容認しない意識づくり (事業 No. 165, 167)

教育委員会と連携した意識啓発

デートDV防止啓発物を区内中学校 2 年生に配布するとともに、らぶらすが実施する出前講座を通じて、意識啓発を図った。また、区立小中学校の校長会、副校長会において管理職に注意喚起を行うとともに、体罰防止を含めた服務事故防止についてのミニ研修会を実施することで学校全体に暴力防止への意識づくりを推進することができた。引き続き、啓発物を配布し、出前講座の実施回数や内容も検討しながら、教育委員会との連携をより一層強化していく。

【実施内容の評価と今後の取組み】

- ・児童虐待を含む複雑かつ複合的な支援が必要なケースも増加している。今後も、DV防止法改正や困難女性支援法の施行を踏まえ、相談員の支援力向上や安全対策、二次受傷の防止に取り組みながら、支援対象者に寄り添ったきめ細やかな支援を行っていく。また、男性や性的マイノリティのDV支援対象者について、安心して相談ができる環境の整備検討をしていく。
- ・世田谷区では、「地域で暮らし続ける」という選択をした支援対象者が比較的多いという特徴が見られ、DV支援対象者とその子どもへの精神的なサポート、生活を維持するためのソーシャルワーク、相手方対応に関しては警察との連携、法的な対応、加害者プログラムの利用などの包括的な支援が今後も重要となる。また、民間資源も活用しながら、「地域で暮らし続ける」DV支援対象者を地域で支える体制を整備していく。
- ・ハラスメント、性暴力やDV等を防止するため、区民や事業者へその内容や相談先を周知・啓発するとともに、警察と連携しながら地域全体で暴力やDVを許容しない意識を醸成していく。
- ・性犯罪被害を受けた方の支援として、相談員が医療機関へ同行することや受診により生じた医療費の助成等を実施していくが、より負担が少なく円滑な支援となるよう地区医師会と調整を行っていく。

【参考：令和5年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

- ・【数値目標 7 DV防止法の認知度（「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合）】
DV防止法の認知度について、「法律名も内容も知っている」となると、設問のハードルが高い。次期計画では数値目標の見直しも視野に検討が必要ではないか。各目標数値が高いのは理想だが、その裏にどのような計画や方法が必要か、どのようなリスクがあるのか分析が必要である。
- ・【課題 7 配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援の充実】
性的マイノリティ者や女性に対する施策について、効果的な取組みを進め、具体的な実績を重ねる必要がある。
- ・【課題 8 性犯罪・性暴力の防止と被害者支援の充実】
子どもの性暴力被害のひとつで、教育者や指導者が子どもとの信頼関係を利用して加害行為におよぶ「(チャイルド) グルーミング」について、子どもが被害と気がつくまでに時間を要し被害が深刻になる傾向がある。被害を防止するためには、子どもだけでなく学校や親など周囲の大人にも広く周知し、早期に発見することが大切ではないか。
- ・【課題 9 暴力を容認しない意識づくり】
スポーツ指導では、幅広い年齢において、指導する側・される側どちらにも「強くなるためには厳しい指導が必要だ」とする考え方が根強く、暴力を容認する傾向にある。暴力による関係を学ぶこと、次世代に継承することを防止するためにも指導と暴力の違いについても正しく周知することが大切ではないか。

(令和6年6月25日 男女共同参画推進部会)

基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築

世田谷区基本構想では、「個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築いていく」というビジョンを掲げ取組みを進めています。

このような地域社会の形成に向けては、男女だけでなく多様な性の「心」と「からだ」の違いを互いに理解し合い、自己への肯定的な認識を深めながら、他者に対する思いやりをもって生きていくことが前提となります。

また、障害のある女性やひとり親家庭の母親など、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合があることにも留意が必要です。

生涯を通じた男女の異なる健康上の問題への留意や「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点を持つとともに、ひとり親家庭の直面する生活上の困難な状況への支援や性的マイノリティの抱える生きづらさへの理解・支援を進め、人権尊重の社会の構築をめざします。

後期計画では、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」の施行を受け、区民や事業者における性的マイノリティへの一層の理解促進、区の施策の充実、多様な形の家族の支援にも取り組みます。

【数値目標】

No.	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
10	がん検診の受診率	平成27年度 子宮がん 23.6% 乳がん 25.4%	令和5年度 子宮がん 28.6% 乳がん 25.8%	令和6年度 子宮がん 29.0% 乳がん 25.6% (暫定値)	現状以上(※)
11	ひとり親家庭の 養育費相談の実施	平成28年度 9回	令和5年度 6回	令和6年度 6回	現状以上(※)
12	「性的マイノリティ」 という言葉の認知度	平成26年度 70.0%	令和5年度 87.6%	令和6年度 94.7%	90%以上

出典 No.10 プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

No.11 プラン策定時、前回、直近の実績：庁内調査(毎年実施)

No.12 プラン策定時、直近の実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

前回の実績：区民意識調査(毎年実施)

※ 「現状以上」とは、「計画策定時の実績以上」のことを言う。

No.	指標	プラン策定時 実績	前回の実績	直近の実績	目標 (令和8年度)
F	パートナーシップ 宣誓の認知度	—	①令和5年度 区民：12.0% ②令和2年度 企業：26.5%	①令和6年度 区民：19.0% ②令和7年度 企業：調整中	区民：45.0% 企業：40.0%
G	性的マイノリティへの 人権施策等が必要 だと考えている人の 割合	平成26年度 70.0%	令和元年度 74.6%	令和5年度 64.3%	80.0%

【副次的な数値目標】

出典 F 前回の実績：①区民意識調査(毎年実施)

②区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年に1度実施)

直近の実績：①区民：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

②企業：区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年に1度実施)

G プラン策定時、前回実績：男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年に1度実施)

直近の実績：区民意識調査(毎年実施)

(参考数値)

No.10 関連

	子宮頸がん検診の受診率	乳がん検診の受診率
東京都平均	25.3%	27.0%

東京都福祉保健局HP「がん検診の統計データ」(令和5年度)

【数値目標に対する評価と課題】

10 子宮がん検診、乳がん検診の受診率は、プラン策定時実績を上回っている。

⇒検診による死亡率減少効果は科学的に証明されており、女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点からも、早期発見、早期治療を目的に、検診率を向上させるための取組みを進めていく必要がある。

11 養育費相談会の実施回数は6回であり、プラン策定時比 3 回減少、前年度と同数であった。

⇒引き続き、母子家庭、父子家庭などそれぞれの状況に寄り添いながら、相談事業、個別支援、個別給付等を組み合わせ実施していく必要がある。

12 「性的マイノリティ」という言葉の認知度は、プラン策定時比24.7ポイント、前年度比7.1ポイント上昇した。

⇒リーフレットの作成・配布、区のおしらせやイベント等を通じた啓発に一定の効果があつたと考えられる。今後も継続的に周知・啓発を行う。

F パートナーシップ宣誓の認知度は、令和5年度比1.2ポイント低下した。

⇒パートナーシップ宣誓の名前だけでなく、その内容も知っている割合は低下した。令和7年11月にパートナーシップ宣誓10周年を迎えるため、この機会を捉え、周知・啓発を強化していく。

G 性的マイノリティへの人権施策等が必要だと考えている人の割合は、令和元年度比 10.3 ポイント低下した。

⇒施策等の必要性については、「必要だと思う」という割合は下落している一方で、「わからない」の割合が令和元年度比 5 ポイント上昇した。施策等の必要性については、継続的な周知・啓発が必要である。

【基本目標における課題と令和6年度の主な実施内容】

課題 10 性差に応じたところと身体の健康支援 (事業 No. 171, 199)

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進

思春期世代に向けたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知啓発に向けた専門部会を2回開催するとともに、出張リプロダクティブヘルス/ライツ講座を区立中学校15校4,036名に対し実施した。また、世田谷区立男女共同参画センターらぷらすにおいても「女性がんの経験のある方のためのからだとココロのケア講座」やリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関するギャラリー展示等を実施し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに対する理解促進を図った。

課題 11 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり (事業 No. 220)

ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業

ひとり親家庭等の子ども(小学生、中学生)に学習環境を提供し、学習習慣の定着と勉強に対する苦手意識を克服するとともに、学力向上を目指した学習支援事業は、登録者数は107名から112名へ、延べ利用者数は1,412名から1,507名へ増加し、学習機会の確保に寄与することができた。

課題 12 性的マイノリティなど多様な性への理解促進と支援 (事業 No. 225)

世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の認知度向上

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓については、区内各イベントを通じて周知・啓発を行ったところではあるが、令和6年度に実施した「男女共同参画に関する区民意識・実態調査」における「パートナーシップ宣誓の認知度」は、10.8%という低い結果に留まり、認知度向上の課題が浮き彫りとなった。

【実施内容の評価と今後の取組み】

- ・パートナーシップ宣誓10周年を迎える機会を捉え、10周年記念イベント実施や新たに作成するリーフレットの配布等を通じて、現行の宣誓の取組みである、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓」を広く周知するとともに、LGBTQの方々に対する理解促進を図る。
- ・女性の健康支援や経済的負担の観点から、らぷらすに生理用品を無償設置する。

【参考：令和5年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

・【副次的な数値目標 G 性的マイノリティへの人権施策等が必要だと考えている人の割合】

数値の低下を解消すべく、更なる取組みの推進が必要である。より効果的な啓発を図っていくべき。

・【課題10 性差に応じたところと身体健康支援】

思春期世代に向けたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知啓発に加え、実際に体や性の悩み相談ができる「ユースクリニック」の整備が必要である。地域に日常的に相談できる場所や、いざというときに行く認識を持てる場所を物理的に増やしていくことは助けになる。

・【課題12 性的マイノリティなど多様な性への理解促進と支援】

令和7年度は「世田谷区パートナーシップの宣誓制度」10周年となるので、制度の機運を高める取組みを実施すべきである。

・【その他】

- ①「世田谷区地域保健医療福祉総合計画計画」にLGBTQについて明記されたことは素晴らしい取組みである。
- ②同性カップルの住民票の続柄欄に男女の事実婚と同様に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載について、検討を始めたことは評価に値する取組みである。数値に現れない部分に関しても大きく評価できる。

(令和6年6月25日 男女共同参画推進部会)

推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

方策1 男女共同参画センター「らぶらす」の機能の充実

【令和6年度の取組みと評価】

○より多くの方が安心して、気軽に利用できる施設運営

研修室を、中高生等を対象に自習室開放を行った結果、若年層世代の来館が増加し、より多くの方かららぶらすを活用していただくことができた。今後は、自習室等を利用している若年層世代に対し、らぶらすで開催している講座、イベントやニーズに応じた相談事業、居場所事業等の案内を行う他、らぶらすが保有している男女共同参画に関する蔵書(約22,000冊)等を積極的に活用してもらうためのPRを行い、若年層世代におけるジェンダーや多様性への理解促進を図っていく。

○区民・団体・事業者等の参加、参画、協働の推進

昨年度から引き続き、「区企画協働事業」を実施し、採択された団体には、事業内容のアドバイス、助成金の交付、広報活動等の支援を行った。過去に「区企画協働事業」として実施した団体が、らぶらすとして実施する事業の講師を務める等、つながりを生み出し、団体へのエンパワーメントが図られていると考える。今後は、区内事業者向けの出前講座、らぶらすサポーター(有償ボランティア)の創出や地域の関連施設との連携を図り、地域から男女共同参画社会の気運向上を図る。

○地域ネットワークの構築

主に性的マイノリティ理解促進やアサーティブについて小中学校10校に出前講座を行ったほか、イベント出展での団体との横の繋がりや、らぶらすの実施事業である起業ミニメッセを通じた女性起業家同士の交流機会の創出、関連分野のネットワーク会議参加など、アウトリーチにより、らぶらすと地域のネットワークの構築を推進した。今後も事業や各種会議体など様々な機会を通じて地域に出向いていくとともに、地域団体や住民と意見交換を行う地域懇談会や地域のステークホルダーとらぶらすの運営について検討する運営協議会や有識者・学識経験者とともに事業の方向性や施設の運営方法等検討するアドバイザリー委員会での意見も踏まえ、地域とのネットワークを形成し、男女共同参画推進にかかる体制を整備していく。また、庁内各課とも連携し、各種事業や会議等にも参加していく。

○広報・普及啓発

東京レインボープライド2024、せたがやふるさと区民まつり、ふれあいマルシェ、子育てメッセ、梅まつり等、関連イベントに出向き、情報提供を行った。引き続き、らぶらす施設紹介リーフレット、ノベルティ等作成するとともに、「男女共同参画」といった捉えにくい概念を、一人ひとりの暮らし、生き方に関わる身近な問題であることを発信し、「自分ごと」として認識してもらうことで、より広くらぶらすの認知度や利用率の向上に努める。

方策2 区職員の男女共同参画推進

【令和6年度の取組みと評価】

○庁内における情報発信等(事業No.1014)

人権・男女共同参画にかかる庁内紙「にじいろ通信」を発行し、定期的な情報発信を行った。

○特定事業主行動計画に基づく女性比率(事業No.1019,1021,1023)

令和7年4月に、特定事業主行動計画における計画目標として、①管理・監督的立場における女性職員の割合を40%以上とする現在の目標値に加え、新たに②管理職に占める女性職員の割合を33%以上とする目標値を追加する改定を行った。令和7年4月現在では、①が39.5%、②が25%となっている。また、育児休業中の昇任選考受験者は32人(前年度39人)と減少したものの、時差勤務取得件数は360件(前年度153件)と増加した。区外郭団体の理事の女性比率は、令和7年4月時点で31.2%(前年度31.2%)と同じ割合となっている。

方策3 推進体制の整備・強化

【令和6年度の取組みと評価】

○男女共同参画・多文化共生推進審議会及び男女共同参画推進部会(事業No.1026)

・令和6年度は審議会を3回、男女共同参画推進部会を3回開催した。審議会や部会から得られた意見は、男女共同参画社会の実現に向けた施策の着実な推進に向けての意見を聴取するとともに、これに基づき、PDCAサイクルを適正に運営し、区の男女共同参画推進についての進行管理とフォローアップを実施していく。

○男女共同参画・多文化共生推進苦情処理委員会（事業 No. 1027）

上記条例に基づき、男女共同参画・多文化共生施策に関する苦情に対し、区長の諮問に応じて審査する機関として「世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会」を設置している。より利用しやすい制度となるよう、周知方法や「苦情処理」という名称の変更、手続の簡略化等について検討していく。

○第三次男女共同参画プランの策定に向けて（ジェンダー統計の活用とジェンダー主流化を進める体制の検討）

次期、第三次男女共同参画プランの策定に向けては、区民意識・実態調査を令和6年度、区内企業向け意識・実態調査を令和7年度に予定している。これらの調査の実施にあたり、ジェンダー統計に基づき、より明確に現状と課題を把握し、必要な施策を着実に計画へ反映するものとなるよう、その時点での社会情勢の要請に応える内容にしていく。そのため、引き続き、関係所管やらぶらす、男女共同参画・多文化共生推進審議会等とも協議しながら、様々な分野における課題の確認、関連統計の評価・改善方法など、ジェンダー統計の活用の仕組みを検討し、計画的かつ体系的に、あらゆる場面でジェンダー主流化を進める体制を構築していく。

【参考：令和5年度取組み状況報告書に対する男女共同参画・多文化共生推進審議会意見】

・【方策1 男女共同参画センター“らぶらす”の機能の強化】

- ①らぶらすの研修室を中高生等対象の自習室とした取り組みは、若い世代に男女共同参画センターの取り組みを知ってもらう上で有効である。
- ②らぶらすの区民企画協働事業のような、区民ニーズから生まれる事業の拡大が必要。多様なステークホルダーの参画、所管部署横断、複合型のテーマなど、もう一步踏み込んだ協働、チャレンジングな協創を促すような仕組みづくりに期待したい。
- ③令和8年度までに目指す“らぶらす”の姿を見据えながら年度ごとの取組みを検討するなど、残り3年間で基本目標Ⅰ～Ⅳに掲げた目標を達成するにあたって十分な推進体制であるかを、各方策について定期的に検討・評価いただきたい。

・【方策2 区職員の男女共同参画推進】

区職員に対する情報発信の成果のノウハウを、区内企業における意識啓発事業等に有効に生かすことは重要だ。

・【方策3 推進体制の整備・強化】

苦情処理委員会について、名称変更も含めて、より利用しやすいように改善していくことが望まれる。

（令和6年6月25日 男女共同参画推進部会）

男女共同参画・多文化共生推進審議会 男女共同参画部会からの意見

(令和7年6月24日 男女共同参画推進部会)

【基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性活躍推進】(P5)

数値目標1 区の審議会等の女性の占める割合

- ・ 会議体を構成する母数が少ない場合はやむを得ないが、例えば会議体の規模が大きい場合や委員等に資格が必要ない場合は、アフーマティブアクションの一環として、女性の配置について条件を付すなど検討をしてもよいのではないか。
- ・ 特に区として防災に関わる女性のプレゼンスを上げることが掲げているが、防災会議の女性の割合が17%と少ないことについては、働きかけ等が必要ではないか。
- ・ 他自治体と比較した場合、世田谷区は良い方ではあるが、これで満足せずにより良い世田谷区のあり方を目指して女性比率を上げていただきたい。

数値目標3 固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合

- ・ 順調に数値は伸びており目標も達成しているが、引き続き施策を推進していくことが必要である。

課題3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援

- ・ 女性の中年期以降の働き方に関し、レジ打ちなどの仕事が自動化等により減少していることなどから、地域における就労の選択肢が減少している。また、家族形態やライフスタイルが変化し、人生100年時代となる中で貧困への不安感が大きく、高齢期における労働ニーズが高まっているが、リスクリングの機会は限られ、地域の受け皿も脆弱である。このため、地域企業と新しい人材の活かし方についての連携や、多様な働き方への支援についての研究、また、こうした課題に対応できるような推進体制を作っていただきたい。

【基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの着実な推進】(P8)

数値目標5 仕事と家庭生活をともに優先している人の割合

- ・ 「仕事を優先する」との回答は減少しており、それなりに実績は高まっているようであるが、回答項目に「仕事」と「家庭」だけではなく「地域・個人生活」や、それぞれの項目を重複して「優先したい」という選択肢もあるため、選択肢、指標として違和感がある。このため、もう少し適切な選択肢や、選択肢の修正が難しければ正しく状況が把握できる新たな数値目標を検討する必要があるのではないか。

副次的な数値目標B 両親学級・ぶれパパママ講座における男性の参加人数・参加率

- ・ 男性の参加率は上昇傾向にあるが、参加者数自体が減少しているため、その背景を確認し、少子化以外の理由についてさらなる調査が必要では。ただ、この間コロナも経ており、他のイベント等の事例においても元の状態に戻っていないという状況や、コミュニティのオンラインへの移行といった社会の動きもあるため、目標の新たな仕切り直しも検討してはどうか。

課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実

- ・ 「多様な保育の充実による両立支援や父親・男性向け講座等の実施」について、常に男女や父親の利用が前提となっており、同性パートナーが想定されているように読めないため、パートナーシップ宣誓者等にとっても制度を使いやすくすることが必要である。この課題に限らず、各項目の中でも同性パートナーやLGBTQについて記載があるということが大事になってくる。

課題6 防災・地域活動等への参画促進

- ・ 昨年度の男女共同参画に関する区民意識調査において、「防災分野で男女共同参画の視点を活かすために区に求めること」に対し「性的マイノリティの視点を取り入れる」という回答が最も低くなっていたが、常に性的マイノリティの視点を入れるということは大事である。

【基本目標Ⅲ 暴力やハラスメントのない社会の構築】(P11)

数値目標9 デートDV防止の出前講座実施校数

- ・ 令和6年度の実施が0校となったことについて、どうしても目標数値に対する実績が明らかに減少したように見える。保健所でリプロダクティブヘルス/ライツの講座が始まった影響も考えられるとのことだが、こうした全体的な施策の実施状況を踏まえた分析・検証が必要ではないか。
- ・ 若年層の結婚したくない、子供を産みたがらないといった意識の変容について、性教育の不足も一因となっているとも考えられる。性に関する教育等について全体の分析や検討が必要ではないか。
- ・ 目標Ⅲの数値目標3つ全てがDVとパワハラ関係になっているが、後期計画で新たに性犯罪・性暴力対策について記載されたので、セクシャル・ハラスメントも含めこれらに関する何らかの数値目標を定める必要があるのでは。

【基本目標Ⅳ 多様性を認め合い、尊厳をもって生きることができる社会の構築】(P14)

数値目標12 「性的マイノリティ」という言葉の認知度

- ・言葉の認知度が上がった一方で、別の質問である「性的指向は本人の趣味・嗜好である」と回答した割合が高く、こうした誤った理解が「人権施策が必要である」と考える人の割合低下につながっている可能性があるため、正しい知識をどう広めていくかが次の課題となってくる。
- ・出前講座について LGBTQ に関する依頼が多かった点は良かった。
- ・「地域保健医療福祉総合計画」に LGBTQ が明記されたのは素晴らしいことであるが、これにより福祉領域において地域医療との連携や支援体制の強化が進んでいるかと言うと、まだ今後の期待値が大きい状況であるため、今後、この取組の促進が求められる。

【推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策】(P17)

- ・方策については他の目標と異なり数値目標がないため、令和8年度までにどうしていくか、年度ごとの進捗状況や評価、第二次男女共同参画プラン後期計画における総括が分かるものがあるとより分かりやすいのでは。

令和6年度(2024年度)
世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画取組み状況報告書

令和7年8月発行

世田谷区生活文化政策部 人権・男女共同参画課
〒156-0043 東京都世田谷区松原 6-3-5
電話 03-6304-3453 FAX 03-6304-3710

令和 6 年度（2024 年度）
世田谷区第二次多文化共生プラン
取組み状況報告書

令和 7 年（2025 年）9 月
世田谷区

目次

本書について 2

計画の体系 5

数値目標 6

施策に基づく具体的な取組み

基本方針 1：誰もが安心して暮らせるまちの実現 16

- (1) 日本語支援の充実
- (2) 行政情報の多言語化・「やさしい日本語」化の推進
- (3) 生活基盤の充実【重点】
- (4) 災害等に対する備えの充実
- (5) ICTを活用した環境整備

基本方針 2：地域社会における活躍の推進 38

- (1) 多文化共生の地域交流促進
- (2) 地域活動への参加促進【重点】
- (3) 区政への参画推進

基本方針 3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消 46

- (1) 多様な文化を受け入れる意識の醸成【重点】
- (2) 学校教育における多文化共生に関わる教育の推進
- (3) 多文化共生・国際交流等を目的とした活動・団体支援の充実
- (4) 不当な差別的取扱いへの対応強化

男女共同参画・多文化共生推進審議会 多文化共生推進部会からの意見 . . 62

<参考>世田谷区民意識調査 2025 実施結果（抜粋） 63

<参考>世田谷区における外国人区民へのアンケート調査実施結果 . . . 83

<参考>世田谷区における外国人区民の意識・実態調査報告書（概要版） 94

<本書について>

「世田谷区第二次多文化共生プラン」について

「世田谷区第二次多文化共生プラン（以下、「第二次プラン」という。）」（令和 6（2024）年度～令和 9（2027）年度）は、「全ての人が多様性を認め合い、国籍、民族等の異なる人々の互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていこうとする」多文化共生社会の実現をめざすために、区の基本的な考え方と課題達成のための施策を明らかにするものです。

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（以下、「条例」という。）」第 9 条に基づく、多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画にあたります。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例

世田谷区第二次多文化共生プラン

世田谷区第二次男女共同参画プラン

基本方針 1 誰もが安心して暮らせるまちの実現

基本方針 2 地域社会における活躍の推進

基本方針 3 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

推進体制 多文化共生社会の実現に向けた推進体制

第二次プランの体系

第二次プランでは、「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安心・安全に暮らせる多文化共生のまち せたがや」の基本理念のもと、3つの基本方針を掲げています。

また、基本方針ごとに施策を挙げ、その施策に沿った事業展開をまとめています。なお、基本方針ごとの施策のうち1つを重点施策として掲げています。

詳細は「計画の体系」（p.5）をご覧ください。

第二次プランの進行管理と取組み状況報告について

区は施策を総合的かつ計画的に進めるため、条例第 9 条第 3 項に基づき、毎年第二次プランの進行管理を行い、施策の進捗状況を把握していきます。その結果については、「世田谷区多文化共生推進部会」に報告し、意見を聴いたうえで、「取組み状況報告書」としてまとめ、公表します。

数値目標のページについて

数値目標のページ（p.6～9）では、第二次プランにおいて設定している数値目標（「多文化共生の推進に向けた数値目標」、「重点施策に基づく数値目標」）についてそれぞれ以下の内容を掲載しています。

【数値目標】

第二次プランにおいて設定した数値目標です。世田谷区民意識調査及び外国人アンケート調査に基づく実績を掲載しています。

【数値目標に対する評価と課題】

数値目標の実績数値について、評価と今後の課題を掲載しています。

施策に基づく具体的な取組みのページについて

施策に基づく具体的な取組みのページでは、施策ごとの「取組み内容（事業名）」について、令和6（2024）年度の取組み実績及びそれに対する評価、並びに今後の取組みを、下記のような表にまとめて掲載しています。

基本方針1：誰もが安心して暮らせるまちの実現

(1) 日本語支援の充実

外国人等が地域社会で自立した生活を送るために必

施策に対する評価と課題を記載しています。

せるほか、必要に応じて日本語の支援を行います。

【施策に対する評価と課題】

「外国人向け日本語教室」及び「せたがや日本語サポーター講座」について、令和6年度よりせたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）が実施し、各講座の受講者の交流イベントを開催するなど、住民同士の交流機会を提供することができた。

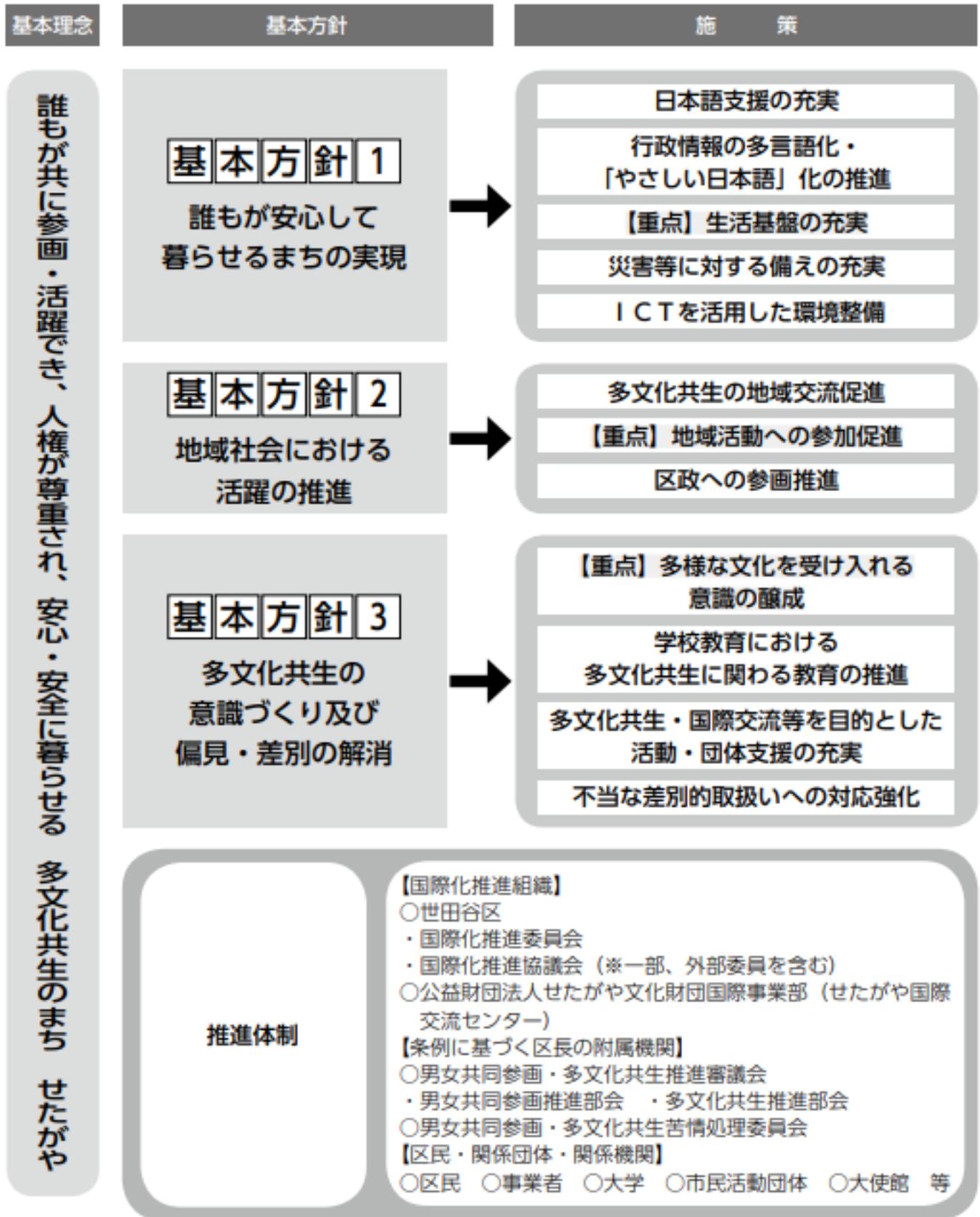
また、地域で日本語教室を運営しているボランティア団体との情報連絡会を行い、地域日本語教室の実態や課題等について把握することができた。引き続き、外国人住民が地域で自立した生活を送るために必要な日本語を習得できるよう、日本語の学習支援を行っていく。

	事業名	所管課	取組内容	実績・数値等
1	外国人向け日本語教室の拡充	せたがや国際交流センター	日本語を初めて学ぶ外国人等に対し、日常生活における会話程度の日本語を習得する機会の拡充を図ります。	年5期（各20回）開催した。 第1期：対面開催 15名 第2期：オンライン開催 16名 第3期：対面開催 15名 第4期：オンライン開催 11名 第5期：対面開催 19名 （参加合計：76名）
2	にほんご交流会の実施（再掲）	せたがや国際交流センター	外国人住民と日本人住民が少人数のグループに分かれ、それぞれのテーマに沿って「やさしい日本語」で会話をする交流会を実施します。	「にほんご交流会 IN テンプル大学」（5回）会場：テンブル大学 「にほんご交流会～動く文化の魅力について話そう」（1回）会場：日大文理学部（1回）実施。 （参加者合計：363名）
3	せたがや日本語サポーター講座の実施	せたがや国際交流センター	日本語支援のボランティアを募集している区民を対象に、日本語をサポートする基礎知識を伝えます。	「日本語サポーター講座・初級」（参加：前期37名 後期42名 第 中級編
4	外国人児童・生徒に対する日本語指導等補助員の派遣	教育指導課	外国人等の児童・生徒に対して日本語指導及び生活習慣の指導補助を行います。	外国籍の児童・生徒に対して日本語指導及び生活習慣の指導補助を行った。 小学校：36時間 中学校：40時間 派遣実績：小学校35校70人、 中学校15校26人

再掲項目は網掛けにしています。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
<p>「外国人のための日本語教室」は、広報開始当初から問合せも多数で、センターに来館する外国人が増加するなど、事業への関心の高さが窺えた。今後は受講者のニーズを確認し事業の改善をする。</p>	<p>外国人の受講を促す条件（時期や時間帯、回数、日本語学習のレベル設定など）を確認しながら改善に取り組む。</p>	
<p>各回テーマを設け、日本語を学んでいる留学生がやさしい日本語を用いた発表をする。後半は参加者である日本人住民とテーブルを囲み意見交換しながら交流を図る。定期的の実施されるため、応募者も増加傾向にある。</p>	<p>テンプル大学での交流会は好評で、留学生及び地域住民の参加も増加傾向にある。今年度は日大文理学部との連携も実現した。日本人参加者は50代以上が多くリピーター率が高いことも特徴。その反面、10代～30代の割合が低い傾向にある。今後の課題は連携する会場の新規開拓に取組み、幅広い世代の参加者を取り込む事業を検討する。</p>	
<p>日本語支援ボランティアに携わりたい方及び初心者を対象に、日本語支援の心構えや技術力向上、人材育成を目指した初級講座を実施。当初、2期予定が各定員40名に対し120名以上が応募のため急遽第3期を実施した。また、日本語支援ボランティア経験者の資質向上を目的に中級講座（1回完結）も実施した。</p>	<p>サポーター講座の修了者が次のステップとして活動できる場の検討を進める。受講者のレベルや志向にあわせた選択が可能な体制を、様々な分野の活動団体と連携し検討を図る。</p>	
<p>帰国・外国人児童・生徒に対して日本語指導及び生活習慣の指導補助を行い、学習習得に役立てることができた。</p>	<p>実施年によって実績の増減はあるが、令和6(2023)年度は中学校が増加している。指導が必要な児童・生徒は毎年いるため、引き続き、指導補助を継続していく。</p>	

<計画の体系>



<数値目標>

(1) 多文化共生の推進に向けた数値目標（世田谷区民意識調査※1による把握）

調査項目：多文化共生が進んでいると思う区民の割合				
第二次プラン 策定時(2023年度)	前回の調査 (2024年度)	直近の調査 (2025年度)	目標値 (2025年度末)	目標値 (2027年度末)
37.7%	44.3%	46.2%	50%	55%以上

(2) 重点施策に基づく数値目標

① 世田谷区民意識調査※1による把握

調査項目：外国人等の地域活動への参加が進んでいると思う区民の割合【重点②】				
第二次プラン 策定時(2023年度)	前回の調査 (2024年度)	直近の調査 (2025年度)	目標値 (2025年度末)	目標値 (2027年度末)
15.6%	17.6%	14.9%	25%	30%以上

調査項目：外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合【重点③】				
第二次プラン 策定時(2023年度)	前回の調査 (2024年度)	直近の調査 (2025年度)	目標値 (2025年度末)	目標値 (2027年度末)
31.1%	35.6%	29.2%	40%	45%以上

② 外国人アンケート調査※2による把握

調査項目：外国人等の生活基盤が充実していると思う区民の割合【重点①】				
第二次プラン 策定時(2023年度)	前回の調査 (2024年度)	直近の調査 (2025年度)	目標値 (2025年度末)	目標値 (2027年度末)
52.5%	53.7%	49.4%	65%	75%以上

調査項目：外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合【重点③】				
第二次プラン 策定時(2023年度)	前回の調査 (2024年度)	直近の調査 (2025年度)	目標値 (2025年度末)	目標値 (2027年度末)
42.6%	51.9%	44.3%	50%	55%以上

※1 世田谷区区民意識調査 2025

世田谷区在住の満15歳以上の方（外国人住民含む）のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為に抽出して実施。（対象：5,000名）

※2 外国人アンケート調査

区内在住の15歳以上の外国籍区民のうち、住民基本台帳から統計的手法に基づき無作為に抽出して実施。（対象：1,000名）

【数値目標に対する評価と課題】

(1) 多文化共生の推進に向けた数値目標（世田谷区民意識調査による把握 ※P8、63～82 参照）

「多文化共生が進んでいると思う区民の割合」

- ・第二次プラン策定時（2023年度）より 8.5 ポイント、前回調査時（2024年度）より 1.9 ポイント上昇し、46.2%となった。
- ・最終的な目標値 55%以上を達成するため、引き続き関係各課と連携しながら多文化共生施策を推進していくとともに、第二次多文化共生プランに基づく取組みについて区民への周知を強化していく必要がある。

(2) 重点施策に基づく数値目標（世田谷区民意識調査による把握 ※P8、63～82 参照）

重点②「外国人等の地域活動への参加が進んでいると思う区民の割合」

- ・第二次プラン策定時（2023年度）より 0.7 ポイント、前回調査時（2024年度）より 2.7 ポイント減少し、14.9%となった。
- ・「外国人等の地域活動への参加が進んでいると思わない」と回答した割合についても、前回調査時の 39.7%から 22.0%へと 17.7 ポイントと大きく減少している。一方で、「わからない」と回答した割合は 6 割以上となっており、前回調査の 47.5%から 61.7%と 14.2 ポイント増加している。このことから、回答者の中で地域活動へ参加したことがない人が多く、「思う」「思わない」の判断ができず「わからない」の回答が増加していると考えられる。
- ・外国人住民だけでなく、日本人住民もともに活動に参加していくことができる仕組みづくりが必要であり、引き続きせたがや国際交流センターと連携しながら、交流イベント等を実施していく。

重点③「外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合」

- ・第二次プラン策定時（2023年度）より 1.9 ポイント、前回調査時（2024年度）より 6.4 ポイント減少し、29.2%となった。
- ・「外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合」が減っている要因として、実体験としてではなく、昨今の外国人等による犯罪や迷惑行為等、日本社会全体における外国人等への印象が少なからず影響していると考えられる。
- ・外国人アンケート調査による同項目の数値（44.3%）よりも約 15 ポイント低い数値となっており、外国人住民と日本人住民の意識に差が生じていることが分かる。引き続き、多文化理解講座や交流イベント等を実施し、日本人住民側の受入れ意識の醸成を継続・強化していく必要がある。また、多文化共生リーフレットを広く活用し、多文化共生の意識づくりを推進していく。

(3) 重点施策に基づく数値目標（外国人アンケート調査による把握 ※P9、83～93 参照）

重点①「外国人等の生活基盤が充実していると思う区民の割合」

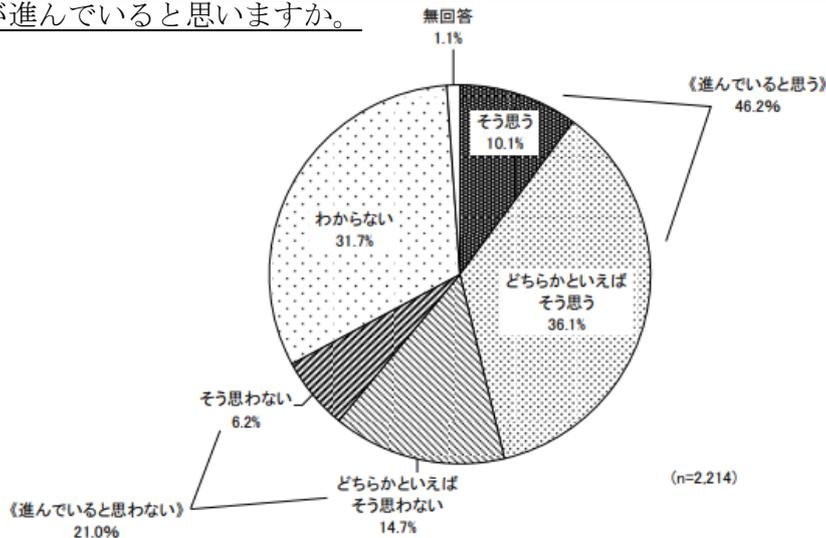
- ・第二次プラン策定時（2023年度）より 3.1 ポイント、前回調査時（2024年度）より 4.3 ポイント減少し、49.4%となった。
- ・前回調査時よりも減少となったが、外国人アンケート調査の回答数は前年度よりも大幅に上昇したことで、より信頼性の高い回答結果を反映することができている。（外国人アンケート調査の回答数…2024年度：54件、2025年度：253件）
- ・前回調査時よりも減少となったが、約 5 割の外国人住民が「世田谷区内において、教育、住宅、就労など、生活全般の外国人住民に対する支援が充実していると思う」と回答している。一方で、『何の支援があるか把握していない』『支援を受けたことがない』という声も多くあった。外国人住民に情報が適切に届くよう、多言語での情報発信や相談窓口の周知等を強化していく必要がある。

重点③「外国人等に対する偏見や差別が減少していると思う区民の割合」

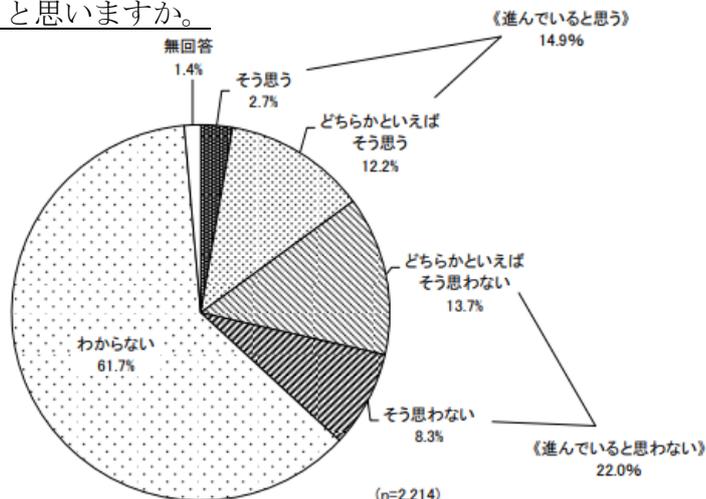
- ・第二次プラン策定時（2023年度）よりも 1.7 ポイント上昇しているものの、前回調査時（2024年度）より 7.6 ポイント減少し、44.3%となった。
- ・前回調査時よりも減少となっている要因については、重点①と同様である。
- ・区内在住外国人数は大幅な増加を続けており、多文化共生施策の重要性が高まっている中で、多様な文化を理解しあえるイベントや講座を広く実施し、多文化共生意識の醸成に努めていく。

<参考>「世田谷区民意識調査 2025」より ※詳細は P63～参照

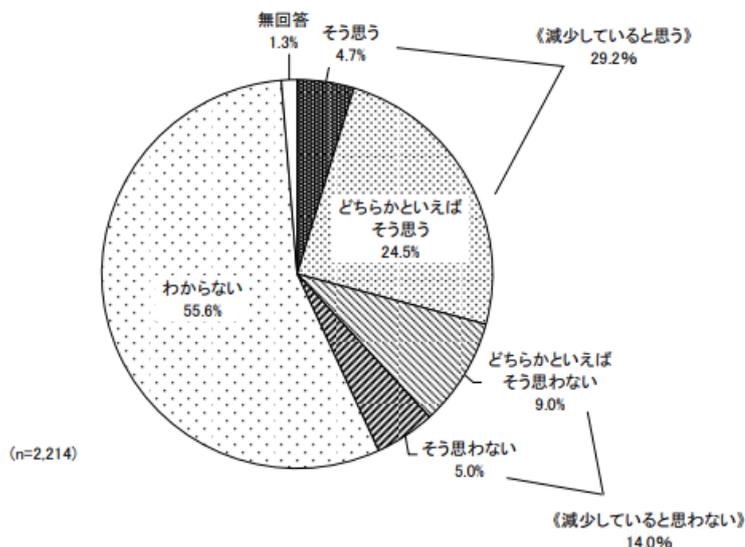
問 あなたは、「外国人住民と日本人住民が共に暮らす」という視点からみて、世田谷区は多文化共生が進んでいると思いますか。



問 区では、外国人等が地域住民の一人として地域社会に参加・活躍できるように、地域のおまつりや防災訓練、ボランティア活動などへの参加を促進しています。あなたは、外国人等の地域活動への参加が進んでいると思いますか。



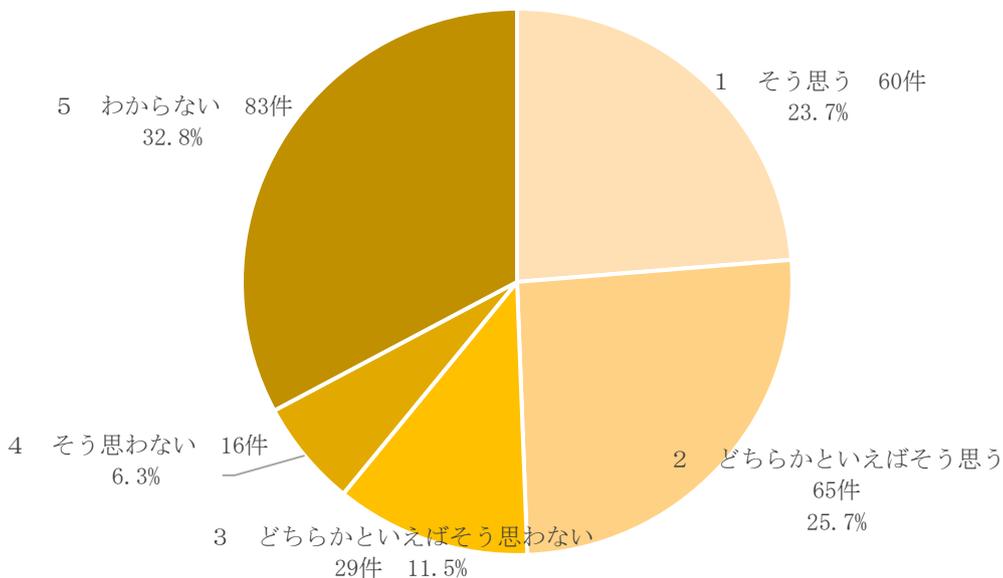
問 区では、多様な文化を理解し合える交流イベントなどを開催し、区民一人ひとりが互いの文化について理解を深め、偏見や差別を解消することで、多文化共生社会の実現を目指しています。あなたは、区内において外国人等に対する偏見や差別が減少していると思いますか。



<参考>「世田谷区における外国人区民へのアンケート調査（外国人アンケート調査）」より
※詳細は P83～参照

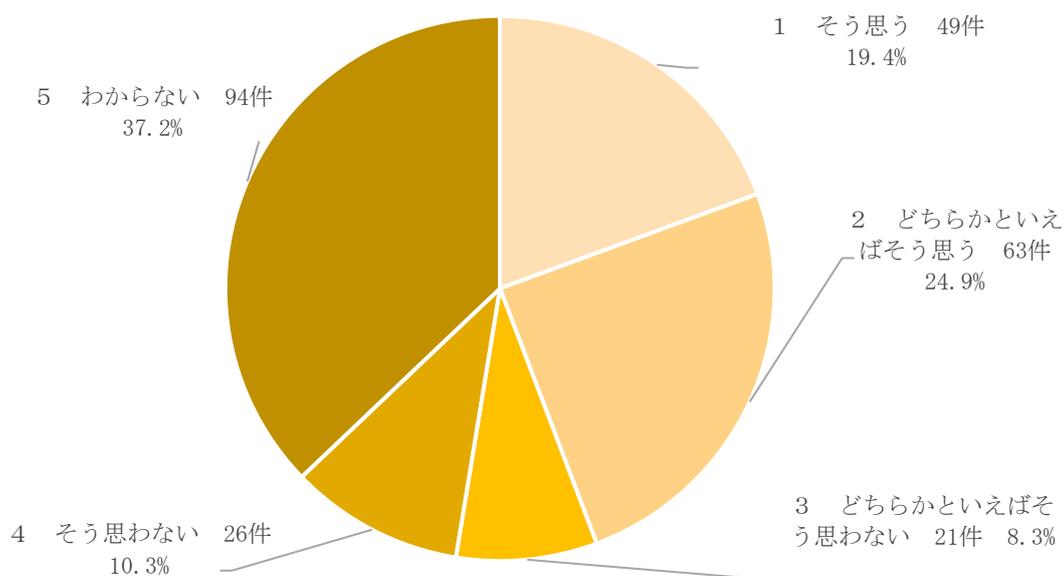
問 あなたは、世田谷区内において、教育、住宅、就労など、生活全般の外国人住民に対する支援が充実していると思いますか。

外国人に対する支援の充実（n = 253）



問 あなたは、世田谷区内において、外国人住民に対する偏見や差別が減っていると思いますか。

外国人に対する偏見や差別（n = 253）



<参考>第一次プラン策定後の国、東京都、世田谷区の動き

国の動き

■ 出入国管理及び難民認定法の改正（法務省）

平成30(2018)年12月に出入国管理及び難民認定法が改正され、新たな在留資格「特定技能」が創設された。(改正法は平成31(2019)年4月施行)

これに合わせ、外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組みとともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進するため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を示した。

■ 日本語教育の推進に関する法律の成立（文化庁）

令和元(2019)年6月、「日本語教育の推進に関する法律」が公布、施行され、在住外国人等に対する日本語教育の機会拡充・水準の維持向上等が掲げられた。地方公共団体も、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努めることとされた。

令和2(2020)年6月、同法10条の規定に基づき、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(以下、「基本方針」という。)が閣議決定された。

■ 外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針の策定（文部科学省）

「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」が策定され、地方公共団体が講ずべき事項もあわせて示された。

■ 外国人在留支援センター（FRESC/フレスク）の開所（出入国在留管理庁）

令和2(2020)年7月、新宿区のJR四ツ谷駅前に「外国人在留支援センター（FRESC/フレスク）(以下、「FRESC」という。)」が開所された。FRESCには、出入国在留管理庁や日本司法支援センター（法テラス）など8つの機関の相談窓口が入り、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、地方公共団体の支援などの取組みを行う。

■ 「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」の策定（出入国在留管理庁・文化庁）

令和2(2020)年8月、在留支援のためのやさしい日本語の必要性や、やさしい日本語の作成手順・要点等を示したガイドラインが策定された。

■ 「地域における多文化共生推進プラン」の改訂（総務省）

令和2(2020)年9月、「地域における多文化共生推進プラン」(2006年)が14年ぶりに改訂された。改訂版は、「多様性と包摂性のある社会の実現による『新たな日常』の構築」を掲げるとともに、コミュニケーション支援・生活支援・意識啓発と社会参画支援に次ぐ施策の4番目の柱として、「地域活性化の推進やグローバル化への対応」を新たに設けた。

■ 「日本語教育の参照枠」の報告（文化庁）

CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」が令和3(2021)年10月に文化審議会国語分科会により報告された。

■ 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の策定（法務省）

「外国人の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下に開催された「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」から関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出された意見書を踏まえ、我が国の目指すべき共生社会のビジョンとその実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策が示されたロードマップが令和4(2022)年6月に策定された。

■ 「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」(以下、「日本語教育機関認定法」)の成立、施行

令和5(2023)年5月、「日本語教育機関認定法」が成立し、令和6(2024)年4月1日より施行された。日本語教育機関の文部科学大臣による認定制度が創設され、認定日本語教育機関で日本語教育を行うためには、日本語教員試験に合格し、登録実践研修機関が実施する実践研修を修了し、登録日本語教員として文部科学省の登録を受けることとされた。

■ 出入国管理及び難民認定法の改正（法務省）

令和5(2023)年6月に出入国管理及び難民認定法が改正され、送還停止効の例外規定や「補完的保護対象者」認定制度、収容に代わる管理措置制度等が創設された(施行は令和6(2024)年6月10日)。

また、令和6(2024)年6月14日には、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として「育成就労」を創設すること等を定めた改正法が成立した。

■特定技能基準省令の一部改正・施行（法務省）

特定技能外国人のより一層の増加が見込まれることを踏まえ、特定技能所属機関が地域における外国人との共生社会の実現のため寄与する責務があること及び1号特定技能外国人に対する支援は地域の外国人との共生に係る取組を踏まえて行うことが「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」に明記された。これを踏まえ、特定技能基準省令の一部が改正され、特定技能所属機関は、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ必要な協力をする事、また、1号特定技能外国人に対する支援計画の作成・実施に当たっては、地方公共団体が実施する共生施策を踏まえることが規定された。同省令は令和7（2025）年4月1日より施行。

東京都の動き

■東京都つながり創生財団の設立

「人」と「人」とのつながりによる地域コミュニティの活性化をはかり、「都民一人ひとりが輝ける社会」の実現を目指す新たな財団として、「東京都つながり創生財団（以下、「財団」という。）」が令和2（2020）年10月1日に設立された。財団では、都内に住む外国人を支援するなど多文化共生社会づくりを進めるほか、ボランティア文化の定着や、町会・自治会を中心とした地域コミュニティの活性化など、共助社会づくりに取り組む。

■「東京における『地域日本語教育の体制づくり』のあり方」の策定

国による「日本語教育の推進に関する法律」の策定や基本方針の閣議決定等の地域日本語教育の推進に関する動きを受け、令和5（2023）年3月、地方公共団体が主体的に地域日本語教育の体制づくりを進めていく上で共通して踏まえるべき視点や目標等について示された「東京における『地域日本語教育の体制づくり』のあり方」が策定された。

■東京都多文化共生推進指針の改定

外国人と日本人が共に地域の一員として活躍できる多文化共生社会の推進のため、東京都が平成28（2016）年に策定した「東京都多文化共生推進指針」が令和7（2025）年6月に改定された。改定版では、多文化共生を担う各主体の役割が明確化されている。

世田谷区の動き

■公益財団法人せたがや文化財団国際事業部（せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや））の開設・運営

今後の国際政策をより効率的・効果的に推進するため、公益財団法人せたがや文化財団内に国際事業部を新設するとともに、情報発信の拠点となる「せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）」を令和2（2020）年4月に開設した。

国際事業部は、在住外国人と日本人との交流を推進するための事業を実施するほか、「せたがや国際交流センター」において、外国人向けの行政情報、生活・文化情報、国際交流活動を行う団体等の情報発信、在住外国人の生活相談の問い合わせへの対応などを実施している。

■東京外国人支援ネットワークへの加盟

令和3（2021）年11月、外国人のための専門相談事業を円滑に進めるため、東京国際交流団体連絡会議・外国人相談事業部会に属する国際交流団体、行政組織、NPO等で外国人のため相談事業を実施もしくは外国人支援活動をする諸団体で構成する「東京外国人支援ネットワーク」に加盟した。今後、本ネットワーク間での相互連絡・情報交換を進め、外国人のための専門家相談会を協働で実施する。

■「世田谷区ウクライナ避難民の受入れ及び支援に関するプロジェクトチーム」の設置

令和4（2022）年2月24日に始まったロシア連邦によるウクライナへの侵攻に伴い、日本に入境するウクライナの避難民を世田谷区として受け入れ、日常生活の支援を行うに当たり、その具体的な課題及び支援の内容を検討するため、3月23日に庁内プロジェクトチームを設置した。

■「世田谷区第二次多文化共生プラン」の策定

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」に基づく「世田谷区多文化共生プラン」（平成31（2019）年3月策定）の計画期間が令和5（2023）年度で終了し、新たに「世田谷区第二次多文化共生プラン」（以下、「第二次プラン」という。）を令和6（2024）年3月に策定した。第二次プランでは、第一次プランに引き続き「誰もが共に参画・活躍でき、人権が尊重され、安心・安全に暮らせる 多文化共生のまち せたがや」を基本理念に掲げ、『誰もが安心して暮らせるまちの実現』『地域社会における活躍の推進』『多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消』の3つの基本方針のもと、多文化共生の推進のため様々な取組を行っている。

<参考>区内在住外国人人数データ

都内区市町村別 外国人人数

比率順

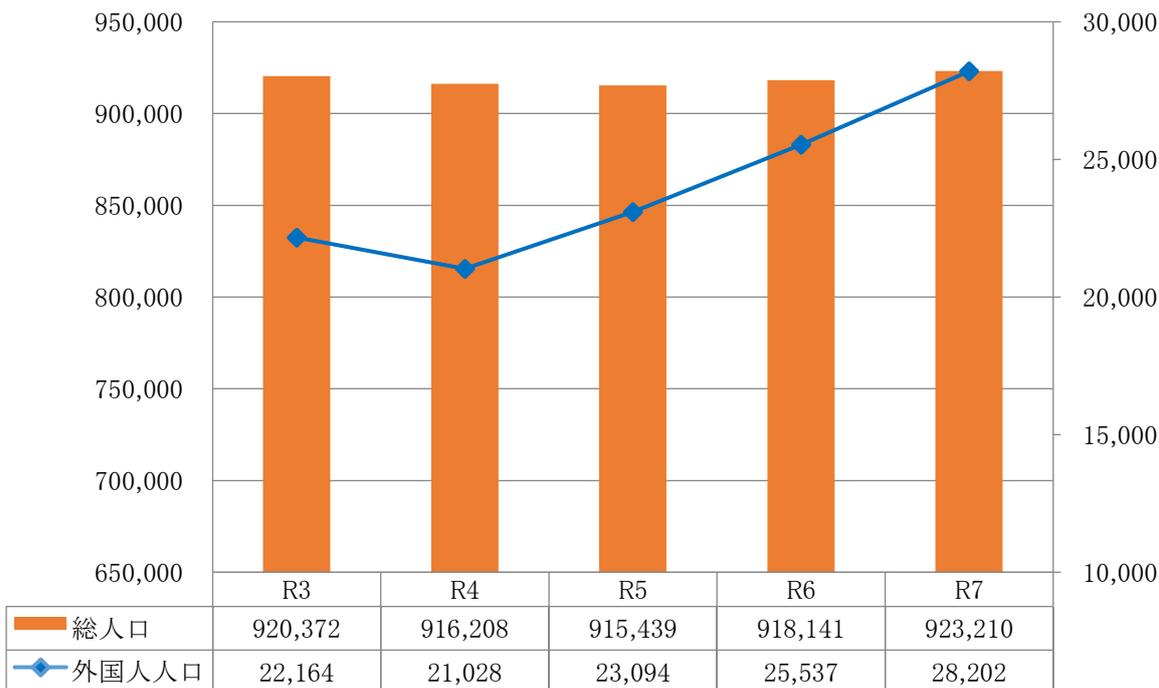
		外国人	総人口	比率
東京都総数		721,223	14,002,534	5.15%
区 部		605,506	9,730,552	6.22%
1	新宿区	48,097	352,717	13.64%
2	豊島区	36,360	294,644	12.34%
3	荒川区	23,539	222,278	10.59%
4	台東区	20,332	216,084	9.41%
6	北区	31,471	362,089	8.69%
5	港区	22,614	267,780	8.44%
7	江東区	39,561	541,685	7.30%
8	中野区	24,632	341,322	7.22%
9	江戸川区	47,932	693,570	6.91%
10	文京区	15,923	235,345	6.77%
11	中央区	12,553	187,404	6.70%
14	板橋区	37,481	578,914	6.47%
12	葛飾区	29,664	469,916	6.31%
13	足立区	43,996	698,276	6.30%
15	千代田区	4,108	68,835	5.97%
16	墨田区	16,980	287,302	5.91%
17	渋谷区	12,711	231,402	5.49%
18	大田区	32,041	740,519	4.33%
19	品川区	17,010	412,786	4.12%
20	目黒区	11,479	281,400	4.08%
21	杉並区	22,289	577,147	3.86%
22	練馬区	26,531	745,927	3.56%
23	世田谷区	28,202	923,210	3.05%
市 部		113,962	4,194,221	2.72%
町 村 部		1,755	77,761	2.26%

実数順

		外国人	総人口	比率
東京都総数		721,223	14,002,534	5.15%
区 部		605,506	9,730,552	6.22%
1	新宿区	48,097	352,717	13.64%
2	江戸川区	47,932	693,570	6.91%
3	足立区	43,996	698,276	6.30%
4	江東区	39,561	541,685	7.30%
6	板橋区	37,481	578,914	6.47%
5	豊島区	36,360	294,644	12.34%
7	大田区	32,041	740,519	4.33%
8	北区	31,471	362,089	8.69%
9	葛飾区	29,664	469,916	6.31%
10	世田谷区	28,202	923,210	3.05%
11	練馬区	26,531	745,927	3.56%
14	中野区	24,632	341,322	7.22%
13	荒川区	23,539	222,278	10.59%
12	港区	22,614	267,780	8.44%
15	杉並区	22,289	577,147	3.86%
16	台東区	20,332	216,084	9.41%
18	品川区	17,010	412,786	4.12%
17	墨田区	16,980	287,302	5.91%
19	文京区	15,923	235,345	6.77%
20	渋谷区	12,711	231,402	5.49%
22	中央区	12,553	187,404	6.70%
21	目黒区	11,479	281,400	4.08%
23	千代田区	4,108	68,835	5.97%
市 部		113,962	4,194,221	2.72%
町 村 部		1,755	77,761	2.26%

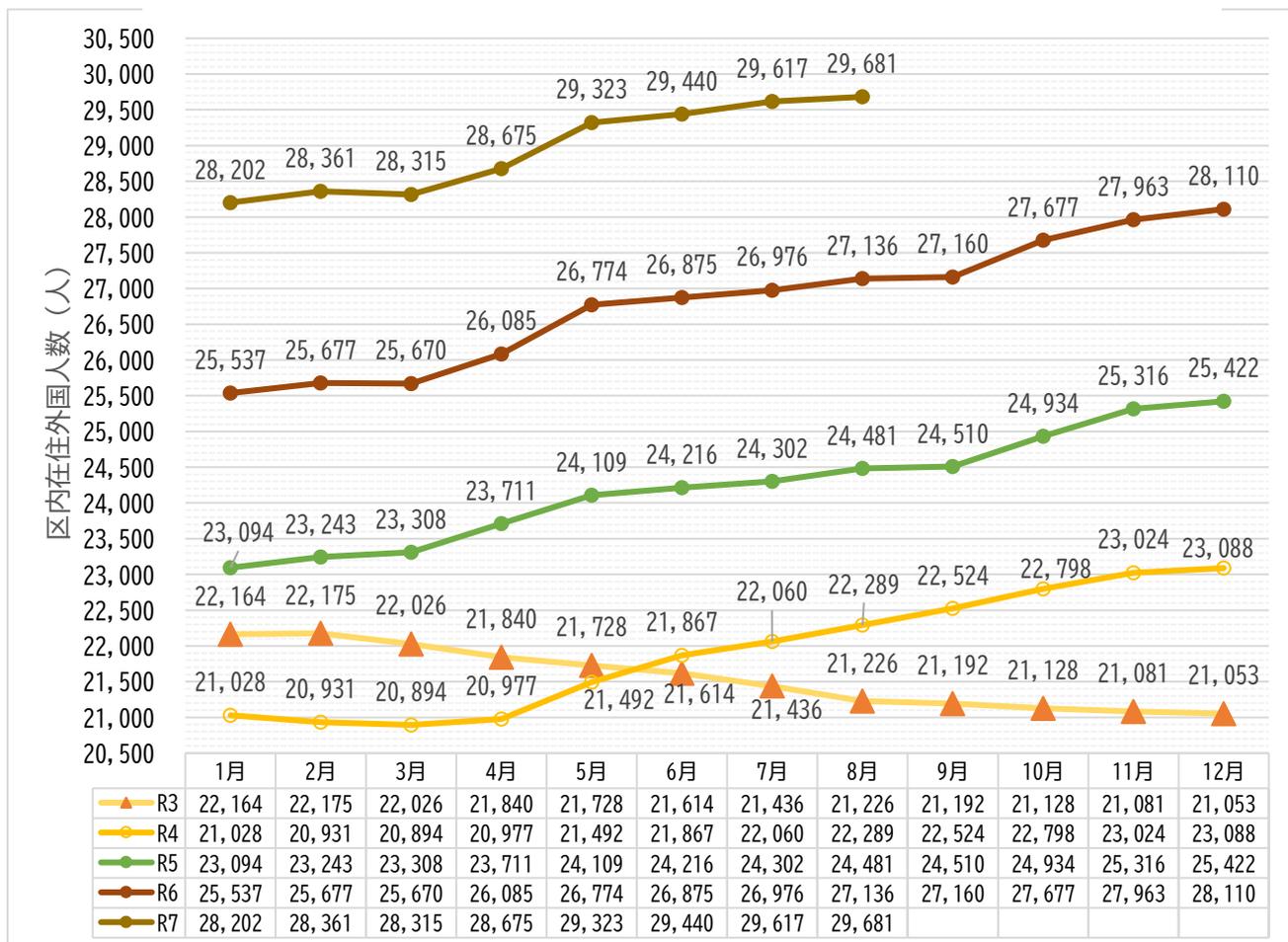
※令和7(2025)年1月1日時点

区内在住外国人人数 過去5年間の推移



[各年1月1日時点]

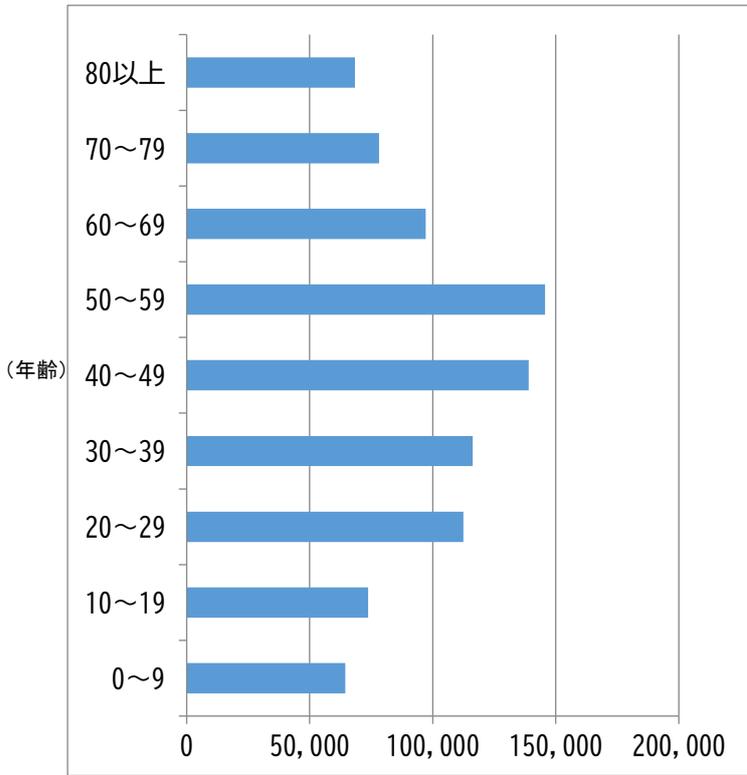
令和3(2021)年～令和7(2025)年 区内在住外国人人数の比較



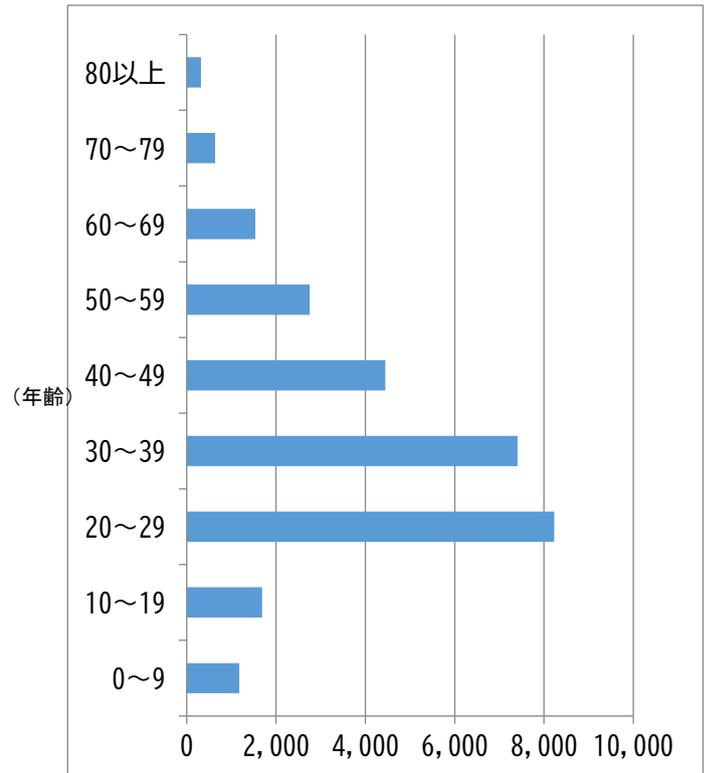
[各月1日時点]

世田谷区内年齢別人口

日本人人口

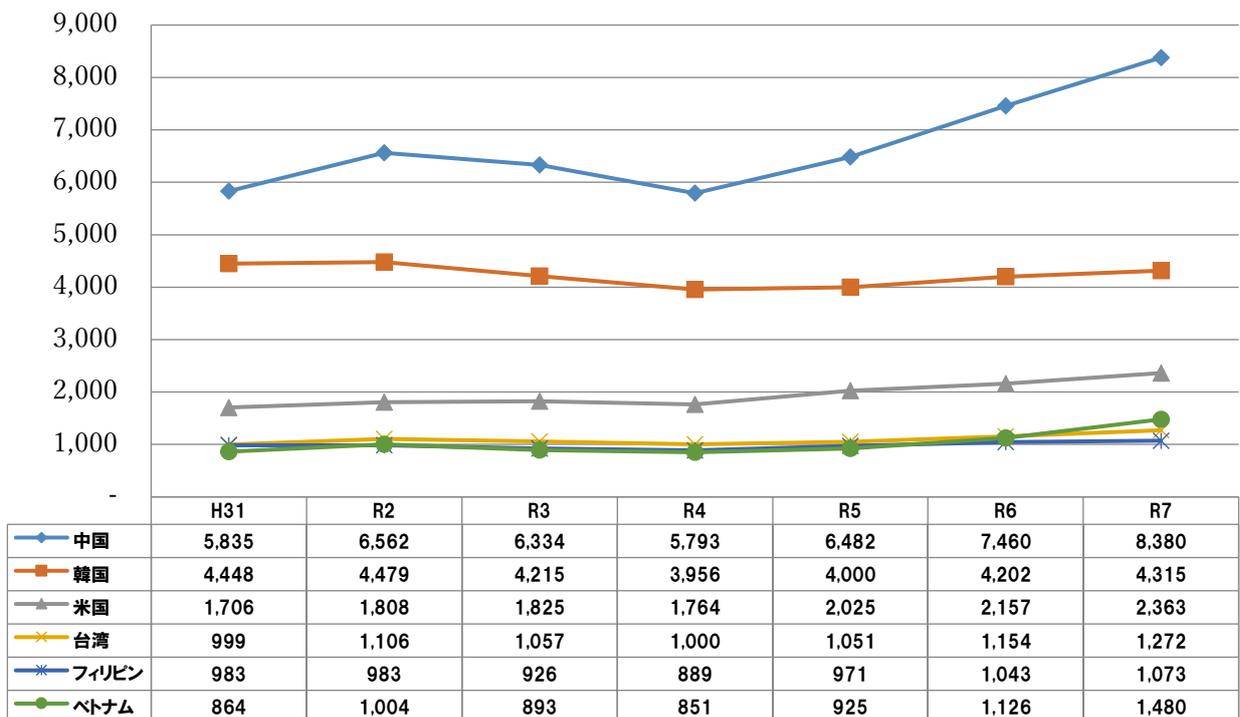


外国人人口



[令和7(2025)年1月1日時点]

国籍・地域別外国人人数 過去7年間の推移(上位6カ国)

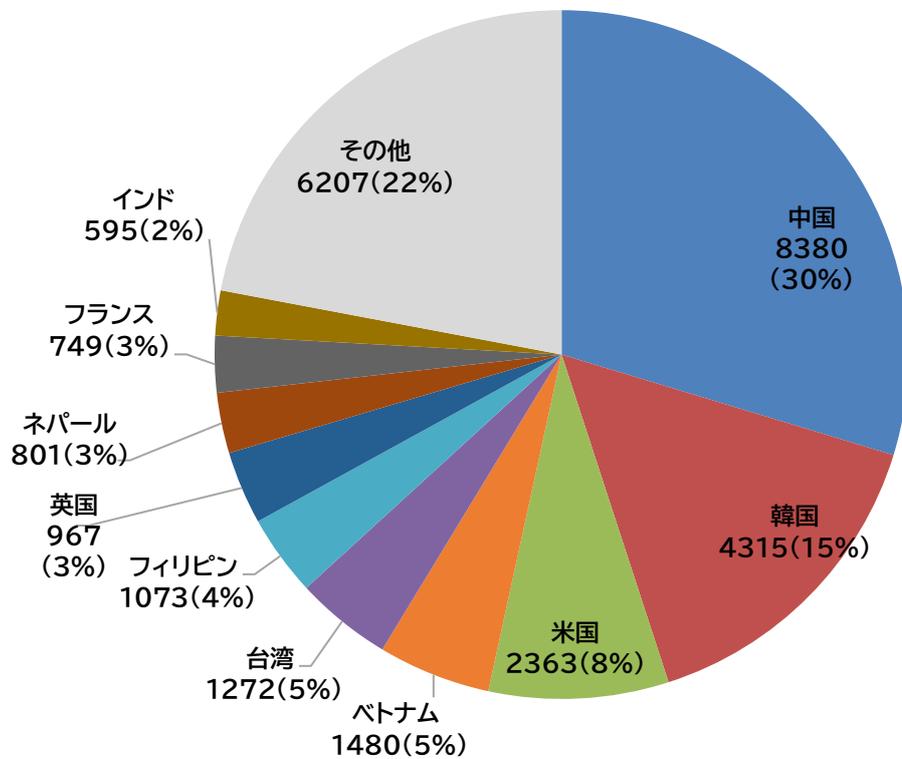


[各年1月1日時点]

国籍・地域別外国人数

順位	国名	令和7年1月	令和6年1月	増減数	増減率
1	中国	8,380	7,460	920	12.3%
2	韓国	4,315	4,202	113	2.7%
3	米国	2,363	2,157	206	9.6%
4	ベトナム	1,480	1,126	354	31.4%
5	台湾	1,272	1,154	118	10.2%
6	フィリピン	1,073	1,043	30	2.9%
7	英国	967	906	61	6.7%
8	ネパール	801	595	206	34.6%
9	フランス	749	680	69	10.1%
10	インド	595	602	-7	-1.2%
11	その他	6,207	5,612	595	10.6%
合計		28,202	25,537	2,665	10.4%

[令和7(2025)年1月1日時点]



[令和7(2025)年1月1日時点]

<施策に基づく具体的な取組み>

基本方針1：誰もが安心して暮らせるまちの実現

(1) 日本語支援の充実

外国人等が地域社会で自立した生活を送るために必要な日本語を習得できるよう、学習機会を拡充させるほか、必要に応じて日本語の支援を行います。

【施策に対する評価と課題】

「外国人向け日本語教室」及び「せたがや日本語サポーター講座」について、令和6（2024）年度よりせたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）が実施し、各講座の受講者の交流イベントを開催するなど、住民同士の交流機会を提供することができた。

また、地域で日本語教室を運営しているボランティア団体との情報連絡会を行い、地域日本語教室の実態や課題等について把握することができた。引き続き、外国人住民が地域で自立した生活を送るために必要な日本語を習得できるよう、日本語の学習支援を行っていく。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
1	外国人向け日本語教室の拡充	せたがや国際交流センター	日本語を初めて学ぶ外国人等に対し、日常生活における会話程度の日本語を習得する機会の拡充を図ります。	年5期（各20回）開催した。 第1期：対面開催 15名 第2期：オンライン開催 16名 第3期：対面開催 15名 第4期：オンライン開催 11名 第5期：対面開催 19名 （参加合計：76名）
2	にほんご交流会の実施	せたがや国際交流センター	外国人住民と日本人住民が少人数のグループに分かれ、それぞれのテーマに沿って「やさしい日本語」で会話をする交流会を実施します。	「にほんご交流会 IN テンプル大学」（5回）会場：テンブル大学 「にほんご交流会～動く文化の魅力について話そう」（1回）会場：日大文理学部（1回）実施。 （参加者合計：363名）
3	せたがや日本語サポーター講座の実施	せたがや国際交流センター	日本語支援のボランティア活動を考えている区民を対象に、日本語をサポートするうえでの役立つ基礎知識が学べる講座を実施します。	「日本語サポーター講座・初級」（参加：前期37名 後期42名 第3期46名） 「日本語サポーター講座・中級編」（参加60名）
4	外国人児童・生徒に対する日本語指導等補助員の派遣	教育指導課	外国人等の児童・生徒に対して日本語指導及び生活習慣の指導補助を行います。	外国籍の児童・生徒に対して日本語指導及び生活習慣の指導補助を行った。 小学校：36時間 中学校：40時間 派遣実績：小学校35校70人、 中学校15校26人
5	オンラインでの日本語学習に関するウェブサイト等の情報提供	文化・国際課	日本語を学びたいが、時間や場所に限りがある外国人等に対し、オンラインで自主学習ができるツール等の紹介・提供を行います。	オンライン日本語学習サイト等の案内ページ公開に向け、関係機関等との調整・準備を行った。
6	地域日本語教室との情報連絡会の実施	文化・国際課	地域日本語教育の推進のため、区内各地域のボランティアによる日本語教室との情報共有等を行う機会として、情報連絡会の充実を図ります。	区内のボランティアによる日本語教室との情報連絡会を実施した。（令和6（2024）年9月5日実施） 参加者：世田谷区・せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）・各地域日本語教室代表者

実績に対する評価	今後の取組み	備考
<p>「外国人のための日本語教室」は、広報開始当初から問合せも多数で、センターに来館する外国人が増加するなど、事業への関心の高さが窺えた。今後は受講者のニーズを確認し事業の改善をする。</p>	<p>外国人住民の受講を促す条件（時期や時間帯、回数、日本語学習のレベル設定など）を確認しながら改善に取り組む。</p>	
<p>各回テーマを設け、日本語を学んでいる留学生がやさしい日本語を用いた発表をする。後半は参加者である日本人住民とテーブルを囲み意見交換しながら交流を図る。定期的実施されるため、応募者も増加傾向にある。</p>	<p>テンプレート大学での交流会は好評で、留学生及び地域住民の参加も増加傾向にある。今年度は日大文理学部との連携も実現した。日本人参加者は50代以上が多くリピーター率が高いことも特徴。その反面、10代～30代の割合が低い傾向にある。今後の課題は連携する会場の新規開拓に取り組み、幅広い世代の参加者を取り込む事業を検討する。</p>	
<p>日本語支援ボランティアに携わりたい方及び初心者を対象に、日本語支援の心構えや技術力向上、人材育成を目指した初級講座を実施。当初、2期予定が各定員40名に対し120名以上が応募のため急遽第3期を実施した。また、日本語支援ボランティア経験者の資質向上を目的に中級講座（1回完結）も実施した。</p>	<p>サポーター講座の修了者が次のステップとして活動できる場の検討を進める。受講者のレベルや志向にあわせた選択が可能な体制を、様々な分野の活動団体と連携し検討を図る。</p>	
<p>帰国・外国人児童・生徒に対して日本語指導及び生活習慣の指導補助を行い、学習習得に役立てることができた。</p>	<p>実施年によって実績の増減はあるが、令和6(2024)年度は中学校が増加している。指導が必要な児童・生徒は毎年いるため、引き続き、指導補助を継続していく。</p>	
<p>他自治体のHPを参考に、外国人住民にとって分かりやすく活用しやすいページ作成について検討した。</p>	<p>自宅からでもオンラインで気軽に日本語学習ができるよう、ページの作成・公開を行う。</p>	
<p>ボランティアによる地域日本語教室との情報共有により、どのような外国人住民が日本語教室に通っているのかなどの実態や各教室が抱える課題等について発見することができた。</p>	<p>引き続き、せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）と連携しながら、各地域日本語教室との情報共有の機会を充実させていく。</p>	

基本方針1：誰もが安心して暮らせるまちの実現

(2) 行政情報の多言語化・「やさしい日本語」化の推進

外国人等が地域社会で生活していくうえで必要となる情報や、公共施設など、多くの区民が利用する場所のサイン等について、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」に則って多言語化を推進するとともに、「やさしい日本語」の普及に努めます。

【施策に対する評価と課題】

「やさしい日本語」研修の継続実施により、職員への「やさしい日本語」の普及啓発を図ることができた一方で、庁内各課におけるチラシ等の更なる多言語化を進め、日本語が分からない区民にも分かりやすい情報発信に努める必要がある。

また、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」については、庁内における多言語・「やさしい日本語」対応の指針となるよう、社会情勢の変化等を踏まえ改訂を検討する必要がある。

①情報発信における多文化共生意識の醸成

	項目	所管課	内容	実績・数値等
7	「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」の活用促進	文化・国際課	日本語を母語としない方にどのように情報を届けるか、必要とする地域の情報をどのようにして正しく理解してもらうか、情報を発信する担当者に向けての考え方を整理した「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」の活用を促進するとともに、広く区民に向けても活用を促します。	「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」に則り、区ホームページにおいて「やさしい日本語」の活用や多言語表記による情報発信を行った。庁内公開サイト・区ホームページに手引きのデータを掲載するとともに、職員向け研修において手引きの周知を行い、庁内への啓発を図った。
8	ユニバーサルデザインのまちづくりに関する普及啓発	都市デザイン課	ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、能力に関わらず、できるだけ多くの人々が利用しやすいように生活環境を構築する考え方です。また、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティなどの多様性を尊重した視点も必要です。できるだけ多くの人にとってわかりやすいデザインとその考え方を示したガイドライン（情報のユニバーサルデザインガイドライン）の普及や職員向け研修をはじめ、区民向けユニバーサルデザインワークショップ等により、ユニバーサルデザインのまちづくりに必要な啓発を行います。	だれもが利用しやすい施設の整備・運営を円滑に進めるため、令和7(2025)年2月28日に都市デザイン研修を開催し、ユニバーサルデザインを意識した行政サービスの必要性を説明した。
9	職員向け「やさしい日本語」研修等の実施	文化・国際課 研修担当課	「やさしい日本語」とは、普通の日本語よりも簡単で、外国人等や高齢者、障害者等にも分かりやすく、情報を発信する日本人にも使いやすいように考案された日本語のことです。各職場において、「やさしい日本語」で対応できるよう、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」を活用し、職員向けに研修を実施します。	世田谷文化生活情報センターセミナールームにて、職員を対象にした「やさしい日本語」研修を実施した。 実施日：令和7(2025)年1月14日 受講者数：59名

実績に対する評価	今後の取組み	備考
<p>手引きに則った多言語・「やさしい日本語」の周知・啓発により、職員の多文化共生意識の醸成に努めた一方で、区で作成しているチラシやHP等については、未だ日本語のみで作成されたものが多い。そのため、機会を捉えながら、継続的な周知啓発が必要である。</p>	<p>引き続き、区ホームページ等において「やさしい日本語」の活用や多言語化の推進を図る。また、手引きについて、社会情勢の変化等を踏まえ改訂を検討していく。</p>	
<p>庁内の各領域の職員が参加し、ユニバーサルデザインに対する知識を広く浸透させることができた。</p>	<p>資料を庁内公開サイトに掲載するなど、情報発信の拡大について検討する。</p>	
<p>「やさしい日本語」の基礎について幅広く周知を行い、庁内での外国人住民への対応能力の向上に寄与することができた。</p>	<p>庁内における「やさしい日本語」の活用をより促進するため、令和7（2025）年度以降も引き続き講座を実施する。 参加者からは時間が足りなかった、もっと学びたかった等の声があったため、研修時間や内容について講師と調整のうえ、より効果的な手法等について検討していく。</p>	

②サイン等の多言語化

	項目	所管課	内容	実績・数値等
10	各種行政冊子、チラシ等の多言語化及び「やさしい日本語」の活用	関係各課	各課で作成する各種行政冊子、チラシ等の多言語化、「やさしい日本語」の活用を進めます。	P. 60～61 参照
11	公共施設館名表示の多言語化	各総合支所（ただし、世田谷総合支所分は）	公共施設名表示の多言語化を進めます。	各区民会館：施設名及び室場名について、日本語の他に英語での併記を行っている。
12	区広報板の多言語化	地域行政課	区広報板の多言語化を進めます。	広報板の建替えにあわせて、多言語化対応のWEBページにリンクする二次元コードを記した広報板を設置した。 設置数：4基
13	街区表示板、街区案内図の多言語化	住民記録・戸籍課	街区表示板、街区案内図の多言語化を進めます。	【街区表示板】平成5(1993)年度以降、区内全域において、表示板の区名、町名にひらがなでルビをふり、下欄にローマ字で表記している。 【街区案内図】平成3(1991)年度以降、町名、施設、道路、駅、広域避難場所等を英語併記。ピクトグラムによる案内表示を行っている。
14	施設名表示（総合運動場・総合運動場温水プール・大蔵第二運動場・千歳温水プール）の多言語化	スポーツ施設課	総合運動場・総合運動場温水プール・大蔵第二運動場・千歳温水プールの施設名表示において多言語化を進めます。	場内の掲示に関しては、多言語（日本語、英語）の表示を行っている。またピクトグラムを使用し、視覚的にもわかりやすい表示を進めた。
15	館内での多言語アナウンス（総合運動場・総合運動場温水プール・大蔵第二運動場・千歳温水プール）の実施	スポーツ施設課	総合運動場・総合運動場温水プール・大蔵第二運動場・千歳温水プールについて、多言語での館内アナウンスを実施します。	定時での3か国語（日本語、英語、中国語）による館内アナウンスの実施を徹底した。また、翻訳機（ポケトーク等）を使用し多言語に対応できるようにした。
16	喫煙場所標識、路上喫煙禁止路面標示シートの多言語化	環境保全課	喫煙場所標識、路上喫煙禁止路面標示シートの多言語化を進めます。	電柱巻看板・路面標示シート（英語併記）を設置した。 電柱巻看板：130箇所 路面標示シート：約550箇所 ガードレール看板：1箇所（千歳烏山駅）

実績に対する評価	今後の取組み	備考
—	—	
施設名や室場名について、複数の言語で記載することで、多様な人が利用しやすい施設整備を行っている。	公共施設館名表示について、より多言語での表示を検討していく。	幹事支所でとりまとめ
予定通りの建替えが完了した。	引き続き、多言語化対応した広報板の設置を進めていく。	
外国人住民に対して適切に情報提供することができた。	既存の街区表示板、街区案内図を改修等する際、これまでどおり多言語対応を実施する。	
日本語を母語としない来館者のほか、年少者への情報伝達の向上が図れた。	継続実施と他の言語（中国語、韓国語など）の必要性を利用者の状況に応じて検討していく。	
多言語対応により外国人住民への一定の効果があった。	継続実施していく。	
ポイ捨て禁止、路上喫煙禁止場所において、外国人住民に対して適切に情報提供することができた。	引き続き、積極的に標示を増設していく。英語以外の言語の併記も検討する。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等
17	公園施設利用案内の多言語化	公園緑地課	公園施設利用案内の多言語化を進めます。	公園等の新設・改修工事の際に設置する案内板や園名板について、英語表記を行った。 公園数：7箇所
18	英語・中国語・「やさしい日本語」による Newsletter の発行	せたがや国際交流センター	月に一度、外国人等にお知らせしたい情報を、「やさしい日本語」及び区民ボランティアにより英語と中国語に翻訳し、出張所・まちづくりセンター等で配布します。	外国人等にお知らせしたい情報を、「やさしい日本語」及び区民ボランティアにより英語と中国語に翻訳し、出張所・まちづくりセンター等で配布（毎月15日発行）。
19	日本語以外を母語とする人々への利用案内等	中央図書館	各区立図書館において、利用案内等の多言語化に一層努めるとともに、「やさしい日本語」やサインを活用し、日本語以外を母語とする方にも図書館の使い方が理解できるようにします。	「やさしい日本語」による図書館利用案内の作成作業を行い、各図書館で利用可能なフォーマットを完成させた。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
<p>可能な限りの多言語化を図っているが、表示内容やスペースの制約があり、一部分のみ、また、英語表記までにとどまっている。</p>	<p>公園等の新設・改修工事の際に設置する案内板や園名板について、英語表記を行う。</p>	
<p>広報は、Web からの情報収集が主流になる一方で、来館者からの問い合わせなどは、紙媒体を配布する方が効果的な場合もある。今後も Web と紙媒体のバランスを見ながら目的に合わせた広報活動を行う。</p>	<p>Newsletter の発行をはじめ、ホームページの改修など、広報について、電子媒体による情報発信も強化する。外国人住民や区民に向けた情報をわかりやすく届けることを優先的に心掛け、マスメディアを活用した情報提供など新たな広報活動にも注力する。</p>	
<p>利用案内のほか、館内サインや図書館ホームページでも、「やさしい日本語」を活用した取り組みが求められる。</p>	<p>「やさしい日本語」版図書館利用案内は令和7(2025)年5月より中央図書館で配布予定。地域図書館でも準備が整った館より提供予定。</p>	

基本方針1：誰もが安心して暮らせるまちの実現

(3) 生活基盤の充実【重点】

外国人等が行政・生活情報を入力し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるように、生活相談のための窓口を運営するとともに、教育、住宅、就労など、地域で暮らすうえで必要不可欠な生活基盤の充実を図ります。

【施策に対する評価と課題】

通訳アプリケーションを導入したタブレット端末の配置拡大により、外国人住民の対応が多い窓口等における窓口業務の効率化及びサービス向上につなげることができた。タブレット端末等を導入していない所管については、必要に応じて出入国在留管理庁の通訳支援事業（電話通訳サービス）を活用し、外国人住民に対して多言語でのスムーズかつ的確な案内や対応を心掛けている。

また、せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）の来館者数は増加傾向にある。引き続きクロッシングせたがやの周知に努め、外国人住民が気軽に立ち寄ることができる場所として運営していく。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
20	外国人相談窓口の運営	世田谷総合支所地域振興課	外国人等の日常生活や区政に関する相談を、相談員が英語、中国語で受け付ける窓口を運営します。また、タブレット端末等による通訳サービスを利用し、その他の言語での相談にも応じます。	英 語：対面 557 件 電話 785 件 中国語：対面 269 件 電話 444 件 日本語：対面 53 件 電話 118 件 その他言語：対面 12 件 電話 9 件 合計 2,247 件
21	区内転入者向け生活情報冊子（ライフ・イン・セタガヤ等）の充実	文化・国際課	区内に転入する外国人等に向けた、生活に必要な情報を多言語で分かりやすく記載した外国語版生活便利帳「ライフ・イン・セタガヤ」等の配付を継続するとともに、内容を見直し、更なる充実を図ります。	区内転入者向け生活情報冊子「ライフ・イン・セタガヤ」を多言語（日本語・英語・中国語・韓国語）で発行した。 発行部数：4,650 部（英語：2,200 部、中国語：1,600 部、韓国語 850 部）
22	国際化推進事業協力員制度の活用	文化・国際課	外国語の能力や、国際的知識等を持つ職員を国際化推進事業協力員として登録し、各職場で外国語での対応が必要となったとき、協力員が所属をこえて、通訳などの対応や、国際交流に関する職務に対応します。	庁内からの外国語版印刷物の翻訳確認や簡易通訳依頼に「国際化推進事業協力員」を活用した。 職員登録数：42 名 登録言語数：7 か国語 活用実績：簡易通訳 6 名、翻訳確認 19 名
23	タブレット端末による通訳サービス等の活用促進	文化・国際課	通訳アプリケーションを導入したタブレット端末等の配置窓口を拡大することにより、外国人等の来庁者等と円滑なコミュニケーションを図ることで、窓口業務の効率化と窓口サービスの向上につなげます。	令和 5 (2023) 年度に全庁的な通訳サービスの需要調査を行い、令和 6 (2024) 年度より庁内の区民対応窓口各課を中心にタブレット端末等による通訳サービスを新たに 12 箇所追加配備した。 庁内総合計数：19 箇所 通訳サービス総利用実績：1,176 件 対応言語数：14 言語

実績に対する評価	今後の取組み	備考
<p>令和 6(2024)年度は映像通訳及び電話通訳サービス用のタブレットの増設を行った。(1 台→2 台) 相談件数全体としては昨年度と比べ減少傾向にあるが、電話による相談は増加している。</p>	<p>相談件数・内容の推移を注視しニーズを捉えつつ、外国人住民の日常生活や区政に関する相談事業を継続する。</p>	
<p>各種制度の改正や庁舎移転等を踏まえ、最新の情報に更新することでより正確な情報提供を行うことができた。</p>	<p>現行冊子は情報量が多く、閲覧者にとって必要な情報が埋もれている。入国したばかりの外国人住民にとってより分かりやすく、手に取りやすい冊子となるよう、令和 7(2025)年度は内容や形態の見直しを図る。</p>	
<p>庁内における、翻訳確認や通訳依頼などの外国語需要に対して協力員を活用し、庁内における多言語対応にスムーズかつ的確に対応することができた。</p>	<p>令和 7(2025)年度も引き続き実施する。業務の運営体制については、引き続き見直しを図る。</p>	
<p>多言語遠隔通訳サービスを拡充することにより、窓口業務の効率化と窓口サービスの向上につなげることができた。</p>	<p>文化・国際課で保有している貸出用タブレットについて広く周知し、庁内における通訳サービスの活用を促進していくとともに、各窓口での実態や課題把握に努め、より効果的な通訳サービスの運用について検討していく。</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等
24	せたがや国際交流センター(クロッシングせたがや)の運営	せたがや国際交流センター	国際交流センターでは、外国人等の暮らしに役立つ情報や、地域の国際交流活動の情報をお知らせするとともに、暮らしにおける困りごとの相談を解決するための案内を行います。また、多文化共生につながる事業を実施します。	「せたがや国際交流センター」(クロッシングせたがや)の運営を行った。主に、区内在住外国人の生活相談等の問い合わせに対する窓口案内や多言語での行政情報、生活・文化情報の提供、区民参加型の国際交流イベントの実施などを行った。 令和6(2024)年度来館者数：4,927名 相談件数：190件
25	労働に関する情報提供	工業・建設業・雇用促進課	三茶おしごとカフェにおいて、外国人等が多言語で労働や求職に関する相談をすることができる東京都労働相談センターや東京外国人雇用サービスセンター等の情報提供を行います。	電話による問合せは無かったが、東京圏雇用労働相談センターとの共催で外国人労働者向けのセミナー及び個別相談会を開催した。 セミナー参加者数：2名(うち1名が個別相談も行った) また、JICE・クロッシングせたがやと共催し、しごとのための日本語研修を2回開催した。 参加者数：各回とも8名
26	医療に関する情報提供	保健医療福祉推進課	外国語で受診できる医療機関や日本の医療制度を外国語で案内する医療情報センター「ひまわり」のホームページ・テレフォンサービス、医療機関向けの電話による救急通訳サービス、初期救急診療所等、医療に関する様々な情報提供を行います。	昨年度に引き続き、せたがや便利帳及び区ホームページの夜間・休日の急病時の案内の中で、「ひまわり」では外国語(英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語)による案内を行っている旨掲載した。 また、課で発行している「小児科診療所のご案内」について、英語版の原稿を作成し、要望があれば出力の上、対応できる状態とした。
27	外国人介護人材の受入支援	高齢福祉課	区内介護事業所が外国人人材の受入れを検討するにあたり、国や都の外国人人材に関する支援制度の周知を行うとともに、外国人住民が働きやすい環境づくりについて検討します。	区内介護事業所に対し、都が実施する介護人材支援制度の周知を図るとともに、介護人材採用活動経費助成事業により、外国人人材を含めた介護人材確保のための支援を行った。 また、令和7(2025)年2月12日に世田谷区福祉人材育成・研修センターにおいて、区内特別養護老人ホームで就労中の外国人職員同士の交流会を実施した。
28	外国人等に対する民間賃貸住宅の空き室情報の提供	居住支援課	区内に在住する外国人等に対し、「お部屋探しサポート」を通じて、民間賃貸住宅の空き室情報を提供し、円滑に民間賃貸住宅に入居できる環境の整備に取り組みます。	「お部屋探しサポート」において、外国人住民3名の相談対応を行った。 うち2名はその後、他の不動産店で契約に至った(間接成約)。また、このうち1名については、お部屋探しサポートでも物件情報提供を行った。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
<p>国際交流センターを利用された外国人数が「日本語教室」などの効果もあわせて、昨年度の2倍を超える来館者数となった（目視による集計）。</p> <p>令和6年度外国人来館者数：436名 （令和5年度外国人来館者数：201名 令和4年度外国人来館者数：103名）</p>	<p>外国人の相談への対応力向上として相談機関の紹介に加え、相談機関と連携して課題解決に繋がる支援に努める。また、引き続き区内で活動する国際協力団体や大学との連携を上げ情報の収集に努める。</p>	
<p>セミナーは受講者の満足度が高く、有益な情報提供ができた。</p>	<p>外国人の方からの問合せ、相談があった場合に、東京都労働相談センターや東京外国人雇用相談サービスセンター等の情報提供を行う。セミナー及び研修は令和7(2025)年度も開催予定。</p>	
<p>診療機関情報を多言語対応にしたことで、より幅広く情報を周知できた。</p>	<p>引き続き電話による医療情報サービス「ひまわり」が外国語に対応している旨の情報を掲載するとともに、他の案内等にも掲載できないか検討する。</p> <p>併せて英語版「小児科診療所のご案内」については、令和7(2025)年度にパンフレット化を進め、保育課や健康づくり課等、配布所管と連携し普及を進める。</p>	
<p>介護人材の採用にかかる経費の助成を行うことで、法人の積極的な採用活動につながり、外国人人材の採用にも一部寄与することができた。</p> <p>外国人職員交流会は、法人の枠を越えて外国人同士の交流を行い、働きやすい環境づくりにつながる情報交換のできる、良い機会の提供となった。</p>	<p>引き続き、国や都による様々な支援策の周知に努めるとともに、区内介護事業所の意見を参考にしながら、世田谷区福祉人材育成・研修センターとも連携をし、外国人人材の雇用に関する課題の整理や支援等を検討していく。</p>	
<p>「お部屋探しサポート」を通じて、空き室の情報提供など住まいに関する困り事の支援を行うことができた。</p>	<p>「お部屋探しサポート」において、令和7(2025)年度より、新たに英語・中国語・韓国語版の事業ちらしの作成や通訳用タブレット・3者間通話サービスの活用により、事業の周知や相談対応の強化を図る。</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等
29	居住支援協議会における入居支援策の検討	居住支援課	居住支援協議会において、不動産団体・居住支援法人・NPO等との連携方策等、入居先を探す住宅確保要配慮者（外国人住民含む）及び不動産オーナーの不安解消に資する入居支援策について検討します。	「お部屋探しサポート」の令和5(2023)年度利用実績を分析し、居住支援協議会において意見交換や支援策について議論した。
30	帰国・外国人児童・生徒のための教育相談室の運営	学務課	帰国・外国人相談室と4校の指導支援校（小学校3校、中学校1校）の連携のもと、帰国・外国人児童・生徒・保護者への支援を行います。	相談件数 644件 【通級指導】 中学校 4校 38回 【訪問面接】 小学校 39校 計111回 中学校 13校 計33回 【補習教室】 水曜 23回/年 延べ464人 土曜 21回/年 延べ1071人
31	外国人等児童・生徒の保護者に対する通訳の派遣	教育指導課	外国人等の児童・生徒の保護者に対して、通訳を派遣し、通学上不可欠な事項等、子どもの教育指導に関わる話し合いを円滑に進めます。	外国人等の児童・生徒の保護者に対して、通学上不可欠な事項等、子どもの教育指導に関わる話し合いを円滑に進めるため、通訳の派遣を行った。 ・派遣実績 小学校31校延べ97回、中学校15校延べ56回
32	専門家相談会の実施	文化・国際課	外国人等のための相談体制強化の一環として、「東京外国人支援ネットワーク」との連携により、地域生活で生じる様々な問題について、弁護士、税理士、行政書士、社会保険労務士などの専門家に相談できる、専門家相談会を実施します。	外国人住民が無料で弁護士などの専門家に相談できる相談会を実施した。 実施日：令和6(2024)年7月20日 相談者数：13名 相談件数：22件
33	日本語以外を母語とする人々への資料提供等	中央図書館	各区立図書館において、区内在住の方の母語（日本語以外）の主要な言語を中心に、暮らしに必要な資料・情報が母語で入手できるよう、資料の収集・提供を行います。	日本語以外を母語とする方々が必要とする資料・情報の種類、および入手方法についての調査を行った。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
<p>居住支援協議会での意見交換等も踏まえ、引き続き「お部屋探しサポート」の実施により、外国人住民も含めた住宅確保要配慮者への民間賃貸住宅への入居支援を進めることができた。</p>	<p>引き続き、「お部屋探しサポート」の利用実績を分析するなどし、居住支援協議会において必要な支援策を検討する。</p>	
<p>外国人児童・生徒数の増加により、相談件数や補習教室の在籍数も増加している。それに伴い、生徒一人一人への細やかな指導が困難となっているため、さらなる体制の強化が必要である。</p>	<p>年々利用者が増加している状況のため、令和8(2026)年度には相談室の地域展開を検討している。また、中学3年生に向けては、受験対策や進路相談を行っていくなど、より充実した支援体制づくりに努める。</p>	
<p>外国人等の児童・生徒の保護者に対して、通学上不可欠な事項等、子どもの教育指導に関わる話し合いを円滑に進めるため、通訳の派遣を行い、学校と保護者間の意思疎通を円滑に行うことができた。</p>	<p>通訳の派遣は随時必要とされており、今後も当該事業を継続して実施する。</p>	
<p>在留資格や税金、保険・年金について等、外国人住民が日常的に抱えている悩みや相談について専門家が対応することにより、解決につなげることができた。 また、通訳が必要な相談者に対しては通訳ボランティアをつけることにより、言語面の不安を解消することができた。</p>	<p>令和7(2025)年度以降も引き続き実施し、外国人住民の相談機会の充実を図る。令和6(2024)年度の反省点を踏まえ、より良い運営体制を図っていく。</p>	
<p>英語以外の言語の資料の入手方法が課題である。ベトナム語・ネパール語など在住人口が多い一方、所蔵資料数が少ない言語への対応が特に求められている。</p>	<p>必要とされる資料・情報の種類についての調査を継続して行うとともに、所蔵数が少ない言語の資料数増加を検討する。</p>	

基本方針1：誰もが安心して暮らせるまちの実現

(4) 災害等に対する備えの充実

平常時から外国人等に対する防災訓練や防災情報の提供を行うとともに、災害発生時に地域社会において適切かつ迅速な対応ができる体制の整備を推進します。

【施策に対する評価と課題】

「外国人向け防災教室」を地域で日本語支援を行うボランティア団体や総合支所地域振興課と連携しながら実施している。参加者の意見・感想等を踏まえながら、「やさしい日本語」を積極的に活用し外国人住民にも理解しやすい防災教室の開催に努めていく。

また、災害時に外国人住民が正確に情報を受け取り適切な行動がとれるよう、多言語化等による分かりやすい情報発信が重要となる。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
34	外国人向け防災教室の実施	各総合支所地域振興課、文化・国際課	外国人等が災害に対する基礎知識を学習できるように、資料を多言語で作成するとともに、地域の日本語教室と連携し、防災教室を実施します。	地域日本語教室や外国人学校等と協働し、防災教室及び初期消火訓練を開催した。 全3件（世田谷：1件、北沢：1件、烏山：1件）
35	地域の防災訓練への外国人の参加促進	各総合支所地域振興課、文化・国際課	様々な機会を捉え、外国人等に対して地域の防災訓練への積極的な参加を呼びかけます。	【玉川総合支所】 外国語版の防災啓発用リーフレット（サザエさんマップ）を作成し、区施設や日本語学校等で配布した（約300冊）。
36	外国人にも配慮した避難所運営マニュアルの見直し	災害対策課	避難所運営委員会向けに作成する避難所運営マニュアルについて、「やさしい日本語」の活用や図解による情報提供等、外国人等避難者が必要とする支援への対策を組み入れます。	避難所運営マニュアル（ひな形）の見直しは行わなかったが、当該マニュアル（ひな形）を基に、地域・地区の実情に合わせて避難所ごとにマニュアルの整備を進めるとともにマニュアルを活用した訓練を実施した。
37	「災害時区民行動マニュアル」（マップ版）多言語版の配布	災害対策課	多言語で作成した、防災情報を含んだ世田谷区地図及び地震対策についてのマニュアルを、各窓口にて配布します。	引き続き各窓口で多言語版マニュアルの配布を行った。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
<p>外国人住民に対し、災害の基礎知識や備えについての学習機会を提供することができた。さらに、多言語版区民行動マニュアル（英語版、中国語版、韓国語版）を用いて、日本語の聞き取りが得意ではない外国人参加者も訓練内容が分かるように工夫することができた。</p>	<p>今後も地域日本語教室や外国人学校、文化・国際課と連携のもと、防災教室の周知を積極的に行っていく。</p>	
<p>【玉川総合支所】 外国語版のリーフレットを配布することで、防災訓練への参加を促すことができた。</p>	<p>留学生施設や日本語教室に対して防災教室や防災訓練の周知を積極的に行っていくとともに、外国人住民が参加する防災イベント等でも周知を図る。 また、地域の避難所訓練や地区防災訓練の機会を捉え、初期消火や地震時の避難を案内し周知を行っていく。</p>	
<p>左記を実施したことにより避難所運営における外国人等への配慮の理解促進に寄与した。</p>	<p>今後も必要に応じて避難所運営マニュアルを見直し、避難所運営において外国人避難者に対する配慮が推進されるよう改善していく。</p>	
<p>各窓口で継続的に配布することで、外国人住民に対して防災情報を含んだ世田谷区地図及び地震対策についてのマニュアルの情報を提供する機会を作ることができた。</p>	<p>各窓口での配布を継続し、外国人住民に対して地震対策の情報がわかりやすく伝わるよう努める。</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等
38	広域避難場所標識の多言語化	災害対策課	広域避難場所標識の多言語化を進めます。	多言語版避難場所案内シール作成、貼付作業委託事業を令和7(2025)年度当初予算に計上し、令和7(2025)年度に対応することとした。
39	「外国人支援担当」非常配備態勢の指定	災害対策課、文化・国際課	外国人等に適切な支援が行われるように、各支所に国際化推進事業協力員を配置し、外国人災害情報センターや、外国人災害時情報窓口を設置するなど、必要な支援を行います。	外国人支援担当として非常配備態勢時の職員を20名指定。 エフエム世田谷の緊急放送時の運用や機材等について広報広聴課、災害対策課、国際化推進事業協力員とともに現地確認を行い、災害時の対応について共有を行った。また、震災訓練として、発災時に活用する各システム等について操作確認を行った。
40	「世田谷区防災ポータルサイト」による情報発信	災害対策課	令和5年9月に運用を開始した「世田谷区防災ポータルサイト」により、ウェブサイト上で災害時の避難情報や避難所の開設情報、日頃からの備えに役立つ避難所やハザードマップ等の情報を、多言語で発信します。	日本語を母語としない方向けに、防災ポータルサイト内に多言語への翻訳ボタンを追加した。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
<p>広域避難場所標識の多言語化にむけて予算化を進めたことで、災害等に対する備えの充実に寄与した。</p>	<p>多言語化できていない標識について、優先順位をつけて多言語化を進めていく。</p>	
<p>「外国人支援班活動マニュアル」や「総合防災システム」を用いて係内で災害時における連携体制や業務について確認することにより、災害時の役割の具体的なイメージを持つことができた。</p>	<p>引き続き関係所管と調整し、より具体的な運用の検討や職員向けのマニュアルの見直しなど、実効性のある体制づくりを行っていく。</p>	
<p>左記を実施することで、日本語を母語としない方へも、災害時の避難情報や避難所の開設情報、日頃からの備えに役立つ避難所やハザードマップ等の情報を発信することができた。</p>	<p>引き続き区啓発物等で防災ポータルを周知することで、より多くの方にサイトを利用いただけるよう努める。</p>	

基本方針 1：誰もが安心して暮らせるまちの実現

(5) ICT を活用した環境整備

情報ツールの発達と普及を踏まえ、外国人等も容易に情報にアクセスできる有効な手段として ICT 等を幅広く活用し、情報が取得しやすい環境を整えます。

【施策に対する評価と課題】

令和 6 (2024) 年 9 月に区ホームページがリニューアルしたことにより、従来の 3 言語から 131 言語への自動翻訳が可能となり、外国人住民が情報を取得しやすい環境づくりをすすめることができた。外国人住民向けページにおいては、相談窓口や日本語教室の案内など、外国人住民にとって必要性の高い情報提供を行っている。引き続き、国や東京都等の関係機関の情報収集を適宜行い、外国人住民が適切な情報を得られるよう工夫していく。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
41	デジタルブック (カタログポケット)による情報 発信	広報広聴課	区のおしらせ「せたがや」を多言語 対応の無料アプリケーション「カタ ログポケット」により配信します。	外国語の自動翻訳による閲覧数 104 件 ※対応は 10 言語 (日本語、英語、中国 語 (簡体字・繁体字)、韓国語、タイ 語、ポルトガル語、スペイン語、イン ドネシア語、ベトナム語)
42	ホームページの 多言語表示及び 自動翻訳サービ スの運営	広報広聴課	区のホームページにおいて、自動翻 訳サービスによる多言語対応に努 めます。	自動翻訳による閲覧数は 159,005 件。 ※対応は英語、中国語 (簡体字・繁体 字)、韓国語等の計 131 か国語。令和 6(2024)年 9 月に実施した区ホーム ページのリニューアルにて自動翻訳可 能な言語を拡大した。また、AI による 自動翻訳を取り入れ、より正確な翻訳 となるよう精度向上を図った。
43	外国人向けペー ジの充実	関係各課 文化・国際課 広報広聴課	区のホームページのリニューアル に合わせて、関係各課で作成した多 言語冊子やチラシ等を一覧に掲載 する外国人等に向けたページの充 実を図ります。	令和 6(2024)年 9 月の区ホームペー ジのリニューアルにおいて、外国人住 民向けページのデザイン・構成を一新 するとともに、トップページやヘッ ダーに当該ページへのリンクを設 置することで、よりわかりやすく 辿り着きやすいページとなるよう 構築した。
44	観光情報サイト 「エンジョイ！ SETAGAYA」による 情報発信	経済課	区内のおすすめ「まち歩きコース」 の紹介をはじめ、「イベント情報」、 「観光スポット」、季節感やトレ ンドを反映した「特集記事」など、様 々な角度から世田谷の魅力を多言 語 (英語、中国語、韓国語) で発信 します。	区内のおすすめスポット等、世田 谷の魅力を多言語で発信した。 閲覧数 (PV 数) : 386,318 ページ

実績に対する評価	今後の取組み	備考
<p>1号あたりの外国語閲覧数平均は、令和5(2023)年度は2.4件(105件/43回)、令和6(2024)年度は2.5件(104件/41回)とほぼ横ばいであった。</p>	<p>引き続き、継続して配信する。</p>	
<p>自動翻訳による閲覧数は 令和2(2020)年度 119,304件 令和3(2021)年度 162,360件 令和4(2022)年度 145,011件 令和5(2023)年度 137,950件 令和6(2024)年度 159,005件 と推移している。近年、閲覧数が減少傾向にあったが、令和6(2024)年度は21,055件の増加がみられた。</p>	<p>引き続き、自動翻訳サービスの提供、訳質精度の向上に努める。</p>	
<p>外国人住民向けページにおいては、国・都及び関係機関の情報収集を適宜行い、積極的に「やさしい日本語」での発信を行うことで、外国人住民が最新の情報を得られるよう工夫をした。</p>	<p>今後も、外国人住民向けページでの「やさしい日本語」や多言語表記の活用を進め、外国人住民にとって必要性の高い情報について、迅速かつ的確な情報提供を行っていく。</p>	
<p>世田谷の魅力を多言語でPRすることができた。</p>	<p>引き続き、世田谷の魅力を多言語で発信していく。</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等
45	公衆無線LAN環境の整備拡充	政策企画課 DX推進担当課 災害対策課	区民生活の利便性向上を図るための行政手続きや、区民利用施設における自主活動、生涯学習など学習環境を整えるため、また、防災時において区民が情報収集を迅速に行い、適切な行動に繋げるため公衆無線LANのアクセスポイントを拡充します。	新規整備箇所：本庁舎東・西棟及び新BOP・学童クラブ、一部区民センター・区民集会所など フリーWi-Fiの区内全域での統一的な配置を進めている。「行政手続き」「教育学習・生涯学習」「区民活動利用」「防災（避難所用）」という4つを利用目的とした「世田谷区フリーWi-Fi整備計画」に基づき、新たに本庁舎東・西棟及び新BOP・学童クラブ、一部区民センター・区民集会所などへの配備を行った。
46	世田谷デジタルミュージアムによる情報発信	生涯学習課	区の歴史文化に関するウェブサイト「世田谷デジタルミュージアム」を通じた情報発信を推進します。区内の文化財や郷土資料館の収蔵資料などの紹介、区内のまち歩きの際の地域の文化財の案内など、ICT技術を活用するとともに、多言語化したコンテンツを設け、外国人等に向けて世田谷の歴史や文化、身近な文化財についての魅力を伝えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・区指定天然記念物と区指定無形民俗文化財に関する動画を制作した。 ・外国人等に向けた情報発信を進めるため、ウェブサイト上の機能で、英語、中国語、韓国語を選択し自動翻訳が可能となった。 ・デジタルミュージアム閲覧数 240,216件
47	タブレット端末による通訳サービス等の活用促進（再掲）	文化・国際課	通訳アプリケーションを導入したタブレット端末等の配置窓口を拡大することにより、外国人等の来庁者等と円滑なコミュニケーションを図ることで、窓口業務の効率化と窓口サービスの向上につなげます。	令和5(2023)年度に全庁的な通訳サービスの需要調査を行い、令和6(2024)年度より庁内の区民対応窓口各課を中心にタブレット端末等による通訳サービスを新たに12箇所追加配備した。 庁内総合計数：19箇所 通訳サービス総利用実績：1,176件 対応言語数：14言語

実績に対する評価	今後の取組み	備考
<p>世田谷区フリーWi-Fi 整備計画に基づいた各施設への整備を実施した。また、各施設の利用者ニーズに合わせたサービスへ切り替えることで、費用面においても適切な整備を進めることができた。</p>	<p>「世田谷区フリーWi-Fi 整備計画」に基づき、未整備施設へのWi-Fi 環境の整備を進め、区民の利便性向上を図る。</p>	
<p>外国人等を含む多くの方に対し、区の歴史文化を多言語で情報提供することができた。</p>	<p>引き続き、世田谷の歴史や文化について多言語による情報を発信していく。</p>	
<p>多言語遠隔通訳サービスを拡充することにより、窓口業務の効率化と窓口サービスの向上につなげることができた。</p>	<p>文化・国際課で保有している貸出用タブレットについて広く周知し、庁内における通訳サービスの活用を促進していくとともに、各窓口での実態や課題把握に努め、より効果的な通訳サービスの運用について検討していく。</p>	

基本方針 2：地域社会における活躍の推進

(1) 多文化共生の地域交流促進

地域住民との相互理解を深めるための様々な交流事業の開催や、外国人等が地域で活躍できる場をつくることにより、地域の多文化共生を推進します。

【施策に対する評価と課題】

様々なイベントを通じ、広く外国人住民と日本人住民の交流の場を提供することができた。「せたがや国際メッセ」については、会場規模により前年度よりも少ない入場者数となったが、令和7（2025）年度は会場拡大及びホストタウンコンサートの同時開催により参加者数の増加を目指す。

引き続きせたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）や関係機関と連携しながら事業を実施するとともに、外国人住民向けの周知を更に強化し、参加しやすい環境づくりを進める必要がある。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
48	トライアングルフェスタの実施	烏山総合支所 地域振興課、 児童課	上智大学祖師谷国際交流会館と連携して、烏山地域でのお祭りを実施し、地域の絆と国際交流を深めます。	令和6(2024)年度は、上祖師谷地区会館の改修工事を受け、3者共催での開催は中止し、規模を縮小して開催した。
49	三茶 de 大道芸の実施	文化・国際課 せたがや文化財団文化生活情報センター	第一線で活躍する国内外の大道芸人によるパフォーマンスを実施し、外国人住民及び区内外から集う人々との交流を通じ、ふれあいの輪を広げます。	令和6(2024)年10月19日～20日開催 来場者数：約171,000名
50	せたがや国際メッセの実施	文化・国際課 せたがや国際交流センター	区内大使館や大学、国際交流団体と連携し、ブース出展やステージイベント、体験コーナー等を実施するとともに、チラシ・パンフレットにルビを振るなど、誰もが気軽に多様な文化に触れられる機会を作ります。	成城ホール及び成城ホール集会室にて、(公財)せたがや文化財団国際事業部(せたがや国際交流センター)との共催で「第8回せたがや国際メッセ」を実施した。 実施日：令和6(2024)年11月30日 来場者：約1,000名
51	English Table の実施	文化・国際課	区内大学に通う留学生と、各テーマに対して英語でコミュニケーションを図ることで、日本人が英語に親しむ機会を作るとともに、参加者間での交流を深めます。	成城ホール集会室にて、「第8回せたがや国際メッセ」の中で開催した。1回30分、全4回実施。 実施日：令和6(2024)年11月30日 参加者数66名
52	「やさしい日本語」でまち歩き	せたがや国際交流センター 経済課	日本人住民と外国人住民が共に世田谷の魅力を感じることで、できるまち歩きツアーを実施するとともに、多文化料理食べ歩きマップなど多文化を新たな魅力とした情報発信を推進します。	【さんちゃんほんご まちたんけん】 「外国人のための日本語教室」 「日本語サポーター講座」受講者対象に実施。三軒茶屋の商店街と交流しながらまち散策を開催した(2回実施：参加①43名②50名)。
53	外国人向け英語によるまち歩き	せたがや国際交流センター 経済課 世田谷産業振興公社	英語ガイドが区内の有名場所を案内します。	【多文化理解講座】 外国人のための“英語で野点”(参加18名)

実績に対する評価	今後の取組み	備考
<p>来場者数約 5,000 人が来場し、賑わいのあるイベントとなった。</p>	<p>今年度は、上祖師谷地区会館の改修工事が終了するため、3 者共催のトライアングルフェスタとして実施する予定。</p>	
<p>28 回目を迎えた令和 6(2024)年は、テンブル大学や日本大学と新たに連携し、会場を増やしてエリアを拡大した。ボランティアスタッフの募集も再開し、商店街と共同で街の装飾作りを行うなど、通常開催が実現した昨年度と比較しても、さらに充実した内容のイベントとなった。</p>	<p>令和 7(2025)年 10 月 18 日(土)・19 日(日)開催予定</p>	
<p>前回に引き続き、来場者に対する多文化共生の啓発に加え、参加団体同士の交流にも繋げることができた。</p>	<p>令和 7(2025)年度も、(公財)せたがや文化財団国際事業部(せたがや国際交流センター)との共催を予定している。令和 6(2024)年度の内容を精査し、適切な開催形式で開催する。</p>	
<p>前回に引き続き、多くの方に英語でのコミュニケーションの機会を提供することができた。</p>	<p>せたがや国際メッセの開催に併せ、(公財)せたがや文化財団国際事業部(せたがや国際交流センター)と連携しながら実施に向けた準備を行っていく。</p>	
<p>日本語教室の外国人受講者と日本人サポーターが同じグループで行動することで、より活発に意見交換ができる交流イベントとなった。また、まち散策には地元の商店街にも協力いただき、参加者にとっては地域の魅力を発見する機会ともなった。</p>	<p>従来の世田谷の名所をツアーで巡る企画と併せて、地域の方々とも交流しながら散策できるように企画構成を工夫する。</p>	
<p>外国人対象の野点体験ワークショップを、瀬田四丁目旧小坂緑地内を会場に開催した。同企画では(一社)世田谷トラストまちづくり協力による旧小坂邸宅内の見学とガイドによる解説も行い、日本の伝統文化体験とあわせて歴史的建造物への理解を深める機会ともなった。</p>	<p>令和 7(2025)年度は、従来のまち歩き企画とあわせて、外国人対象に日本文化に親しめる事業を充実させる。外国人住民のニーズの把握に努め、幅広い世代の関心が集まる事業を検討する。</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等
54	子ども企画の実施	せたがや国際交流センター	夏休み期間中に、子どもたちがイベントを通じて海外の人と触れ合うことのできる機会を設けます。	【多文化理解講座】 “子ども大使”のアンゴラ共和国大使館訪問（参加20名）。 ウィニペグ市中学生訪問団・日本文化体験プログラム「テーブル茶道ワークショップ」（受託）（参加27名）。
55	韓国語でおしゃべり	せたがや国際交流センター	国際交流センターにて、韓国語で話したい方が集まり韓国語のネイティブスピーカーと一緒にしゃべりをします。	国際交流センターの韓国人スタッフによる韓国語講座を実施した。 毎月2回程度 延22回（参加者延84名）
56	多文化共生の地域机づくりに関する担い手の育成	せたがや国際交流センター	日本語学習支援ボランティアの養成講座や多文化理解講座などの実施により、多文化共生の意識づくりの担い手となる人材を育成し、外国人住民との交流や日本語学習の支援などに活かしていきます。	(再掲) 「日本語サポーター講座・初級」 (参加：前期37名 後期42名 第3期46名) 「日本語サポーター講座・中級編」(参加60名)

実績に対する評価	今後の取組み	備考
<p>小学校5～6年生を対象にアンゴラ共和国大使館への訪問を実施。参加者にとって食文化やダンスなど多文化体験から学べる貴重な機会となった。</p>	<p>子どもたちが事業を通じて海外の人と触れ合う機会を増やせるように計画を進める。</p>	
<p>韓国人スタッフが中心となり、テーブルを囲んで韓国の文化や慣習などテーマに韓国語で会話して交流する。毎回4～5名程の参加者がより身近な感覚で韓国文化に触れることで多文化への理解と親近感を深める機会となった。</p>	<p>少人数で気軽に参加できる企画を希望する区民の声も見受けられるため、外国人住民のニーズにあわせた小規模でも充実した企画を、協力団体を募って連携することを検討し、交流の場の拡充を図る。</p>	
<p>(再掲)日本語支援ボランティアに携わりたい方及び初心者を対象に、日本語支援の心構えや技術力向上、人材育成を目指した初級講座を実施。当初、2期予定が各定員40名に対し120名以上が応募のため急遽第3期を実施した。また、日本語支援ボランティア経験者の資質向上を目的に中級講座(1回完結)も実施した。</p>	<p>(再掲)サポーター講座の修了者が次のステップとして活動できる場の検討を進める。受講者のレベルや志向にあわせた選択が可能な体制を、様々な分野の活動団体と連携し検討を図る。</p>	

基本方針 2：地域社会における活躍の推進

(2) 地域活動への参加促進【重点】

外国人等が地域住民の一人として地域社会に参加・活躍できるように、地域コミュニティやボランティア活動への参加を促進します。

【施策に対する評価と課題】

令和 4（2022）年度に実施した「世田谷区における外国人区民の意識・実態調査」では、約 25%の外国人住民が「町会・自治会を知らない」と回答している。外国人住民にも分かりやすいよう、「やさしい日本語」や多言語を活用し周知を図る必要がある。

引き続きせたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）と連携しながら、外国人住民がボランティアやイベント等を通して地域社会に参加・活躍できる仕組みづくりを検討していく。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
57	町会・自治会など地域活動団体に対する理解促進	地域行政課	外国人等にもわかりやすい「やさしい日本語」やルビ等を活用したチラシや多言語化したリーフレットを配布するなどして、地域活動について周知、啓発に取り組むとともに、外国人等の参加を促進します。また、町会・自治会に多文化共生の取り組みについて情報提供し、理解を深めていきます。	転入者等に、多言語版町会・自治会加入促進ちらしの印刷・配布を行った。
58	「おたがいさま bank」への登録促進	市民活動推進課 文化・国際課	「おたがいさま bank」とは、社会福祉法人世田谷ボランティア協会と連携して構築したボランティア人材バンクです。外国人等が参加するイベント等、多様な地域活動に対応できるよう、登録の促進を図ります。	登録者数 3,961 人（令和 7(2025)年 3 月末現在） 「おたがいさま bank」と AI システム（GBER）を活用したマッチング事業の実施（登録者数 687 名、マッチング件数 45 件） ボランティア活動をしたい方、サポートを求めている方や団体を対象としたセミナーを実施
59	外国人ボランティアの活躍機会拡充	文化・国際課 せたがや国際交流センター	ボランティアを希望する外国人等が、身近なところから通訳や地域のボランティアとして活躍できる場を広げます。	<ul style="list-style-type: none"> ・「Crossing Setagaya Newsletter」の翻訳（英語、中国語）：5 名 ・スフィード FC 異文化交流イベント（令和 6(2024)年 6 月 8 日開催）：留学生 2 名 ・English Table：留学生 14 名 ・外国人との意見交換会における通訳ボランティア：1 名
60	区内におけるイベントや地域活動等の情報提供	関係各課 文化・国際課	区内のイベントや地域活動などの一覧をホームページ等で掲載し、外国人等の参加促進を図ります。	—

実績に対する評価	今後の取組み	備考
<p>町会・自治会会員が外国人住民へ話しかける一つのきっかけとして、また、外国人住民からの問い合わせの際の資料として、多言語対応したちらしを役立てている。</p>	<p>多文化共生の取組みについて情報提供をするなど、町会・自治会に向けても理解を求めている。</p>	<p>市民活動推進課から地域行政課に移管</p>
<p>「おたがいさま bank」と AI システム (GBER) を活用して、地域人材と地域活動をマッチングすることで、ボランティア活動を促進し、地域参加・地域貢献の活性化を図った。</p>	<p>「おたがいさま bank」と AI システム (GBER) を運用する社会福祉法人世田谷ボランティア協会と連携し、ボランティアセミナー等を開催することで、登録者の促進を図り、ボランティア活動をしたい方の経験や意欲などと、サポートを求める方や団体などを結び付け、ボランティア活動の機会を拡充するとともに、地域活動や団体活動の活性化を図る。</p>	
<p>交流イベント等において外国人ボランティアを活用し、地域での活躍機会の提供を行うことができた。</p>	<p>せたがや国際交流センター (クロッシングせたがや) と連携しながら、外国人住民を含めたボランティアが地域社会で継続して活躍できるよう、活用方法や機会提供の検討を行っている。</p>	
<p>—</p>	<p>せたがや国際交流センター (クロッシングせたがや) と連携し、外国人住民が地域の情報を得て気軽に活動に参加できるよう検討を行っている。</p>	

基本方針 2：地域社会における活躍の推進

(3) 区政への参画推進

区政に参加できる機会として、調査や交流イベントを実施し、外国人等の視点や経験等を活かした意見を聴いていきます。

【施策に対する評価と課題】

外国人住民の意識や意見を把握する機会として、外国人アンケート調査や「外国人との意見交換会」を実施した。外国人アンケート調査は回収率が低い傾向にあるため、回収率向上に向けた工夫を行っていく。意見交換会では、話し合いの意見を多文化共生リーフレットに反映させることにより、参加者の区政参画意識を醸成することができた。

引き続き、調査や交流イベント等を通して区政への参加を促進していくとともに、いただいた意見を参考に多文化共生の施策を推進していく。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
61	各会議体やイベント等における外国人の意識の把握	関係各課 文化・国際課	区民の意見を反映するための会議やイベントについて、より多くの外国人住民が参加でき、意見やニーズを収集・把握できるよう取り組みます。	世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会及び多文化共生推進部会委員：1名 「せたがや会議～みんなで考える多文化共生のまち～」(外国人との意見交換会)外国人参加者数：16名
62	区民意識調査の実施	広報広聴課	区民意識調査において、外国人等を含むアンケート調査を多言語により実施し、外国人等の声を区政に反映します。	調査票等について、日本語(ルビ付)のほか、英語に翻訳のうえ区民意識調査を実施した。 調査対象者 (外国籍 158 人/対象数 5,000 人)
63	外国人との意見交換会の実施	文化・国際課	外国人等の意見を区政に反映させるため、区内の外国人住民同士あるいは、区内の外国人住民と日本人住民による行政課題をテーマとした意見交換会を実施します。	「様々な言語・文化を持つ人々がともに暮らしていくために」をテーマに、多文化共生を分かりやすく伝えるためのリーフレット案を作るワークショップを行った。 実施日：令和 6(2024)年 12 月 14 日 参加者数：30 名(うち、外国人住民 16 名)
64	外国人アンケート調査の実施	文化・国際課	外国人住民の意見を聞くために、アンケート調査を実施します。	区内在住外国人 500 名を対象に、「世田谷区における外国人区民へのアンケート調査」を実施した。 回収数：54 件(回収率 10.8%)
65	日本人住民への意識調査	文化・国際課	日本人住民の多文化共生に関する意見等を反映させるため、調査を実施します。	「区政モニターアンケート調査」において、多文化共生に関する設問を行った。 有効回収数：177 名(区政モニター登録者数 192 名) 調査期間：令和 6(2024)年 10 月 30 日～11 月 13 日

実績に対する評価	今後の取組み	備考
<p>会議体やイベントにおいて、区の施策等に対し、外国人住民の視点に立った様々な意見を聞くことができた。</p>	<p>引き続き、イベント等においてより多くの外国人住民が参加でき、意見やニーズを収集・把握できるよう取り組んでいく。</p>	
<p>地域別の人口・性別・年齢比率に合わせて調査対象者を無作為抽出して実施した。</p>	<p>引き続き、外国人住民を調査対象者に含めて実施する。</p>	
<p>参加者にとって多文化共生についての認識を深める機会になったとともに、交流の場としても非常に有効であり、参加者からは「とてもいい経験となった」「次回も参加したい」など満足の声を得ることができた。</p>	<p>令和 7(2025)年度も事業を継続し、より多くの外国人住民の参加を目指す。また、開催にあたっては、今後の区政に反映できるようなテーマ設定を検討する。</p>	
<p>「世田谷区第二次多文化共生プラン」に掲げる数値目標や日常生活について、外国人住民の意識を把握することができた。しかし、回収率は10.8%と低い状況にあるため、回収率向上に向けた工夫が必要である。</p>	<p>調査結果を参考に、外国人住民により効果的な取組みやその手法を検討し、実施に繋げていく。 また、回収率向上に向け、送付用封筒の色や礼状兼回答督促はがきの作成等の工夫を行う。</p>	
<p>これまで主に日本人住民を対象にした意識調査を実施していなかった中で、多文化共生についての質問を行うことにより区民の意識啓発を図るとともに、記述回答により様々な意見を伺うことができた。</p>	<p>令和 7(2025)年度も実施する予定。 これまで行ってきた外国人住民の意識を把握する機会のみならず、日本人住民の意識についても把握し、区民の区政参画推進に繋がる取組みとして実施していく。</p>	

基本方針 3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

(1) 多様な文化を受け入れる意識の醸成【重点】

多様な文化を理解し合える交流イベント等を開催し区民一人ひとりが、自らのルーツとなる言語や文化、また互いの言語や文化について相互理解を深め、人権を尊重し合いながら共に暮らしていける多文化共生の意識づくりを推進します。

【施策に対する評価と課題】

全6回の多文化理解講座の実施や多文化共生啓発リーフレットの作成等、様々な事業を通して多文化共生の意識啓発につなげることができた。リーフレットについては、区民が考えた「多文化共生のキャッチコピー」が掲載されており親しみやすい内容となっているため、せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）や各イベント等を通して広く周知・啓発を行っていく。

今後も様々な機会を活用し、多文化共生の意識醸成に努めていく。

① イベント

	項目	所管課	内容	実績・数値等
66	人権啓発イベントの実施	人権・男女共同参画課	人権に対する正しい知識の普及啓発を図るため、区民・事業者とともに人権啓発イベントを実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・玉川にて講演と映画のつどいを実施した。（外部講師による「人の命を守る～気象・防災情報の見方で判断力を育てる～」をテーマに講演及び映画「生きる 大川小学校 津波裁判を闘った人たち」の上映会を行った。来場者数：274名（一般：168名、研修生：86名、その他来賓等：20名） ・区民まつり、梅まつりにブースを出展し、人権普及啓発を行った。
67	英語による絵本の読み聞かせ	せたがや国際交流センター	せたがや国際交流センターにて、来館する子どもたちに英語話者が絵本の読み聞かせをします。	国際交流センターの外国人スタッフによる多言語による絵本の読み聞かせ会を実施。火曜日：中国語、水曜日：英語、木曜日：韓国語、金曜日：中国語、土曜日：英語 来館者からリクエストに合わせて随時実施する。※日曜日は「折り紙デコレーション」を実施。
68	子ども向け多文化理解イベントの実施（区立図書館）	中央図書館	日本語以外を母語とする子どもたちにも本に出会う機会を広げるとともに、多様な文化の交流の機会を設けるため「世界のことばで読み聞かせ」など多言語に関わるイベントを実施します。	多言語おはなし会「世界の言葉で読み聞かせ」の実施 計5回実施、102名参加
69	アメリカ選手団をはじめとした外国人選手と区民との交流事業の実施	スポーツ推進課	東京2020大会のレガシーを活かした取組みとして、アメリカオリンピック・パラリンピック委員会や関係団体と連携し、アメリカをはじめとした外国人選手との直接交流の場を継続して設けていくことで、多文化社会の理解・促進を図ります。	選手とのスケジュールが合わず、交流事業の実績なし。
70	ホストタウン交流イベントの実施	文化・国際課	世田谷区がアメリカ合衆国のホストタウンであることから、アメリカ発祥の音楽等を通じて区民がアメリカ合衆国の文化に触れる機会を創出し、多文化や多様性への理解を促進していきます。	「第6回ホストタウンコンサート」にてゴスペルコンサートを実施した。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
<p>講演と映画のつどいでのアンケートでは、人権に関する理解や関心について、理解が深まったが86%であり、人権普及啓発に寄与した事業と言える。</p>	<p>令和7(2025)年度も継続して講演と映画のつどいを実施予定。また、区民まつり、梅まつりも引き続き出展していく予定。</p>	
<p>国際交流センター来館者を対象にした外国人スタッフによる多言語による絵本会。曜日ごとにスタッフが対応。来館者のリクエストから絵本の読み聞かせを行う。特に週末に来館する親子の場合は、イベント参加を目的に訪れるケースも少なくはない。</p>	<p>日常的な活動からも多言語や多文化に接する機会を増やしていく。国際交流センター内の外国人スタッフによるイベント・プログラムの充実化を図る。また、館内展示でもイベントの補助やPRを行い連動することで協力団体との連携を図る。</p>	
<p>子どもたちが絵本を通じて、文化や言語の多様性について触れることができた。</p>	<p>地域図書館においても同様の取組みが実施できないか検討をする。</p>	
<p>選手のスケジュールによって実施できるかできないかが決まってくるため、事業実施の不安定さが課題となる。</p>	<p>令和7(2025)年度は、東京2025世界陸上開催に伴い、アメリカ陸上連盟が事前キャンプを行うことから、アメリカ選手との交流の機会を設けられるよう調整する。</p>	
<p>世田谷区民会館エントランスホールにてアメリカ発祥の音楽「ゴスペル」を開催。約300名の来場者が気軽にアメリカ文化に触れ、楽しめる機会を創出することができた。</p>	<p>東京2020大会のレガシーである「共生のまち世田谷」の実現を目指すため、ホストタウン・共生社会ホストタウンの取組みを庁内で連携しつつ継続していく。また、様々な機会を捉え、ホストタウンロゴマークの活用、事業者との協力による情報発信を通じて、世田谷区がアメリカ合衆国のホストタウンであることを周知するとともに、多文化や多様性への理解を促進する。</p>	

	項目	所管課	内容	実績・数値等
71	キネコ国際映画祭の実施	文化・国際課	映画を通じて世界の芸術や文化に触れ、豊かな感性を育むため、子どもたちのための国際映画祭である「キネコ国際映画祭」の実施を共催し、支援していきます。	令和6(2024)年10月31日～11月6日開催(二子玉川) 参加者数 86,427名
72	にほんご交流会の実施(再掲)	せたがや国際交流センター	外国人住民と日本人住民が少人数のグループに分かれ、それぞれのテーマに沿って「やさしい日本語」で会話をする交流会を実施します。	「にほんご交流会 IN テンプル大学」(5回) 会場：テンブル大学 「にほんご交流会～く動く文化の魅力について話そう」(1回) 会場：日大文理学部(1回) 実施。 (参加者合計：363名)
73	トライアングルフェスタの実施(再掲)	烏山総合支所 地域振興課 児童課	上智大学祖師谷国際交流会館と連携して、烏山地域でのお祭りを実施し、地域の絆と国際交流を深めます。	令和6(2024)年度は、上祖師谷地区会館の改修工事を受け、3者共催での開催は中止し、規模を縮小して開催した。
74	三茶 de 大道芸の実施(再掲)	文化・国際課 せたがや文化財団文化生活情報センター	第一線で活躍する国内外の大道芸人によるパフォーマンスを実施し、外国人住民及び区内外から集う人々との交流を通じ、ふれあいの輪を広げます。	令和6(2024)年10月19日～20日開催 来場者数：約171,000名
75	せたがや国際メッセの実施(再掲)	文化・国際課 せたがや国際交流センター	区内大使館や大学、国際交流団体と連携し、ブース出展やステージイベント、体験コーナー等を実施するとともに、チラシ・パンフレットにルビを振るなど、誰もが気軽に多様な文化に触れられる機会を作ります。	成城ホール及び成城ホール集会室にて、(公財)せたがや文化財団国際事業部(せたがや国際交流センター)との共催で「第8回せたがや国際メッセ」を実施した。 実施日：令和6(2024)年11月30日 来場者：約1,000名
76	English Tableの実施(再掲)	文化・国際課	区内大学に通う留学生と、各テーマに対して英語でコミュニケーションを図ることで、日本人が英語に親しむ機会を作るとともに、参加者間での交流を深めます。	成城ホール集会室にて、「第8回せたがや国際メッセ」の中で開催した。 1回30分、全4回実施。 実施日：令和6(2024)年11月30日 参加者数66名
77	「やさしい日本語」でまち歩き(再掲)	せたがや国際交流センター 経済課	日本人住民と外国人住民が共に世田谷の魅力を感じることでできるまち歩きツアーを実施するとともに、多文化料理食べ歩きマップなど多文化を新たな魅力とした情報発信を推進します。	【さんちゃんにほんご まちたんけん】 「外国人のための日本語教室」 「日本語サポーター講座」受講者対象に実施。三軒茶屋の商店街と交流しながらまち散策を開催した(2回実施：参加①43名②50名)。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
雨天の影響で野外イベント・上映日が1日開催中止となってしまったため、令和5(2023)年度より参加者が減少している。	令和7(2025)年度も、(一社)キネコ・フィルムとの共催を予定している。	
各回テーマを設け、日本語を学んでいる留学生がやさしい日本語を用いた発表をする。後半は参加者である日本人とテーブルを囲み意見交換しながら交流を図る。定期的実施されるため、応募者も増加傾向にある。	テンプレ大学での交流会は好評で、留学生及び地域住民の参加も増加傾向にある。今年度は日大文理学部との連携も実現した。日本人参加者は50代以上が多くリピーター率が高いことも特徴。その反面、10代～30代の割合が低い傾向にある。今後の課題は連携する会場の新規開拓に取組み、幅広い世代の参加者を取り込む事業を検討する。	
来場者数約5,000名が来場し、賑わいのあるイベントとなった。	今年度は、上祖師谷地区会館の改修工事が終了するため、3者共催のトライアングルフェスタとして実施する予定。	
28回目を迎えた令和6年度は、テンプレ大学や日本大学と新たに連携し、会場を増やしてエリアを拡大した。ボランティアスタッフの募集も再開し、商店街と共同で街の装飾作りを行うなど、通常開催が実現した昨年度と比較しても、さらに充実した内容のイベントとなった。	令和7(2025)年10月18日(土)・19日(日)開催予定	
前回に引き続き、来場者に対する多文化共生の啓発に加え、参加団体同士の交流にも繋げることができた。	令和7(2025)年度も、(公財)せたがや文化財団国際事業部(せたがや国際交流センター)との共催を予定している。令和6(2024)年度の内容を精査し、適切な開催形式で開催する。	
前回に引き続き、多くの方に英語でのコミュニケーションの機会を提供することができた。	せたがや国際メッセの開催に併せ、(公財)せたがや文化財団国際事業部(せたがや国際交流センター)と連携しながら実施に向けた準備を行っていく。	
日本語教室の外国人と日本人サポーターが同じグループで行動することで、より活発に意見交換ができる交流イベントとなった。また、まち散策には地元の商店街にも協力いただき、参加者にとっては地域の魅力を発見する機会ともなった。	従来の世田谷の名所をツアーで巡る企画と併せて、地域の方々とも交流しながら散策できるように企画構成を工夫する。	

	項目	所管課	内容	実績・数値等
78	外国人向け英語によるまち歩き(再掲)	せたがや国際交流センター 経済課 世田谷産業振興公社	英語ガイドが区内の有名場所を案内します。	【多文化理解講座】 外国人のための“英語で野点”(参加18名)
79	子ども企画の実施(再掲)	せたがや国際交流センター	夏休み期間中に、子どもたちがイベントを通じて海外の人と触れ合うことのできる機会を設けます。	【多文化理解講座】 “子ども大使”のアンゴラ共和国大使館訪問(参加20名)。 ウィニペグ市中学生訪問団・日本文化体験プログラム「テーブル茶道ワークショップ」(受託)(参加27名)。
80	韓国語でおしゃべり(再掲)	せたがや国際交流センター	国際交流センターにて、韓国語で話したい方が集まり韓国語のネイティブスピーカーと一緒にしゃべりをします。	国際交流センターの韓国人スタッフによる韓国語講座を実施した。 毎月2回程度 延22回(参加者延84名)

②ボランティア

	項目	所管課	内容	実績・数値等
81	世田谷区ホームステイボランティア家庭登録制度への登録促進	文化・国際課	ホームステイを通じ様々な文化に触れることで、多文化共生の意識が醸成されるよう、ホームステイボランティアへの登録を促進します。	新規登録家庭数：15家庭 利用実績：11家庭 総登録家庭数：65家庭
82	観光ボランティアガイド事業の実施	経済課	多くの観光客に世田谷の魅力を伝えるため、観光ボランティアガイドによるガイドを実施します。	6月に豪徳寺における外国人観光客向けの観光ボランティアガイドを実施 利用者数：83名

実績に対する評価	今後の取組み	備考
<p>外国人対象の野点体験ワークショップを、瀬田四丁目旧小坂緑地内を会場に開催した。同企画では(一社)世田谷トラストまちづくり協力による旧小坂邸宅内の見学とガイドによる解説も行い、日本の伝統文化体験とあわせて歴史的建造物への理解を深める機会ともなった。</p>	<p>引き続き事業を実施するとともに、より幅広く参加が可能となるよう、応募要件等について検討していく。</p>	
<p>小学校 5～6 年生を対象にアンゴラ共和国大使館への訪問を実施。参加者にとって食文化やダンスなど多文化体験から学べる貴重な機会となった。</p>	<p>子どもたちが事業を通じて海外の人と触れ合う機会を増やせるように計画を進める。</p>	
<p>韓国人スタッフが中心となり、テーブルを囲んで韓国の文化や慣習などテーマに韓国語で会話して交流する。毎回 4～5 名程の参加者がより身近な感覚で韓国文化に触れることで多文化への理解と親近感を深める機会となった。</p>	<p>少人数で気軽に参加できる企画を希望する区民の声も見受けられるため、外国人のニーズにあわせた小規模でも充実した企画を、協力団体を募って連携することを検討し、交流の場の拡充を図る。</p>	

②ボランティア

実績に対する評価	今後の取組み	備考
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により休止して以降、初めて登録家庭の利用を再開することができた。</p>	<p>令和 7 (2025) 年度も引き続き登録申請を受け付け、姉妹都市等との交流事業の折には活用していく。</p>	
<p>区内スポットの魅力を外国人観光客へ PR することができた。</p>	<p>引き続き、区内スポットの魅力を外国人観光客へ発信していく。</p>	

③研修・講座等

	項目	所管課	内容	実績・数値等
83	多文化理解講座の実施	せたがや国際交流センター	主に日本人を対象に、海外の文化や慣習を知る機会を設けることで、多文化共生の意識を醸成します。	【多文化理解講座】 「イスラム文化に触れてみよう～東京ジャーミイを訪ねる」(参加48名) 「やさしい日本語で伝えよう」(参加64名) 「オーストリア・ウィーン市ドゥブリング区姉妹都市提携40周年記念 オーストリアワインの魅力」(参加40名)
84	職員自主研修の支援	研修担当課	語学講座・他国交流講座等の自己研鑽の機会を提供します。	職員の自主的な学習意欲を喚起する目的として、団体料金で受講できる講座の案内や受講料の一部を助成する「職員自主研修助成」を案内した。 語学講座数：48講座 受講者：0名 自主研修助成：0名 また、職員自身による自己啓発の支援として、自己啓発Webシステムを導入し、自己研鑽の機会を拡充した。 語学系コンテンツ数：31種 視聴人数：9名 ※令和7年度からは語学系のコンテンツを視聴した人数を集計している。
85	職員向け人権研修の実施	研修担当課 人権・男女共同参画課	職員の人権意識の啓発を図るため、人権研修を実施します。	採用1年目、技能1年目職員対象人権研修：307名 常勤職員対象人権研修：747名 会計年度任用職員対象人権研修：393名
86	多文化共生啓発リーフレットの作成・配布	文化・国際課	区の多文化共生について紹介した啓発リーフレットを作成し、配布を行います。	No63「外国人との意見交換会」での意見をもとに、多文化共生啓発リーフレットを作成した。 公開先：区ホームページ、せたがや国際交流センターホームページ
87	教育総合センターにおける英語教室の実施(小学生以上対象)～国際理解教育事業	事業推進担当課	小・中学生及び高校生・社会人・シニアなど区民を対象に英語でのコミュニケーションを体験するプログラムを実施します。	テンプル大学との連携により、英語体験講座を小学生クラス9回(参加者数延べ165名)、中学生クラス9回(参加者数延べ64名)、高校生以上クラス10回(参加者数延べ175名)実施した。
88	教育総合センターにおける英語教室の実施(乳幼児対象)～国際理解教育事業	事業推進担当課	外国人講師と触れ合いながら保護者と共に歌や手遊びなど遊び感覚で英語を楽しみます。	英語体験講座を0歳～2歳の親子を対象に11回(参加組数延べ216組)、3歳～5歳の親子を対象に11回(参加組数延べ212組)実施した。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
<p>【多文化理解講座】は、様々な題材、形式で実施することで、幅広い世代の区民に多文化共生の意識を啓発し、同時に外国人住民との交流の機会も多く設けることができた。</p>	<p>在住外国人対象に日本文化に触れる体験型ワークショップの講座数を増やしていく。また「やさしい日本語講座」も年2回実施や関連企画でパネル展も開催するなど、やさしい日本語の推奨による多文化共生への理解を深めていく。</p>	
<p>通信教育の受講者はいなかったが、自己啓発Webシステムを活用して、語学を学ぶ機会を提供することができた。</p>	<p>引き続き、職員自らが学ぶ意欲を持ち続けられるよう、時代に合わせた自己研鑽の機会を提供する。</p>	
<p>人権について最新の正しい知識を習得させ、地方公務員としてより高い人権意識を持たせる機会を設けることができた。</p>	<p>採用後も定期的に研修を実施して、職員が人権意識について確認する機会を継続的に設ける。</p>	
<p>意見交換会において、各グループで考えてもらった「多文化共生のキャッチコピー」や「外国人住民も住みやすい町にするためにはどうすればいいか」等の意見をリーフレットに掲載することにより、参加者にとっては、自分たちの意見が区政に反映されたことを感じることでできる機会となった。</p>	<p>令和6(2024)年度で作成したリーフレットデザインをもとに令和7(2025)年度は多言語化及び印刷を行い、せたがや国際交流センターやイベント等で広く周知を行っていく。</p>	
<p>テンプル大学の講師と大学生による英語でのアクティビティを通して、楽しみながら英語や文化について理解を深める機会を提供することができた。</p>	<p>小学生クラスで定員を超える応募があるため、実施回数を増やすとともに、引き続き様々なテーマで英語でのコミュニケーションを体験するプログラムを提供する。</p>	<p>教育研究・ICT推進課から事業推進担当課へ組織改正</p>
<p>外国人講師による歌や工作、手遊びなどの親子参加型のプログラムにより、遊び感覚で英語を楽しむ機会を提供することができた。</p>	<p>読み聞かせや身近なものを使った工作など、引き続き乳幼児が親子で楽しく英語に触れる体験ができるプログラムを提供する。</p>	<p>教育研究・ICT推進課から事業推進担当課へ組織改正</p>

	項目	所管課	内容	実績・数値等
89	人権に関する意識の啓発	文化・国際課 人権・男女共同参画課 せたがや国際交流センター	個人を尊重し、年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などに関わらず、すべての区民の人権が尊重され、自らの意思に基づき個性と能力を十分に発揮することができるよう、講座や展示等を通して、人権に関する意識の啓発を行います。	【多文化理解講座】 「難民映画祭パートナーズ上映会」 (来場者：119名)。 上映作品「戦火のランナー」「私は歌う～アフガン女性たちの戦い」。
90	日本語以外を母語とする人々への資料提供等(再掲)	中央図書館	各区立図書館において、区内在住の方の母語(日本語以外)の主要な言語を中心に、暮らしに必要な資料・情報が母語で入手できるよう、資料の収集・提供を行います。	日本語以外を母語とする方々が必要とする資料・情報の種類、および入手方法についての調査を行った。
91	ユニバーサルデザインのまちづくりに関する普及啓発(再掲)	都市デザイン課	ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、能力に関わらず、できるだけ多くの人々が利用しやすいように生活環境を構築する考え方です。また、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティなどの多様性を尊重した視点も必要です。できるだけ多くの人にとってわかりやすいデザインとその考え方を示したガイドライン(情報のユニバーサルデザインガイドライン)の普及や職員向け研修をはじめ、区民向けユニバーサルデザインワークショップ等により、ユニバーサルデザインのまちづくりに必要な啓発を行います。	だれもが利用しやすい施設の整備・運営を円滑に進めるため、令和7(2025)年2月28日に都市デザイン研修を開催し、ユニバーサルデザインを意識した行政サービスの必要性を説明した。
92	職員向け「やさしい日本語」研修等の実施(再掲)	文化・国際課	「やさしい日本語」とは、普通の日本語よりも簡単で、外国人等や高齢者、障害者にもわかりやすく、情報を発信する日本人にも使いやすいように考案された日本語のことです。各職場において、「やさしい日本語」で対応できるよう、「世田谷区多言語表記及び情報発信の手引き」を活用し、職員向けに研修を実施します。	世田谷文化生活情報センターセミナールームにて、職員を対象にした「やさしい日本語」研修を実施した。 実施日：令和7(2025)年1月14日 受講者数：59名

実績に対する評価	今後の取組み	備考
<p>世界難民の日に合わせて国連 UNHCR 協会との関連事業「難民映画祭パートナーズ上映会」を実施した（6月21日）。2本のドキュメンタリー作品の上映を通じて、世界における難民問題の現状を知って、自身でも考える機会とした。</p>	<p>引き続き、世界難民の日に合わせて国連 UNHCR 協会との関連事業「難民映画祭パートナーズ上映会」を実施。広報について Web の活用や広報媒体による告知も検討して、幅広い年齢層への周知を目指していく。</p>	
<p>英語以外の言語の資料の入手方法が課題である。ベトナム語・ネパール語など在住人口が多い一方、所蔵資料数が少ない言語への対応が特に求められている。</p>	<p>必要とされる資料・情報の種類についての調査を継続して行うとともに、所蔵数が少ない言語の資料数増加を検討する。</p>	
<p>庁内の各領域の職員が参加し、ユニバーサルデザインに対する知識を広く浸透させることができた。</p>	<p>資料を庁内公開サイトに掲載するなど、情報発信の拡大について検討する。</p>	
<p>「やさしい日本語」の基礎について幅広く周知することができ、庁内での外国人住民対応能力の向上に寄与することができた。</p>	<p>令和7年度も引き続き講座を実施する。参加者からは時間が足りなかった、もっと学びたかった等の声があったため、研修時間や内容について講師と調整のうえ、より効果的な手法等について検討していく。</p>	

基本方針3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

(2) 学校教育における多文化共生に関わる教育の推進

幼少期から外国語に親しむ機会を増やすとともに、多文化共生についての意識を醸成するため、児童・生徒を対象とした外国語教育の充実など、国際理解教育に加え、学校において人権尊重の視点に立った多文化共生への取組みを推進します。

【施策に対する評価と課題】

計46名の児童・生徒が姉妹都市3市を訪れ、現地の日常生活を体験し様々な交流を行うことにより、国際理解・多文化共生意識を深めることができた。また、学校においては、児童・生徒に対する国際理解教育に加え、教員向けの人権教育研修を行い、各園・各校における計画的な指導につなげることができた。

引き続き、海外派遣・受入や学校等における各取組みを通して、児童・生徒の意識醸成に努める。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
93	海外派遣等を通じた国際交流事業の実施	文化・国際課、教育指導課	児童・生徒の国際理解を深めるとともに、国際化の進展に対応し、異文化の理解・多文化共生の考え方に基づき、世界の人々とともに生きていくことのできる資質・能力を醸成することを目的に、児童・生徒の国際交流事業に取り組みます。	【小学生派遣】 オーストラリア・バンバリー市派遣 令和6年10月31日～8日（9日間） 児童16名、引率4名 オーストリア・ウィーン市・ドゥブリング区派遣 令和6年10月19日～26日（8日間） 児童16名、引率4名 【中学生派遣・受入】 カナダ・ウィニペグ市派遣・受入 派遣：令和6年9月12～22日（派遣：生徒14名・引率4名） 受入：令和7年1月27日～2月8日（受入：生徒13名・引率3名）
94	国際理解教育の充実	教育指導課	様々な国や地域の人々との交流や多文化に触れる機会を拡充するなど、国際化の進展に対応し、児童・生徒の国際理解を深め、世界の人々と共に生きていくことのできる資質・能力の基礎の育成を図ります。	より多くの児童・生徒が国際的な視野を広め、国際理解を深める教育を推進するため、国内において国内留学プログラム助成、小学校英語体験出張教室、オンライン海外交流プログラム等の事業を実施するほか新型コロナウイルス感染症の影響により中止していた姉妹都市交流を再開した。
95	小学校「外国語活動」の充実	教育指導課	小学校低学年に外国語活動の時間を設定し、ALT（外国語指導助手）を派遣することで外国語に親しむ機会を増やします。	小学校61校にて実施した。
96	多様な手法による英語教育の充実	教育指導課	急速に進展する国際化を踏まえ、児童・生徒が英語に親しみながら、多様な手法により英語による実践的なコミュニケーション能力の育成を図ります。	小学校にALT及び英語活動支援員を、中学校に外国語授業ALTと外国語授業以外ALTを配置した。
97	多文化共生事例の紹介	教育指導課	区立の小中学校で実施している国際理解教育の具体的な参考事例を、各校に共有し、多文化共生の意識の醸成を図ります。	各学校が独自につながりのある大使館や留学生、海外日本人学校等とオンラインを活用するなどして出前授業や学校紹介等、多文化共生の意識づくりに資する国際交流活動に取り組んだ。
98	多文化共生等の理解促進に向けた人権教育研修等の実施	事業推進担当課	区教育委員会では、人権課題の一つに「外国人」を掲げ、各園・各校は発達段階に応じて計画的な指導計画の作成を進めます。また、区立幼稚園、小・中学校の教育研修において、人権教育研修を実施します。	区立幼稚園、小・中学校（全98園・校）の教員を対象に人権教育研修を実施した。

実績に対する評価	今後の取組み	備考
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により休止していた姉妹都市交流事業において、直接（対面）交流を全面的に再開することができた。</p>	<p>児童・生徒の海外派遣を実施しつつ、引き続き検討を進める。</p>	
<p>国際化の進展に対応し、児童・生徒の国際理解を深めるとともに、異文化理解に資する機会を児童・生徒に提供することができた。</p>	<p>異文化の理解・多文化共生の考え方にに基づき、様々な国や地域の人々との交流や多文化に触れる機会を拡充するなど、姉妹都市以外の国や地域との交流についての研究も進めながら、児童・生徒の海外交流派遣事業の在り方について検討する。</p>	
<p>令和2(2020)年度からの高学年における外国語活動の教科化については英語活動支援員を補助者として配置することで引き続き対応し、中学年における外国語活動の導入についてはALTを配置することで引き続き対応することができた。</p>	<p>小学校教員への英語研修の実施や、小学校ALT・英語活動支援員との連携促進などにより、教員の英語指導力の向上及び授業運営の改善を図ることで、多文化共生に関わる国際理解教育を一層推進する。</p>	
<p>英語を話す機会を増やすことにより、多様な手法で実践的なコミュニケーション能力を育成するための環境が整備された。</p>	<p>よりインタラクティブなコミュニケーションの機会を増やすために、ALT・英語活動支援員の更なる効果的な活用方法を模索する。</p>	
<p>多文化共生事例の紹介を通し、児童・生徒の意識啓発に繋げた。</p>	<p>引き続き、取り組んでいく。</p>	
<p>人権課題の重点である「外国人」をはじめ、「子供」「障害者」「性自認」「性的指向」についての理解を深め、各園・学校で計画的な指導を実践することができた。</p>	<p>引き続き、教職員に向けた人権教育研修を実施していく。</p>	<p>教育研究・ICT推進課から教育指導課及び事業推進担当課に移管</p>

基本方針 3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

(3) 多文化共生・国際交流等を目的とした活動・団体支援の充実

多文化共生・国際交流団体の活動を活性化させるとともに、多くの人に広く知ってもらい、地域社会の協力を得ることができるよう、団体の認知度向上を図ります。

【施策に対する評価と課題】

国際平和交流基金助成による支援団体は前年度よりも増加した。募集にあたっては、オンライン受付も可能とし、手軽に申込が行えるよう工夫を行った。引き続き、申請件数の増加に向け事業の周知を行うとともに、せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）と連携し国際交流活動団体の活動の場や機会の創出に努めていく。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
99	国際平和交流基金助成による団体支援	文化・国際課	国際平和交流基金を活用し、区民による自主的な活動団体の、多文化共生や国際協力等を目的とした活動を支援します。	(1) 国際交流活動助成 助成団体：3 団体 助成金額合計：55 万円 (1 団体あたりの上限 20 万円) (2) バンバリー市マラソン派遣助成 コロナ禍以降、マラソン派遣助成を休止し、令和 3(2021)年度からは手法の見直し等によりオンラインで実施をした（参加者数 5 名）。
100	国際活動団体への支援	せたがや国際交流センター	区内で活動する国際交流活動団体等の活動内容を区民に紹介し、周知を図るとともに、外国人支援や国際交流活動に興味のある区民と団体をつなげます。	館内展示「世田谷区の国際協力団体紹介パネル展」「子ども大使のアンゴラ共和国大使館訪問」「せたがや国際交流センター5年のあゆみ」 「国際交流 in せたがや 2024」(5 月 11 日 参加者：194 名)

基本方針 3：多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消

(4) 不当な差別的取扱いへの対応強化

多文化共生施策に対する、区民または事業者からの苦情や意見の申立て、相談等に対応します。

【施策に対する評価と課題】

男女共同参画・多文化共生施策に対する区長への申立ては 0 件であった。制度が適切に活用されるよう、委員会のあり方や周知等について検討していく。

	項目	所管課	内容	実績・数値等
101	男女共同参画・多文化共生施策に対する苦情相談・申立て等への対応	文化・国際課 人権・男女共同参画課	条例に基づき、男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会において、多文化共生施策に対する区民または事業者からの苦情や意見の申立て、相談等に対応します。	区長への申立て件数：0 件 (うち苦情処理委員会への諮問件数 0 件)

実績に対する評価	今後の取組み	備考
<p>(1) 前年度より申請団体数が増加したものの、依然としてコロナ禍以降、活動を休止・縮小している区内国際交流団体が多く、申請件数が伸び悩んでいる。</p> <p>(2) オンライン実施を4年間継続したことによる一定の実績が積み上がりつつある。</p>	<p>(1) 助成団体についての適格な審査を行い、有用な助成金の執行に努めるとともに、申請件数の増加に繋がるよう事業の周知を行っていく。</p> <p>(2) 各国の往来が規制緩和されたことから、次年度以降の派遣助成事業再開の検討を進めていく。</p>	
<p>世田谷区内で活動する国際協力団体(17 団体)の取組みをパネルで紹介する館内展示を実施した。同展示は8月の「ふるさと区民まつり」でも国際事業部ブース内で紹介した。</p> <p>海外の人々の交流を目的とする「国際交流 in せたがや2024」を、世田谷海外研修者の会と共催で実施。</p>	<p>引き続き区内の国際活動団体の連携に努め、交流の場としても区民と団体が繋がる機会を設けることで、多文化共生の推進と世田谷の団体活動の活性化を図る。</p>	

実績に対する評価	今後の取組み	備考
<p>申立て案件はなかったが、委員会のあり方について、引き続き議論を深める必要がある。</p>	<p>「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」において意見を聴取し、区民がより利用しやすい制度となるよう、引き続き、検討する。</p>	

庁内における多言語冊子、チラシ等一覧

	出版物名	使用言語	内容	担部署名
1	特別区民税・都民税納税通知書について	英語、日本語	特別区民税・都民税納税通知書に同封する説明書、及び納税通知書の裏面に記載された項目の英語版。希望者に窓口または郵送で配布。	財務部 課税課
2	東京 23 区の住民税	英語、中国語 韓国語、日本語	東京 23 区の住民税のしくみをわかりやすく説明。※発行：特別区税務課長会	財務部 課税課
3	世田谷区全図/災害時区民行動マニュアル	英語、中国語、韓国語、日本語	防災情報を含んだ世田谷区全図及び地震対策についての情報提供。	危機管理部 災害対策課 生活文化政策部 文化・国際課
4	ライフ・イン・セタガヤ	英語、中国語、韓国語、日本語	防災・保健・医療・教育・税金・子育て等の諸手続きをわかりやすく説明。	生活文化政策部 文化・国際課
5	外国人のための日本語教室	英語、中国語、韓国語、日本語	上記 5 に挟み、日本語教室の開催について周知。（中国語・韓国語は HP 掲載）	生活文化政策部 文化・国際課
6	Crossing Setagaya Newsletter	やさしい日本語、英語、中国語	行政情報や区内のイベント・講座等についての情報を発信。月 1 回発行。	(公財) せたがや文化財団 (せたがや国際交流センター)
7	世田谷区のあらまし SETAGAYA CITY OUTLINE	英語	世田谷区のみどころと区政の概略等を写真やグラフを使用して紹介。	生活文化政策部 文化・国際課
8	これって DV…？ひとりで悩んでいませんか	英語、中国語、韓国語、日本語	DV（ドメスティック・バイオレンス）及び DV 防止について説明したハンドブック。相談窓口の掲載あり。	生活文化政策部 人権・男女共同参画課
9	資源とごみの分け方・出し方	英語、中国語、韓国語、日本語	資源とごみの分け方・出し方を説明したリーフレット。	清掃・リサイクル部 事業課
10	国民健康保険のてびき	英語、中国語、韓国語、日本語	外国人住民向け国民健康保険制度の案内、事業趣旨の普及。	保健福祉政策部 国保・年金課
11	国民健康保険のてびき（簡易版）	英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、日本語	外国人住民向け国民健康保険制度の案内（簡易版）、事業趣旨の普及。	保健福祉政策部 国保・年金課
12	国民年金加入手続きをされた方へ	英語、中国語、韓国語、日本語	国民年金の加入手続きをされた方に対する案内。	保健福祉政策部 国保・年金課
13	国民年金保険料 免除・納付猶予/学生納付特例の申請について	英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ロシア語、ミャンマー語、カンボジア語、ネパール語、モンゴル語、日本語	外国人住民向け免除・納付猶予/学生納付特例の案内	保健福祉政策部 国保・年金課
14	日本の国民年金制度	同上	外国人住民向け国民年金制度の案内。 ※発行：日本年金機構	保健福祉政策部 国保・年金課
15	学童クラブ（新 BOP 学童クラブ児童募集案内）	英語、日本語	新 BOP 学童クラブの役割・制度、新 BOP 学童クラブと BOP の違い、入会申請書記入例等。	子ども・若者部 児童課
16	ひととき保育	英語、日本語	ひととき保育利用の外国人保護者向けに利用案内、こどものケアカード。	子ども・若者部 子ども家庭課

17	弦巻児童館案内ポスター	英語、日本語	地域に住んでいる外国人住民向けに英語での児童館紹介。	子ども・若者部 児童課 弦巻児童館
18	上北沢児童館案内チラシ	英語、日本語	子育てひろばを中心とした児童館案内。	子ども・若者部 児 童課 上北沢児童館
19	代田児童館 大人利用者カード	英語、日本語	日本語が話せない外国人住民でも利用できるよう、英語表記の大人利用者カードを作成。	子ども・若者部 児童課 代田児童館
20	保育園のしおり	英語、日本語	保育園の生活や保育園と家庭の役割等を説明したパンフレット。	子ども・若者部 保育課
21	保育のごあんない	英語、日本語	保育園の入園手続きを説明したパンフレット。	子ども・若者部 保育課
22	外国語版母子健康手帳	英語、中国語、韓国語、タガログ語、ベトナム語、スペイン語、タイ語、ポルトガル語、インドネシア語、日本語	妊娠の届出をした在住外国人（日本語が理解できない場合）に、通常の母子健康手帳と共に外国語版を配布。 ※発行：(公財)母子衛生研究会	世田谷保健所 健康推進課
23	乳幼児健康診断及び定期予防接種	英語、日本語	乳幼児健康診断および予防接種のご案内、その他の健診の受診票およびご案内。	世田谷保健所 健康推進課 感染症対策課
24	区立図書館利用案内	英語、日本語	区立図書館の利用方法等を説明したチラシ。	教育政策・生涯学習部 中央図書館
25	Setagaya Guide Book	英語、日本語	内容：世田谷区内の観光スポット等の紹介冊子。	(公財) 世田谷区 産業振興公社
26	同性パートナーシップ宣誓について	英語、日本語	同性パートナーシップ宣誓制度の案内。	生活文化政策部 人権・男女共同 参画課
27	ウォーキングマップ	英語、日本語	区内5地域のウォーキングモデルコースを掲載したマップ。	世田谷保健所 健康企画課
28	改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例に関するパンフレット	英語、中国語、韓国語、日本語	改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例の紹介。	世田谷保健所 健康企画課
29	せたがやふるさと区民まつりパンフレット	英語、日本語	区民まつり当日に会場内で希望者へ配布するパンフレット。	生活文化政策部 区民健康村・ふるさと・交流推進課
30	二十歳のつどい案内状	日本語、英語	二十歳のつどい（成人式）の対象者あてに発送する案内状。	生活文化政策部 区民健康村・ふるさと・交流推進課
31	野毛大塚古墳パンフレット	日本語、英語	玉川野毛町公園内にある野毛大塚古墳について紹介するパンフレット。	教育委員会事務局生涯学習課
32	旧清水家住宅書院パンフレット	日本語、英語	二子玉川公園内にある旧清水家住宅書院について紹介するパンフレット。	教育委員会事務局生涯学習課

(令和7年(2025年)7月8日 部会開催)

【基本方針1 誰もが安心して暮らせるまちの実現】

- ・日本語教室開催も定着してきており、今後の実績および評価については、申込者や参加者数をみるだけでなく、地域社会での自立した生活につながったか、日本人との交流機会が増えたかなど、多文化共生の視点を踏まえた評価ができるといい。民間企業と競合する中、日本語支援に行政が取組む意義が明確であることが大事。
- ・「外国人相談窓口の運営」について、相談内容を振り返ることで、区内の外国人住民が抱えている課題の把握や区が進めるべき取組みについて検討する良い材料となる。重点施策①「生活基盤の充実」に基づく取組みであるので、是非力を入れて取り組んでいただきたい。また、LINE やメール等、オンラインによる相談も効果的なのではないか。
- ・職員向け「やさしい日本語」研修について、公民館や美術館、文学館など、区民向け施設における職員に対しても普及できれば良い。

【基本方針2 地域社会における活躍の推進】

- ・外国人との意見交換会は、外国人住民の声を聞き、また、区民同士が意見を交わす機会として有用と考える。回数を増やし様々なテーマに取り組むなど、さらなる充実に向けた展開に期待する。
- ・「町会・自治会など地域活動団体に対する理解促進」について、転入者等への配布に限らず、地域での日常生活の中で理解促進を図れる機会があるのではないか。

【基本方針3 多文化共生の意識づくり及び偏見・差別の解消】

- ・国際理解教育においては、外国や異文化について学ぶだけでなく、地域の中で「外国人住民と日本人住民が共に生きていく」という多文化共生の視点を取り入れた内容に期待する。
- ・児童・生徒向けの国際理解教育と教員向けの人権教育研修は所管課が区別されていると思うが、多文化共生の推進にあたっては連携が必要だと考える。
- ・区内在住外国人はアジア圏出身の方が多く、子ども達が日常的に接する機会も多いが、小中学生の海外派遣先は欧米諸国であり、ギャップが生じている。今後、アジア諸国との交流も検討いただきたい。

<参考>

世田谷区民意識調査 2025

(令和7年5月実施)

 世田谷区

1. 調査目的

この調査は、区民が区政に対してどのような意見・要望を持っているかを把握し、今後の区政を進めていくうえでの基礎資料とすることを目的としています。

2. 調査項目

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 定住性 | (11) 男女共同参画 |
| (2) 区政 | (12) 健康づくり |
| (3) 職員対応 | (13) スポーツ |
| (4) 広報 | (14) たばこマナー |
| (5) 福祉と医療 | (15) 就職活動 |
| (6) 災害時の備え | (16) 都市デザイン |
| (7) 防犯 | (17) 交通 |
| (8) 地域コミュニティ | (18) せたがやPay |
| (9) 文化活動 | (19) 図書館 |
| (10) 多文化共生 | |

3. 調査設計

- | | |
|----------|-------------------------------|
| (1) 調査対象 | 世田谷区在住の満15歳以上の男女 |
| (2) 対象数 | 5,000人（内訳／日本国籍4,832人、外国籍168人） |
| (3) 抽出方法 | 層化無作為抽出法 |
| (4) 調査方法 | 郵送配布・回収またはインターネットによる回答 |
| (5) 調査期間 | 令和7年5月14日～6月4日 |
| (6) 調査機関 | 株式会社アダムスコミュニケーション |

4. 標本設計

- | | |
|----------|------------------|
| (1) 母集団 | 世田谷区在住の満15歳以上の男女 |
| (2) 対象数 | 5,000人 |
| (3) 抽出方法 | 層化無作為抽出法 |

【層化】

世田谷区内を町丁目単位として、次の10地域に分類しそれぞれを層として計10層とした。



【標本数の配分】

各地域（層）における15歳以上の人口数（令和7年4月1日現在）により、5,000の標本数を配分した。

【抽出】

1地域ごとに【標本数の配分】にて設定した標本数を無作為抽出した。

5. 回収結果

(1) 有効回収数 2,214人 (内訳/日本国籍2,185人、外国籍29人)

(2) 有効回収率 44.3%

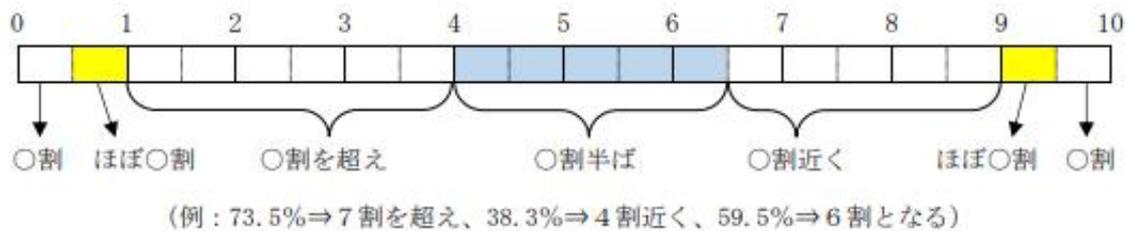
(内訳/郵送回収1,377通・62.2%、インターネット回収837通・37.8%)

回収結果内訳 (人口は令和7年4月1日現在)

			標本数A	15歳以上の人口数(母集団)	回収数B	回収率 C=B/A
全体			5,000	822,968	2,214	44.3%
地区	世田谷	東部	818	134,768	318	38.9%
		西部	573	94,314	279	48.7%
	北沢	東部	415	68,267	163	39.3%
		西部	440	72,451	184	41.8%
	玉川	北部	465	76,503	211	45.4%
		南部	430	70,760	207	48.1%
		西部	331	54,457	147	44.4%
	砧	北部	615	101,207	299	48.6%
		南部	260	42,715	118	45.4%
	鳥山			653	107,526	268
無回答			-	-	20	-
性別×年齢	男性	計	2,331	385,471	865	37.1%
		10歳代・20歳代	497	79,674	100	20.1%
		30歳代	352	58,755	88	25.0%
		40歳代	408	67,853	117	28.7%
		50歳代	390	71,043	167	42.8%
		60歳代	318	48,682	174	54.7%
		70歳代	235	35,629	138	58.7%
		80歳以上	131	23,835	79	60.3%
		無回答	-	-	2	-
	女性	計	2,669	437,497	1,294	48.5%
		10歳代・20歳代	511	81,468	124	24.3%
		30歳代	371	64,839	143	38.5%
		40歳代	484	74,767	233	48.1%
		50歳代	474	77,508	270	57.0%
		60歳代	285	50,903	205	71.9%
		70歳代	274	43,114	181	66.1%
		80歳以上	270	44,898	135	50.0%
		無回答	-	-	3	-
その他			-	-	16	-
無回答			-	-	39	-

6. この報告書のみかた

- (1) 百分比は回答者数（該当設問においては該当者数）を 100%として算出し、本文及び図表の数字はすべて小数点第 2 位を四捨五入してある。したがって、比率の合計が必ずしも 100.0%にならない場合がある。同様に、複数の回答の合計値も図表の数字が一致しない場合がある。
- (2) 設問中に特に指示がない限り、回答は 1 つである。
- (3) 複数回答の設問は、すべての比率の合計が 100.0%を超えることがある。
- (4) 設問に対して無回答があったクロス集計による分析では、各回答者数の合計が全体の回答者数と一致していない。
- (5) 基数が 30 に満たないデータについては参考値とする。
- (6) 数値を考察するにあたり、割合の表現は以下のとおりとしている。



7. 標本誤差

下記は標本誤差算出の数式である。

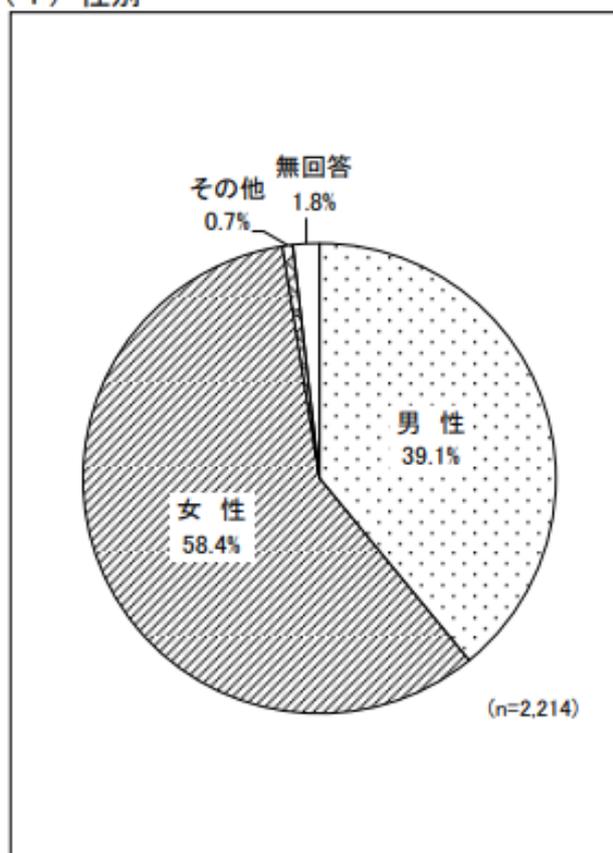
$$\text{(標本誤差)} \quad b = 2 \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \times \frac{p(1-p)}{n}}$$

<p>N=母集団（世田谷区全体） n=比率算出の基礎（サンプル数） p=回答比率</p>
--

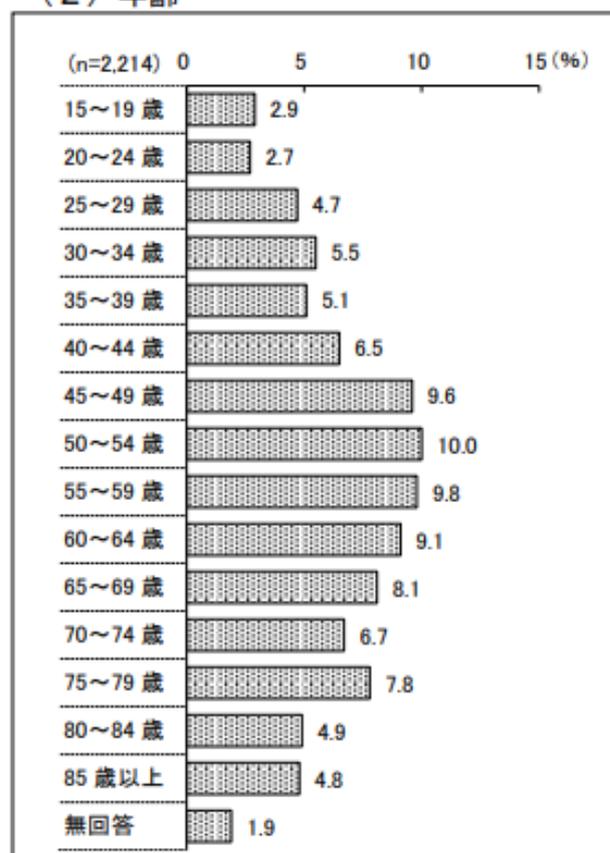
Nはnより非常に大きいため、 $\frac{N-n}{N-1} \approx 1$ とみなすことができるので、標準誤差の範囲は、次の標本誤差早見表のとおり求められる。

1. 標本構成

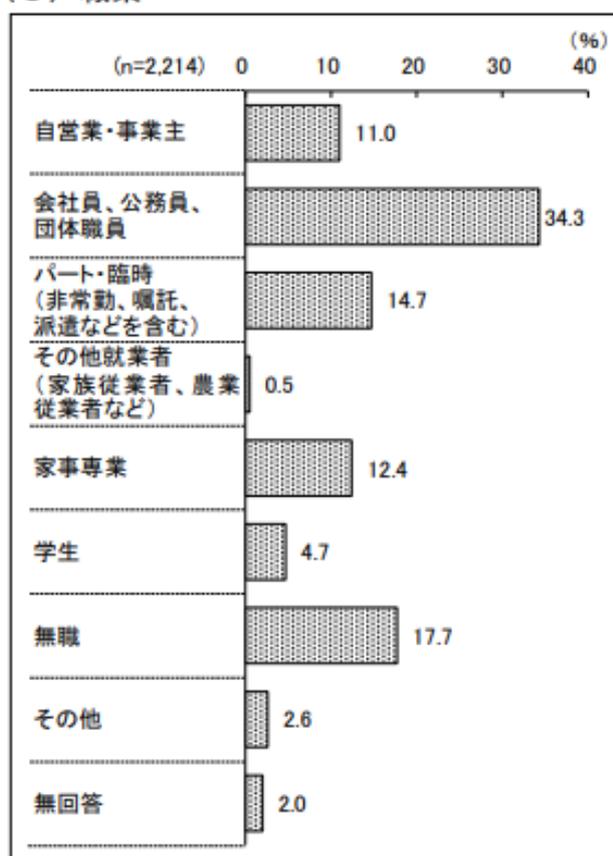
(1) 性別



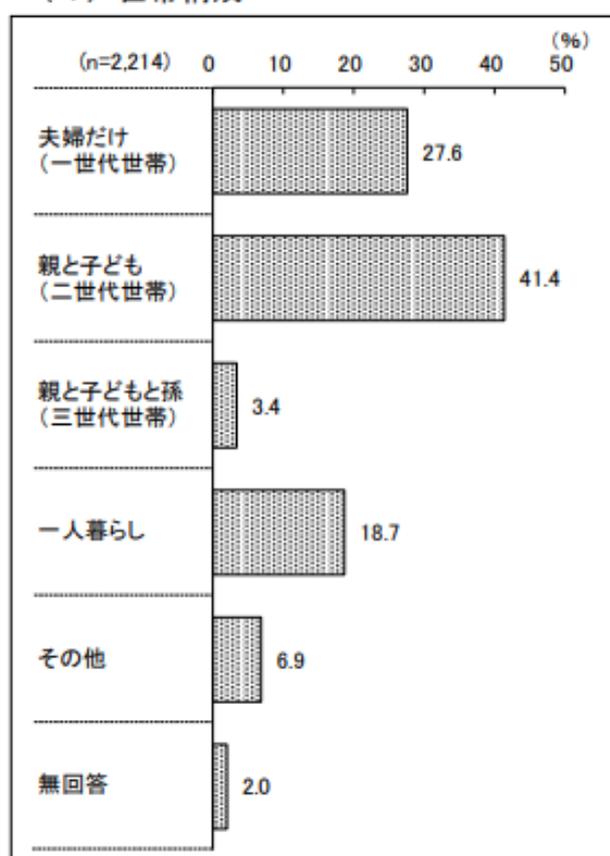
(2) 年齢



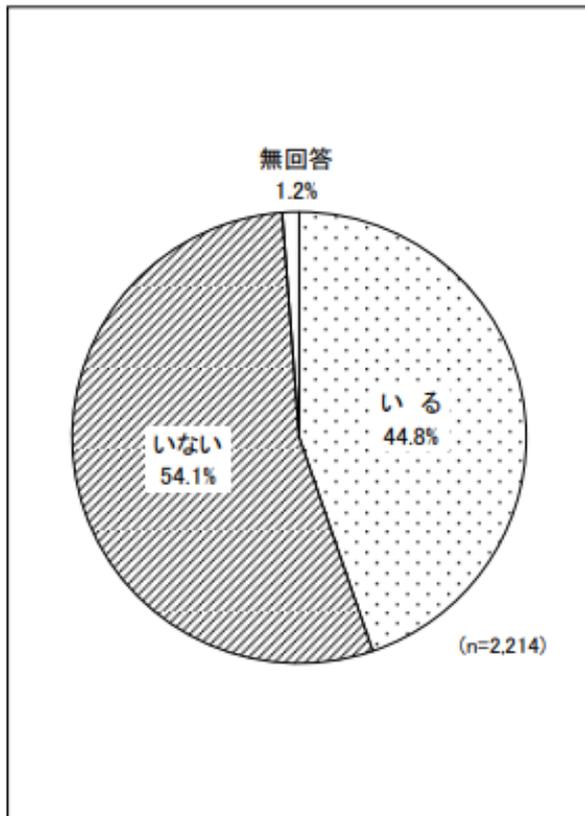
(3) 職業



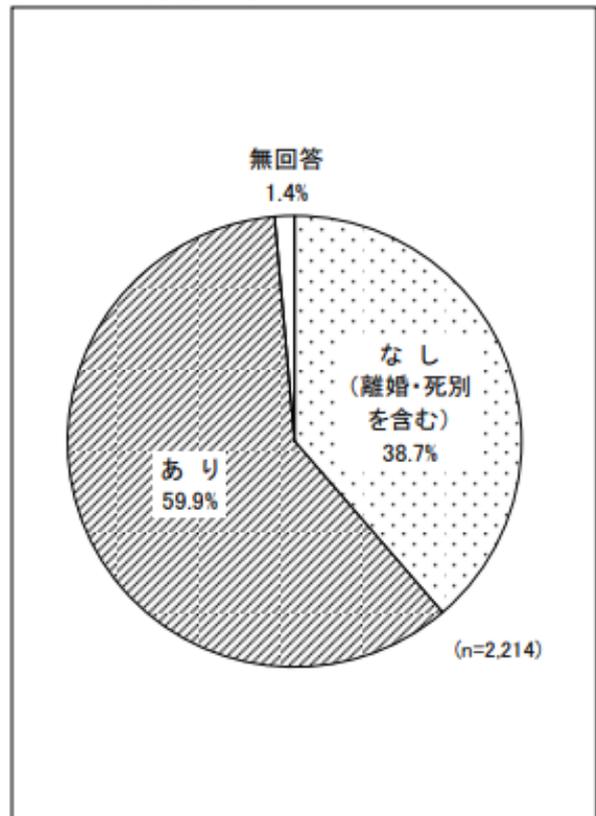
(4) 世帯構成



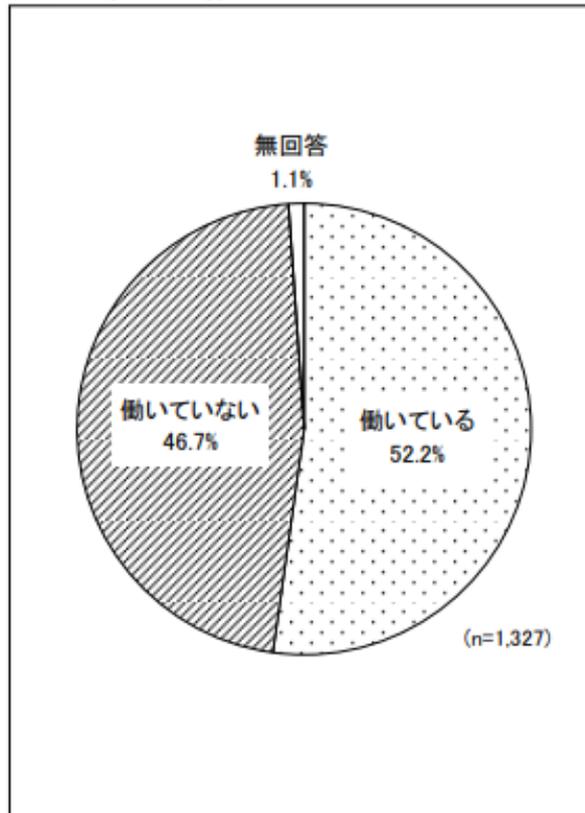
(5) 同居家族における高齢者の有無



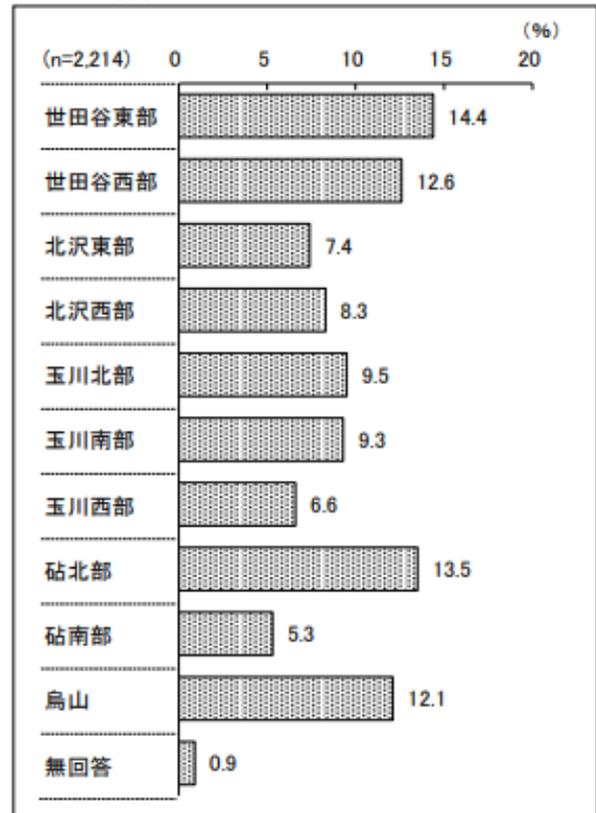
(6) 配偶者の有無



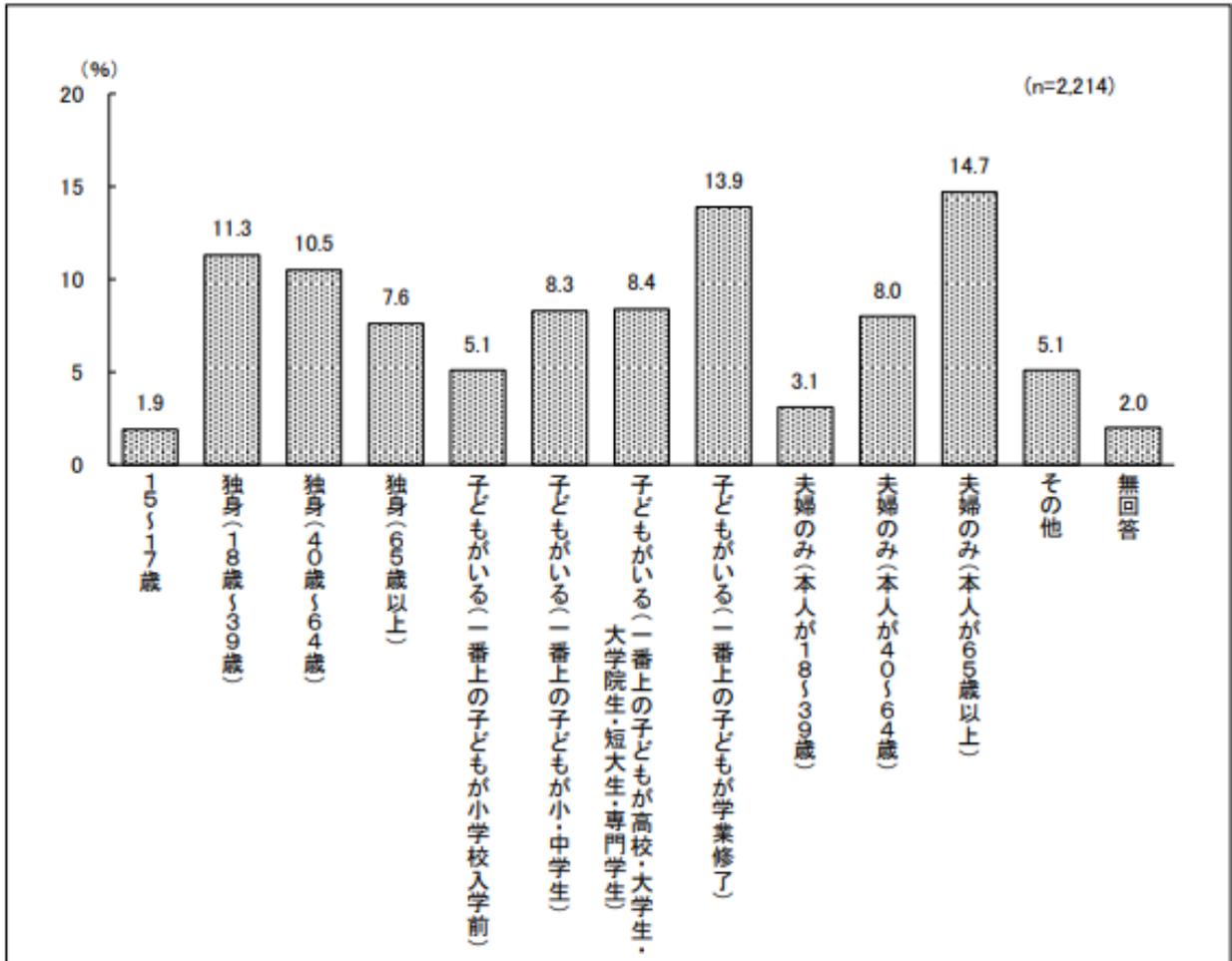
(7) 共働きの有無



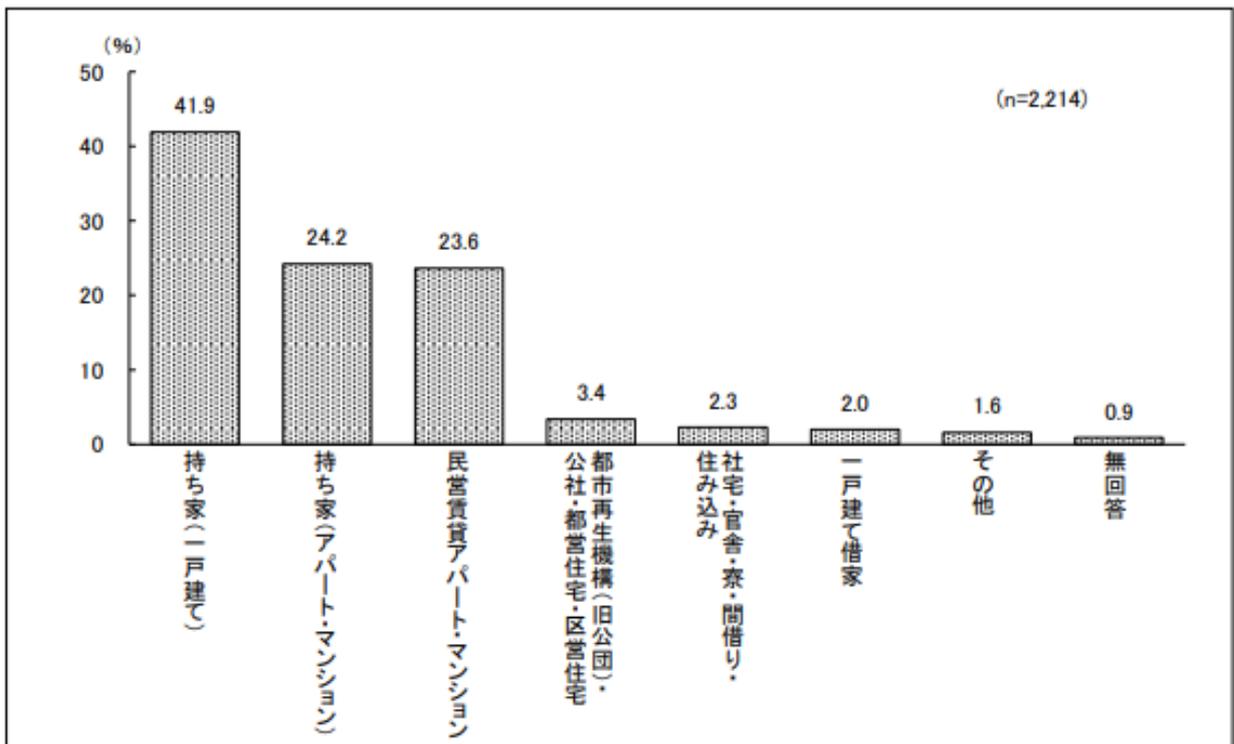
(8) 居住地区



(9) ライフスタイル



(10) 住宅形態



※調査結果は、多文化共生についての項目のみ抜粋しています。

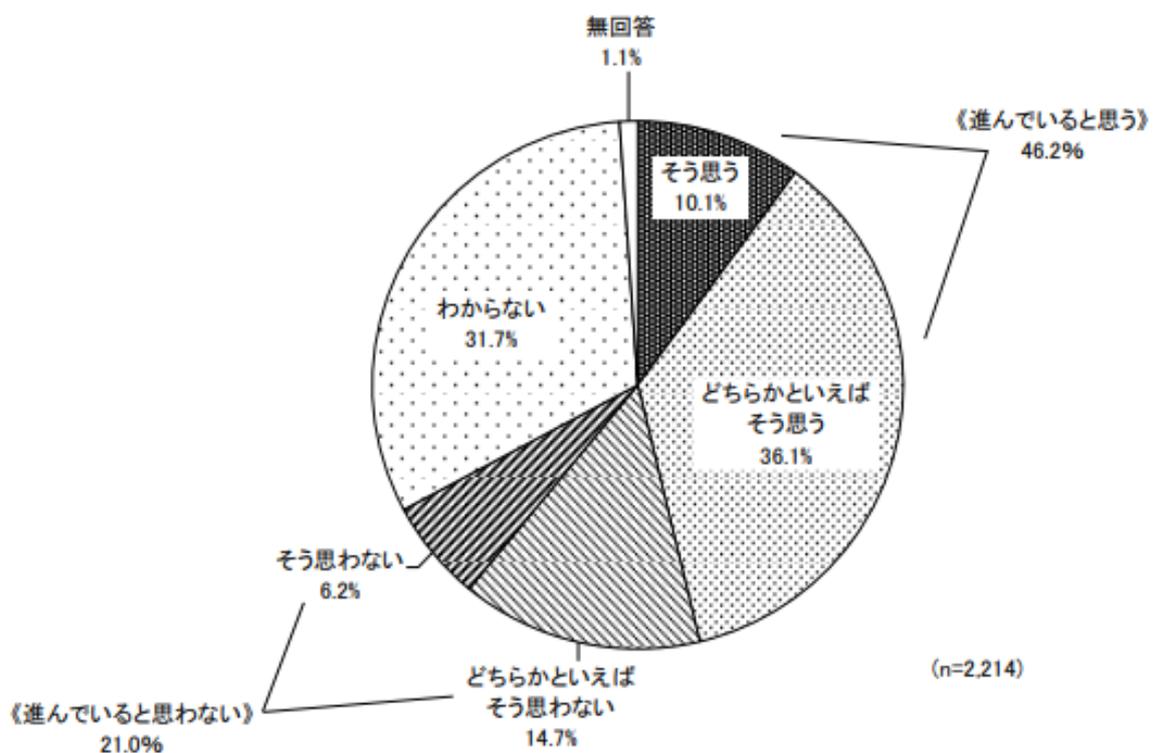
10. 多文化共生

(1) 区が多文化共生社会への進捗状況

◎《進んでいると思う》が4割半ば、《進んでいると思わない》が2割を超える

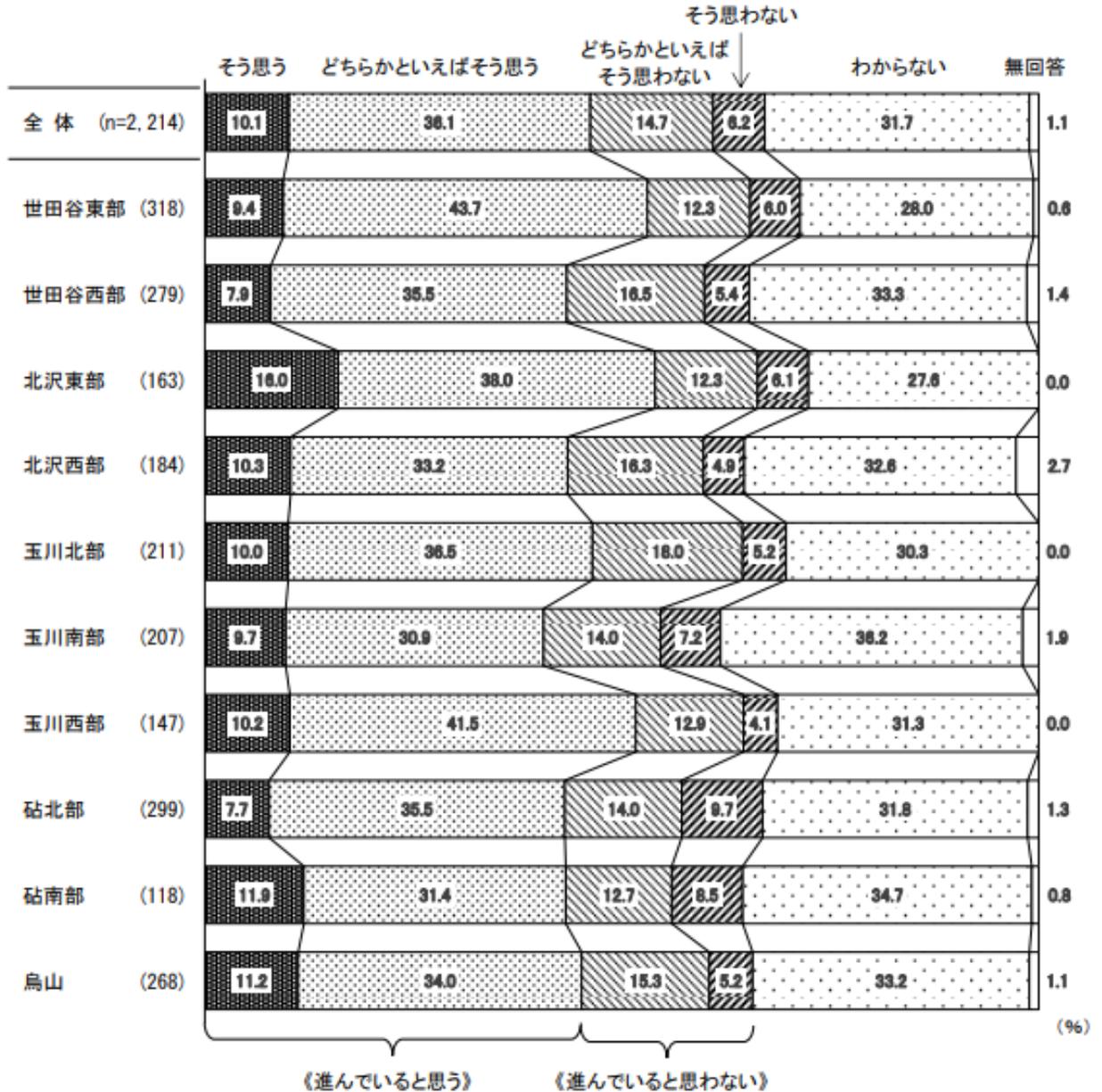
問30 あなたは、「外国人住民と日本人住民が共に暮らす」という視点からみて、世田谷区は多文化共生が進んでいると思いますか。(〇は1つ)

図10-1-1



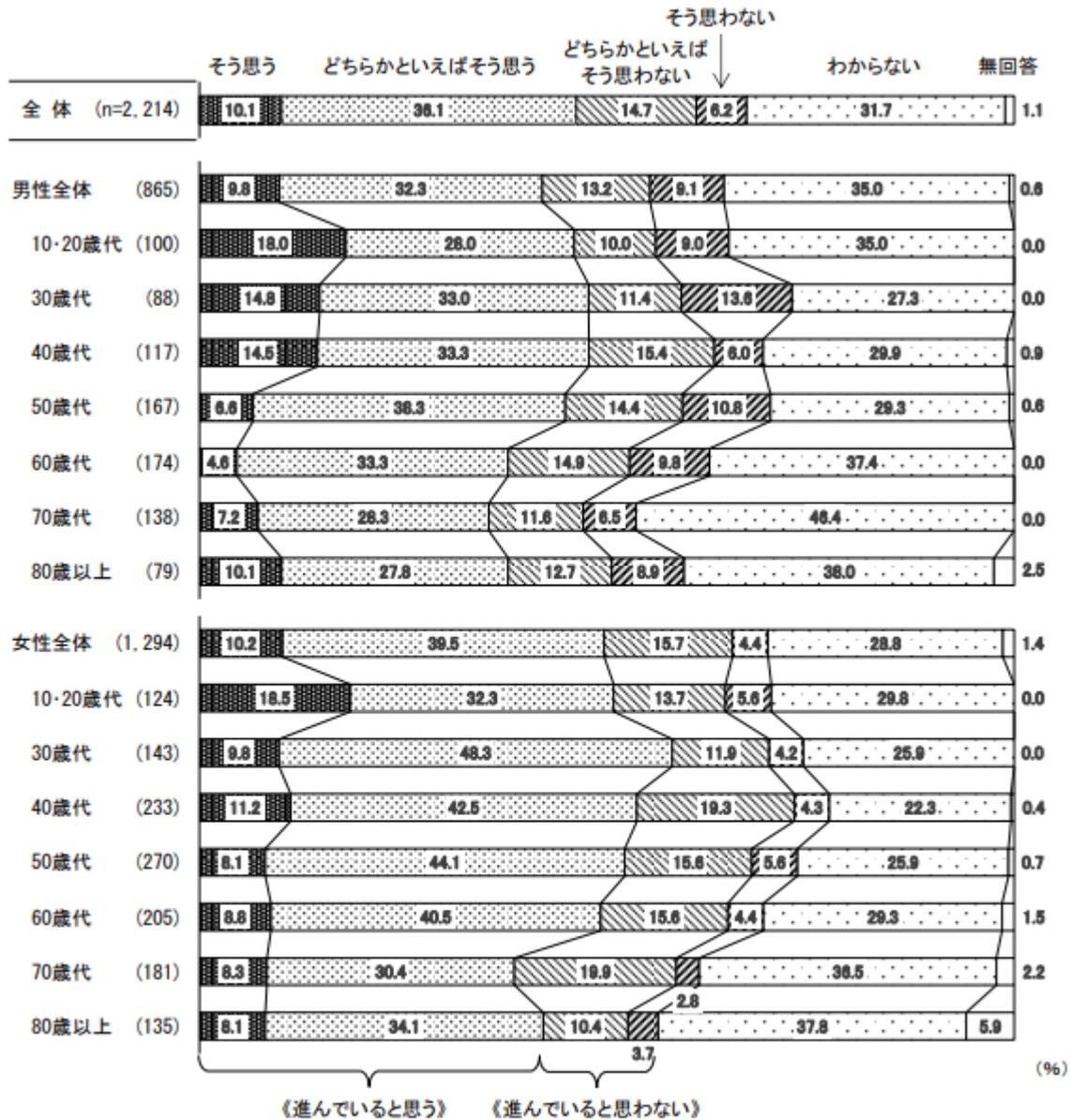
区が多文化共生が進んでいると思うか聞いたところ、「そう思う」(10.1%)と「どちらかといえばそう思う」(36.1%)を合わせた《進んでいると思う》(46.2%)が4割半ばとなっている。一方、「どちらかといえばそう思わない」(14.7%)と「そう思わない」(6.2%)を合わせた《進んでいると思わない》(21.0%)は2割を超えている。(図10-1-1)

図10-1-2 区の多文化共生社会への進捗状況（地域別）



地域別にみると、《進んでいると思う》は北沢東部で5割半ば、世田谷東部、玉川西部で5割を超えている。《進んでいると思わない》は砧北部、玉川北部、世田谷西部、玉川南部、北沢西部、砧南部で2割を超えている。（図10-1-2）

図10-1-3 区の多文化共生社会への進捗状況（性・年齢別）



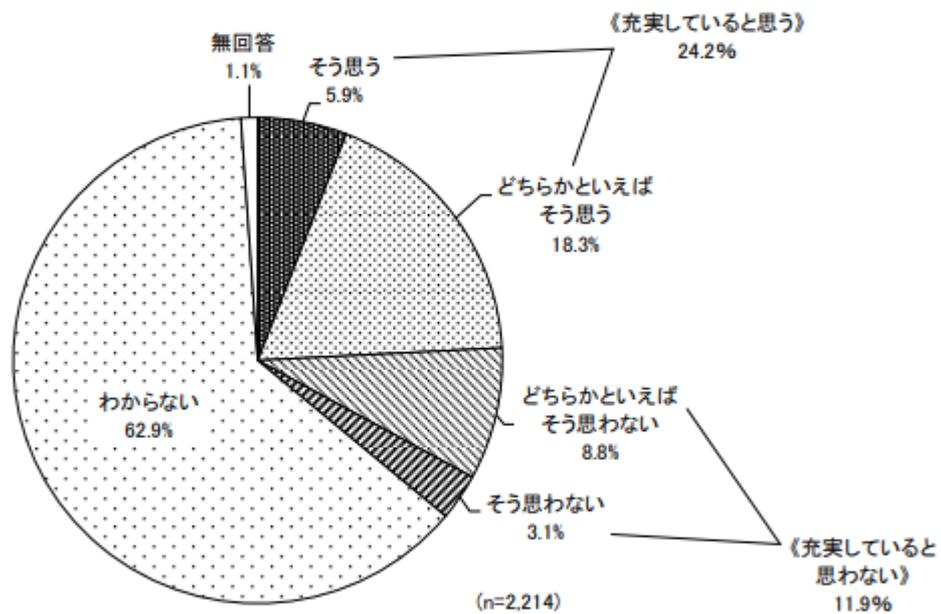
性・年齢別にみると、《進んでいると思う》は女性の30歳代で6割近く、女性の40歳代と50歳代で5割を超え、女性の10・20歳代と60歳代でほぼ5割となっている。《進んでいると思わない》は男性の30歳代と50歳代、60歳代で2割半ばとなっている。（図10-1-3）

(2) 外国人等に対する生活支援の充実状況

◎《充実していると思う》が2割半ば、《充実していると思わない》が1割を超える

問31 区では、外国人等が安心して地域で生活するために、外国人相談窓口の設置や教育相談室の運営、住宅・就労に関する情報提供など、生活全般にわたっての支援を行っています。あなたは、外国人等に対する生活支援が充実していると思いますか。(〇は1つ)

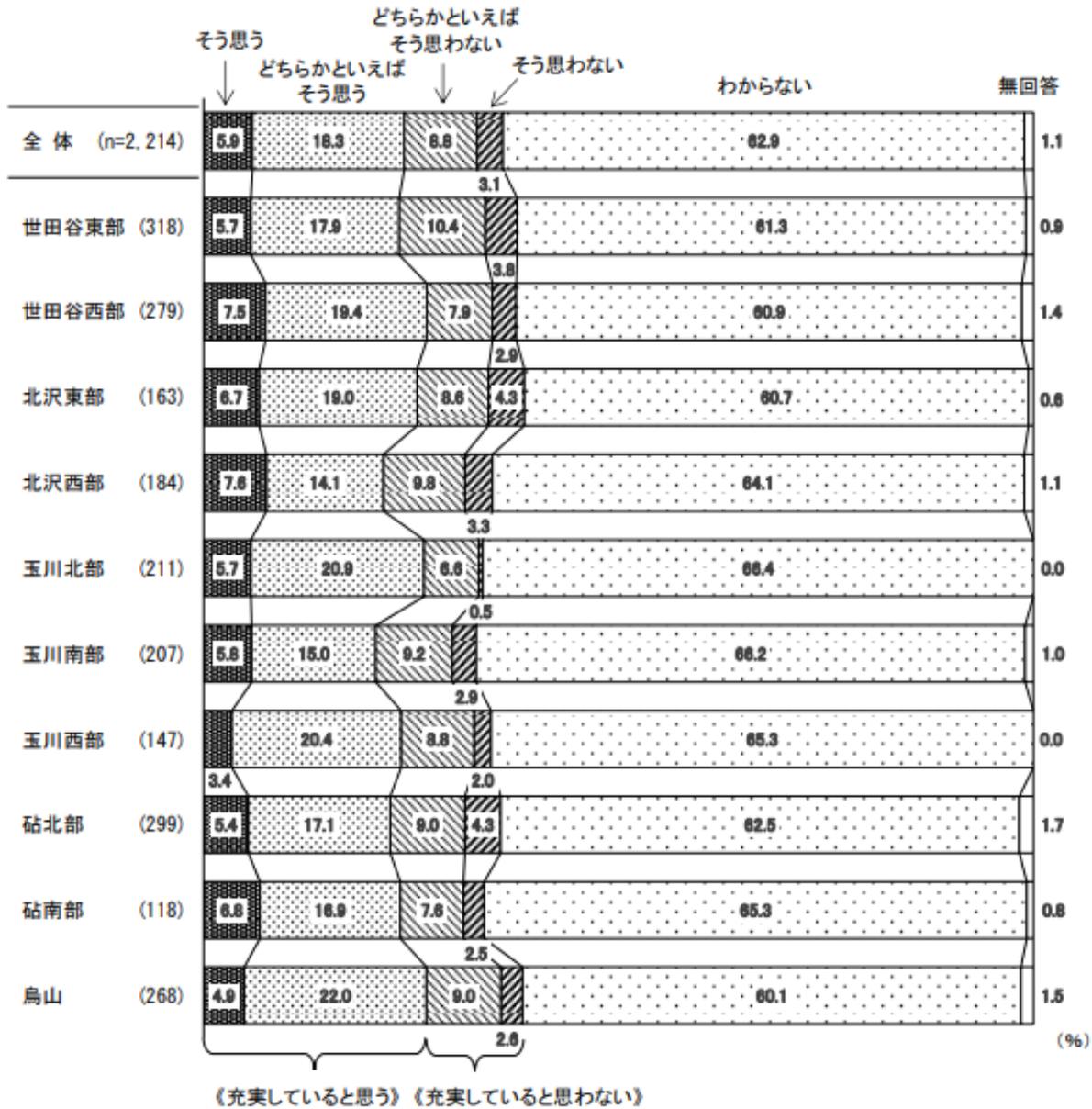
図10-2-1



外国人等に対する生活支援が充実していると思うか聞いたところ、「わからない」(62.9%)が6割を超えて最も高い。「そう思う」(5.9%)と「どちらかといえばそう思う」(18.3%)を合わせた《充実していると思う》(24.2%)は2割半ば、「どちらかといえばそう思わない」(8.8%)と「そう思わない」(3.1%)を合わせた《充実していると思わない》(11.9%)は1割を超えている。

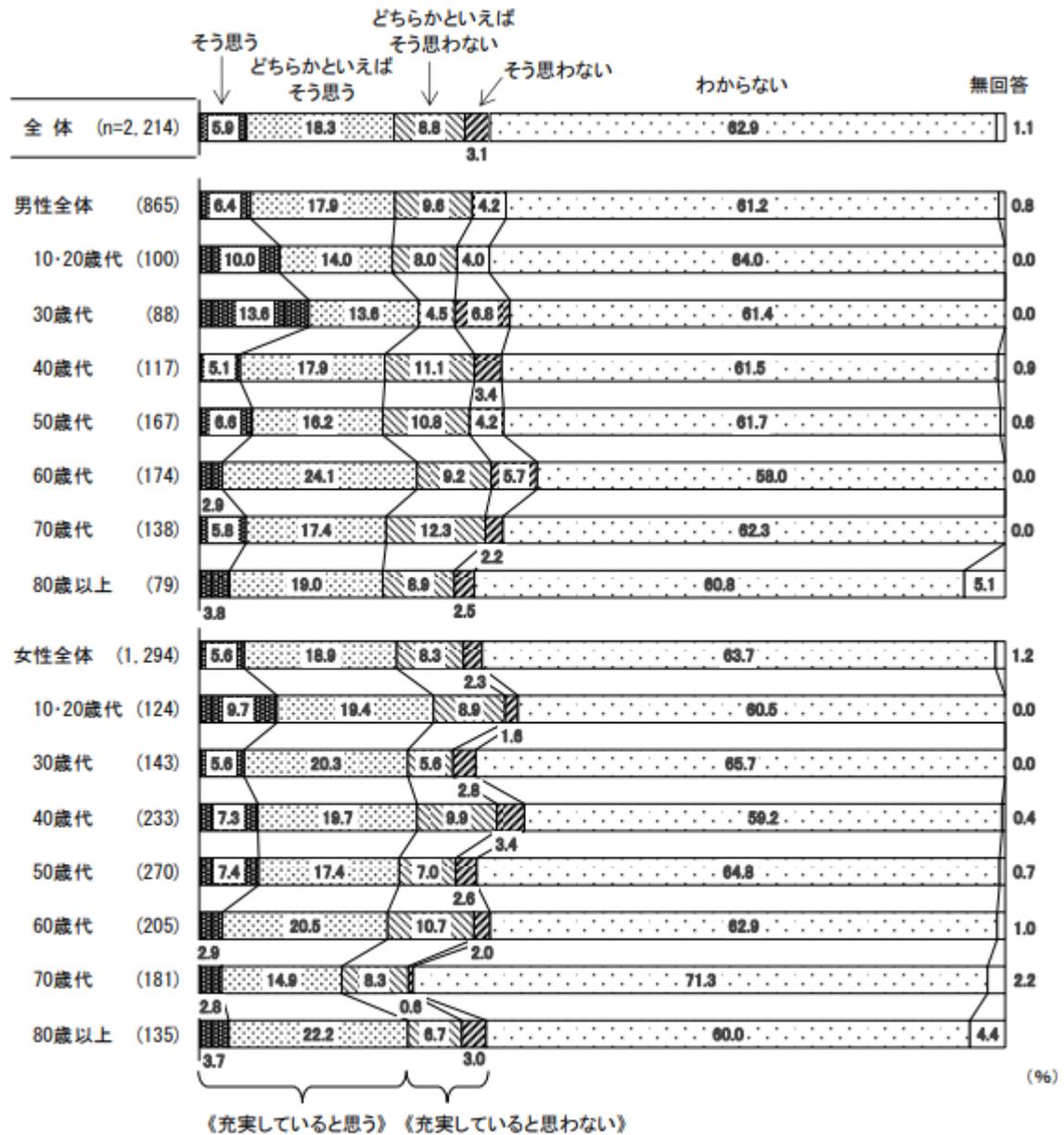
(図10-2-1)

図10-2-2 外国人等に対する生活支援の充実状況（地域別）



地域別にみると、《充実していると思う》は世田谷西部、烏山、玉川北部で3割近く、北沢東部で2割半ばとなっている。《充実していると思わない》は世田谷東部で1割半ばとなっている。「わからない」はすべての地域で6割台となっている。（図10-2-2）

図10-2-3 外国人等に対する生活支援の充実状況（性・年齢別）



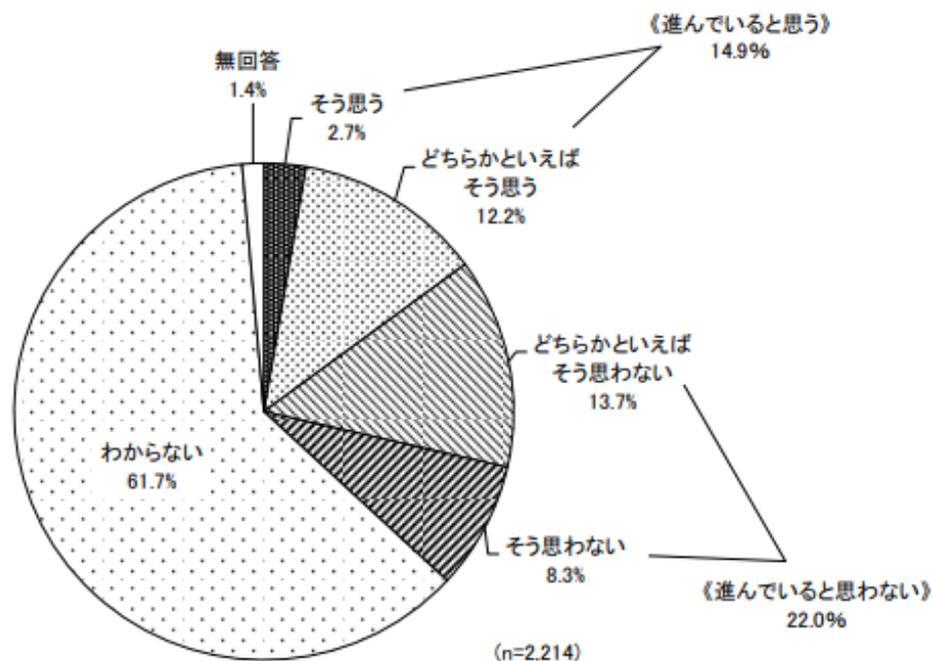
性・年齢別にみると、《充実していると思う》は女性の10・20歳代でほぼ3割、男性の30歳代と60歳代、女性の40歳代で3割近くとなっている。《充実していると思わない》は男性の40歳代～70歳代で1割半ばとなっている。「わからない」は女性の70歳代で7割を超え、男性の10・20歳代、女性の30歳代と50歳代で6割半ばとなっている。（図10-2-3）

(3) 外国人等の地域活動への参加の進捗状況

◎《進んでいると思う》が1割半ば、《進んでいると思わない》が2割を超える

問3 2 区では、外国人等が地域住民の一人として地域社会に参加・活躍できるように、地域のおまつりや防災訓練、ボランティア活動などへの参加を促進しています。
あなたは、外国人等の地域活動への参加が進んでいると思いますか。(○は1つ)

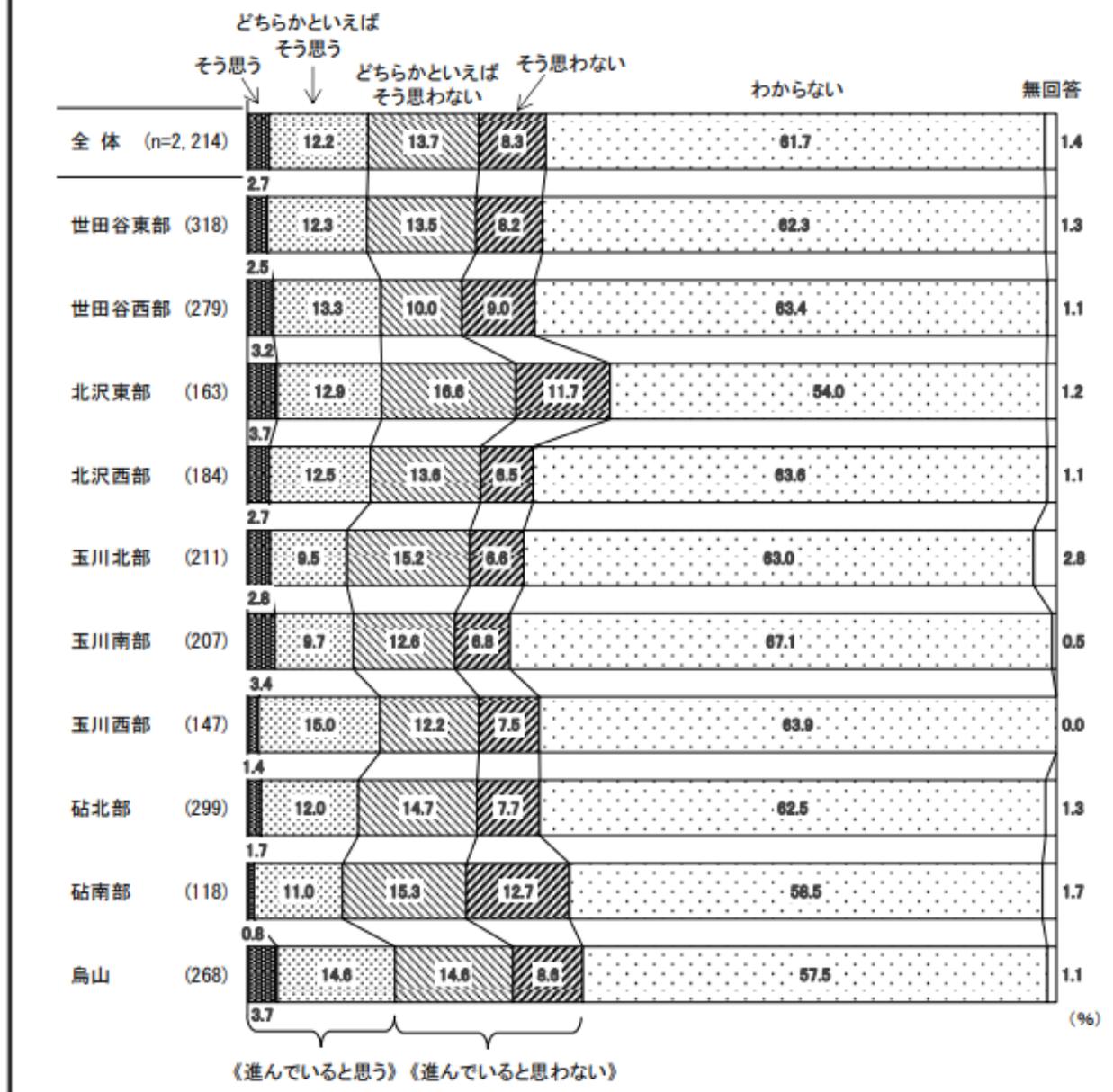
図10-3-1



外国人等の地域活動への参加が進んでいると思うか聞いたところ、「わからない」(61.7%)が6割を超えて最も高い。「どちらかといえばそう思わない」(13.7%)と「そう思わない」(8.3%)を合わせた《進んでいると思わない》(22.0%)が2割を超え、「そう思う」(2.7%)と「どちらかといえばそう思う」(12.2%)を合わせた《進んでいると思う》(14.9%)は1割半ばとなっている。

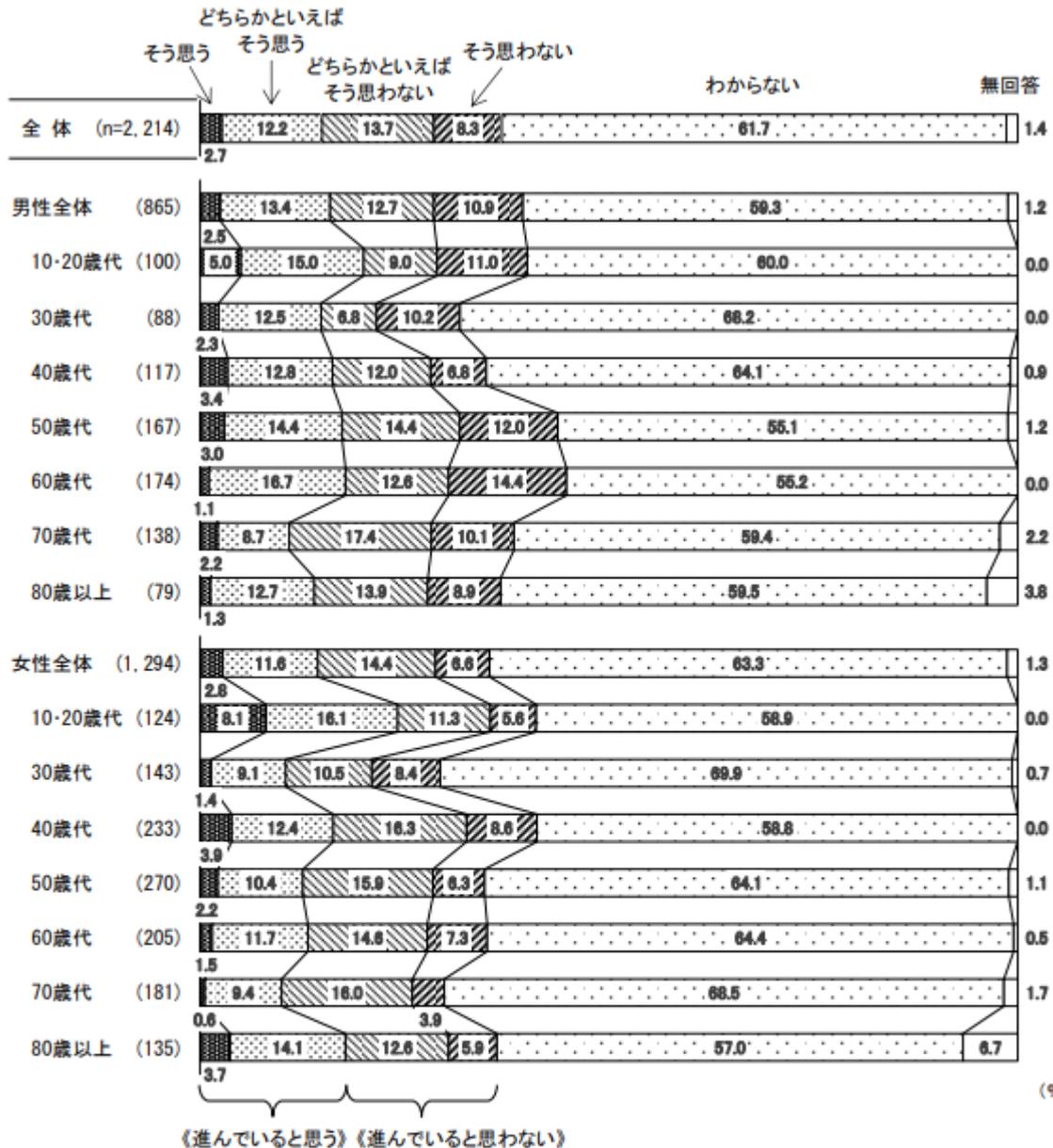
(図10-3-1)

図10-3-2 外国人等の地域活動への参加の進捗状況（地域別）



地域別にみると、《進んでいると思う》は烏山、北沢東部、世田谷西部で2割近く、玉川西部、北沢西部、世田谷東部で1割半ばとなっている。《進んでいると思わない》は北沢東部、砧南部で3割近く、烏山、砧北部、玉川北部、世田谷東部で2割を超えている。「わからない」は玉川南部で7割近くとなっている。（図10-3-2）

図 10-3-3 外国人等の地域活動への参加の進捗状況（性・年齢別）



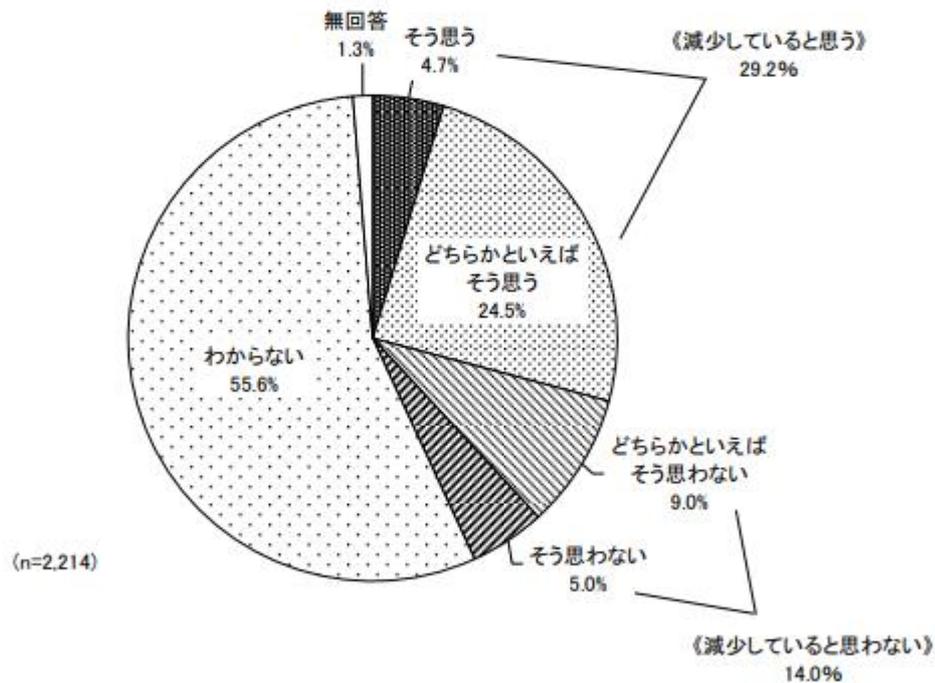
性・年齢別にみると、《進んでいると思う》は女性の10・20歳代で2割半ば、男性の10・20歳代で2割となっている。《進んでいると思わない》は男性の60歳代と70歳代で3割近く、男性の50歳代、女性の40歳代で2割半ばとなっている。「わからない」は女性の30歳代で7割、男性の30歳代、女性の70歳代で7割近くとなっている。（図10-3-3）

(4) 区内の外国人等への偏見や差別の改善状況

◎《減少していると思う》がほぼ3割、《減少していると思わない》が1割半ば

問33 区では、多様な文化を理解し合える交流イベントなどを開催し、区民一人ひとりが互いの文化について理解を深め、偏見や差別を解消することで、多文化共生社会の実現を目指しています。あなたは、区内において外国人等に対する偏見や差別が減少していると思いますか。(〇は1つ)

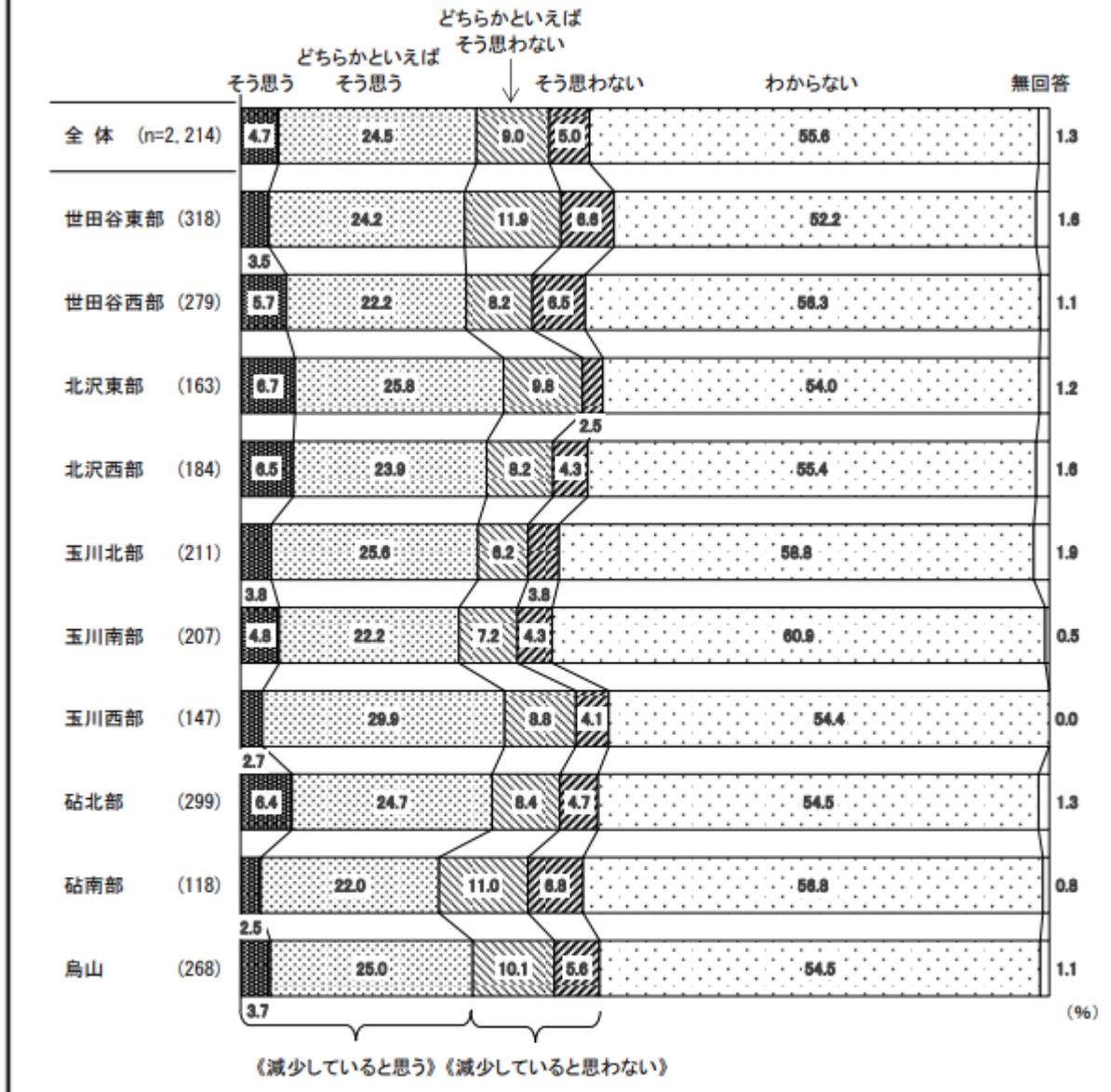
図10-4-1



区内の外国人等に対する偏見や差別が減少していると思うか聞いたところ、「わからない」(55.6%)が5割半ばで最も高い。「そう思う」(4.7%)と「どちらかといえばそう思う」(24.5%)を合わせた《減少していると思う》(29.2%)がほぼ3割、「どちらかといえばそう思わない」(9.0%)と「そう思わない」(5.0%)を合わせた《減少していると思わない》(14.0%)は1割半ばとなっている。

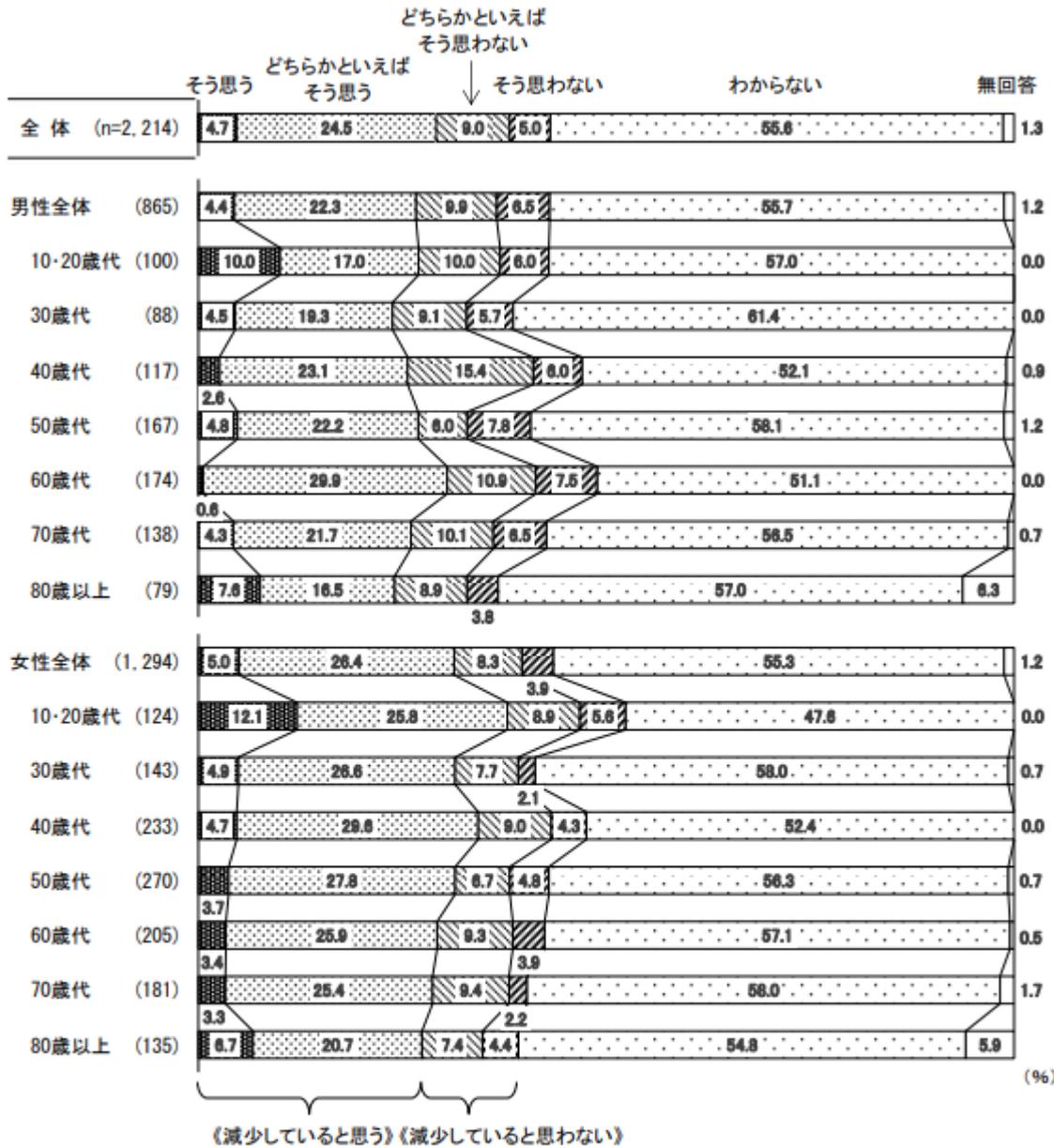
(図10-4-1)

図10-4-2 区内の外国人等への偏見や差別の改善状況（地域別）



地域別にみると、《減少していると思う》は玉川西部、北沢東部、砧北部で3割を超え、北沢西部で3割、玉川北部ではほぼ3割となっている。《減少していると思わない》は世田谷東部、砧南部で2割近く、烏山、世田谷西部で1割半ばとなっている。「わからない」は玉川南部ではほぼ6割、玉川北部、砧南部で6割近くとなっている。（図10-4-2）

図10-4-3 区内の外国人等への偏見や差別の改善状況（性・年齢別）



性・年齢別にみると、「減少していると思う」は女性の10・20歳代で4割近く、女性の40歳代で3割半ばとなっている。「減少していると思わない」は男性の40歳代で2割を超え、男性の60歳代と70歳代で2割近くとなっている。「わからない」は男性の30歳代で6割を超え、男性の10・20歳代と50歳代、70歳代以上、女性の30歳代と60歳代、70歳代で6割近くとなっている。

(図10-4-3)

<参考>

**世田谷区における外国人区民へのアンケート調査
報告書**

令和7年8月

世田谷区

1 概要

(1) 調査目的

区内在住の外国人の生活状況ならびに区に対しての満足度及びニーズを量的調査により明らかにすることで、在住外国人の傾向の把握、外国人支援策の充実を図るための基礎資料とするため、及び、「世田谷区第二次多文化共生プラン」の数値目標として掲げている項目の進捗状況を確認するため。

(2) 調査地域

世田谷区全域

(3) 調査対象・対象数

世田谷区内に在住する 15 歳以上の外国籍区民 1,000 人

(4) 標本抽出方法

無作為抽出法（抽出フレーム：住民記録台帳マスター）

(5) 調査期間

令和 7 年 6 月 2 日（月）～ 7 月 4 日（金）

(6) 調査項目

回答者の属性、日常生活等全体で 14 問（枝番含む）

2 回収数・回収率

調査数・・・ 1,000 件

有効回収数・・・ 253 件

回収率・・・ 25.3%

3 報告書の見方

本書の集計結果表記規則を以下に記載する。

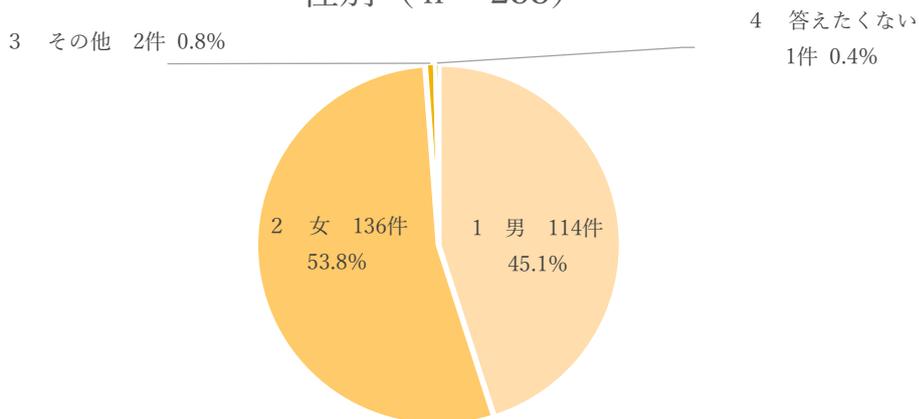
- ・調査対象者（母集団 N=1,000）に対し、253 件の回答を得た。グラフ中の「n」は各設問に対する回答数として示す。
- ・「n」を基に算出した回答率は「%」で表記し、小数点第 2 位を四捨五入している。そのため、内訳合計が全体の計に一致しないことがある。

4 調査結果

3-1 あなた（回答者）について

(1) 性別【F 1. あなたの性別はどれですか（1つに○）。】

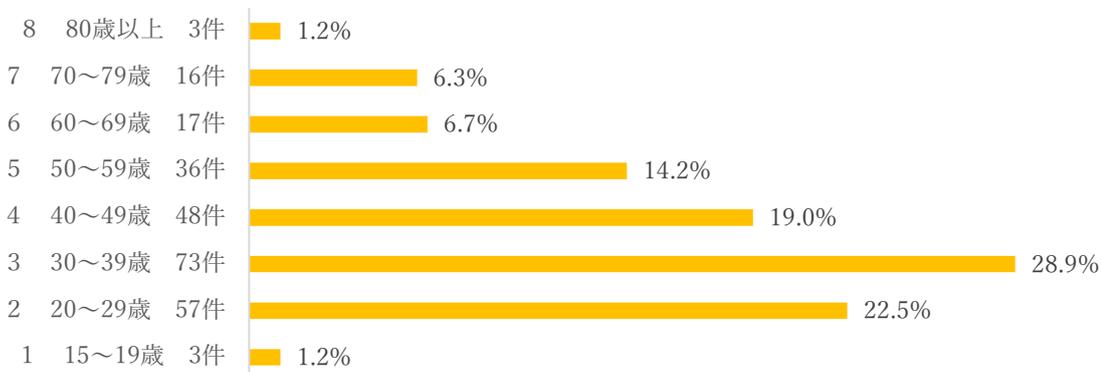
性別 (n = 253)



(2) 年齢

【F 2. あなたの年齢はどれですか（1つに○）。】

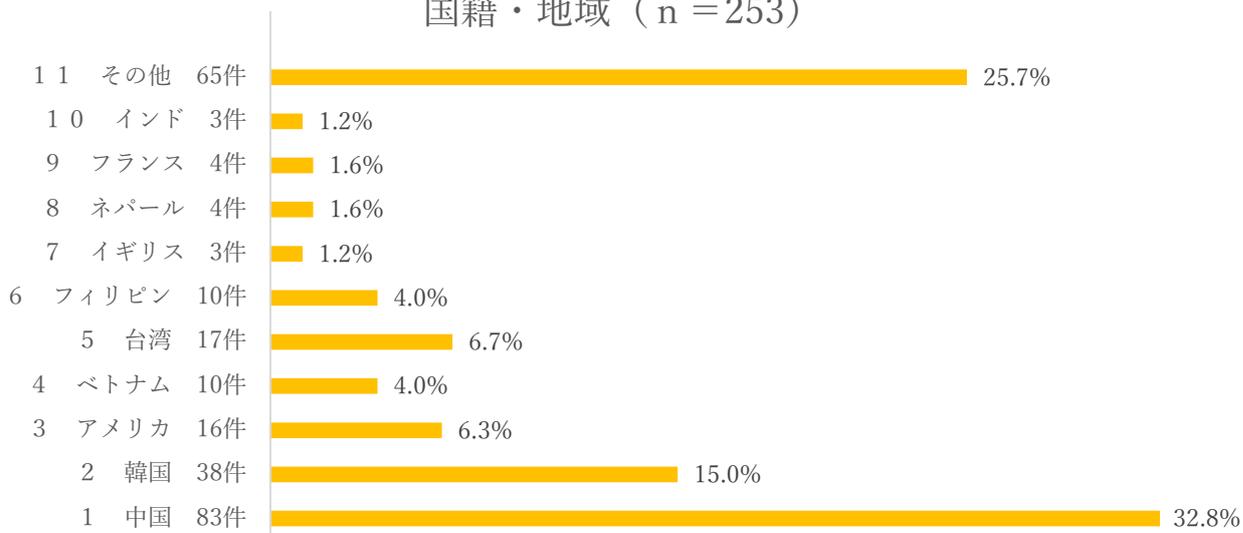
年齢 (n = 253)



(3) 国籍・地域

【F 3. あなたの国籍・地域はどれですか。】

国籍・地域 (n = 253)

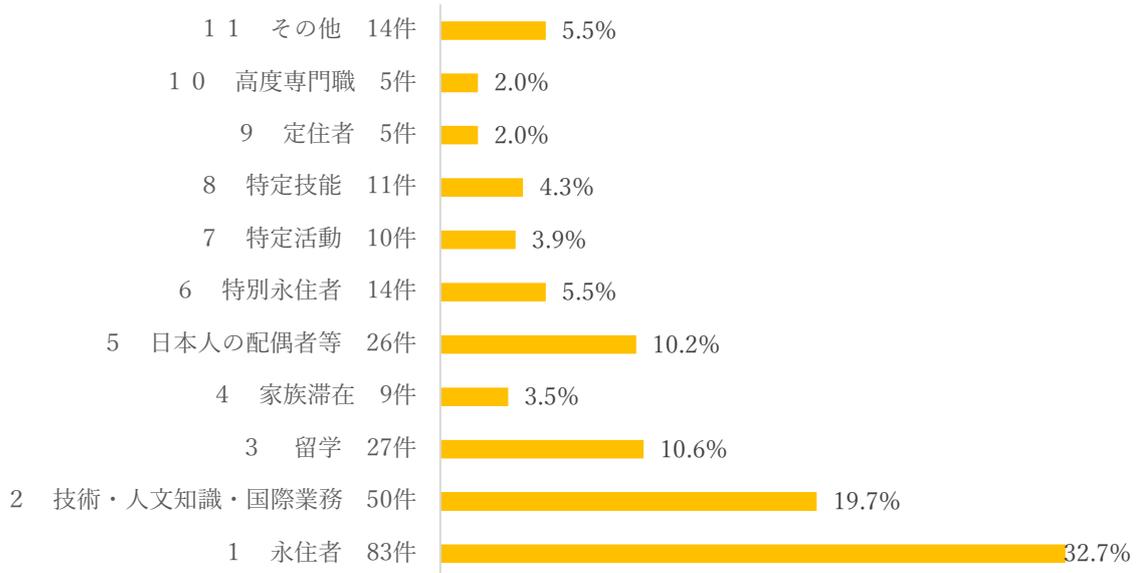


(4) 在留資格

【F 4. あなたの日本での在留資格はどれですか（1つに○）。】

※一部、同一回答者による重複回答が含まれていたため、集計件数が回答者数を1件上回っております。

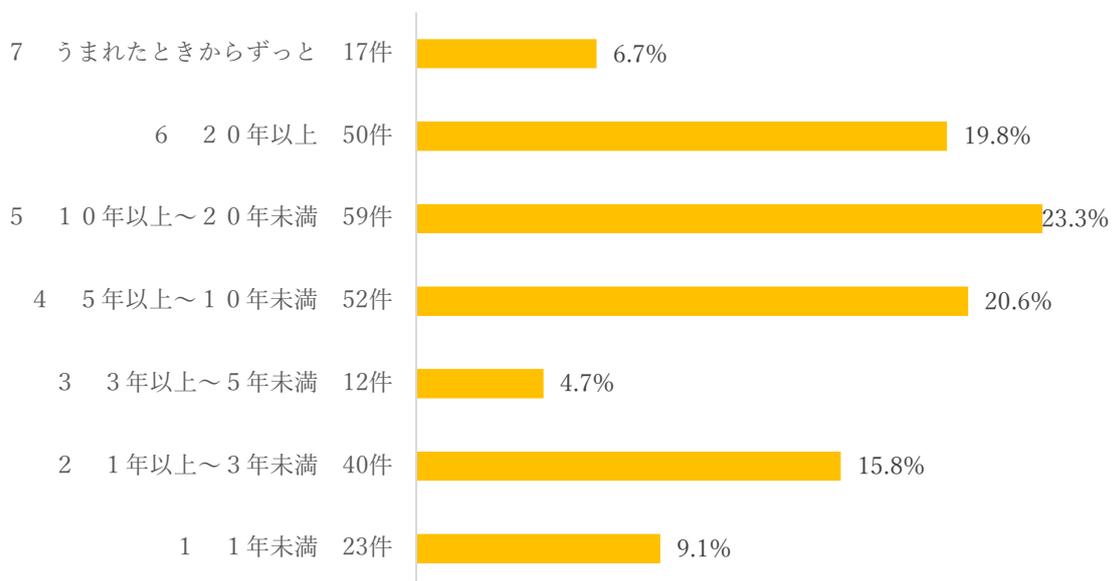
在留資格（n = 254）



（5）日本での在住期間

【F 5. あなたは日本にどのくらいの期間住んでいますか。来日（転入・転出）を繰り返している場合は、日本に住んでいる期間の合計を教えてください（1つに○）。】

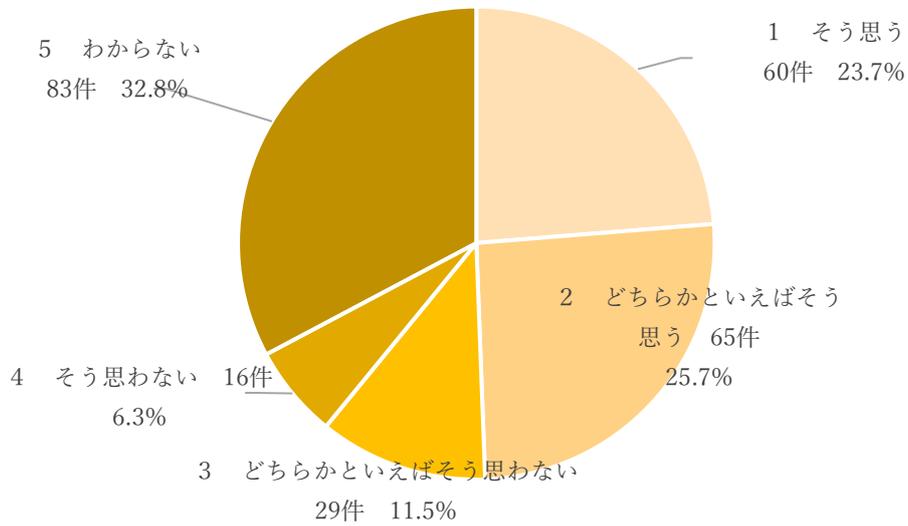
日本に住んでいる期間（n = 253）



(1) 外国人に対する支援の充実

【Q1. あなたは、区内において、教育、住宅、就労など、生活全般の外国人に対する支援が充実していると思いますか（1つに○）。】

外国人に対する支援の充実（n = 253）

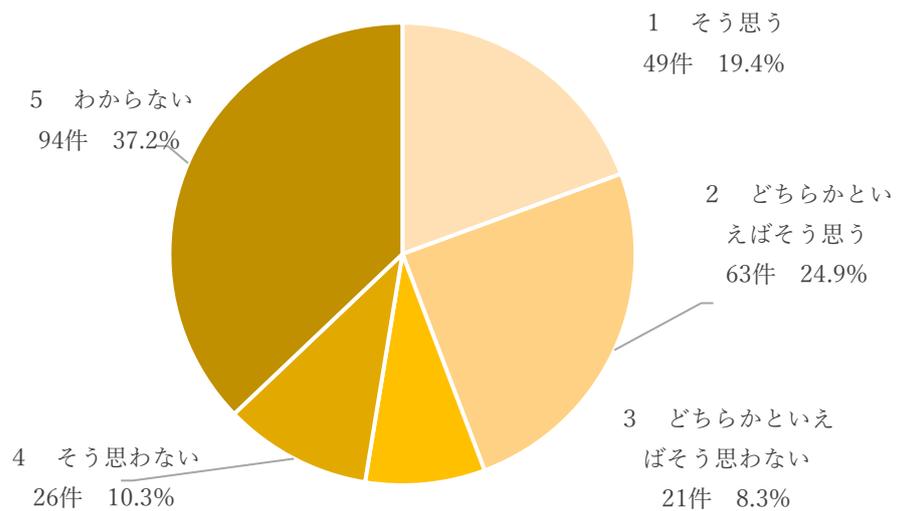


【(A) なぜそう思いましたか。】 ※別紙

(2) 外国人に対する偏見や誤解

【Q2. あなたは、区内において、外国人に対する偏見や誤解が減っていると思いますか（1つに○）。】

外国人に対する偏見や差別（n = 253）



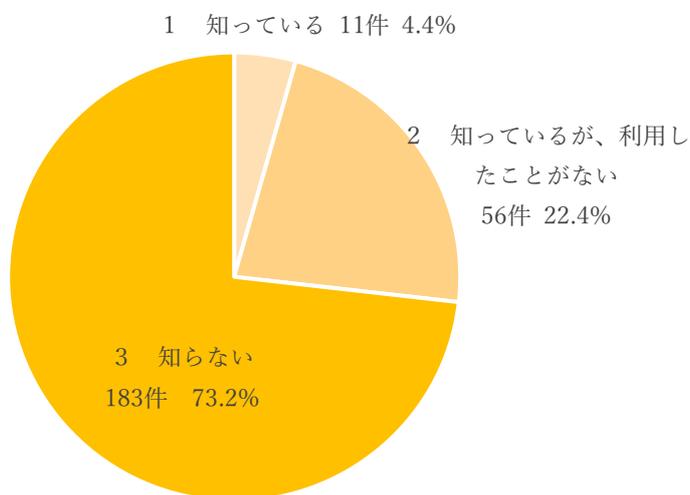
【(A) なぜそう思いましたか。】 ※別紙

3-3 せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）について

(1) せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）の認知度

【Q3. あなたは、せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）を知っていますか。（1つに○）。】

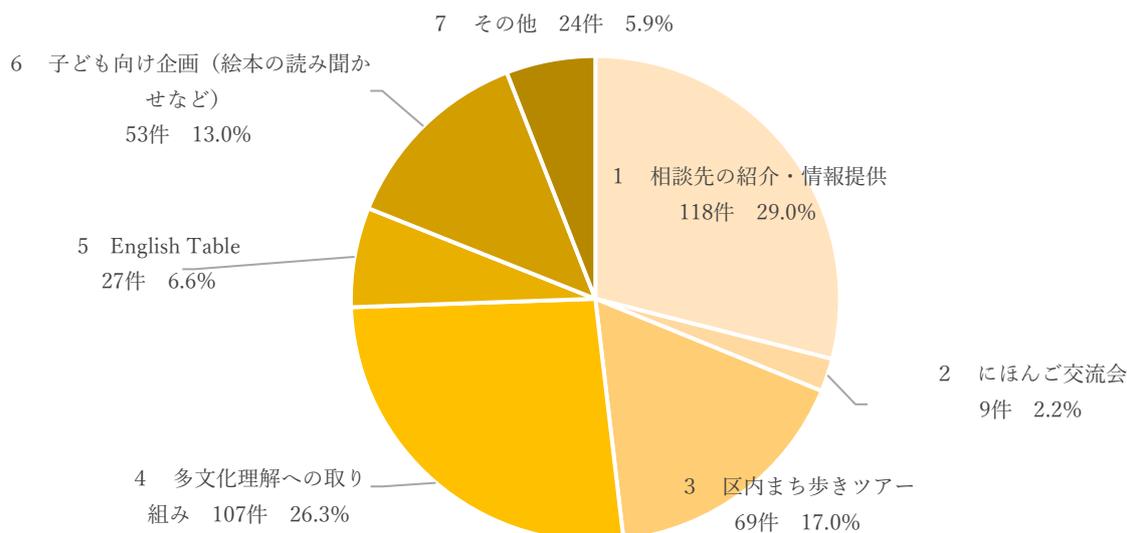
せたがや国際交流センターを知っているか（n=250）



(1) せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）に進めてほしい取組み

【Q4. せたがや国際交流センター（クロッシングせたがや）にどのような取組みを進めてほしいですか（あてはまるものすべてに○）。】

せたがや国際交流センターに進めてほしい取組み（n=407）

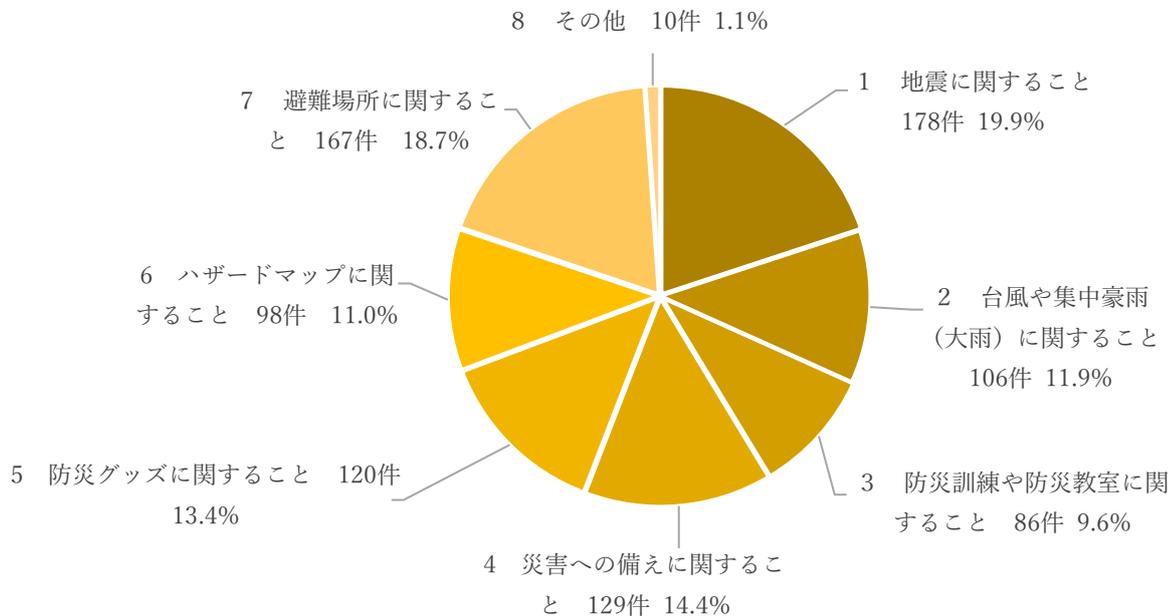


3-4 防災について

(1) 防災について知りたい情報

Q5.あなたは、防災について、日ごろからどのような情報を知りたいですか（あてはまるものすべてに○）

防災について、日ごろからどのような情報が知りたいか（n=894）



【(A) なぜそう思いましたか。】

※別紙

3-4 その他

(1) 意見や要望

【Q6. 世田谷区の区政について意見や要望がありましたら自由に書いてください。】

※別紙

【Q1.(A) 「外国人に対する支援が充実していると思いますか」という質問に対し、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」を選択した方の回答】(全 63 件のうち一部抜粋)

※日本語以外の回答については、日本語に翻訳して掲載

日本のほかの場所と比べて、多くの場所に英語の説明が掲示されている。
世田谷区に住んでいると、特に妊娠中や出産後には、支援を受けていると感じる。
市役所には時々訪れており、可能な限りの支援を提供してもらっている。また、健康に関する情報や役立つ情報をメールで送ってくれることもある。
私の最大の関心事は子育てだが、地元の区役所支所は大変役立ってくれている。
外国人に対して情報提供や意見・提案への対応は、私たちにとって大きな助けになる。
相談できる窓口があるので。
区役所での英語サポートが不足している点を除けば、全体的に十分だと思う。
医療、介護サービスが良い。
支援の情報がいつも伝わっている(防災グッズとか)。
区役所で英語の看板をつけること。やさしい日本語で話してくれること。
教育や医療、相談窓口など、外国人のための支援があるから。
初めて日本に来た時から、区役所から多くの情報を得ることができ、英語での支援も提供されている。
JCA の言語指導は大変役立った。保育園と小学校は良いが、書類の手続きが非日本語話者には非常に複雑。
私は世田谷区で外国人向けの無料日本語教室に参加していた。参加したい時はいつでも参加できる。
クロッシングせたがやの設立は、この街が本当に思いやりを持っていることを示している。
時々、支援金を受けることは本当に役立つことがある。

【Q1.(A) 「外国人に対する支援が充実していると思いますか」という質問に対し、「そう思わない」または「どちらかといえばそう思わない」を選択した方の回答】(全 18 件のうち一部抜粋)

※日本語以外の回答については、日本語に翻訳して掲載

世田谷区で住居は見つけたが、教育や就労に関するサービスは利用していない。就職活動は非常に困難だった。
自分で調べないと分からない情報が多い。
外国人に対する支援の存在を知らない。
世田谷区での就職に関する支援をどこで受けられるか分からない。
住宅支援に関する情報は、自分で積極的に探さない限り、ほとんど見当たらない。
充実しているという実感がないため。また、実感を超えて、充実を示すエビデンスが見当たらないため(厳しめですが)。
世田谷区で外国人向けの支援を受けたことは一度もなく、そのようなサービスがあることも知らなかった。特に住宅に関しては、支援が必要。
支援の内容がよくわからない。
多くの文書は日本語で作成されており、外国人にとってアクセスが困難。
世田谷区役所では良い支援を受けたことがなかった。親切な方はいたかもしれないが、支援の仕組み自体はまったく整っていないと感じた。

【Q1.(A) 「外国人に対する支援が充実していると思いますか」という質問に対し、「わからない」を選択した方の回答】(全 27 件のうち一部抜粋)

※日本語以外の回答については、日本語に翻訳して掲載

書類はすべて日本語で作成されているので、妻が対応している。行政手続きから少し距離を感じている。
ほぼ日本人と同様のサービスを受けられており、どこからどこまでが外国人支援に充たるのかわからないため。
引っ越してきてまだ数ヶ月のため。
情報を取得しようとした事がないため、わからない。
支援を求める場がなかったため。
あまり利用していないため、充実しているかわからない。

【Q2.(A) 「外国人に対する偏見や差別が減っていると思いますか」という質問に対し、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」を選択した方の回答】(全 55 件のうち一部抜粋)

※日本語以外の回答については、日本語に翻訳して掲載

世田谷区で出会うほとんどの日本人は、外国人に対して非常にオープンで親切。
住民やインバウンドの観光客が増えたので、見慣れたためではないか。
6 年位住んでいるが、偏見や差別は感じたことは全くない。住みやすいし親切的な町だ。
昔と比べると色々な所で、外国人に優しくなったと感じる。区役所へ行く手続きが楽になった。
私は長年日本に滞在していますが、日本において偏見や誤解を経験したことはない。
小さな子どもたちは、以前のように「ハロー」と声をかけてくるのが少なくなった。
近所の人は優しい。
国籍関係なく仲良くさせて頂いているから。
分からないことがあれば、日本人達はちゃんと教えてくれる。
国際化が進むにつれ徐々に減っていると思う。
生活の中で普通に過ごすことができているから。
大人も子供も外国の文化や言語に興味を持っていることがわかる。
外国人であることで誤解を受けたことはない。私たちの言語面での困難にも、多くの人が理解を示し、支援的だと感じる。

【Q2.(A) 「外国人に対する偏見や差別が減っていると思いますか」という質問に対し、「そう思わない」または「どちらかといえばそう思わない」を選択した方の回答】(全 20 件のうち一部抜粋)

※日本語以外の回答については、日本語に翻訳して掲載

幼少期の自身と同年代の子供からうけた偏見や誤解と比べると、今の小学生の話を聞く限りでは、それらが減っているように感じる。逆に大人の間では、特定の国籍や人種に対する差別的な発言や偏見を見聞きする機会が数年前と比べて体感として増えた気がする。ただし、これは国内に限ったことではなく、首都圏近郊で割と感じる傾向。自身は、人種が日本人と同じアジア人で見た目による差別を受けにくいいため、日常生活では名前を聞かれるまでは特に不便を感じる事が少ない。
外国人は文化が違うから奇妙に見えるのかもしれない。
私は日本社会のルールを尊重するよう努めていますが、観光客の増加が、日本人の間で外国人への悪いイメージを生んでいるように感じる。時々、外国人として、観光客の行動に恥じ入ることもある。日本を訪れる外国人の悪い行動に直面しなければならない日本人に対して、申し訳なく思う。
家を賃貸する時、外国人だと知ったとたん断られる。態度が変わる。

【Q2.(A) 「外国人に対する偏見や差別が減っていると思いますか」という質問に対し、「わからない」を選択した方の回答】(全 25 件のうち一部抜粋)

※日本語以外の回答については、日本語に翻訳して掲載

世田谷区内はわからないが、日本全体的にまだ偏見や差別が多発していると思う。
引っ越してきてまだ数ヶ月のため。
偏見や差別を受けたことがないから。
普段生活ではあまり意識していないし、比較する対象もない。
世田谷区の以前の状況が分からないので、増加しているのか減少しているのか分からない。
日本の集団活動に参加することが少なく、日本人の友だちも少ないため。

【Q4. せたがや国際交流センター(クロッシングせたがや)にどのような取組みを進めてほしいですか。(「その他」で記載があった回答)】(全 16 件のうち一部抜粋)

※日本語以外の回答については、日本語に翻訳して掲載

通訳翻訳サービス
文化的な地域交流イベント
クラブ(グループ/クラス) 参加できるもの: ガーデニング、フラワーアレンジメント
働く大人の状況を考慮したイベント
さまざまな言語の学習・交流の機会。例えば、イタリア語やフランス語など
子ども向けの自然教育や、日本の民俗活動への参加

外国文化を区民に知ってもらう取組み
同じ国籍同士の交流会
外国人区民と日本人区民の交流を促す会

【Q5. あなたは、防災について日頃からどのような情報を知りたいか。（「その他」で記載があった回答）（全7件）

※日本語以外の回答については、日本語に翻訳して掲載

コミュニケーションの方法
消防救助訓練
富士山の噴火 / 爆発
区が実施している対策は十分です
ベンガル語マニュアルが欲しい
地下シェルター
過去災害記録・振り返り

【Q5.(A) どうしてその項目を選びましたか（防災について知りたい情報について）（全87件のうち一部抜粋）

※日本語以外の回答については、日本語に翻訳して掲載

住民を避難場所に誘導するために、もっと標識を設置すべきだと思う。
私はオンラインで情報を読みましたが、専門家から直接聞きたい。自宅でどこに行くべきか、何を準備しておくべきかを知りたい。災害の際にどのように通知されるのか、最後に、他の人をどのように助けることができるのかを知りたい。
日本では地震が頻繁に発生するため、地震についてより深く学びたいと考えている。また、自然災害が発生した際に自分自身をどのように保護すべきかについても知りたい。自然災害が発生した際に、どの場所がより安全とされているのか、そして人々が知っておくべき重要なポイントは何なのかを理解したいと考えている。なぜなら、これらの情報は非常に重要だと考えているからである。
災害に関する最新情報や、その状況にどのように対処するかについての情報を得たいと思う。また、そのような状況の取り扱い、生存キット、避難場所、手続きに関するすべての必要な情報を持つことも重要だ。上記のすべてにより、万が一の場合にどのように備えるべきかを知ることができる。
生活の安全に関する情報については、幅広い分野に関心があるため。
関連の知識を理解して、適切な備えをしたいため。
万が一首都直下型地震が来た場合、孤立しがちな外国人としてどのように備えたほうが良いのかを知りたいから。
外国人は日本人と比べて災害に対する意識や危機感がうすいと思うので、備えについての情報を広げて意識を高めるのが良いと思う。
地震や災害の際、自宅から最も近い避難場所を知りたい。そして受入れ体制が整っているのか、どのタイミングで避難場所へ移れば良いのか等をリアルタイムで知りたい。

【Q6. 世田谷区の区政について意見や要望がありましたら自由に書いてください。】（全79件のうち一部抜粋）

※日本語以外の回答については、日本語に翻訳して掲載

特に大きな不満はなく、現時点では満足しながら暮らしている。
世田谷区は面積が広すぎるため、家の近くでイベントがあるなら、積極的に参加して、もっと多くの友だちを作りたい。もっと宣伝を増やして、影響力を高めてもらいたい。私は世田谷区に引っ越して1年あまり経ち、やっとこうしたイベントやサポートがあることを知った。
たくさんのご支援ありがとうございます。世田谷区の行政に守られていると感じ、安心している。
私は世田谷区が大好き。
世田谷区は住みやすいところだ。便利でいろいろなことをサポートしてもらえるからだ。活動について興味がある。区内街歩きツアーがあったら知らせてほしい。日本語の勉強について日本語でおしゃべりした

い。機会が少ないので、もし日本語会話グループ等日本語のおしゃべりなどを行っていただければ、参加したいと思う。
世田谷は素晴らしい場所であり、外国人がその歴史と文化に溶け込めることを願っている。地域性は重要であり、この街は国際的ではあるが、私たちは世田谷にいるのだからこの土地についてもっと知ろう。ご尽力に感謝する。
世田谷区が実施する年次健康診断において、外国人にとってコミュニケーションがしやすいように、英語を話すスタッフや医師がいる医療機関・病院のリストを別途提供してほしい。今後のさらなる尽力を祈っている。
(学生に限らず)日本語学習の学校が不足していると感じている外国人に向けての対応も必要である。
せた Pay (または他のツール) を住民にとってより良いものにしてほしい。
2~4 歳の子どもや小さな子どもを持つ家庭向けの日本語クラスやアクティビティ、支援をもっと利用できるようにしてほしい。
この安全で協力的で平和な街に住むことができている。3 歳になる娘がこの素晴らしい場所で育っていることを嬉しく思う。世田谷はよくやってくれている。
①日本に来たばかりの外国人にとって、家を借りることは難しい問題である。特に、多くの貸主が外国人には貸さない状況では。この面において、サポートや支援をしてもらえるように希望する。②外国で生まれ育った保護者から見れば、日本の学校行事は多くの日本人にとっては当たり前であっても、その実情はわかり得ない。このため、区として、こうした保護者向けの勉強会を開催し、子どもの教育に関して遭遇する可能性のある問題や、学校側が保護者の関与を必要とするだろう事項について、教えてもらいたい。
定期的に多言語学習・交流会を開催し、各国の人々の相互理解を促すことを期待する。
全体的に、非常に良いと思う。環境も、公園緑化も大変良い。外国人と日本人が相互に「深く交流できる」イベントがもっとあれば、両国の人々の相互理解を促し、友好を深められるので、もっと良いと思う。また、自分の住む地域に対して、自分自身も微力ながら貢献したいと思う。
親子で参加できるイベントを増やしてほしい。
気楽に相談できる場所がもっと増えると嬉しい。
外国人向けの日本語教室をもっと増やしてほしい。
子ども向け企画やイベントを充実して頂けたら嬉しい。
自然災害により電柱が倒壊する可能性が高いので、電線の地中化を進めるべきだ。その結果、世田谷区の景観も多少はよくなるだろう。
図書館や区民のためのスポーツセンターがまだ少ない。
共働き世帯への支援をもっと強化して欲しい。
世田谷区には色んな国の料理が食べれる飲食店がたくさんある。それらを外国人に対する差別や偏見を減らすことや、日本人の多文化理解を深めるための施策につなげられると思う。また、世田谷区は比較的外国人にとっては住みやすいと思う。このようなアンケートなどで、更に住みやすい地域にするための取組みを行っていて、大変うれしく思う。ありがとう。
なし。あるとするならば、新規転入してくる時に区のサービス、周辺情報などについて、マニュアルかデジタルガイドがあれば役に立ちそう。いつも過ごしやすい町づくりをありがとう。
外国の文化を紹介する祭りのようなイベントを開催したりすることで、より多くの日本人に外国人の文化・存在を知ってもらおう。また、日本の文化を知るワークショップを行ってほしい。仕事以外で生活している地区で友達を作りたいけどチャンスがない。
外国人市民を保護・支援すべき対象としてのみ捉えるのではなく、区政を日本人と共に担う対等なパートナーとして扱うべきである。まずは、外国人市民会議のような制度を検討してもよいのではないかと考える。

<参考>

世田谷区における外国人区民の意識・実態調査
報告書（概要版）

令和4（2022）年12月
世 田 谷 区

I-3. 回収数・回収率

回収数・回収率などは以下の通りであった。

■ 全体配布数・回収数・回収率

	全体	男性	女性	その他	性別記入なし
調査数	2,000	1,005	995	-	-
未着数	35	-	-	-	-
有効回収数	199	90	106	-	3
回収率 (%)	10.1	9.0	10.7	-	-

■ 地域別配布数・回収数・回収率

	(n) 割合 (%)	①世田谷	②北沢	③玉川	④砧	⑤烏山
配布数	1,965	523	424	521	289	243
(%)	100	26.6	21.6	26.5	14.7	12.4
回収数	189	43	33	67	28	18
(%)	100	22.8	17.5	35.4	14.8	9.5
調査票言語 日本語	86	18	15	30	12	11
英語	57	13	12	19	8	5
中国語簡体字	19	6	1	7	5	0
中国語繁体字	8	2	1	3	1	1
ハングル	5	1	1	2	0	1
回収率 (%)	-	8.2	7.8	12.9	9.7	7.4

※回収数 199 及び調査票言語日本語数 2,000 には地域不明 10 を含めている。

I-4. 報告書の見方

本書の集計結果表記規則を以下に記載する。

- 調査対象者（母集団 N = 2,000）に対し、199 件の回答を得た。（n = 199）
表及びグラフ中の「n」は、各設問に対する回答者数として示す。
- 「n」を基に算出した回答率は「%」で表記し、小数点第 2 位を四捨五入している。
そのため、内訳合計が全体の計に一致しないことがあるが、表記上は「100.0」としている。
- 各設問において回答が無かったものは「無回答」として、「n」に含めず、表外に数値として表記している（単純集計のみ）。なお、3つ以内に○を付ける設問で、4つ以上に○を付けて回答するなど、回答方法に誤りがある場合は「無効回答」とし、「無回答」に含めることとする。
- グラフ内割合表記において、全ての値について表記することを原則としているが、紙面制約上省略しているもの（0.0%など）が一部ある。
- クロス集計における「n」は、その設問における分析項目の無回答者数を含むため、内訳合計に一致しないことがある。
- クロス集計による分析において、分析軸の項目母数が 10 未満のものは、全体比率と顕著な差がある選択肢であっても本文中ではふれていないことがある。
- 複数回答可の設問における表及びグラフについて、回答件数の合計は「n」を超え、また回答比率の合計は 100.0% を超えた表記となっている。

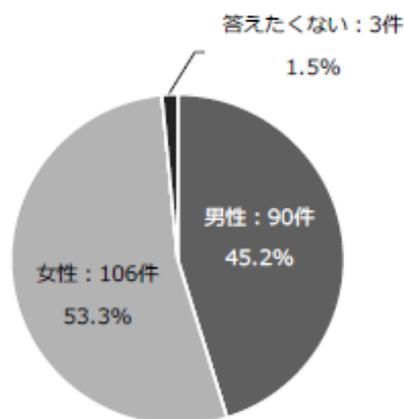
Ⅱ. 調査結果

Ⅱ-1. あなた（回答者）について

(1) 性別

【F1. あなたの性別はどれですか（1つに○。）】

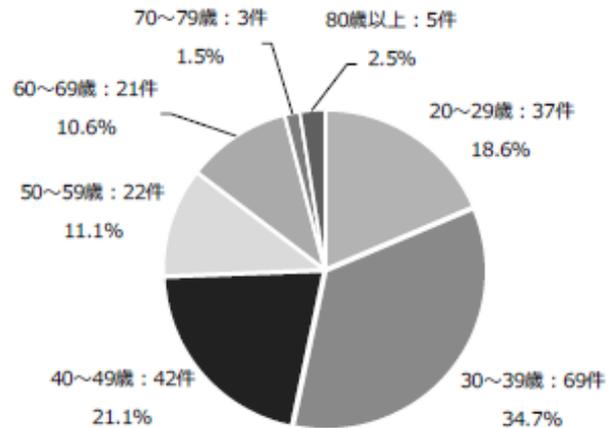
性別（n=199）無回答0



(2) 年齢

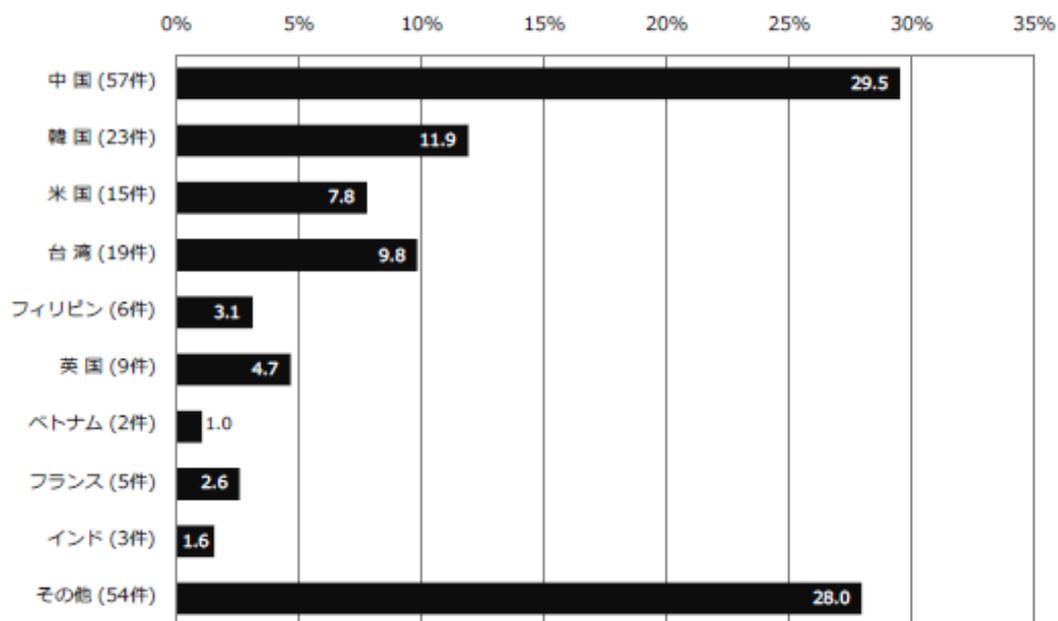
【F2. あなたの年齢はどれですか（1つに○。）】

年齢（n=199）無回答0



(3) 国籍・地域 【F3. あなたの国籍・地域はどれですか。】

国籍・地域（n=193）無回答6

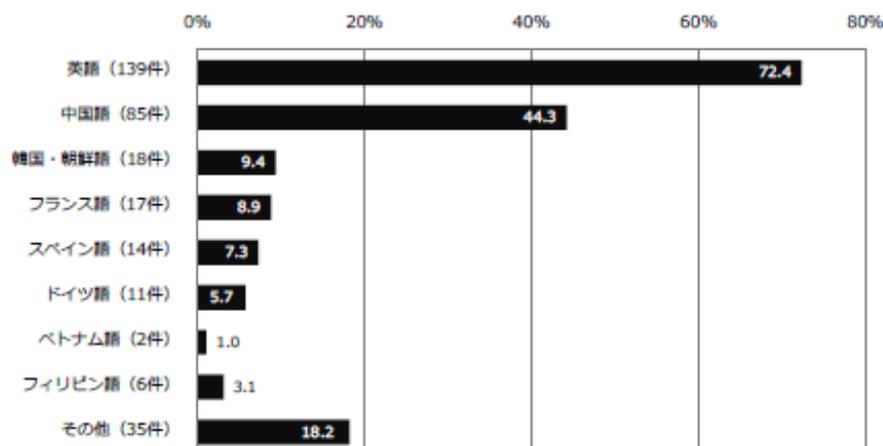


「中国」が57件・29.5%で最も多く、「韓国」が23件・11.9%、「台湾」が19件・9.8%、「米国」が15件・7.8%、「英国」が9件・4.7%、「フィリピン」が6件・3.1%と続いている。

II-2. ことばについて

(1) 自由に使えることば 【Q1. 日本語以外のことばのうち、自由に使えることばは何ですか（あてはまるもの全てに○。）】

自由に使えることば (n=192) 無回答7 ※累計 (n) : 327 / 累計 (%) : 170.3

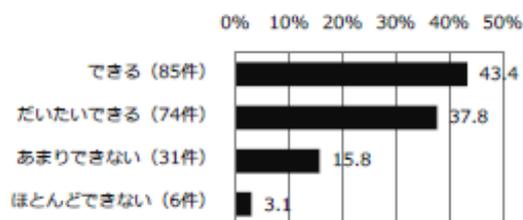


日本語以外で自由に使えることばでは、「英語」が139件・72.4%で最も多く、「中国語」が85件・44.3%、「韓国・朝鮮語」が18件・9.4%と続いている。「その他」の記述回答には「広東語」4件・2.1%、「ロシア語」4件・2.1%があった。

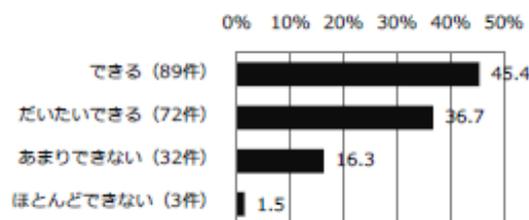
(2) 日本語（話す・聞く・読む・書く）のレベル

【Q2. あなたはどれくらい日本語ができますか（1つに○。）】

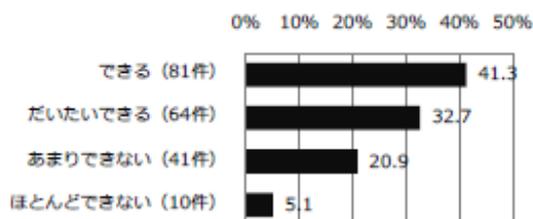
話すこと (n=196) 無回答3



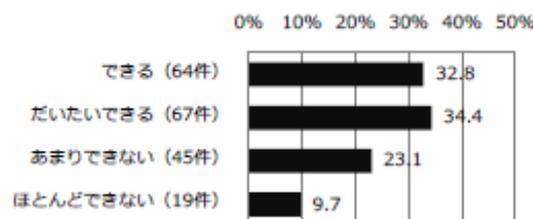
聞くこと (n=196) 無回答3



読むこと (n=196) 無回答3

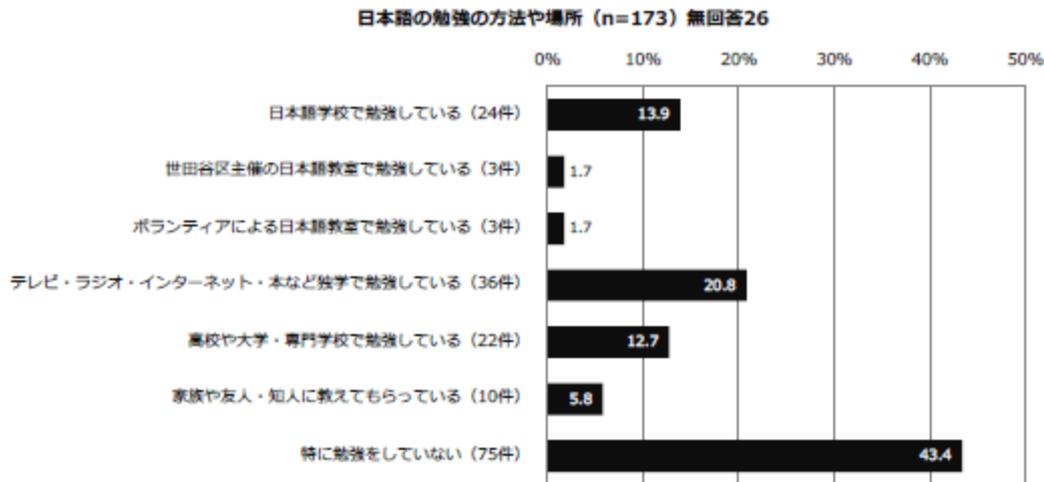


書くこと (n=195) 無回答4



日本語（話す・聞く・読む・書く）のレベルでは、「話す」「聞く」「読む」で「できる」が最も多く、「書く」では「だいたいできる」が最も多かった。「できる」と「だいたいできる」の合算で見ると、「話すこと」81.1%、「聞くこと」82.1%、「読むこと」74.0%、「書くこと」67.2%であった。

(3) 日本語の勉強 【Q 3. あなたは以下の方法や場所で、日本語を勉強していますか
(主なものを1つに○).】

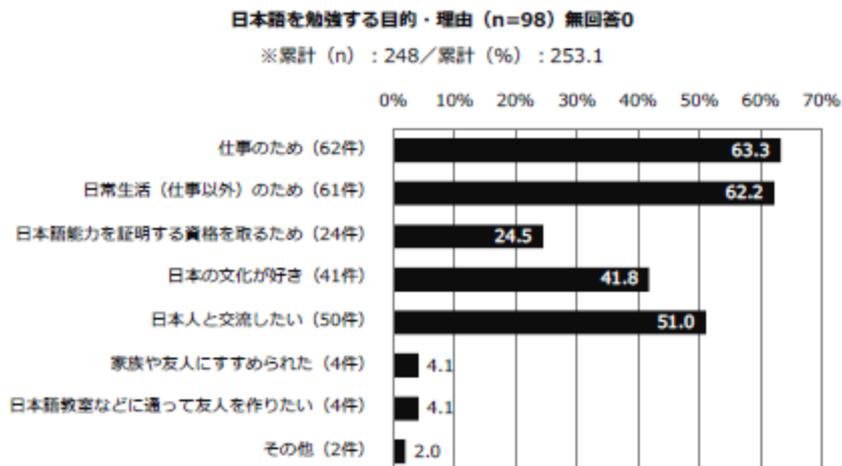


日本語の勉強の方法や場所については、「特に勉強をしていない」が75件・43.4%と半数近くを占めた。「特に勉強をしていない」を除くと、「テレビ・ラジオ・インターネット・本など独学で勉強している」が36件・20.8%と最も多く、次いで「日本語学校で勉強している」が24件・13.9%、「高校や大学・専門学校で勉強している」が22件・12.7%、「家族や友人・知人に教えてもらっている」が10件・5.8%と続いている。

(4) 日本語を勉強する目的・理由

【Q 3. (A) あなたが日本語を勉強している目的・理由は何ですか (あてはまるものを全てに○) 。】

【Q 3. あなたは以下の方法や場所で、日本語を勉強していますか。】で「特に勉強をしていない」以外の回答をした 98 件について



日本語を勉強する目的・理由では、「仕事のため」62件・63.3%、「日常生活 (仕事以外) のため」61件・62.2%、「日本人と交流したい」50件・51.0%の順で割合が高かった。

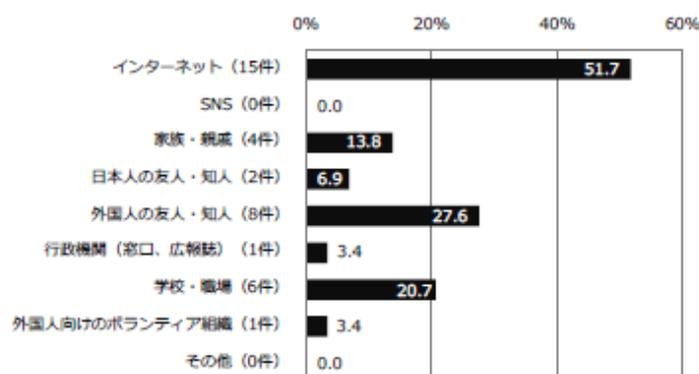
(5) 日本語教室や日本語学校の探し方

【Q3.(B) あなたは、日本語教室や日本語学校をどのような方法で探しましたか(あてはまるもの全てに○)】

【Q3. あなたは以下の方法や場所で、日本語を勉強していますか。】で「日本語学校で勉強している」「世田谷区主催の日本語教室で勉強している」「ボランティアによる日本語教室で勉強している」と回答した30件について

日本語教室や日本語学校の探し方 (n=29) 無回答1

※累計(n):37/累計(%):127.6



日本語教室や日本語学校の探し方では、「インターネット」が5割以上を占め、「外国人の友人・知人」27.6%、「学校・職場」20.7%、「家族・親戚」13.8%と続いている。

(6) 日本語の勉強意欲

【Q3.(C) 今後、日本語を勉強したいですか。】

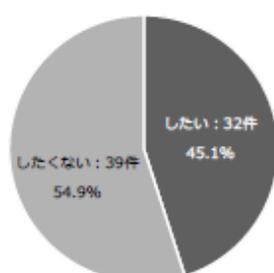
【Q3. あなたは以下の方法や場所で、日本語を勉強していますか。】で「特に勉強をしていない」と回答した75件について

(7) 日本語の勉強をしない理由

【Q3.(D) 日本語の勉強をしていないのはなぜですか(主なもの3つ以内に○)】

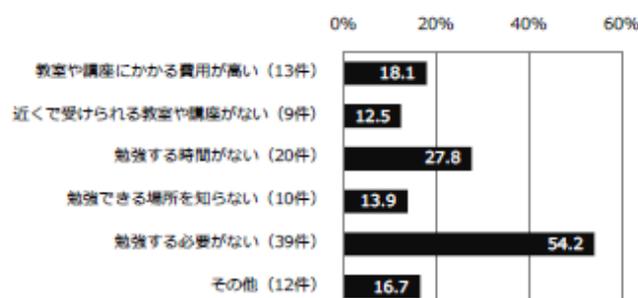
【Q3. あなたは以下の方法や場所で、日本語を勉強していますか。】で「特に勉強をしていない」と回答した75件について

日本語の勉強意欲 (n=71) 無回答4



日本語の勉強をしない理由 (n=72) 無回答3

※累計(n):103/累計(%):143.1

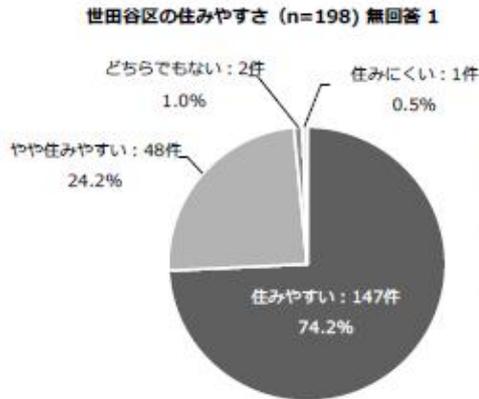


日本語の勉強意欲では、「したくない」が「したい」を上回っているものの、45.1%が「したい」と回答している。

勉強しない理由では、「勉強する必要がある」が54.2%で最も高く、「勉強する時間がない」27.8%、「教室や講座にかかる費用が高い」18.1%と続いている。

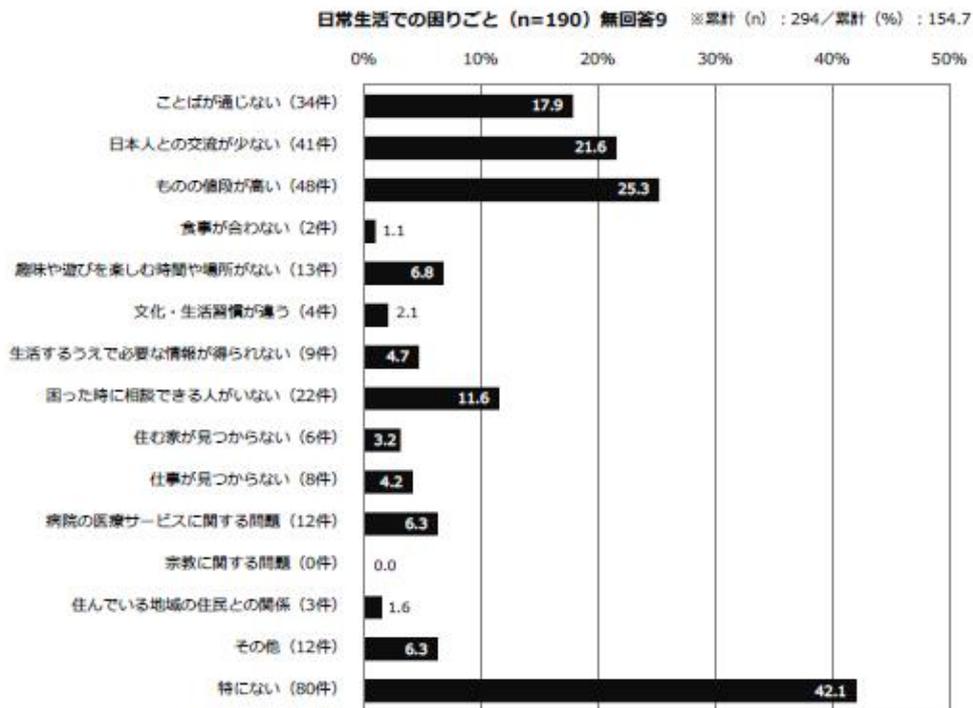
Ⅱ-3. 日常生活について

(1) 世田谷区の住みやすさ 【Q 5. あなたにとって世田谷区は住みやすいところですか（あてはまるもの1つに○）。】



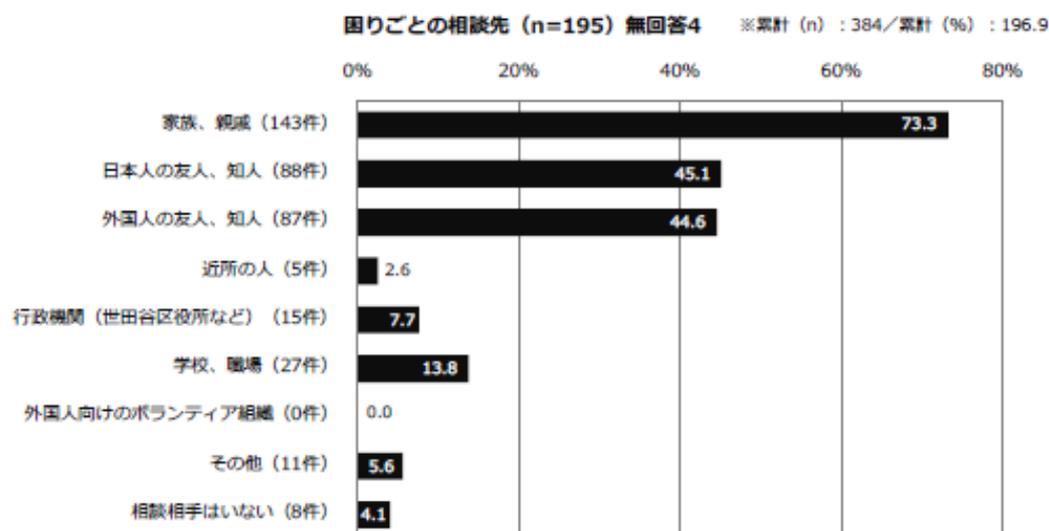
世田谷区の住みやすさでは、「住みやすい」が147件・74.2%と7割以上が住みやすいと回答しており、「やや住みやすい」の24.2%を合わせると98.4%と高い割合で住みやすさを感じている。「どちらでもない」が2件・1.0%、「住みにくい」はわずか1件・0.5%であった。「やや住みにくい」と回答した人は見られなかった。

(2) 日常生活での困りごと 【Q 6. 日常生活で困っていることはありますか（主なもの3つ以内に○）。】



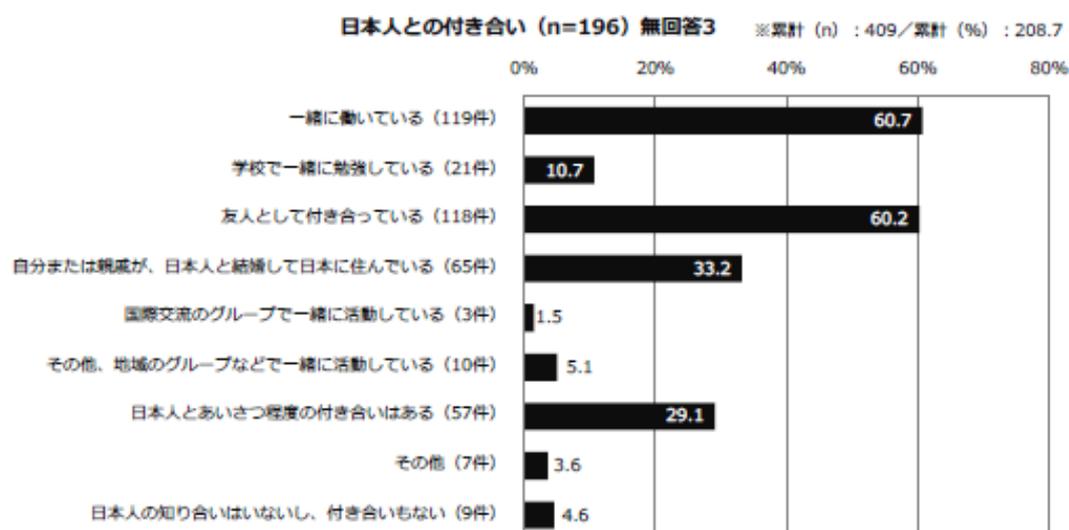
日常生活での困りごとでは、「特にない」が80件・42.1%と最も多かった。困っている内容で最も多かったのが、「ものの値段が高い」の48件・25.3%であった。次いで「日本人との交流が少ない」41件・21.6%、「ことばが通じない」34件・17.9%と続いている。

(9) 困りごとの相談先 【Q13. あなたは、困っていることを誰・どこに相談しますか
(主なものを3つ以内に○)】



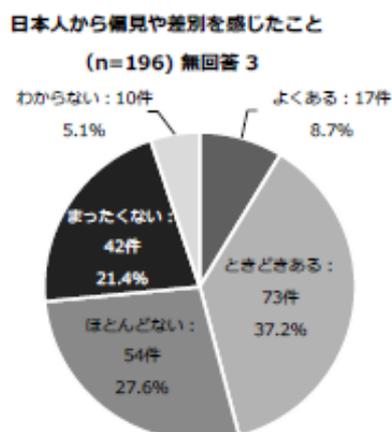
困りごとの相談先では、「家族、親戚」が143件・73.3%で最も多く、「日本人の友人、知人」が88件・45.1%、「外国人の友人、知人」が87件・44.6%と続いている。

(10) 日本人との付き合い 【Q14. あなたは日常生活で日本人との付き合いがありますか
(あてはまるものを全てに○)】



日本人との付き合いでは、「一緒に働いている」が119件・60.7%と最も多く、「友人として付き合っている」が118件・60.2%、「自分または親戚が、日本人と結婚して日本に住んでいる」が65件・33.2%、「日本人とあいさつ程度の付き合いはある」が57件・29.1%の順が多かった。

(11) 偏見や差別 【Q15. あなたは普段の生活の中で、「外国人」であることを理由に日本人から偏見や差別を感じたことはありますか(1つに○).】



日本人から偏見や差別を感じたことについては、「ときどきある」が73件・37.2%で最も多く、「ほとんどない」が54件・27.6%、「まったくない」が42件・21.4%、「よくある」が17件・8.7%であった。「よくある」「ときどきある」「ほとんどない」の合算は144件・73.5%であった。

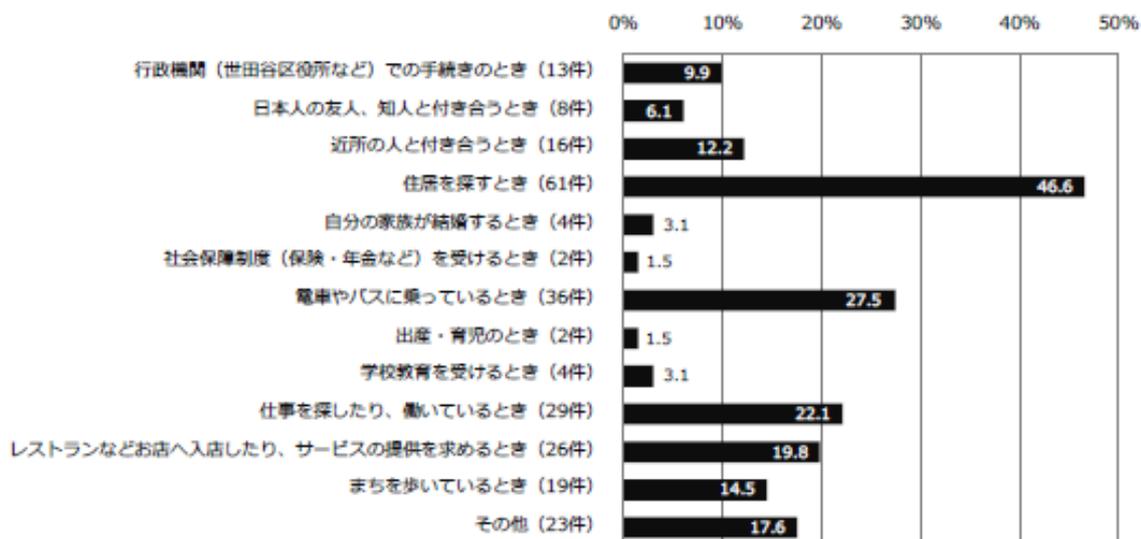
(12) どのようなときに、偏見や差別を感じたか

【Q15.(A) どのようなときに、偏見や差別を感じましたか(主なもの3つ以内に○).】

【Q15.で「よくある」「ときどきある」「ほとんどない」と回答した144件について】

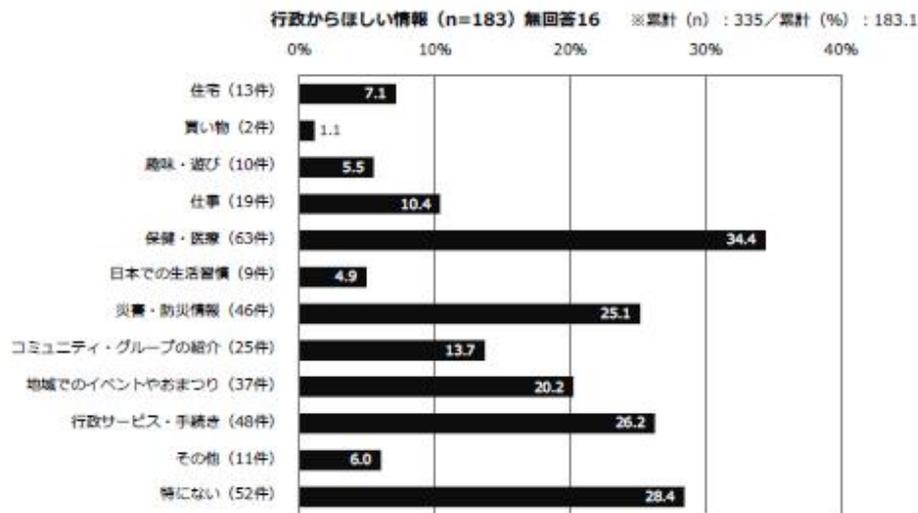
どのようなときに、偏見や差別を感じたか (n=131) 無回答13

※累計(n): 243/累計(%): 185.5



どのようなときに、偏見や差別を感じたかでは、「住居を探すとき」の61件・46.6%が最も多く、次いで「電車やバスに乗っているとき」が36件・27.5%、「仕事を探したり、働いているとき」が29件・22.1%、「レストランなどお店へ入店したり、サービスの提供を求めるとき」が26件・19.8%と続いている。

(15) 行政からほしい情報【Q17. 行政からほしい情報はどのようなものですか（主なもの3つ以内に○をつけ、具体的な内容をかつこの中に書いてください）。】



行政からほしい情報では、「保健・医療」が63件・34.4%で最も多い。「行政サービス・手続き」が48件・26.2%、「災害・防災情報」が46件・25.1%、「地域でのイベントやおまつり」が37件・20.2%と続いている。

■ 『行政からほしい情報』で記述回答のあった主な内容（抜粋）

<住宅>

- ・外国人に住宅や賃貸の相談や支援を提供できる専門部署があることを希望
- ・外国人が住める物件情報の提供
- ・区が運営する住宅を積極的に発信して欲しい

<買い物>

- ・フリマ情報
- ・ベトナムスーパー、調味料店

<趣味・遊び>

- ・（無料）英語での世田谷での活動
- ・外国人向けレクリエーション
- ・コミュニティのための活動

<仕事>

- ・外国籍でも安心して働ける場の情報の提供
- ・日本語を使う外国人向けの仕事
- ・日本の伝統的なものを勉強できる場所

<保健・医療>

- ・外国語で利用できる病院（29件）
- ・インターネットおよび英語による予約または医療処置に関する書面による情報
- ・介護保険や健康保険でつかえるサービス

<日本での生活習慣>

- ・如何にもっとうまく日本の社会に溶け込むことができるか？
- ・イベント
- ・日本の歴史、文化の勉強会など

<災害・防災情報>

- ・英語での情報提供（4件）
- ・緊急時の英語での対応（2件）
- ・外国語でのサービス提供（3件）

<コミュニティ・グループの紹介>

- ・外国人コミュニティや外国に関心があるグループなど（2件）
- ・日本人との交流、または社会人サークル情報

<地域でのイベントやおまつり>

- ・開催場所と日時（4件）
- ・英語の情報
- ・イベント情報（2件）

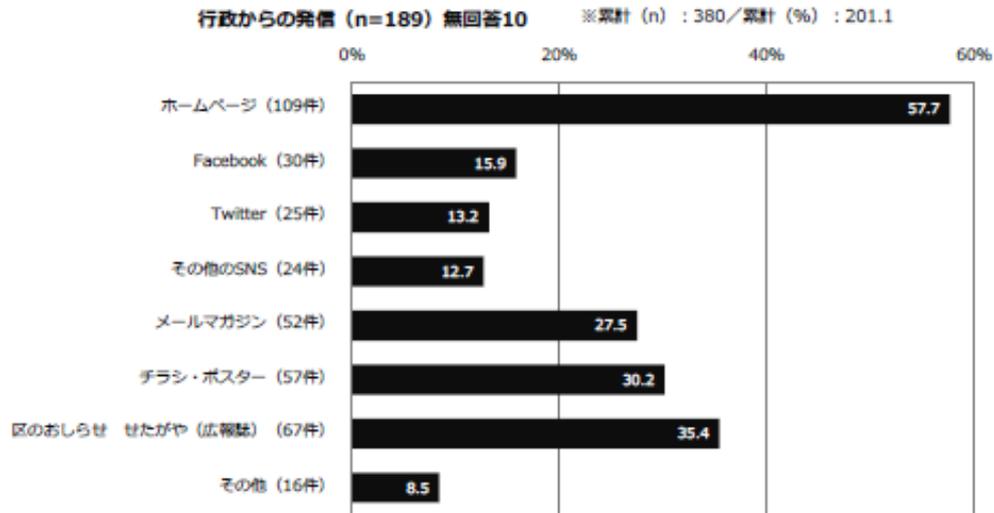
<行政サービス・手続き>

- ・多言語対応
- ・日本語以外のもっと詳細な情報
- ・外国語を使用できるところ（2件）
- ・年金（2件）、社会保険

<その他>

- ・外国人として知らない可能性がある日本の常識
- ・外国人の親のために外国語が可能な学校/幼稚園
- ・保育園のオプション
- ・税金、海外からの入金、投資など
- ・退職/年金（国民年金、私学共済）民間保険/年金

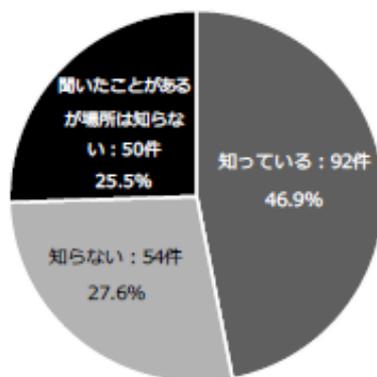
(16) 行政からの発信【Q18. 行政からの情報を、どのような方法で発信してほしいですか (主なものを3つ以内に○)】



行政からの発信では、「ホームページ」109件・57.7%でニーズが高いことがうかがえる。「区のおしらせ せたがや (広報誌)」67件・35.4%、「チラシ・ポスター」57件・30.2%、「メールマガジン」52件・27.5%と続いている。

(17) 避難場所認知度【Q19. あなたは地震などの災害が発生したときに自分が避難できる場所を知っていますか (1つに○)】

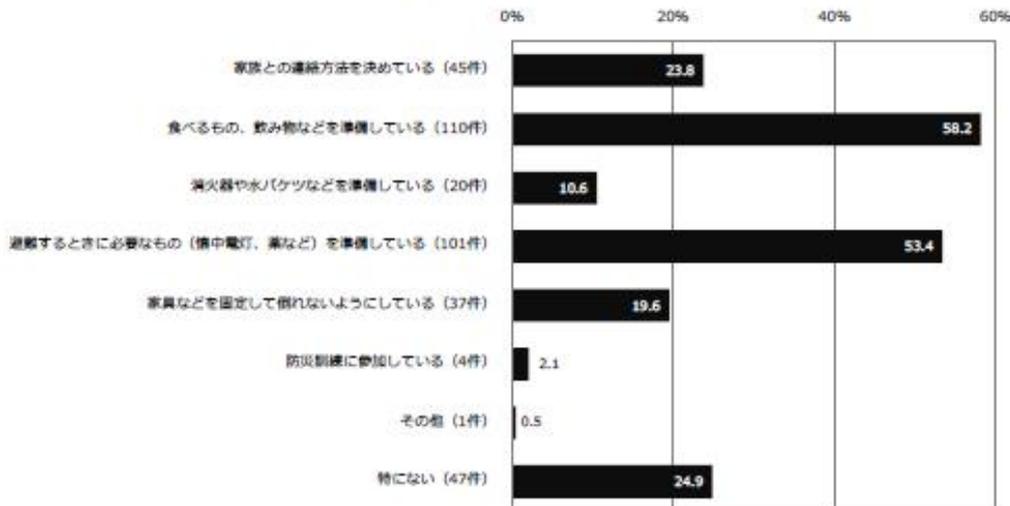
避難場所認知度 (n=196) 無回答3



避難場所の認知度では、「知っている」が92件・46.9%で、半数近くが自身の避難場所を認知していた。「知らない」54件・27.6%、「聞いたことがあるが場所は知らない」は50件・25.5%であった。

(18) 災害時の対策 【Q20. あなたは地震などの災害に備えてどのような対策をとっていますか (主なもの3つ以内に○).】

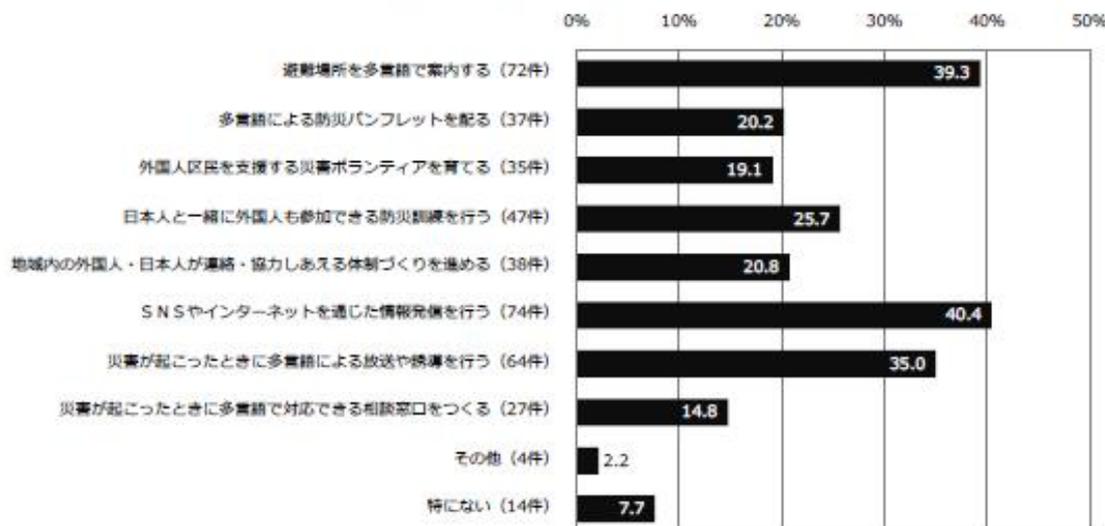
災害時の対策 (n=189) 無回答10 ※累計 (n) : 365 / 累計 (%) : 193.1



災害時の対策では、「食べるもの、飲み物などを準備している」が110件・58.2%で最も多く、「避難するときに必要なもの (懐中電灯、薬など) を準備している」が101件・53.4%と続いている。

(19) 世田谷区に望む災害対策 【Q21. あなたは地震などの災害に備えて世田谷区にどのような対策を望みますか (主なもの3つ以内に○).】

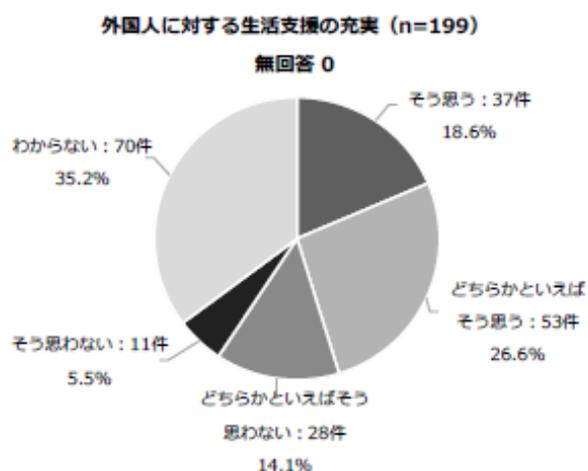
世田谷区に望む災害時の対策 (n=183) 無回答16 ※累計 (n) : 412 / 累計 (%) : 225.1



世田谷区に望む災害対策としては、「SNSやインターネットを通じた情報発信を行う」が74件・40.4%で最も多く、「避難場所を多言語で案内する」が72件・39.3%、「災害が起こったときに多言語による放送や誘導を行う」が64件・35.0%と続いた。

(20) 外国人に対する生活支援の充実

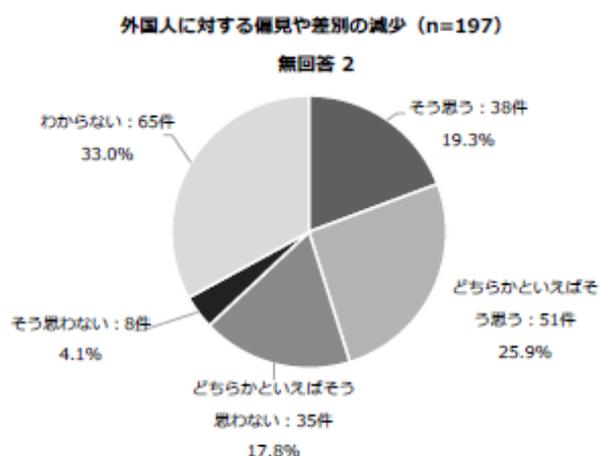
【Q 2 2. 世田谷区では、外国人が安心して地域で生活するために、教育、住宅、就労など、生活全般にわたっての支援を行っています。あなたは外国人に対する生活支援が充実していると思いますか（1つに○）。】



外国人に対する生活支援の充実では、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計が90件・45.2%で、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計39件・19.6%を上回っている。「わからない」は70件・35.2%であった。

(21) 外国人に対する偏見や差別の減少

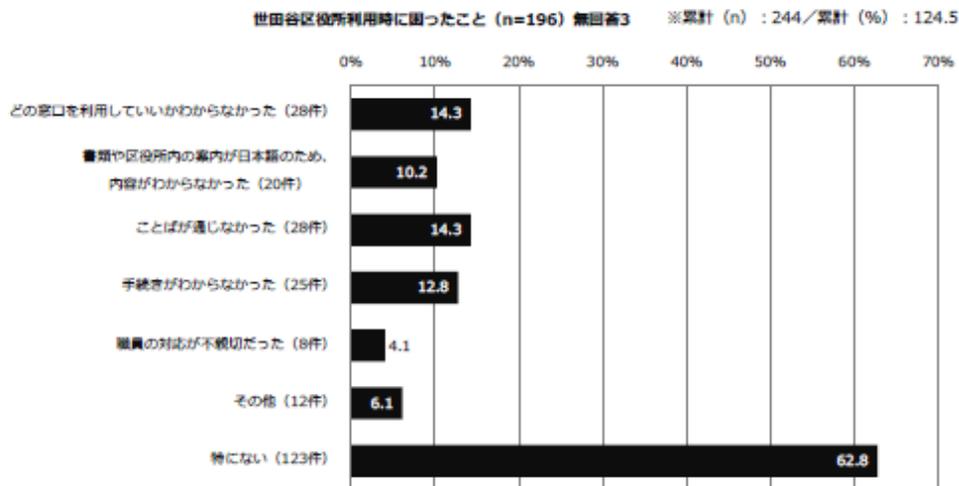
【Q 2 3. 世田谷区では、多様な文化を理解し合える交流イベントなどを開催し、区民一人ひとりが互いの文化について理解を深め、偏見や差別を解消することで、多文化共生社会の実現を目指しています。あなたは、区内において外国人に対する偏見や差別が減っていると思いますか（1つに○）。】



外国人に対する偏見や差別の減少では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合算が89件・45.2%、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の合算が43件・21.9%で偏見や差別が減っていると感じる外国人が23.3ポイント多い。「わからない」は65件・33.0%であった。

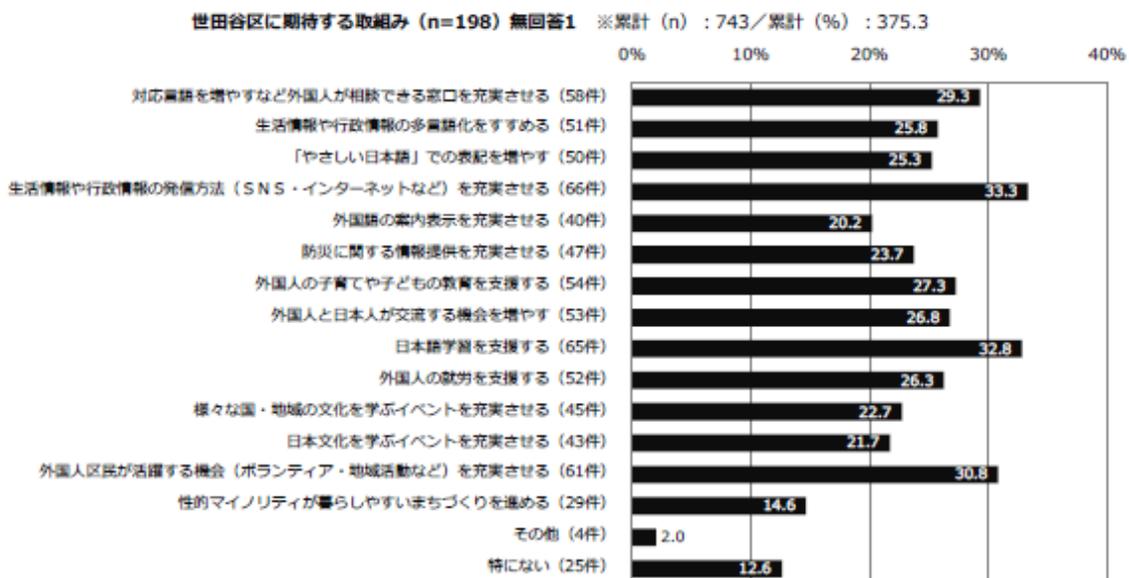
II. 4. 行政サービスについて

(1) 世田谷区役所利用時に困ったこと 【Q24. あなたが世田谷区役所を利用したとき、困ったこと(ありましたか)(主なものを3つ以内に○)】



世田谷区役所利用時に困ったことでは、「どの窓口を利用していいかわからなかった」及び「ことばが通じなかった」が14.3%で最も高く、続いて「手続きがわからなかった」12.8%、「書類や区役所内の案内が日本語のため、内容がわからなかった」10.2%、「職員の対応が不親切だった」4.1%と続いた(「その他」「特になし」は除く)。

(2) 世田谷区に期待する取組み 【Q25. あなたが世田谷区に期待する取組みは何ですか(あてはまるものを全てに○)】



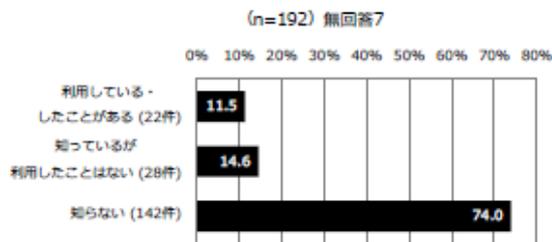
世田谷区に期待する取組みでは、「生活情報や行政情報の発信方法(SNS・インターネットなど)を充実させる」が66件・33.3%で最も多かった。次いで「日本語学習を支援する」が65件・32.8%、「外国人区民が活躍する機会(ボランティア・地域活動など)を充実させる」61件・30.8%、「対応言語を増やすなど外国人が相談できる窓口を充実させる」58件・29.3%の順で多かった。

(3) 外国人向け出版物・取組み

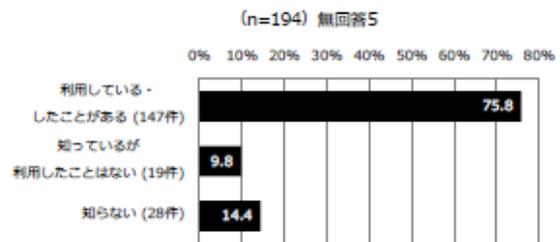
【Q 2 6. あなたは世田谷区が行っている以下の出版物や取組みを知っていますか。また、利用したことがありますか。a)～i)までの出版物や取組みについて、1～3のうちあてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。(それぞれ1つに○)。】

<出版物>

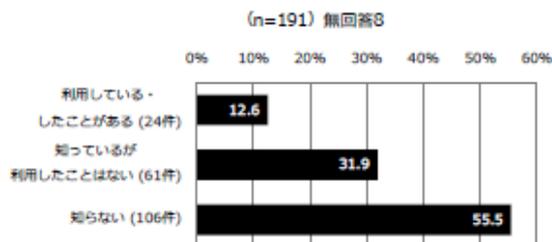
■ 『a) 外国語版生活便利帳「Life in Setagaya」』



■ 『b) 「資源とごみの出し方・分け方」』

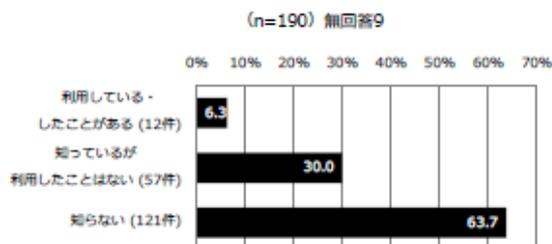


■ 『c) 災害時区民行動マニュアル(マップ版)』

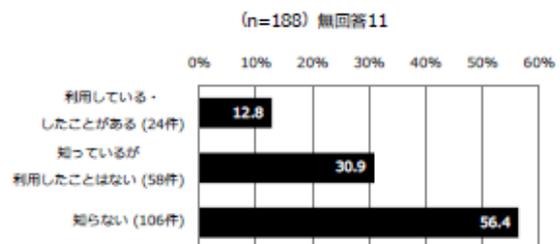


<取組み>

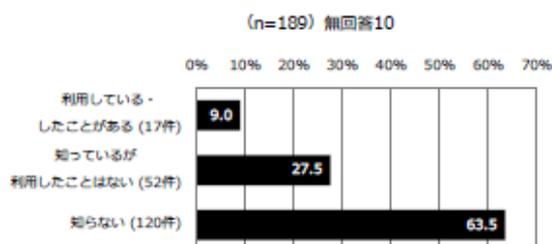
■ 『d) 日常生活や行政に関することを相談できる外国人相談窓口』



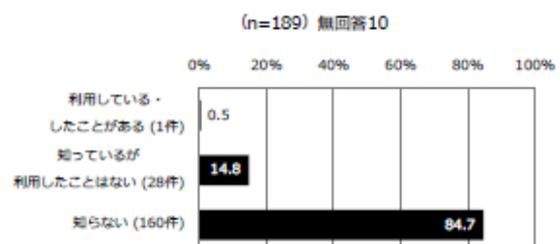
■ 『e) 世田谷区ホームページの外国人向けページ』



■ 『f) 外国人向けの日本語教室』



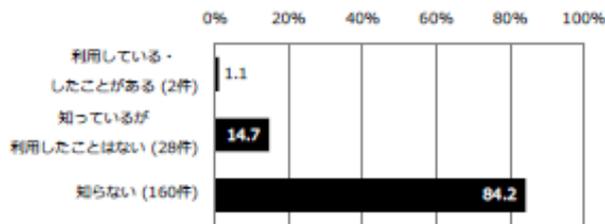
■ 『g) 帰国・外国人児童・生徒のために教育や相談指導を行う教育相談室』



<取組み>

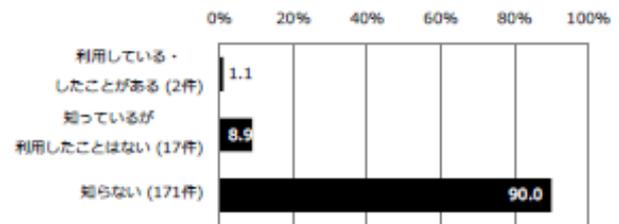
■ 『h) せたがや国際交流センター
(クロッシングせたがや)』

(n=190) 無回答9



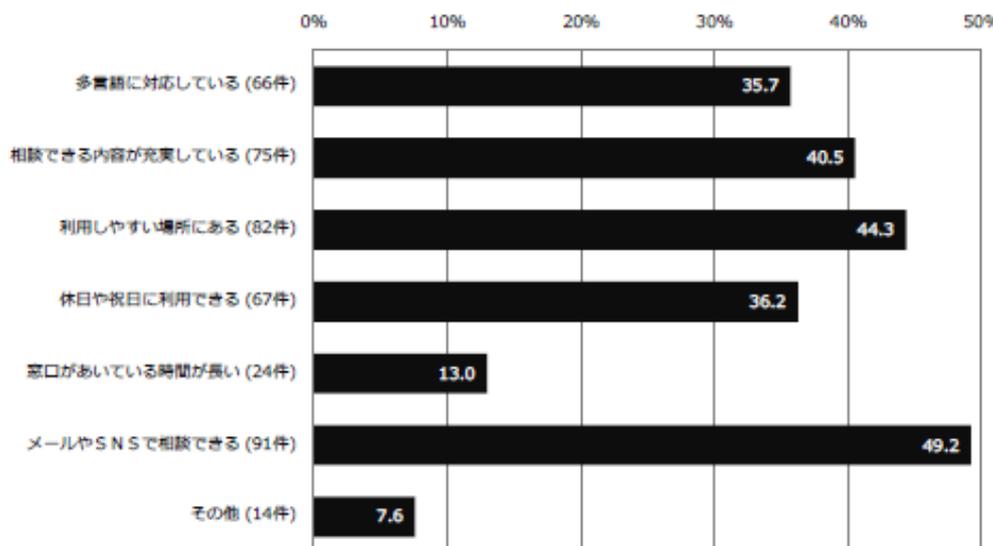
■ 『i) 世田谷区パートナーシップの宣誓
(同性パートナーシップ宣誓)』

(n=190) 無回答9



(4) 利用したい外国人相談窓口 【Q27. あなたはどのような外国人相談窓口であれば、利用したいと思いますか(主なもの3つ以内に○)。】

利用したい外国人相談窓口 (n=185) 無回答14 ※累計 (n) : 419/累計 (%) : 226.5



利用したい外国人相談窓口では、「窓口があいている時間が長い」の24件・13.0%以外の選択肢が拮抗しているが、「メールやSNSで相談できる」が91件・49.2%で最も多く、次いで「利用しやすい場所にある」82件・44.3%、「相談できる内容が充実している」75件・40.5%、「休日や祝日に利用できる」67件・36.2%、「多言語に対応している」66件・35.7%と続いている。

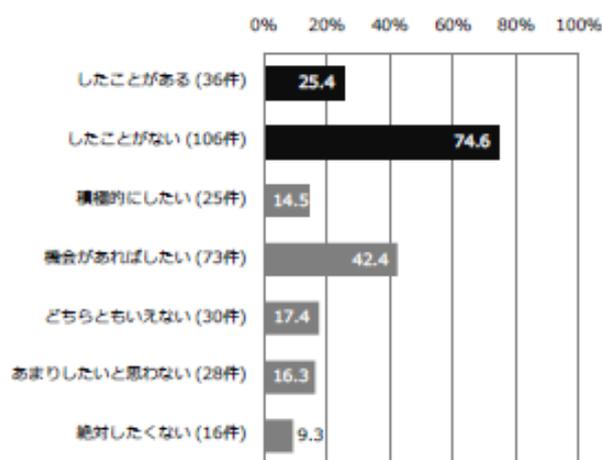
Ⅱ-5. 交流活動について

(1) 交流活動の有無・希望

【Q 2 9. あなたは次のような交流や活動 a) ~ h) をしたことがありますか。1か2のどちらかを選んで○をつけてください。また、今後、次のような交流や活動をしていきたいと思いませんか。3~7のうち、あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。】

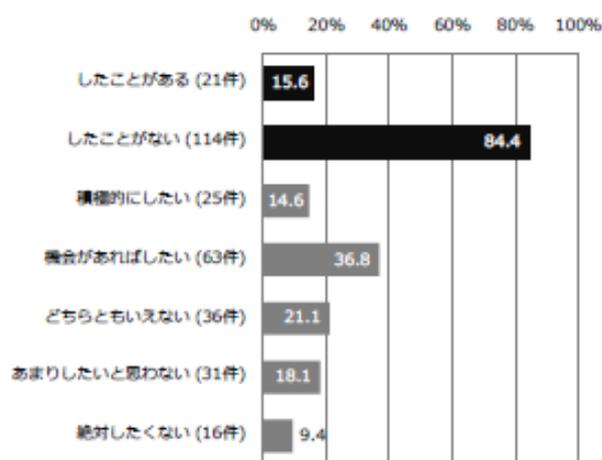
■ 『a) 母語や日本語を教える活動』

活動の有無 (n=142) 無回答57
活動の希望 (n=172) 無回答27



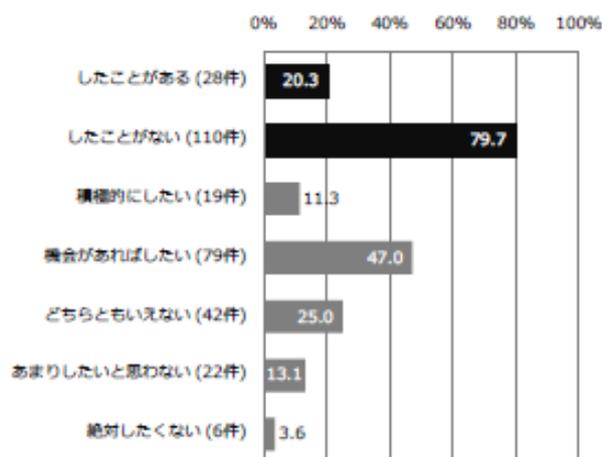
■ 『b) 学校の授業への協力』

協力の有無 (n=135) 無回答64
協力の希望 (n=171) 無回答28



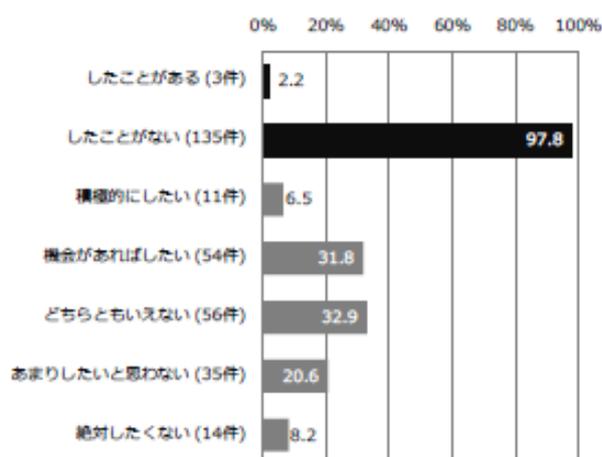
■ 『c) 防災訓練』

活動の有無 (n=138) 無回答61
活動の希望 (n=168) 無回答31



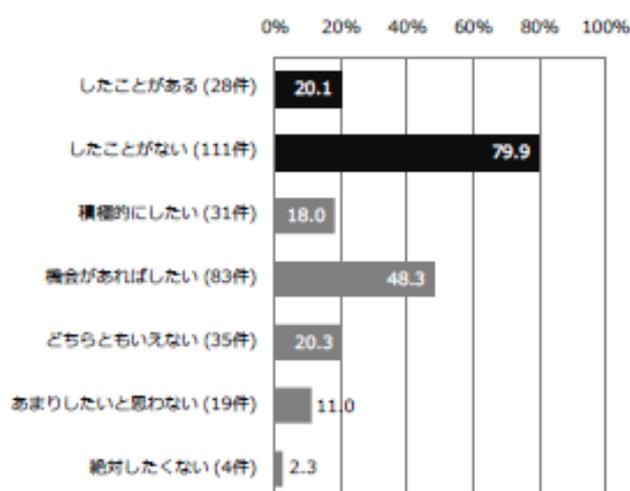
■ 『d) 防犯活動』

協力の有無 (n=138) 無回答61
協力の希望 (n=170) 無回答29



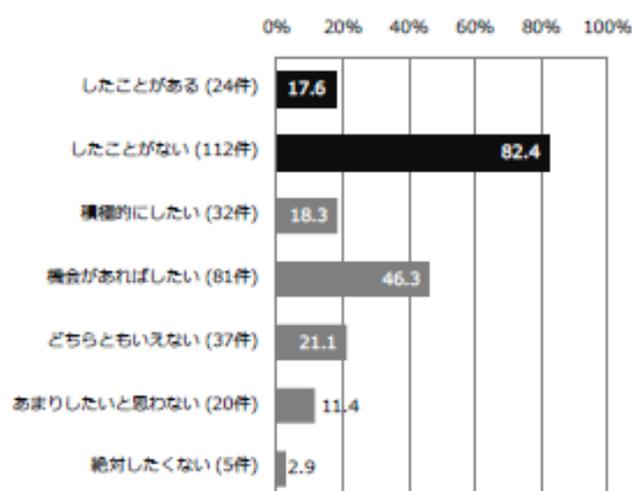
■ 【e）地域のイベント】

活動の有無 (n=139) 無回答60
 活動の希望 (n=172) 無回答27



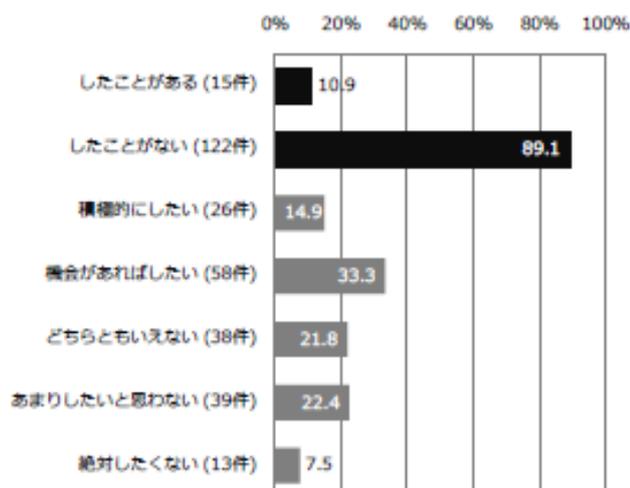
■ 【f）文化交流】

協力の有無 (n=136) 無回答63
 協力の希望 (n=175) 無回答24



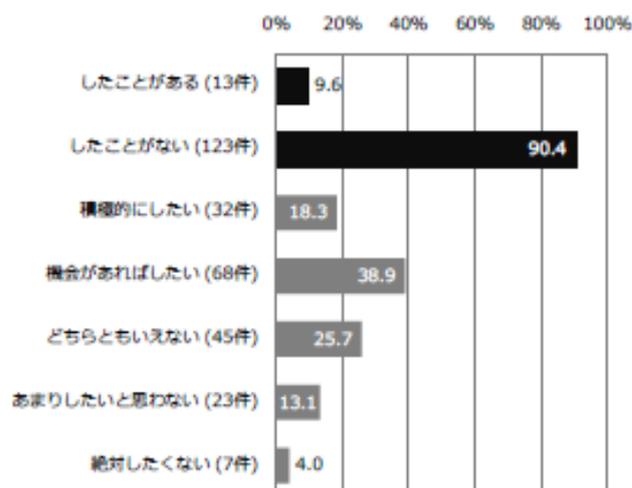
■ 【g）スポーツ交流】

活動の有無 (n=137) 無回答62
 活動の希望 (n=174) 無回答25



■ 【h）外国人支援活動】

協力の有無 (n=136) 無回答63
 協力の希望 (n=175) 無回答24



(2) している(してみたい) 交流や活動 【Q29.(A) その他、している(してみたい) 交流や活動があれば以下に書いてください。】

■ 『している交流や活動』 回答の主な内容

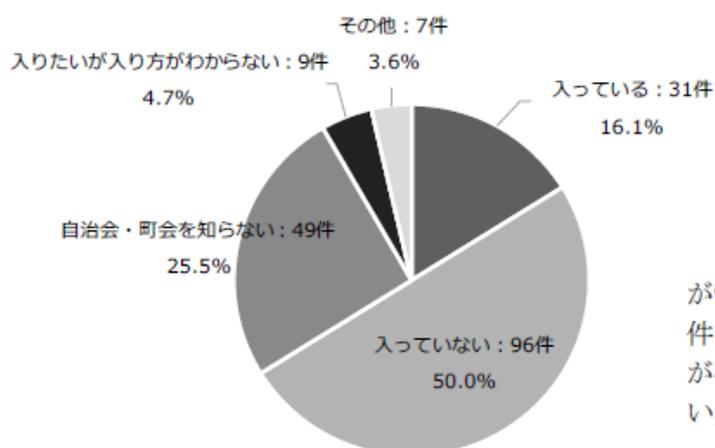
	件数
スポーツ、武道	3
合唱	1
絵画	1

■ 『してみたい交流や活動』 回答の主な内容

	件数
言語交流活動(日本語含む)	6
スポーツ、武道	3
ボランティア活動	2
料理教室	2
環境活動(ゴミ拾い等)	2

(3) 自治会・町会の加入状況 【Q30. あなた(あなたの世帯)は自治会・町会に入っていますか(1つに○)。】

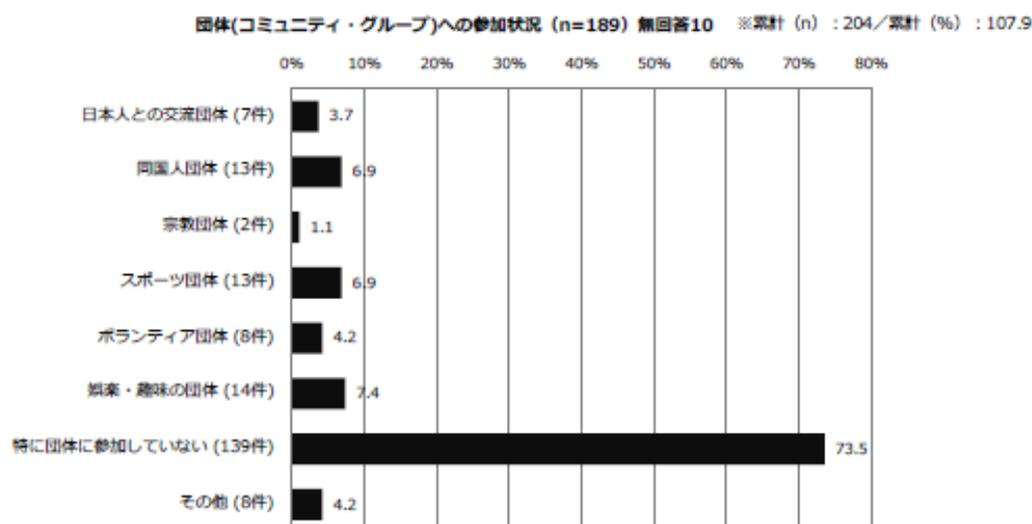
自治会・町会の加入状況 (n=192) 無回答7



自治会・町会の加入状況では、「入っていない」が96件・50.0%で最も多く、「入っている」は31件・16.1%であった。「自治会・町会を知らない」が49件・25.5%、「入りたいが入り方がわからない」が9件・4.7%であった。

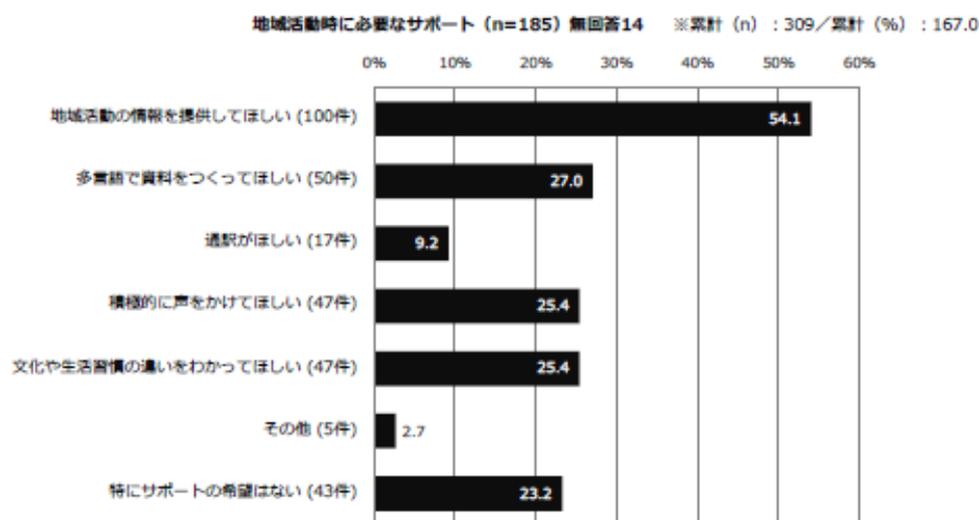
(4) 団体（コミュニティ・グループ）への参加状況

【Q3 1. あなたは仕事や学校以外で何らかの団体（自治会・町会を除く、コミュニティやグループなど）に入っていますか（主なもの3つ以内に○）。】



団体（コミュニティ・グループ）への参加状況では、「特に団体に参加していない」が139件・73.5%であった。他の選択肢はいずれも10%未満で、「娯楽・趣味の団体」が14件・7.4%で最も多く、次いで「同国人団体」「スポーツ団体」がともに13件・6.9%となった。

(5) 地域活動時に必要なサポート 【Q3 2. 地域での活動を行うとき、どのようなサポートが必要だと思いますか（主なもの3つ以内に○）。】



地域活動時に必要なサポートでは、「特にサポートの希望はない」は23.2%で約8割がサポートを希望している。

令和6年度(2024年度)
世田谷区第二次多文化共生プラン取組み状況報告書

令和7年9月発行

世田谷区生活文化政策部 文化・国際課
〒156-0043 東京都世田谷区松原 6-3-5
電話 03-6304-3439 FAX 03-6304-3710